

ISSN 0286 - 5831

國 學 院 大 學

博物館學紀要

第 35 輯

卷

2010年度

國學院大學博物館學研究室

Bulletin of Museology, Kokugakuin University
HAKUBUTUKANGAKU-KIYO

2010, No.35

CONTENTS

- Practice and process of the High Education Program
on Museology: AN Adoption Subject of the Program for
Enhancing Systematic Education in Graduate Schools
by Ministry of Education, Culture, Sports, Science and
Technology in 2009 AOKI Yutaka 1
- Promotion and current state of established museum
plan in Chiba Prefecture MAEKAWA Masahide 19
- Yamataka Nobuakira and his Work
- Samurai became Museum Director - KODERA Akihiro 39
- KEITARO MIYAMOTO and Museology OCHIAI Tomoko 63
- Traditional preservation method of material OHTANI Ayumi 71
- An introduction to scroll display KAWAI Nanase 83
- The Activities for Spreading Education at museum
and the Trial of Raising Particular Volunteers
- Especially through Matchlock Gun Party and Samurai Parade - KONISHI Masanori 97
- The reconsideration of an open air museum.
- Making a clear distinction between "An open air museum of
remains" and "An open air museum of private house". - SAITOU Chiaki 123
- A study of the barrier-free design for Open Air Museum NAKAMURA Chie 133
- A consideration of Concert in Museum MATSUBAYASHI Yuki 145
- BUNGAKUKAN in town promotion WATANABE Mai 157
- Museum law in Korea LEE Moonja 167

平成 21 年度文部科学省「組織的な大学院教育 改革推進プログラム」採択による高度博物館学 教育に至る経緯と実践

Practice and process of the High Education Program on
Museology: AN Adoption Subject of the Program for
Enhancing Systematic Education in Graduate Schools by
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology
in 2009

青木 豊

AOKI Yutaka

はじめに

我が国の博物館の現状は、低迷する日本経済の中で、指定管理者制度の導入や団塊の世代の集団とも言える定年退職者に対する補充問題、更には市町村合併による混乱、私立博物館にあつては公益法人改革による一般社団法人・一般財団法人への移行等々で混迷を来たしているのが現状である。

しかし、この博物館の混迷は社会の変革にのみ原因とするのではなく、次の二点が抜本的原因であると考えられるのである。

- 1、博物館法及び関係法規の不整備な点
- 2、博物館運営者の博物館学意識が脆弱である点

博物館法及び関係法規の不整備な点は、社会教育法に基づく社会教育機関である博物館に、費用対効果の判断基準が採り入れられる唯一最大の原因である博物館法第 23 条（入館料等）や、第 2 点の根幹に関与する問題で別稿^{註 1}で記した無資格者の博物館への配置を可能としている館法第 6 条の不適切さは基より、最大の原因は昭和 48 年の文部省告知の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（通称 48 基準）が平成 15 年 6 月に廃止されたことに起因しているものと考えられるのである。つまり、改正された「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の内容の空洞化が直截的な原因となっていると看取されるのである。

1、博物館法及び関係法規の不整備な点

不具合を代表する条文として博物館法第 23 条（入館料等）が、先ず挙げられる。公立博物館の入館料等の施設の利用については、博物館法第 23 条の条文で記されていることは周知の通りであるが再度確認すると下記の如くである。

（入館料等）

第 23 条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場

合は、必要な対価を徴収することができる。

当該条文の構成は、法学で言う「原則と例外」の両面を合わせ持った条文である点を最大の特徴とする。この意味で共に社会教育法を親法とする図書館法の第17条(入館料等)とは基本的に異なる思想によるものと判断されるのである。当然のことながら、例外を容認するには客観的合理性に基づく社会的相当性による許容が必要であることは確認するまでもない。

しかし、これらの検証が無いまま例外が一般化し、社会通念化しているのが現状である。社会教育施設としての公立博物館の有料化に関しては、古くから数々の反対論文があり、有料化に伴う不具合についても多々議論されてきた論題であるところから、本論では仔細については省略するが、基本的要件は以下の2点に集約されるものと考えられる。

- 一、博物館入館料の徴収は、博物館利用者にとっては最大のバリアである。
- 二、博物館入館料の徴収は、生涯学習機関としての博物館を自ら否定するものであり、その結果利潤を目的とする法人と同様に費用対効果の判断基準が適用されることとなり、結果として博物館廃止にいたる原因を醸成するものが入館料なのである。

以上からも明確であるように博物館法23条は、博物館の根幹に係わる条文であるにも拘わらず博物館法改正をたからかに謳った「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」では、歯牙にもかけられなかったのは極めて残念である。

2、博物館法第4条の不具合

次いで不具合な条文として挙げねば成らないのは「博物館法」第4条3項であり、当条文には、「博物館に専門的職員として学芸員を置く。」と明示されていることは周知の通りである。しかし、現実には学芸員に相当する専門職員として現実に従事している人物が、学芸員資格を持たない無資格者である専門職を多々目にする。ただ、具体的な統計は持ち合わせていないので、以下の記述に於いて適確でない部分があれば容赦を願うものである。

例えば、県立博物館・美術館・自然博物館の年報等の組織表を見る限り、学芸員資格無資格者の学芸員に相当する職員が多く存在していることは事実である。この原因は、県立博物館に於いてはその採用が学芸員採用ではなく、教員採用した教育職員等の配置転換が常套化している結果と看取される。そして、博物館学芸員相当職へ配置転換された元教育職員の多くは有資格者でない職員であるが故に、当然ながら「学芸員」の職名は使用できず、研究員・主事等々の職名を冠しているのが常である。しかし、その職務内容は正に学芸に関する仕事であろうところからも、極言すれば無資格者の任命と実務への従事と言うことになる。この不法とも表現できる行為は「博物館法」第4条5項に記された「博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。」(傍線筆者)と明記されている学芸員補その他の職員に相当させることにより、合法としているのであろうが、如何なものであろうか。ならば、職名を学芸員補とすべきであるが、組織内での所謂配慮であろうか、学芸員補の職名を使用していないのも事実である。

また、教育職員からの配転とは別途に、博物館自体が採用する場合に於いても、その採用条件は要学芸員資格(学芸員資格取得見込み)が加えられていないケースも決して珍しくはないのである。学芸員無資格者を良しとする考え方は、是非

博物館側にご賢察戴き是正願わねばならない点であり、抜本的には、県立博物館を始めとする公立博物館の専門職の採用及び配置は、学芸員資格有資格者に限定する旨の厳格な指導を文科省に切望する次第である。

3、学芸員有資格者採用の要望に基づく博物館法第6条の改正案

我が国の成熟した社会では、車の運転は勿論の事、医師、教師、美容師等々のいずれに於いても無免許、無資格は許されない社会情勢下にあつて、生涯教育・文化の拠点である博物館に無法が存在すること自体がゆゆしき問題なのである。拗つて、法の遵守からしても有資格者の配置を徹底して戴かねばならない事は前述の通りである。

それが何故、かかる不具合な事態が出現したのかを考えると、具体的には下記の博物館法第6条（学芸員補の資格）が無資格者の博物館専門職としての採用を許す法的根拠となっていると見做せるのである。

（学芸員補の資格）

第6条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56号1項の規定により
大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

（傍線筆者）

と明記されており、「大学に入学することのできる者」、換言すれば即ち高等学校を卒業した者や大検に合格した者は学芸員補に就くことができるのである。昭和26年の博物館法制定時から昭和40年頃までなら兎も角として、今日の社会では高校卒業者が学芸員補として採用されることは、現実的ではないといつても過言ではないであろう。現在は、学芸員有資格者の少なかった時代とは異なり、年間約1万人の有資格者を養成している現状では不必要な条文であることは自明の通りであり、本条文の存在が前述した無資格者採用の温床であると指摘できるのである。

拗つて、当該条文の内容は今日の社会情勢に鑑みても早急に撤廃しなければならない条文であると考えられるものである。更に、短期大学での学芸員養成に意義を持たせる為にも、下記の如くに第六条の改正を提案するものである。

現行（学芸員補の資格）

第6条 学校教育法（昭和22年法律26号）第56条第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補の資格を有する。

改正案（学芸員補の資格）

第6条 短期大学を卒業し、博物館に関する所定の科目の単位を取得した者は、学芸員補となる資格を有する。

以上例示したように改正することにより、無資格者の採用及び配置に歯止めをかけることと、短期大学での学芸員養成を明確できるものとするものである。

4、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」廃止による博物館の混迷

当該基準に関しては、昭和48年11月30日付で、各都道府県教育委員会教育長宛に出された文部省社会教育局通達（平成15年6月廃止）によ

48基準	<p>(職員)</p> <p>第12条 都道府県及び指定都市の設置する博物館には、17人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとし、市(指定都市を除く。)町村の設置する博物館には、6人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとする。</p>												
同上別記	<p>10 第12条関係</p> <p>本条第1項の17人及び6人の職務内容別の内訳は、左の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="400 465 1289 645"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>都道府県立・指定都市立</th> <th>市町村立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 第8条の教育活動及び資料に関する研究を担当する者</td> <td>8人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>イ 1次資料の収集、保管、展示等を担当する者</td> <td>8人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>ウ 2次資料の収集、保管等を担当する者</td> <td>1人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	都道府県立・指定都市立	市町村立	ア 第8条の教育活動及び資料に関する研究を担当する者	8人	3人	イ 1次資料の収集、保管、展示等を担当する者	8人	3人	ウ 2次資料の収集、保管等を担当する者	1人	
区 分	都道府県立・指定都市立	市町村立											
ア 第8条の教育活動及び資料に関する研究を担当する者	8人	3人											
イ 1次資料の収集、保管、展示等を担当する者	8人	3人											
ウ 2次資料の収集、保管等を担当する者	1人												
現行	<p>(職員)</p> <p>第9条 博物館に、館長を置くとともに、事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。</p>												
48基準	<p>(施設の面積)</p> <p>第5条 博物館(動物園、植物園及び水族館を除く。)の建物の延べ面積、都道府県及び指定都市の設置する博物館にあっては6,000平方メートルを、市(指定都市を除く。)町村の設置する博物館にあっては、2,000平方メートルをそれぞれ標準とする。</p> <p>2 動物園、植物園及び水族館の施設の面積は、左の表に掲げる面積を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="384 846 1385 1003"> <thead> <tr> <th>博物館の種類</th> <th>施設の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動物園</td> <td>建物の延べ面積 20平方メートルに平均同時利用者に乗じて得た面積</td> </tr> <tr> <td>植物園</td> <td>敷地面積 20万平方メートル</td> </tr> <tr> <td>水族館</td> <td>敷地面積 4,000平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	博物館の種類	施設の面積	動物園	建物の延べ面積 20平方メートルに平均同時利用者に乗じて得た面積	植物園	敷地面積 20万平方メートル	水族館	敷地面積 4,000平方メートル				
博物館の種類	施設の面積												
動物園	建物の延べ面積 20平方メートルに平均同時利用者に乗じて得た面積												
植物園	敷地面積 20万平方メートル												
水族館	敷地面積 4,000平方メートル												
同上別記	<p>5 第5条関係</p> <p>(1)本条第1項の6,000平方メートル及び2,000平方メートルの用途別面積は、左の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="448 1059 1074 1160"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県立・指定都市立</th> <th>市 町 村 立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示・教育活動関係</td> <td>2,500 m²</td> <td>850m²</td> </tr> <tr> <td>保管・研究関係</td> <td>2,500 "</td> <td>850 "</td> </tr> <tr> <td>管理・その他</td> <td>1,000 "</td> <td>300 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)総合博物館にあっては、その性格にかんがみ、本条第1項に定める面積のおよそ1.5倍程度を確保することが望ましい。</p>		都道府県立・指定都市立	市 町 村 立	展示・教育活動関係	2,500 m ²	850m ²	保管・研究関係	2,500 "	850 "	管理・その他	1,000 "	300 "
	都道府県立・指定都市立	市 町 村 立											
展示・教育活動関係	2,500 m ²	850m ²											
保管・研究関係	2,500 "	850 "											
管理・その他	1,000 "	300 "											
現行	なし												
48基準	<p>(資料)</p> <p>第6条 博物館(動物園、植物園及び水族館を除く。)は、実物又は現象に関する資料(以下「一次資料」という。)について、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管し、及び展示するものとする。</p> <p>2 動物園、植物園及び水族館は、おおむね、左の表に掲げる数の一次資料を収集し、育成し、及び展示するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="472 1451 1023 1585"> <thead> <tr> <th>博物館の種類</th> <th>資 料 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 物 園</td> <td>65種325点ないし165種825点</td> </tr> <tr> <td>植 物 園</td> <td>1,500種6,000樹木</td> </tr> <tr> <td>水 族 館</td> <td>150種2,500点</td> </tr> </tbody> </table>	博物館の種類	資 料 数	動 物 園	65種325点ないし165種825点	植 物 園	1,500種6,000樹木	水 族 館	150種2,500点				
博物館の種類	資 料 数												
動 物 園	65種325点ないし165種825点												
植 物 園	1,500種6,000樹木												
水 族 館	150種2,500点												
同上別記	<p>第6条関係</p> <p>本条第2項の表に掲げる動物園、植物園及び水族館に示す「種」の収集に当っては、広い範囲にわたって比較展示ができるように生物分類学上における複数の「綱」及び「目」にわたることが望ましい。</p>												
現 行	<p>3 第3条関係(資料)</p> <p>(1) 動物園、植物園及び水族館を含め博物館は、各館園の創意工夫により、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して必要な数の資料の収集、保管及び展示に努めるものとする。</p>												

48 基準と現行の比較表

る、(別記)「公立博物館の設置及び運営に関する基準」の取り扱いについてで、下記の通り記されている。

1、第11条関係

(1) この基準は、博物館法第八条の規定に基づき、公立博物館(以下「博物館」という。)の健全な発達を図るために博物館の設置及び運営上の望ましい基準として定めたものである。

(2) この基準は、博物館法に定める登録要件に係る審査基準でも、補助金の交付基準でもない。

と明記されているように、何らの規制を目的としたものではなく、あくまで博物館の健全な発達を図る目的で定められた基準であったにも拘わらず、世をあげての規制緩和の名のもとに解体されたことは我が国の博物館にとって基本的示準を無くしたものとなった。

つまり、博物館の混迷のほころびはここから始まったと言っても過言ではなからう。『公立博物館の設置及び運営に関する基準』の「別記取り扱いについて」では、具体的には、博物館の構成要素と一般に称される“モノ・人・場”に関する示準が「規制緩和」の号令のもとに消滅し去り、結果として博物館界は混迷期に突入したものと看取されるのである。

したがって、当基準の改訂に関与した博物館関係者の責任は極めて重大である。

かかる状況の中で、更に博物館界に追い打ちをかけたのは平成21年の秋に出された「地方分権推進委員会による第三次勧告案」で、博物館法第12条及び第21条の廃止または条例委任が勧告されたことは未だ記憶に新しい。第21条は、博物館協議会の委員に関する内容であるから兎も角として、第12条の廃止または条例委任の対象となった条文は下記の通りである。

- 一、第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 一、第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 一、第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

当該3項は、第12条の登録要件の審査の要件を明示した条文であり、前述した“モノ・人・場”を明示したものである。、当該部分の廃止は世界に類を見ない博物館の浮薄軽佻化をもたらすであろうし、先ず存続に関わる基本的なものであった。

全日本博物館学会・全国大学博物館学講座協議会をはじめとする各種の学術団体からの反対により幸いに、朝日新聞(平成22年4月9日)でも報じられたように博物館法に関する勧告案は撤廃された。撤廃は幸か当然かは兎も角として、かかる機運が社会に発生して来た事を博物館界は真摯に受け取り社会が必要とする博物館を構築しなければならないのである。直截にその為には、結果として原因の2である博物館学意識を有した熱心な学芸員を養成する事が必要なのである

朝日

2010年(平成22年)4月9日 金曜日

博物館法の見直しは「困難」

地方分権改革推進委員会が、博物館法による登録要件の廃止か条例委任を求めていた問題で、文部科学省は現行制度からの見直しは困難とする回答をした。3月末の地域主権戦略会議に報告された。

同法は博物館の登録要件として資料、学芸員その他の職員、建物及び土地などを定めている。地方分権委は、地方自治体の自主性を高める観点から見直しを勧告。だが、学術団体などから「博物館の質の低下を招く」と反対の声があがり、法を所管する文科省は「関係者の理解が得られない」ことを理由に見直しを実施しないとの判断を伝えた。

博物館法制定以来、今日までの60年のうちの42年間も占める厳然たる事実が、現在博物館の実相の形成となったので有ろうと考えられる。

平成9年からは従来の「博物館学」4単位を2単位増加させて6単位とし、「博物館経営論」・「博物館資料論」・「博物館情報論」の3科目増となり、全体で従来の5科目10単位から8科目12単位に引き上げられたがまだまだ不十分で、博物館学の体系の教授には程遠い改正であったことは明白であった。

例えば、博物館を特徴づける機能であり、博物館最大の機能である「展示論」ですらこの時点でも欠如していたのであった。当該科目の必要性については別稿^{註2}で記した通りであるが、展示論が養成科目に含まれていなかった事は、博物館学意識形成の上での大きな欠如であり、明治五年に始まる我が国の博物館展示が何の改良もなく、社会情勢に呼応することなく今日まで引き継がれ、博物館の低迷の要因となったものと看取されるのである。つまり、展示は展示業者が行うものであって、学芸員が行うべき職務内容ではないとする考え方が従来より根強く存在しているのは事実であろう。

6、博物館学の存否

この博物館運営者の博物館学意識の希薄な点は、博物館学を否定する学芸員が博物館に存在する事からはじまる。また、否定までも行かなくとも無関心である学芸員が一般的であると言っても過言ではなかろう。例えば、日本考古学協会や地方史研究会等々の学会への参加者には圧倒的に学芸員が多いことは間違いのない事実である。これに対し博物館学会には何人の学芸員が会員となっているだろうか。

5、博物館運営者の博物館学意識が脆弱である点。

この博物館運営者の博物館学意識の希薄な点は、熱心で博物館学意識のある学芸員を養成できなかったことが直接的な原因であったと看取される。

その理由としては、下記の二点があげられる。

- 1、学芸員養成科目の不足
- 2、博物館学の体系的教授ではなかった

先ず最初の学芸員の養成科目の不足については、昭和30年より現行の改正にあたる平成8年までの40余年間博物館学の専門科目としては「博物館学」4単位と「博物館実習」3単位であった。余りに少なく1951年の博

〈昭和30年改正時科目〉			〈現行科目〉			〈平成24年4月施行〉		
NO.	科目名	単位数	NO.	科目名	単位数	NO.	科目名	単位数
1	社会教育概論	1単位	1	生涯学習概論	1単位	1	生涯学習概論	2単位
						2	博物館概論	2単位
2	博物館学	4単位	2	博物館概論	2単位	3	博物館経営論	2単位
			3	博物館経営論	1単位	4	博物館資料論	2単位
			4	博物館資料論	2単位	5	博物館資料 保存論	2単位
3	視聴覚教育	1単位	5	博物館情報論	1単位	6	博物館展示論	2単位
4	教育原理	1単位	6	視聴覚教育 メディア論	1単位	7	博物館情報・ メディア論	2単位
			7	教育学概論	1単位	8	博物館教育論	2単位
5	博物館実習	3単位	8	博物館実習	3単位	9	博物館実習	3単位

(5科目10単位)

(8科目12単位)

(9科目19単位)

法定科目の推移表

博物館学の確立期は、明治時代30年代であろうことは別稿^{註3}で指摘した通りである。博物館学の存否については、確認するまでもなく厳然と存在しているのである。例えば基盤となる学会にしても「全日本博物館学会」をはじめ「日本ミュージアム・マネジメント学会」「日本展示学会」等々が存在し、基本文献にしても新旧2版の『博物館学講座』があり、事典・基本文献目録などの学術面でのインフラも確立されている。何と言っても博物館学を専門とする単行本が四百冊を凌駕し、2007・2008年度の兩年のみをとっても、この2年間に博物館に関する論文が6,500余編を数える事実を博物館学否定者は直視しなければならないのである。

また、平成19年度より時限付きであった科学研究費も2011年より「博物館学」として恒常化されたことから、博物館学の存在をもちや疑う余地などは全くないのである。

しかし、博物館学の体系としての不足する要件は、「博物館学史」と日本博物館史・欧米博物館史を合わせた「博物館史」を基軸に据え、従前よりの科目や新設科目にあっても、先ずそれらの歴史を確認する事が必要なのである。中でも、「博物館展示論」や「博物館資料論」は、博物館の発生に関与した分野であるが故に、その必要性は大きいと考えられる。温故知新の格言が明示するとおり、いずれの学術分野でも先行研究・先行事例を確認の上での批判と踏襲があって学問は成立するのである。博物館学が学として不明瞭であったのは、その場その場の事例報告的研究が一般的で学史に至らなかった点が、軽薄感を有する原因となったものと考えられる。

7、養成学芸員の資質の向上

学芸員養成の基本理念は、博物館学の体系的教授による理解が目標であることは述べた通りであり、それは同時に博物館学研究者の育成を第一義とするのである。学芸員は、資料さえ扱えば良いといった職人的職性に決して留まるものではない事を、再度確認しなければならないのである。それには博物館学意識の涵養が重要なのである。

平成19年6月15日付で、これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議より、「新しい時代の博物館制度の在り方について（報告）」が出されたことは周知の通りである。当該報告の中の別紙に、「今後早期に検討する必要がある事項について」の（二）学芸員制度関係が記されている。その中の（一）学芸員養成科目の見直しについては、学芸員養成科目の充実と博物館実習の見直しの二点が明記されており、詳細については下記の通りである。

二. 学芸員制度関係

1、学芸員養成科目の見直しについて

大学の博物館に関する科目は、従来から取得が求められていた資料の取り扱い等について基本的な技術に加え、「第4章2（1）学芸員に求められる専門性」で述べられている新たに求められる知識・技術の習得を加える必要がある。このため、現行の科目については、社会の変化に利用者のニーズ、学芸員養成科目の体系化に則して内容を見直し、新たな科目の追加、単位数の拡充等を早急に検討する必要がある。

①学芸員養成科目の充実

科目編成や単位数について見直し、学芸業務を遂行するために最低限必要とされる知識・技術を明確にするとともに、新たな科目編成・内容とする場合は、各科目に含まれるべき内容・要素の例示が必要であり、また、大学関係者によるモデル的なカリキュラム作成の支援が必要である。

②博物館実習の見直し

博物館実習についても、これまで以上に大学と博物館の連携・協力を緊密にし、その内容を精査することが求められる。特に、実習の実態については、その扱いが大学や受け入れ先の博物館によりかなり差があり、参考になる実習内容を例示する必要がある。ただし、見直しの際には、年間約1万人の学生が実習を行うことを考慮し、受け入れ側である博物館に過度の負担がかかることのないように、配慮しながら検討することが必要である。

以上①学芸員養成科目の充実に記された骨子に基づいて、養成学芸員の資質向上を目指すべく現行の8科目12単位から9科目19単位へと、科目数と単位数の引き上げが決定された。科目数に於いては1科目の増加であるが、従来の「視聴覚教育メディア論」「教育学概論」を、前者は「博物館情報メディア論」へ、後者を新しく設けた「博物館教育論」の科目内容の一部へ組み込むことにより2科目削除し、新たに「博物館資料保存論」「博物館展示」「博物館教育論」の3科目6単位が新たに増設された。

このことは、博物館学の体系の上からも不可避であったことは事実であり、当該8科目の新設により養成学芸員の学術的資質向上は大きく推進されたものと期

待できるのである。

しかし、残念ながら大局的には博物館学を構成する科目群には至っていないと考えられる。

また、博物館実習に於いても『博物館実習ガイドライン』^{註4}で「学内実習」の必要性が明記されたことは、曖昧模糊とした博物館実習に於いて大きな進展といへよう。

つまり、歴史系博物館に於いては、まだまだ資料の取り扱い及び作法としての展示が間違っている場面も多々目にする。このことは、学内での実習の不十分さが齎した所産であろうし、したがって逆にかかる博物館で館外実習を受講した場合は、過ちを踏襲することになるのである。

8、養成学芸員の資質向上の為の大学養成過程の改革

先ず、博物館学芸員に要求される高度な学識は、それぞれの学術分野の専門知識と博物館学知識の二者であることを忘れてはならない。前者の各学術分野に於ける専門知識は、最高学府である大学卒業と同時に確立されているものと見做せる。またそうでなければならないのである。この点は、学芸員の採用にあたっては博物館側が専門性を重視している点からも明白であり、且つまた一般的である。確かに、博物館は研究機関であり、あらねばならない点に異論を差し挟む余地は無いが、しかし今日の社会情勢下に置かれた博物館を観た場合、博物館展示や教育諸活動がその重要さを増して居るところからも博物館経営の上でより必要となるのは、後者の博物館学知識と熱心な博物館意識なのである。

尚、人文系博物館、中でも考古・歴史・民俗等では、そこに介在する資料は過去の遺産であり、未来へ伝える保存行為こそが、歴史・民俗系博物館の第一義であるところからも博物館学意識は不可避なのである。この博物館知識の脆弱、意識の希薄な点が今日の社会下での博物館経営に影を落としているものと看取されるところから、博物館学の研究者の養成、学芸員の博物館学知識・意識の向上に直結すべき養成制度と体制が必要で有ると考えねばならない。それには、下記の3点が必要要件と考えられるのである。

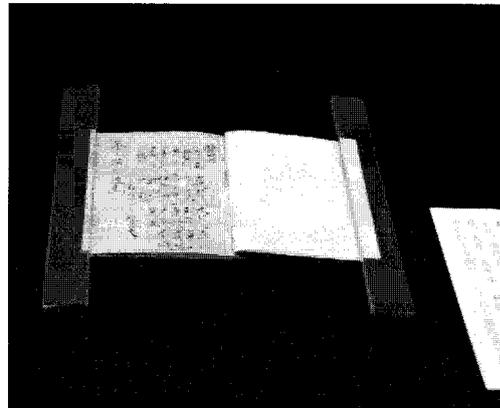
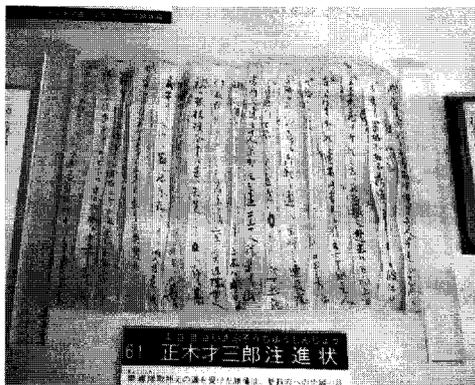
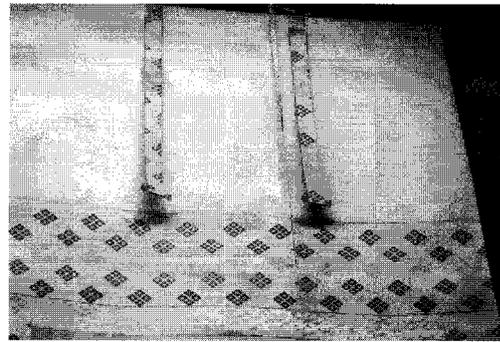
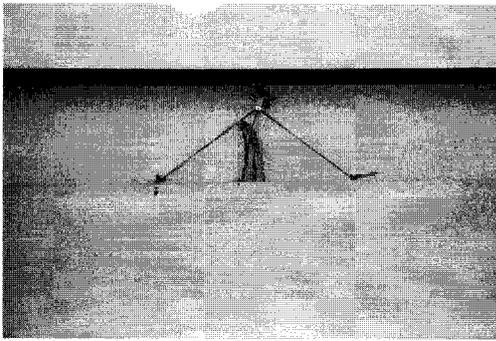
- 一 博物館学を専門とする専任教員の配置
- 一 大学附属博物館の設置
- 一 法定課目・単位数の拡充に基づくカリキュラムの充実

一 博物館学を専門とする専任教員の配置

養成学芸員の資質向上には、博物館学の体系の教授と理解による博物館学意識の涵養は述べた通りであるが、それには先ず筆者を含めた大学教員の資質の向上が必定であることは明記するまでもない。

この件に関しては、山種美術館の学芸課長から北海道立近代美術館館長へ転じた後、明治大学教授となり博物館学を講じられた倉田公裕は、その著『博物館学』^{註5}で次の如く記している。

実際に博物館で観られる不具合な資料展示例



その教授或いは講師に、過去博物館に勤務していたという人などを迎え、その人の過去の博物館での体験を博物館学とか、博物館概論と称しているのではないか、(略) これで果たして良いものであろうか。

勿論、中には優れた探究と業績をあげられている人も少なくないが、それにしても博物館学に関する研究発表の少ないことをどう説明するのであろうか。

博物館学とはそんな狭い体験やほんの片手間にできる浅薄なものであろうか。

倉田は博物館学を講ずる大学教員の資質に疑問を投げかけたものであった。1979年、昭和54年の事である。それから30余年、改善された気配は全く認め難い。

更にまた、博物館学界では最大の学会である「全日本博物館学会」は、約四百名の会員を擁しているが、このうち大学に籍を置く者は50余名である。全国大学博物館協議会(以下、全博協)加盟大学の183大学を始めとし、非加盟大学152大学を合わせた博物館学課程開講大学は全国で335大学の多きを数えるのが現状である。全博協は加盟大学は勿論、非加盟大学をも含め約5年に一度の割合で開講講座実態調査を実施しており、2006年3月刊行の『全国大学博物館学講座実態調査報告書(第十回)』によれば回答大学217大学で、そこで博物館学専門科目の教鞭を執る非常勤講師を含めた教員数は雑駁に数えて約700人の多きを数えるのである。大半の旧国立大学は全博協に非加盟であり、アンケート調査にも無回答であるから教員実数は更に加算される事となる。諄い用であるが、全日本博物館学会員数はこの中にあって50名を数えるのみなのである。

更にまた、全博協が2007年に創立50周年事業の一環として刊行した『博物館学文献目録』によると、各大学で博物館学に関する科目を担当する教員で博物館学に関する著書・論文を記している人数は驚くほど少ないのも現状である。かかる現実を鑑みると、先ず博物館学を専門分野に置く専任教員の配置が必須要件であり、急務なのである。ただ単に、博物館での館長経験や勤務経験、教育委員会での文化財担当・生涯学習担当経験者といった一要件のみではなく、その上に整合性のある論文審査による教育資格審査を実施することが直接に受講生の資質の向上に結びつくものであると考えられる。

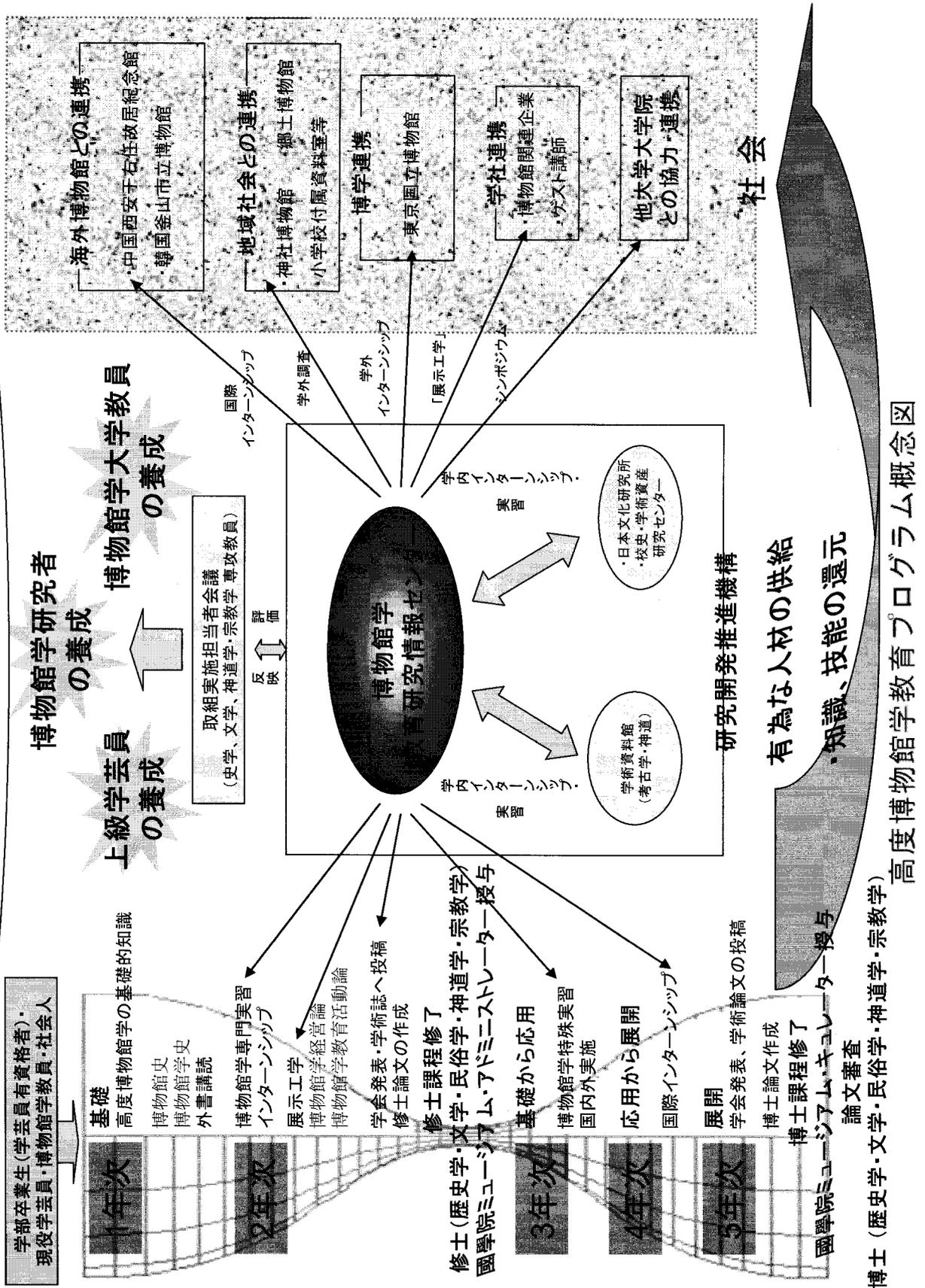
二. 大学付属博物館の設置推進

文部科学省が今回の博物館法改正の中で重要視する要件の一つである学芸員の資質向上の基本は、実務経験であることは一貫して明示されてきた。実務経験、即ち養成大学では博物館実習の充実と高度化に他ならない。博物館実習の単位と具体的授業内容等の詳細については後述するが、実習の場としての博物館が必要であることは多くの博物館研究者によって従来より指摘されて来た通りであり、至極当然の事である。

この点に関し岡田茂弘^{註6}は、「学内に実習できる博物館を持たない大学の学芸員資格取得課程は、譬えて言えば附属病院をもたない大学医学部のようなもので、

高度博物館学教育プログラム

— 体系的な知識と技能を備えた博物館学研究者と上級学芸員の養成 —



高度博物館学教育プログラム概念図

大学院のコースと学部の学芸員過程との科目比較表

学部 講座表(必修23単位)
生涯学習概論
博物館概論
博物館経営論
博物館資料論Ⅰ(資料論)
博物館資料論Ⅱ(資料論)
博物館資料論Ⅲ(展示論)
博物館情報論
博物館実習Ⅰ
博物館実習Ⅱ
博物館実習Ⅲ
博物館実習Ⅳ
視聴覚教育メディア論
人間と教育
教育と社会

大学院 講座表
論文指導演習
資料保存展示論研究・特殊研究
地域博物館論研究・特殊研究
博物館史特論
博物館学史特論
欧米博物館史特論
博物館関係法規特論
博物館資料論特論AⅠ(金工)
博物館資料論特論AⅡ(有職)
博物館資料論特論BⅠ(民俗)
博物館資料論特論BⅡ(絵画)
博物館経営特論
博物館教育活動特論
展示工学特論
博物館学専門実習・ 特殊実習

卒業生が医師の国家試験に合格していても危なくて治療を任せるわけにはいきません。その前にそのような大学医学部は許可されないでしょうが、学芸員資格取得課程の場合にはまかり通っています。」と制度の不整備を指摘している通りである。医学部を例に持ち出すまでもなく広く教育という意味で同類である教育学部には附属小学校が必要である事は論を待たないのと同様である。

大学直属施設、学部・学科付属施設を含め、我が国の大学附属博物館数は、伊能秀明ら^{註7}の報告によると172大学260館(平成15年)と報告されて居り、今日大学総数734であるから概ね22%の設置率である。博物館講座開設大学での大学附属博物館の設置数は、前述の『全博協開講実態調査報告書』^{註8}によれば、回答大学217大学の内設置大学は110大学で、その中でも相当施設は53大学であり、まだまだ学内実習に供するに足るユニバーシティ・ミュージアムの設置率は少ないようである。

大学附属博物館の必要性和特質は、博物館学講座開講大学にとっては先ず本稿の主旨である博物館実務の基礎を修得する博物館実習施設の確保を第一義とする。当然また、地域研究の拠点とし、地域に於ける生涯学習の場としての役割を担うものであり、その多くは郷土博物館的総合博物館とは異なり大学・学部・学科の特質に基づく専門領域を限定した単科博物館であることも、地域に於いては更な

る特徴を有するものである。

また、その専門性が大学・学部・学科そのものの具現的展示であり、即ち大学の象徴であり広告塔となるのである。

大学博物館は、これほど多岐に亙りその存在を発揮し、利用価値の高い施設であることを再確認し、少なくとも学芸員養成課程を開講している大学に於ては、学術審議会による『ユニバーシティ・ミュージアムの設置について』^{註9}の報告、『博物館実習ガイドライン』（2009年4月）の「3、実習施設」にも明記されているように鋭意推進させるべきであると考えられる。

9、高度博物館学教育プログラム

國學院大學大学院文学研究科史学専攻の中に、平成21年10月より博物館学コースが新設されたのと時を同じくして、「高度博物館学教育」は文部科学省の大学院教育改革推進プログラムに採択（平成21・22・23年度の3ヶ年）された。

目的は、前述して来た博物館及び学芸員養成を踏まえた上で、博物館学に関する大学教育に携わることのできる研究教育者、ならびに高度博物館学知識・技能を有する上級学芸員の養成を目的とするものである。特質は、博物館学の体系を意図した科目の充実で、本学学部の科目との大きな違いは「博物館学史特論」・「博物館史特論」・「欧米博物館史特論」の学史・館史に関する科目を設定する一方で、「資料保存展示論研究・特殊研究」・「地域博物館論研究・特殊研究」の二つの演習科目、更には「博物館専門実習・特殊実習」・半講義半実習タイプの「展示工学特論」の設定を特質とするものである。「博物館専門実習は」通年科目の四単位で、海外インターンシップ（約30日間）・学内外のインターンシップ（15日～30日）を1単位、夏期の学外調査（1週間）1単位を含めての4単位である。

第二の特質は、複専修制度の設置であり、目的は、文学研究科の中での他専攻（文学専攻・神道・宗教学専攻）及び他コース（日本史学・外国史学・考古学・美学/美術史）生への博物館学知識の涵養であり、従来の学芸員養成からの離脱を目的とする。国家資格の学芸員資格は学部卒業の資格である事は十分承知している。しかし、学芸員採用要件を見た場合、修士終了が一般的となっている現在、修士終了者に博物館学意識を涵養することが重要であるとする考えからである。当該プログラムの修了者には、國學院大學独自の資格を授与する。博士課程前期修了者には國學院大學ミュージアム・アドミニストレーターを、本資格を取得した上で博士課程後期を修了した者には博士号の取得の有無に限らず國學院大學ミュージアム・キュレーターを授与する。

10、実施の具体と現時点での成果

本プログラムの遂行に当たっては、学校法人國學院大學・國學院大學大学院・國學院大學研究開発推進機構・國學院大學文学部といった全学的な支援体制の下で取り組んでいる。取り組み実施担当者は、下表で記した11名より成り立ち、

取組実施担当者				
氏名	所属部局・職名	現在の専門	学位	役割分担
青木 豊	文学研究科・史学専攻・教授	博物館学	博士(歴史学)	代表者
上山和雄	文学研究科・史学専攻・教授	近現代史	博士(文学)	副代表者
岡田 荘司	文学研究科・神道学/宗教学専攻・教授	神道学	博士(歴史学)	神社との教育連携
小川直之	文学研究科・文学専攻・教授	民俗学	博士(文学)	地域との連携
辰巳正明	文学研究科・文学専攻・教授	上代文学	博士(文学)	自立的教育支援
谷川 渥	文学研究科・史学専攻・教授	美学・美術史	博士(文学)	欧米との教育交流
林 和生	文学研究科・史学専攻・教授	歴史地理学・ 地域研究(中国)	文学修士	地域研究支援
吉田 恵二	文学研究科・史学専攻・教授	歴史・中国考古学	文学士	中国との教育交流
小池寿子	文学研究科・史学専攻・教授	比較文化史	修士(文学)	国際広報
谷口康浩	文学研究科・史学専攻・准教授	先史考古学	博士(歴史学)	広報
落合知子	文学研究科・史学専攻・准教授	博物館学	博士(学術)	インターンシップ・ 資格授与支援

それぞれを分担している。実務の担当は、國學院大學大学院構成員(文学部教授)1名、文学部准教授1名・助手1名、國學院大學研究開発推進機構博物館教育研究センター助教1名・RA2名・TA2名と大学院事務課 長・課員1名である。

以下実施の内容と現在までの成果について報告する。

一、大学院での高度博物館教育と従来との違い

別表で明示した様に、博物館学の体系の理解を目的とする科目群の構成を意図したものである。中での特質は「博物館学史」「博物館史」と「博物館専門実習」である。本構成で十分であるとは決して考えていないが、博士課程前期修了の単位数は「論文指導」が2年間で8単位を含めて30単位であるところから15科目38単位が適当であると考えた次第である。

平成22年度は、設定科目すべてを開講した。

二、複専修制度設置の目的と履修状況

先ず、本学大学院文学研究科は、文学専攻・神道/宗教学専攻・史学専攻の3専攻から成る。コース構成は文学専攻3コース、神道/宗教学専攻は2コース、史学専攻は日本史学・外国史学・考古学・美学/美術史・博物館学の5コースからなる。複専修制度は、この博物館学を除く他コース及び他専攻生が博物館学を複専修することができるシステムで、所謂ダブルメジャーである。当該制度の目的は、大学院教育受講生の博物館知識の涵養を直接に目的とするもので、これはまた従来の学芸員養成制度からの離脱を意図したものである。

履修の具体は、先ず博士課程前期では2年間で「資料保存展示論研究・特殊研究」(演習 通年4単位)を含む博物館学専門科目16単位の取得である。尚、16単位の内、8単位はそれぞれの専攻コースに於ける要終了単位として認められる。博士課程後期では、前期と同様であり3年間で12単位の博物館学専門科目の取得を必要とする。それぞれの修了者には、國學院大學アドミニストレーター・國學

博士課程前期	秋期受験者	一般 11名	合格者 5名
		社会人 2名	合格者 2名
	春期受験者	一般 13名	合格者 4名
		社会人 1名	合格者 1名
小計	27名	12名	
博士課程後期	春期受験者	一般 4名	合格者3名
		留学生 1名	合格者1名
	小計	5名	4名
総計	32名	16名	

平成 22 年度 博物館学コース受験状況

院大學ミュージアム・キュレーターを授与することは前述した通りである。尚、國學院大學アドミニストレーターの資格は、学部での国家資格である学芸員資格の上に、國學院大學ミュージアム・キュレーターは國學院大學アドミニストレーターのの上に重なる資格である。

平成 22 年度の履修生は、日本史学コースから 2 名、考古学コースから 1 名、美学／美術史コースから 1 名の都合 4 名であった。

平成 22 年度の博物館学コースへの入学状況

平成 22 年度博物館学コースへの入学者は、博士課程前期 12 名・博士課程後期 4 名であり、詳細は表の通りである。

3、プログラムの具体

海外の博物館との
連携の実績 博物館学の共同研究とインターンシップを受け入れていただく目的で、中国西安市に所在する于右任記念館と韓国釜山広域市立博物館と協定を締結した。

ゲスト講師 于右任記念館からは千大方館長を、釜山広域市立博物館からは白承玉学芸研究室長と全前学芸研究室長のお 2 人をゲスト講師として招聘した。

インターンシップ 中国西安于右任記念館では、博士課程後期 1 年生 1 名が平成 22 年 7 月 29 日～8 月 27 日までの 1 ヶ月間従事した。韓国釜山広域市立博物館では国釜山広域市立博物館では、7 月 28 日～8 月 26 日までの 1 ヶ月間、博士課程 2 年生 1 名が就業体験に参加した。

講演会・
特別講演会 大英博物館アジア部日本セクション長ティモシー・クラーク氏を招聘し、講演会を開催した。聴講者は、250 名以上を数えた。特別講演会では、仁済大学教授李永植先生をお招きし

「韓国仁済大学校博物館の運営と社会教育プログラム」と題
するご講演を戴いた。聴講者約 60 名。

学内機関での
インターンシップ

國學院大學研究推進機構学術資料館で、同資料館の内川隆志
准教授の指導の下で、博士課程前期 2 年生 3 名が通年のイ
ンターンシップに従事した。

学外機関での
インターンシップ

東京国立博物館・千葉市科学館・廣池千九郎記念館（麗澤大
学付属博物館）・丹青総合研究所（展示業界最大の丹青株式
会社のシンクタンク）の以上 4 機関で受け入れて戴いた。

学外機関との協力

・連携大学との協力 上記の麗澤大学（インターンシップの受け入れ）、お茶の水
女子大学・明治大学（大学院教員来校）、明治大学・目白大
学（大学院へ出校）

共同研究

山梨県立博物館 魔鏡の展示を含めた総合的研究
株式会社パスコとのバーチャル 3 次元映像展示の研究

展示の協力
資料調査

加古川市博物館
長野県木島平村・熊本県市房山神宮での夏期調査実習。
夏期調査実習は、前述したように「博物館学専門実習・特殊
実習 4 単位」の中の 1 単位に位置づけている授業で、野外で
の博物館学調査の実践を経験することを目的としている。

長野県木島平村の
調査

調査は、平成 22 年 7 月 19 日～25 日間での 7 日間に互り
実施し、木島平村が打ち出す「農村文明」の具現化としての
展示の構成を最終目的に今回は基礎調査となる、村内の 3 小
学校で保存されていた民俗資料の整理を実施し、資料台帳の
作成に努めた。

熊本県市房山神宮
の調査

調査は、平成 22 年 9 月 1 日～7 日までの 7 日間に互り実
施した。奉納絵馬・奉納鳥居・木製高杯・懸仏・掛け軸等
をはじめとする歴史資料の目録作成のための写真撮影・実測・
拓本による記録を行った。

学生の研究能力を
高める事業

本事業では、4 名が海外の博物館調査をおこなった。行き先
は、UK・フランス・トルコ・韓国であった。国内博物館調
査は、15 名が後述する『神社博物館事典』編纂を
目的の 1 つとして、神社博物館を加え得て全国各地の博物館
を各人の意図で調査した。

博物館学教育研究情報

センターの事業 本センターでは、上記事業の全ての準備・調整を担うと同時に、『神社博物館事典』『高度博物館学教育プログラムニュースレター 2010』及びリーフレットの成作・刊行を行なった。

結語

以上述べてきた本大学院教育プログラムは、平成 23 年度の入学生より適用される学芸員の資質向上を目的とした新たな科目の新設と単位増による「博物館法施行規則」の改正に伴う・博物館学大学教員の需要と団塊の世代の退職も相俟って博物館学芸員の需要と言った世の中のニーズに呼応するものと考えている。

また、基本的にはそれは我が国の博物館の改善に直結するものと考えている。従って、基本目的を完遂するには博物館意識を持った学芸員の雇用が先ずなければならない事は確認するまでもない。それには、先ず学芸員有資格者の採用と配置が基本であることは繰り返すまでもない。是には、文部科学省から各都道府県教育委員会へ「学芸員有資格者の採用と配置に関する通達」(仮称)等による積極的な指導をお願いするものである。

- 註 1 青木豊 2009 「学芸員有資格者の採用を求めて」『全博協研究紀要』第 11 号 全国大学博物館学講座協議会
- 註 2 青木豊 2007 「博物館法改正に伴う資質向上を目的とする学芸員養成に関する考察」『博物館学雑誌』第 33 巻 第 1 号
- 註 3 青木豊 2010 「博物館学史序論」『國學院大學博物館学紀要』第 34 輯
- 註 4 2009 『博物館実習ガイドライン』文部科学省
- 註 5 倉田公裕 1979 『博物館学』東京堂出版
- 註 6 岡田茂弘 2003 「大学博物館のすすめ」『学芸員』7 学習院大学学芸員資格取得に関する委員会
- 註 7 伊能秀明監修 2007 『大学博物館事典』日外アソシエーツ
- 註 8 2006 『全国大学博物館学講座開講実態調査報告書』(第 10 回) 全国大学博物館学講座協議会
- 註 9 1996 『ユニバーシティー・ミュージアムの設置について』学術審議会学術情報資料分科会

千葉県博物館設置構想の推進と現状

Promotion and current state of established a museum plan in Chiba Prefecture

前川 公秀

MAEKAWA Masahide

1 はじめに

千葉県の博物館は、ごく一部の例外を除き 90%以上が、戦後になって設立されたものである。しかも、昭和 40 年代に入って急速に増加している。それを背景として、昭和 43 年に「県立博物館設置構想」が立案され、昭和 48 年に一部手直しが加えられ構想として策定された。それは、「千葉方式」と呼ばれ、全国でも類例のない博物館網の整備推進をめざしたもので、当時画期的な構想として注目されたが、その実現に長い歳月を要したため、現在では当初の計画から大幅な変更が加えられるに至っている。

この稿では、千葉県内の博物館史の概要を振り返り、その流れの中から生み出された県立博物館の設置構想の推進の経過と当初の構想から変更された現状について紹介したい。

2 県内博物館の歴史的推移

はじめに、県内の博物館の推移について、述べておきたい。今回取り上げようとする設置構想が策定された昭和 48 年の 3 月 31 日時点でのデータによれば、明治年間では 2 館、大正年間に 2 館・昭和 1~9 年間に 1 館・昭和 10 年代に 1 館・昭和 20 年代に 6 館・昭和 30 年代に 11 館が設置され、昭和 40 年代は 39 館であり、合計 63 館を数えることができる（設立年不明 1 館）。また、昭和を戦前、戦後に別けて設置状況をみると、戦前設立 6 館（9. 5%）・戦後設立 56 館（90. 5%）となる。

以上をふまえ、歴史的に概観してみたい。

(1) 明治期

千葉県における最初の博物館的施設は、明治 36 年の千葉県物産陳列館であったと思われる。しかしこの館は、勸業政策の一環として県内の産業の改良と発達をめざしたもので、厳密には博物館施設として位置づけることは困難である。〔1〕その意味で、前述した明治年間 2 館の中には含まれていない。

この 2 館は、誕生寺靈宝館と神野寺宝物拝観所である。双方とも日蓮にゆかりのある寺院としての什物保存施設である。このような寺院の宝物館としての博物館の出発は、日本全体の流れに則したものと言えるであろう。

この他に、明治 27 年に東京帝国大学の附属施設として演習林が設置されているが、一般公開を目的としたものではなく、博物館施設とは考え難い。

(2) 大正期

大正期にも 2 館の設置があった。そのひとつは、鏡忍寺宝物館で、明治期と同様寺院の什物

保存施設である。他のひとつは、大正 14 年 4 月に開園した谷津海岸遊園地である。これは、開園時は単なる遊興施設であったが、昭和 26 年から 28 年にかけて動物園が整備され、翌 29 年には博物館相当施設としての指定を受けている。

(3) 昭和初期

昭和期に入り、10 年代まで博物館は 2 館の設置があった。すなわち、昭和 7 年東京水産大学の小湊実験場に附属の水族館が設けられ、一般にも公開された。千葉県における最初の水族館であった。また昭和 10 年には宗吾霊宝館が開館している。これは、木内惣五郎（佐倉宗五郎）の遺品や関係資料を公開する目的で投置されたが、同時に郷土資料を集めて展示しており、これまで県内にはなかった博物館施設として注目すべきものである。因みに、この宗吾霊宝館は、昭和 30 年に博物館相当施設としての指定を受けている。

(4) 昭和 20 年代

昭和 20 年代には、6 館の設置が確認できる。この頃においても、寺統の什物保存施設として成田山霊光館（昭和 22 年）、清澄寺宝物館（昭和 24 年）の 2 館が設立されている。しかし、特徴的なのは、観光施設としての博物館が建設されはじめたことであると思われる。たとえば、昭和 10 年の銚子水族館や、やはり銚子のアシカ島付近に開設された私立の思愕庵美術館などであり、これを契機として観光地での博物館に注目されることとなる。

しかしこれらの施設の中で、成田山霊光館は単なる寺院の宝物館という目的だけではなく、下総地方を中心とする考古、民俗、近世文書などについて積極的な調査・収集・展示を行い先駆的な役割を果たした。これにより、県内において本来の博物館の使命が示されることとなった。

(5) 昭和 30 年代

昭和 30 年代の博物館の設置は 11 館である。この頃になると、首都圏に近いという地理的条件により地域開発が急速に進められ、全国有数の埋蔵文化財を保有する地として、発掘により出土した文化財を保存・公開する施設の整備が急務となった。その結果、博物館として設置され、その代表的なものとして芝山はにわ博物館や金鈴塚保存館などがある。さらに地域開発に伴う自然保護施設として、野猿の保育を目的とした愛宕山自然動物園などの設置もある。

また人口の増加による県民構成の多様化も進み、郷土の歴史と伝統への認識が希薄化する傾向が顕著になってきた。そのため郷土に根ざした博物館が検討され、昭和 34 年野田市郷土博物館が開設されたのをはじめ、郷土の偉人を顕彰する伊能忠敬記念館や大原幽学遺物保存館などが設立されている。

この他、観光的施設としても、行川アイランドや勝浦市猿ヶ城遊園地などもある。

しかし、この 30 年代で最も注目すべきことは、はじめての県立博物館としての県立富津海洋資料館が開設されたことであろう。これは、「海洋に関する歴史、民俗、産業及び自然科学に関する資料」を対象とする専門館的性質の総合館で、規模は敷地面積 3743.5 m²、資料館の建坪は 455.05 m²を有し、3 棟からなる施設であった。この専門館としての発想は、後の県立博物館設置構想の基になるものであり、ここで収集された資料は、その基礎となっている。

このような博物館の設置を受け、昭和 37 年 6 月には「千葉県博物館協会」が組織されるに至った。出みに、設立当時の加盟館数は 10 館であった。〔2〕

(6) 昭和 40 年代—博物館設置ブーム—

昭和 40 年代は、県内において博物館の設置が数多くなされた時期である。前述したように、

昭和 48 年 3 月の統計によれば県内の博物館総数は 63 館であり、そのうちこの 40 年代に 39 館設置され、半数以上の数となっている。全体的な傾向からみれば、30 年代と同様、地域開発と人口増加による郷土資料の保護に重点が置かれ、その結果市町村立の博物館が急増しているのが特徴である。これについては、昭和 45 年度から 2 年間の推移（表 1）を見ても、種別では歴史系博物館が 20 館増加し、設置者別でも市町村立博物館が 19 館増えていることから裏付けすることができる。

あまりの数が多いため、ひとつひとつ館名をあげ記載することはできないが、このような背景が、県立博物館の設置に大きな影響を与えて行く。

3 博物館分布の傾向

昭和 48 年 3 月時点での博物館を種類別にみると、総合博物館 5 館(8%)・人文系 39 館(62%)・自然系 19 館(30%)に分類することができる。この場合、総合博物館とは、2 つ以上の分野にかかわった内容を有しているという意味であるが、全体的に「郷土史的」な傾向が強く、人文系に入れてもよいように思われる。全体的に人文系とくに歴史博物館的なものが、34 館(54%)を占めているのに対し、自然系では動物園、植物園、水族館が主で自然史や理工学関係を専門にあつかう博物館は皆無であり、極めてアンバランスな様相を呈している。

また、種類別分布状況をみると、その当時急速な都市化を遂げ、地域開発の著しかった市川・船橋・千葉等京葉工業地帯を中心に、市立の歴史博物館の設置が認められる。さらに成田市周辺や水郷を中心とした北総地域では、とくに歴史的な市町村における歴史博物館が設置されている。一方、県南では、安房地方を中心として日蓮関係の寺院の宝物館や観光的目的で役立された館園が多く、首都圏の行楽地と結びついた施設が特徴的である。全体的に歴史系博物館は、県下全般に広く分布し、動物園・植物園・水族館等の自然系博物館は、観光の中心である県南部に設置されている。

昭和 40 年代の急速な博物館の設置は、全国各地で起こっていた。各県では博物館が連携するための方策が求められていた。このような課題を背景として、千葉県では県立の博物館を設置するに際して、市町村の博物館との連携をめざし、県下の博物館網の成立を目標とした県立博物館設置構想が策定される

次に、「千葉方式」と呼ばれ、全国的に注目された県立博物館の設置構想について述べることにする。

4 県立博物館の設置

県立博物館の設置にあたっては、昭和 43 年教育委員会社会教育課に博物館準備室が設けられ、設置構想の作成が始められた。

同準備室では、当時の県内における博物館の設置状況、人口分布、観光客の動態、交通網、文化財の分布状況などのデータを分析検討して、昭和 43 年 11 月に「県立博物館設置構想(案)」(以下、「第 1 次構想」と記す)を作成した。

この構想は、それまでに類例のない視点に立ったもので、まず県内数カ所に専門館を設置し、相互に関連を持たせながら運営しつつ、最後に総合館を設置して、県下全域に博物館の網を張りめぐらすというものであった。その基本的なコンセプトは、次のとおりである。



- 1 県立博物館を博物館法に基づき設置し、県内における文化財資源の開発によつて得た 自然科学および人文科学に関する各種資料を収集、保管、展示して県民の利用に供し、その教養、調査研究、・レクリエーション等に資するために必要な事業を行ない、実生活の向上に資するとともに文化財保護を図る。
 - (1) 県都には歴史中央総合博物館と科学博物館、美術博物館を設置し、県内博物館施設の総合センターとする。
 - (2) 県内数ヶ所の地域に本県の豊富な埋蔵文化財や民俗資料等を保管展示する考古館、民俗資料館等の専門館を設置し、郷土の理解と県民意識の高揚に役立てる。
 - 2 各市町村毎に郷土の歴史的、美術的、科学的資料等を展示する郷土資料室の設置を奨励促進し、地域住民の利用に供し、地域文化に眼を開かせることに努める。
 - 3 工業地帯に進出する企業を中心とした生産的な各種の産業専門館の設置を奨励し、自然科学、産業資料両面についての県民へのサービスを考える。
 - 4 その他、私立の観光施設に併設された水族館、動物園、植物園等も充実させ、博物館めぐり等による教育活動を盛んにする。
- 以上の設置計画を立案するに際しては、次のような基本的な性格に留意する。
- ア) 博物館を単なる建造物としてのみ考えるのではなく機能的にとらえ、社会教育施設として、また、資料ならびに情報・学術及び文化、研究のセンターとしての役割と使命を考え、県内における奉仕網の確立を図り、博物館相互の連絡提携によつて県民に対する奉仕体制を整備することを充分考慮する。
 - イ) 近代の博物館を事業センターとして考えるならば、積極的なものであり動的なものとして、教育的配慮のもとに展示計画を密にして一般公衆ならびに児童、生徒、学生の利用の便を考慮した拠点とする。
 - ウ) 県民の実生活ならびに一般教養の向上に資し、あわせて専門的、技術的な調査研究を助長するために必要な施設および事業を考慮すること。
 - エ) 教育・学術・文化または産業振興等に関する各種機関団体と協力し、その活動を援助するために必要な事業または運営を考慮すること。
 - オ) 資料の展示内容・方法ならびに環境整備等については本県の文化的遺産等に特色をもたせるように配慮すること。

▲ ▲

この第1次構想においての設置すべき博物館として掲示されたのは、表2のとおりである。ここでは、県都に歴史中央総合博物館、科学博物館、美術博物館を設置し、県内数ヶ所に考古、民俗などの専門館を配置することが提示された。県内にいくつかの専門館を置くことにより、博物館を社会教育施設として、また、資料ならびに情報・学術及び文化、研究のセンターとしての役割と使命を持たせようとしている。

以上のような基本的なコンセプトを基に、いよいよ本格的な構想作りに入ることとなった。その結果、昭和48年3月に『千葉県の博物館設置構想』（以下、第2次構想と記す）として、構想が策定された。〔4〕

ここで、第1次構想との比較をするために、第2次構想の基本的コンセプトについて記しておく。（アンダーラインは、第1次構想と表現が変わった部分）



1 県立博物館を博物館法に基づき設置し、県内に所在する文化財、または開発によって得た自然科学および人文科学に関する各種資料を収集、保管、展示して県民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行ない、文化的な生活の内容を豊かにし、本県に対する理解と県民意識の高揚に役立てるとともに文化財保護を図る。

(1) 県の中央に中央総合博物館と科学博物館、美術博物館を設置し、県内博物館施設の総合センターとする。

(2) 県内数ヶ所に、地域博物館を設置し、その地域の特色ある資料を収集し、これを保管・展示するとともに、一部専門性をもたせ、地域住民の利用に供する。

2 県立博物館以外の博物館、同相当施設及び類似施設については、その新設を奨励促進し、また既設のものをさらに充実強化して、地域住民の利用に供し、その文化的向上に資する。

(1) 各市町村に所在する歴史的資料を収集・保管・展示する施設の増設と活動の活発化を図る。

(2) 県内企業の公共的サービスの一環として、特に産業資料に重点をおく博物館等の新設とその充実を促す。

(3) 既設の私立博物館の充実、水族館、動物園、植物園等の教育活動を強化する。

▲ ▲
以上のように、第2次構想における基本的コンセプトは、大筋では第1次構想を引き継いだものであるが、さらに進んで第1次構想での専門館は、第2次構想では「地域博物館を設置し」とあるように地域性が強調され、一部専門性も残した性格付けとなった。また地域の市町村立博物館との連携も指摘され、強固な博物館網の成立をめざし、県立博物館を中心とする県主導型の構想であった。

5 「千葉方式」による設置構想の成立

第2次構想では、博物館がより多くの地域住民と結びつき、より効率的に定着していくためには、県立博物館は1館のみではなく、地域博物館として県下に分散して設置する（博物館分散方式）ことが最適であると強調されている。その要因と具体的な推進について、第2次構想の中で次のように記している。

▼ ▼
(略) 本県では、(略) 博物館がより多くの地域住民と結びつき効率よく定着するには、県の中央に1館のみでなく、分散方式が最良の方法であると判断した。

分散方式とは、県内数カ所に地域博物館と、県の中央に総合博物館、美術館とを設置し、それぞれを拠点として全県下に広く博物館施設のネットワークを確立することにある。このシステムを通して、県民が手近に博物館を活用できるように配慮する一方、各地域の特色をもつ各種資料をそれぞれの博物館で収集・保管・展示していこうとする考えであり、このように資料の保存ならびに活用の二面対策に意義をもつものである。このため地域博物館を設置するにあたっては適正な配慮を考慮しなければならない。本県は大別して北から南へ下総・上総・安房の3国からなっていたが、これらの各地域の交通・人口・観光客・文化財等の資料・既設の博物館施設等の実情を分析し、各地域に1館もしくは2館設置することとした。地域博物館は各地域の文化・自然を物語る展示館の色彩を出すとともに専門館としての要素をもたせる。(略)

▲ ▲

県立博物館の分散方式をめざす理由として、県民が手近に博物館を活用することができるとともに、各地域の特色をもつ各種資料を収集、保管、展示できることをあげている。そして、地域博物館の設置場所については、①千葉県が古代より下総・上総・安房の三国から成り立っていたこと。②県下の交通、人口、観光客、文化財等の調査結果。③既設の博物館の設置状況などの分析により、三国のそれぞれに1館もしくは2館を設置するとしている。

これにより設置すべき博物館は表3のとおりとされた。それらを地図上で示すと第1図となり、地域博物館の配置により、県下のどの地域に住んでいても、至便な交通機関により短時間で到達し、気軽に活用できるという考えである。この考え方は、それまで全国的に実施されていた県都1館方式とは大きく異なり新たな方策として、いわゆる「千葉方式」として全国から注目されることとなった。

「千葉方式」の推進にあたっては、県民の利便性を考慮して地域博物館から整備し、最終的に中央総合博物館を設置するという方法が取られることになった。そのために中央総合博物館は人文系・自然系資料をあわせ持ち集中管理する収蔵機能と、全県的な情報センターとしての機能を兼ね備えた総合博物館とする必要がある。ここで収蔵され、整備された資料は各地域博物館において活用するようにし、資料の流通の円滑化をはかることを特徴とした。

「千葉方式」による博物館の役割と機能を整理すれば、次のようになると思われる。

〔中央総合博物館〕

- (1) 全県的な人文系・自然系資料を対象とした県内博物館の総合センターとしての役割を果たす。
- (2) 資料の科学保存の研究センターとしての役割と機能をもたせる。
- (3) 全県下の資料総目録を作成する。また各地域博物館、市町村立の博物館等と資料の相互貸借の円滑化を図る。一方資料カードの統一により、コンピューターを導入し、資料の分類・整理の中心的役割を果たすとともに、資料の情報センターとする。
- (4) 本館、または地域博物館で企画した特別展を他の地域博物館等で巡画展示を行なう場合、その企画の中心的役割を果たす。
- (5) 展示に関する専門的な研究部門を確立し、展示の技術的な開発を行ない、その技術を地域博物館にも役立てる。
- (6) 県博物館協会等の各種機関・団体との相互協力を図る。

〔地域博物館〕

- (1) 各地域の人文系・自然系資料の収集・保管・調査研究し、展示する。
- (2) 地域性のほか、一部に専門性をもたせた展示をする。
- (3) 展示活動のほか、学級・講座・講演会・講習会等を行ない地域住民の知的教養を高めるとともに、文化財愛護・自然保護等の思想を啓蒙する。
- (4) 中央総合博物館、または他の地域博物館で企画した特別展の巡回展示をする。
- (5) 教育普及活動の一環として「博物館友の会」を組織する。

以上の役割と機能により、中央総合博物館と地域博物館との関係には、中央総合博物館に、地域博物館を統括する総合的なセンターとしての機能のほか、研究、情報、展示企画、展示技術のセンターとしての役割を持たせることになった（センター機能）。また各々地域博物館は、地域性のほか人文系あるいは自然系の専門性を兼ね備えた博物館として、展示室を中心に必要最小限の博物館機能を果たす施設として設置されることになった。これは、中央総合博物館のセ

ンター機能により補填されるとともに、各館相互に機能を分担し、緊密な連携を図り、同等な機能を持つ博物館のネットを張りめぐらして、県民が等しく、博物館を活用できることをめざした。さらに、各々市町村立・私立の博物館と連絡を密にして、各館園の向上をめざすことにより、県下の博物館の活動を活発化することができるとしている。

この構想は、従来にはない画期的な計画であり、その実現により特色のある博物館活動が期待される場所であった。

6 設置構想の推進と検討

この構想に基づき、昭和46年1月県立博物館の第1号館として、木更津市に県立上総博物館が設置された。同館は、第1次構想での考古専門館が、地域博物館として変更され、古代三国の上総国に開館したものである。そして昭和48年には県立安房博物館（館山市）、昭和50年に県立総南博物館（大多喜町）、昭和51年に県立房総風土記の丘（栄町）、昭和54年に県立大利根博物館（佐原市、現香取市）と計画に従い設置が推進され、残すところ中央総合博物館の設置のみとなった。（この間、昭和49年に千葉市に県立美術館が設置されている。）

しかし、ここに多少の問題が生じてきた。すなわち、第1号館が設置された昭和46年から県立大利根博物館の設置まで、約10年が経過していたため、地域博物館は、各地域の文化、自然を物語る展示館の色彩を出すことを性格づけられていたが、必然的に未設置の地域も対象とすることとなった。

特に、県立第1号館であった上総博物館は、西上総地方の地域博物館とその信仰、学芸、古美術資料を対象とする専門館として設置されたが、次第に県内全域を対象とした総合的な歴史博物館としての性格を有してきた。ところが、開館以来10年を経過し、その間に5館の県立博物館が設置され、新たな各館は、上総博物館などの既設の博物館との地域の重複を避け、地域の総合的な博物館ではなく、地域の特色を生かしたより専門的な性格を強調し、全県下を対象に活動を行う専門館となっていった。

この背景には、地域住民の博物館に対する専門的要求が高まり、さらに市町村においても博物館の建設が促進されてきたという点が要因となっていることが指摘できる。たとえば、館山市において市立博物館の建設が計画されたため、同地域に設置されていた安房博物館では、地域性は避け、海洋民俗をテーマとした全県的な専門館としての性格付けがなされた。

このような県立博物館の専門館的位置付けは、各地から新たな県立博物館誘致の要望が出される要因となり、構想にはなかった地域への博物館設置が検討されることになり、中央総合博物館の設置は次第に遅れ気味となって行った。そこで昭和55年に「千葉県の博物館設置構想検討委員会」が設置され、県立博物館設置構想の再検討がなされた。その結果、現状では中央総合博物館の設置に見通しが立たず、設置されたとしても資料の収蔵機能や展示企画機能などは、既設の県立博物館の活動を制限するとの危惧が述べられ、既設博物館の専門性を尊重し、地域性をさらに弱くして、全県を対象とした専門館として位置付けされることとなった。それにより新たに検討された各博物館の専門性は、表4のとおりである。

この専門性の強調により、地域に1館あるいは2館を設置するとして当初の構想にとらわれることなく、新たな県立博物館について検討が可能となり、設置構想の改訂がなされた。ここでは、第2次構想での中央館と地域館による博物館網ではなく、複数の専門館でひとつの総合博物館として活動する博物館網（ネットワーク）となるため、「県立博物館ネットワーク構想」

と呼ばれている（以下、第3次構想と記す）。この結果、第2次構想で述べたような中央総合博物館が、地域博物館を総合的に統括して中心的役割を果たすという図式ではなく、中央総合博物館も地域博物館と同一円周上に位置するここになったが、様々なセンター的な機能は、そのまま中央総合博物館に残されることになった。（第2図）

7 県立博物館網の整備

第3次構想では、中央総合博物館の設置促進をめざすとともに、新たに「房総のむら」「現代産業科学館」「関宿城博物館」の設置について検討された。この結果、中央総合博物館は、「中央博物館」としてセンター機能の役割を担うとともに、既設館に欠けていた自然誌の専門性を強調し、一部人文系（歴史）を加えた総合博物館として、県都の千葉市に平成元年に開館した。また、房総のむらは、江戸後期から明治初期の農家・商家などを再現した博物館で、房総の伝統的生活様式や風俗・習慣・儀礼等を保存、継承し、昔の生活を体験する体験博物館として、昭和61年に開館した。この博物館は、地域住民の多様な要望に答えるため、従来の博物館にはなかった体験を主体とした博物館として、国際空港を有する成田市に隣接する栄町に設置され、注目を浴びている。次に現代産業科学館は、京葉工業地帯を抱える立地条件を生かし、産業に応用された科学技術や科学の原理を、子どもから大人までを対象に、体験を適して学ぶことができる理工系の専門博物館として、平成6年に開館した。同館は、第2次構想の基本的コンセプトに述べられていた科学博物館が実現されたものと言うことができる。さらに平成7年度には、「河川とそれにかかわる産業」をテーマに、千葉県の北端である関宿町（現、野田市）に、関宿城博物館が開設された。その結果、表5のとおり10館の県立博物館が設置され、全国に誇り得る博物館ネットワークが整備されるに至った。さらに中央博物館の分館として海の博物館が、「房総の海の自然誌」をテーマに平成11年に勝浦市に開館し、「山の分館」もフィールドミュージアムとして展開している。（表5、第3図）

8 博物館設置構想の現状

県立博物館は、昭和46年に上総博物館が設置されてから18年近くが経過し、平成元年に中央博物館が設置され、さらに11年を経て平成11年に中央博物館分館海の博物館が開設された。しかし、海の博物館の開設からわずか3年で設置構想は終局に向かって進むこととなる。その最大の要因は、県の財政状況の悪化にある。千葉県は、バブル崩壊とその後の長期不況が影響し、県税収入が激減し、財政が極度に悪化していた。そのため、平成14年3月『千葉県行財政システム改革指針』が出され、「行政システムを転換させることに遅れをとってきたことも今日の財政危機を招いた大きな要因」とし、組織構造の改革が重要施策のひとつとして掲げられた。同年10月、その行動計画のなかに「県内10か所ある博物館及び美術館について、市町村との役割分担を明確にし、県内博物館ネットワークの再整備の観点から、統廃合や市町村への移譲を進めるとともに、運営方法の見直しを行います（平成16年度から順次）」〔5〕と指摘され、すべての県立博物館の統廃合あるいは市町村への移譲が明文化された。これにより、今まで推進してきた県立博物館のネットワークの整備や県主導での市町村立の博物館との連携による博物館網の推進を図るという姿勢は、県立と市町村立の博物館が協働して連携を図り推進するという方向に変化し、県は主導的な役割を放棄することになった。確かに、県下には市町村立の博物館が多く設置され（第4図）、それぞれが地域の拠点として活動するようになっており、県

主導で行う状況ではなくなっていた。それは、第一次構想が立案された昭和40年代には予測されないことであり、地方分権の意識の高まりからも、市町村立博物館の主導型、あるいは協働型が期待される場所であった。しかし、それまでに至る博物館の整備は、県の主導型で行ってきたものであり、県立博物館の統廃合や市町村への移譲は、まさに「県立博物館設置構想」が終局に向って歩みはじめたとしか思えない。それは、平成16年に、房総のむらが隣接する風土記の丘を吸収統合し、「原始古代から近代までの衣食住技の移り変わりを体験することができる参加体験型博物館」〔6〕という新たな専門性がつくられ、さらに翌17年には指定管理者制度が導入され、人員の削減と予算の減少がなされたことなどが終局への歩みを端的に物語っている。また県立博物館の市町村への移譲は、博物館が所在する市町村との協議が進められ、市町村への移譲の可能性がない大利根博物館と総南博物館は、中央博物館の分館として再編成され、大利根分館、大多喜城分館となった。また、平成20年には、上総博物館が木更津市へ移譲され、「木更津市郷土博物館金のすず」として平成20年10月に再出発し、21年には安房博物館の館山市へ移譲され、観光施設として利用されることになった。これにより、中央博物館には、当初のネットワークの地域博物館構想を残しながらも、自然誌重視の中央館に歴史系の分館があるという奇妙な博物館網として残されることになった。(第5図)

9 おわりにかえて

千葉県における県立博物館の設置構想は、何度かの内容変更を行い推進されてきた。この構想は、当初「千葉方式」と称され、地方自治体の博物館設置の画期的な計画として注目された。しかし、最初に設置された博物館から完成まで、約30年近い年数が経過し、その間に設置された博物館は、それぞれ独自の活動を展開していくことになった。それは、中央博物館の設置が遅れたことが、最大の要因であったと思われる。いみじくもこの構想について、いち早く紹介された加藤有次は、「博物館が存在すればそれで目的が達せられた訳ではない。博物館は、社会教育機関として、より有効な活動と普及に努力しなければならない。(略)それらのために、博物館相互の緻密な連携が必要となる。そして、さらにそれらの小規模群を統括する中央館というべき施設の必要性が問われるべきではなかろうか」と博物館学的立場から中央館の重要性を指摘されていた。〔7〕この中央館として、県立中央博物館が平成元年によく設置されたが、当初の構想どおり総合館として設置されたものの、自然誌を重視し、人文系は機構のごく一部としてとどまった。そのため、それまで人文系に重点をおいて活動してきた地域博物館に対して、センター的な機能を果たすことは不可能な状況となった。それでも全県下に博物館が配置されたことは、「このシステムを通して、県民が手近に博物館を活用できるように配慮する」という考えは達成されたと言えなくもない。しかし、その後の行財政システム改革で県立博物館の統廃合がなされ、また市町村への移譲などにより整理された結果、構想でのネットワークの拠点となる地域博物館の役割が難しくなったことは言うまでもない。

この構想には、実に長い年月を要することとなった。その間に県下には市町村立の博物館をはじめ、多くの博物館施設が設置された。また社会は急速に変貌を遂げ、社会における博物館の役割、あるいは博物館に対する人々の要望も変化して行った。博物館は、そのような時流の変化を受けとめながら、人々の身近に存在して日々の活動を行わねばならない。それは、特に公立の博物館に課せられた使命である。確かに、県立博物館が主導して県下の博物館の連携を図る時代は終っている。また公立の博物館が、当該自治体の財政状況により運営が影響される

ことは、ある意味仕方がないことかもしれない。しかし、財政的な理由で、博物館が設置された目的や運営方針まで変更されることは、本当に悲しいことである。少なくとも、『千葉県行財政システム改革指針』の中で「県内博物館ネットワークの再整備の観点」と述べている以上、新たなネットワークの構想を提示した上で、統廃合や移譲が行われるべきであり、さらに「市町村との役割分担を明確」にするためにも、今後の県立博物館の果たす役割と新たなネットワークのあり方が提示されることを期待している。それによって、博物館設置構想は新しい次のステージへと歩み出すことができるものと思われる。

この設置構想は、今日から思えばドリームプランであったかもしれない。しかし、当時の多くの博物館関係者に夢を提示してくれた。最後に、この先駆的で、かつ雄大な構想の策定に関わられた方々に敬意を表するものである。

(佐倉市立美術館館長)

〔註〕

- 1 拙稿「物産陳列館の一事例—千葉県における場合—」（『博物館学紀要』5、國學院大学博物館学研究室、昭和56年）
- 2 「千葉県博物館協会のあゆみ」（『MUSEUM ちば』13、千葉県博物館協会、昭和57年）
- 3 『県立博物館設置構想（案）』千葉県教育庁社会教育課博物館準備室、昭和43年11月
- 4 『千葉県の博物館設置構想』千葉県教育庁文化課、昭和48年3月
- 5 「千葉県行財政システム改革行動計画」千葉県、平成14年10月28日
- 6 「千葉県行財政システム改革行動計画フォローアップ」千葉県、平成17年6月14日
- 7 はじめ『博物館講座』第3巻、雄山閣、昭和55年で紹介され、その後『博物館学総論』雄山閣、平成8年でも論じられている。

※なお、文中の引用箇所にはその前行に▼▼を、さらに終了の次行には▲▲を付し、著者の文と区別した。

千葉県博物館設置構想の推進と現状

〔表1〕
昭和45年度から2年間の博物館設置の推移

種別		国立	公立	私立	計	増加数
総合		0 ⇒ 0	3 ⇒ 3	1 ⇒ 2	4 ⇒ 5	1
人文	歴史	0 ⇒ 0	8 ⇒ 24	6 ⇒ 10	14 ⇒ 34	20
	美術	0 ⇒ 0	0 ⇒ 0	2 ⇒ 5	2 ⇒ 5	3
自然	科学	0 ⇒ 0	0 ⇒ 0	0 ⇒ 0	0 ⇒ 0	0
	動物	0 ⇒ 0	2 ⇒ 2	1 ⇒ 2	3 ⇒ 4	1
	植物	2 ⇒ 2	1 ⇒ 4	3 ⇒ 4	6 ⇒ 10	4
	動植物	0 ⇒ 0	0 ⇒ 0	1 ⇒ 1	1 ⇒ 1	0
	水族	1 ⇒ 1	1 ⇒ 1	2 ⇒ 2	4 ⇒ 4	0
	計	3 ⇒ 3	15 ⇒ 34	16 ⇒ 26	34 ⇒ 63	29

〔注〕博物館の設置の推移を昭和46年3月31日の時点と昭和48年3月31日の時点との2年間で比較したものである。

[表2]

第1次構想による県立博物館設置構想

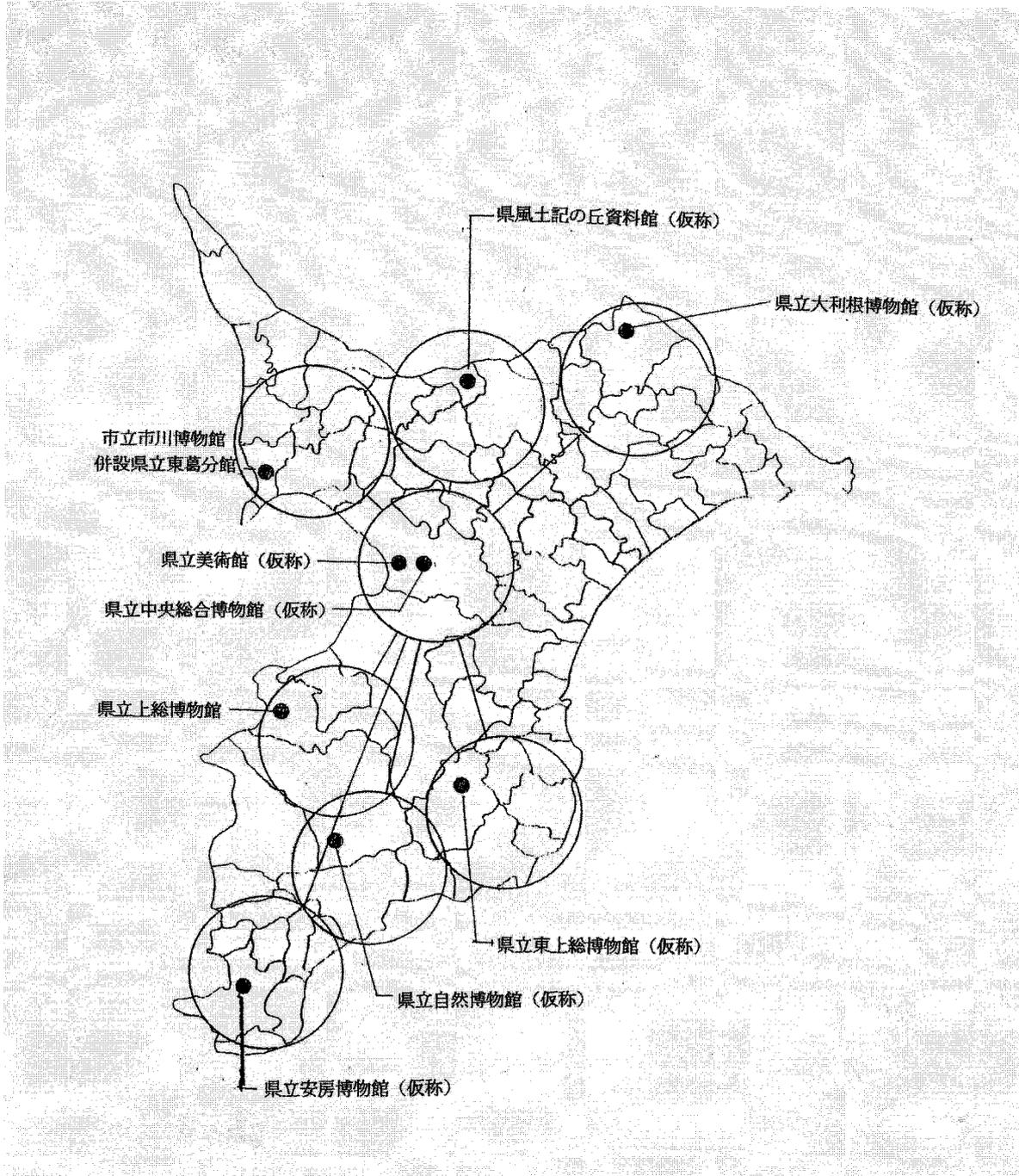
分類	性 格	候 補 地
総合館	歴史を中心とした総合博物館とし歴史、民俗、産業、自然科学等の各部門より構成し、保存機能と教育機能をあわせ有するものとする。 また、本県における博物館行政の総合センターとして研究部門をも併せもつものとする。	千葉市 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県都で本県の文化の中心である。 ・ 交通事情と利用する県民の行動圏からも最適地である。
専門館 (考古館)	考古を中心とした専門館とし、総合館の歴史部門とダブルニアレンジメントの関係にたち、考古資料を保管展示し研究機能をあわせ有する。	木更津市 上総 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史、考古学的にも由緒がある。(資料が多い) ・ 周辺の土地利用計画も発展する見込がある。(人口増)
専門館 (考古館)	同上	西下総 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口増加が著しい。特に流入人口に対する郷土の理解と県民意識の高揚を図る。 ・ 重要遺跡の分布も濃い地域である。(資料も多い) ・ 観光客の入込が多い
専門館 (海洋自然館)	植物園・歴史園など海浜自然をそのまま利用し、敷地内に海洋民俗資料を保管展示する施設を設けた海浜自然庭園風の専門館とする。	安房 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海浜自然をそのまま利用することが可能である。 ・ 来館のみの目的でなくても、ついでに利用する者も多いことが予想される。

[表3]

第2次構想による県立博物館設置計画

名 称	場 所	規 模	性 格
1 上総博物館	木更津市	鉄筋コンクリート3階建 延1748㎡	1 西上総地方の地域博物館。 2 県下全域の信仰・学芸・古美術資料を対象とする専門館。
2 中央総合博物館 東葛分館(仮称)	市川市	鉄筋コンクリート2階建 (一部地階)延1487㎡	1 市立市川博物館に併設する。 2 西上総地方の地域博物館。 3 県下全域の貝塚関係の考古資料を対象とする専門館。
3 安房博物館 (仮称)	館山市	鉄筋コンクリート3階建 延1857㎡	1 安房地方の地域博物館。 2 県下全域の漁村民俗を対象とする専門館。
4 美 術 館 (仮称)	千葉市	鉄筋コンクリート1階建 延8913㎡	1 本県に関係した近代美術を主とする収集・保管・展示。 2 県内美術団体の美術展開催。 3 展示品の視覚のみでなく、市民が制作活動へ参加できる。
5 東上総博物館 (仮称)	大多喜町	鉄筋コンクリート3階建 (地階1階)延1442㎡	1 東上総地方の地域博物館。 2 県下全域の城郭、武家等の歴史資料を対象とする専門館。
6 大利根博物館 (仮称)	東下総地方	鉄筋コンクリート3階建 延1650㎡	1 東下総地方の地域博物館。 2 県下全域の農村民俗資料、利根川水運等河川資料を対象とする専門館。
7 中央総合博物館 (仮称)	千葉市	鉄筋コンクリート3階建 延9900㎡	1 県下全域の人文系・自然系各部門を対象とする総合博物館であり、全国的展望にたった展示とともに収蔵に重点をおく。 2 各地域博物館・相互の有機的連携を保つ情報センターとする。 3 博物館の資料及び事業に関する理論と実践的研究をする機関とする。
8 自然博物館 (仮称)	君津市	鉄筋コンクリート2階建 延3000㎡	1 県民の森のなかの施設の一つとして設置し、附属施設として自然教育園・植物園・岩石園・野鳥園・淡水魚観察園等を置き、本県内陸の動植物の生態を保存するとともに、その観察の場にする。
9 風土記の丘資料 館 (仮称)	栄 町	鉄筋コンクリート 延1980㎡	1 史跡公園「風土記の丘」の施設の一つとして設置し、歴史・考古資料等を主とする専門館。 2 下総地方の中心的地域博物館。
関連施設	沖の島 富 津		1 本県海浜の動植物を教育的配慮のもとに保存し、その生態観察の場にする。

第1図

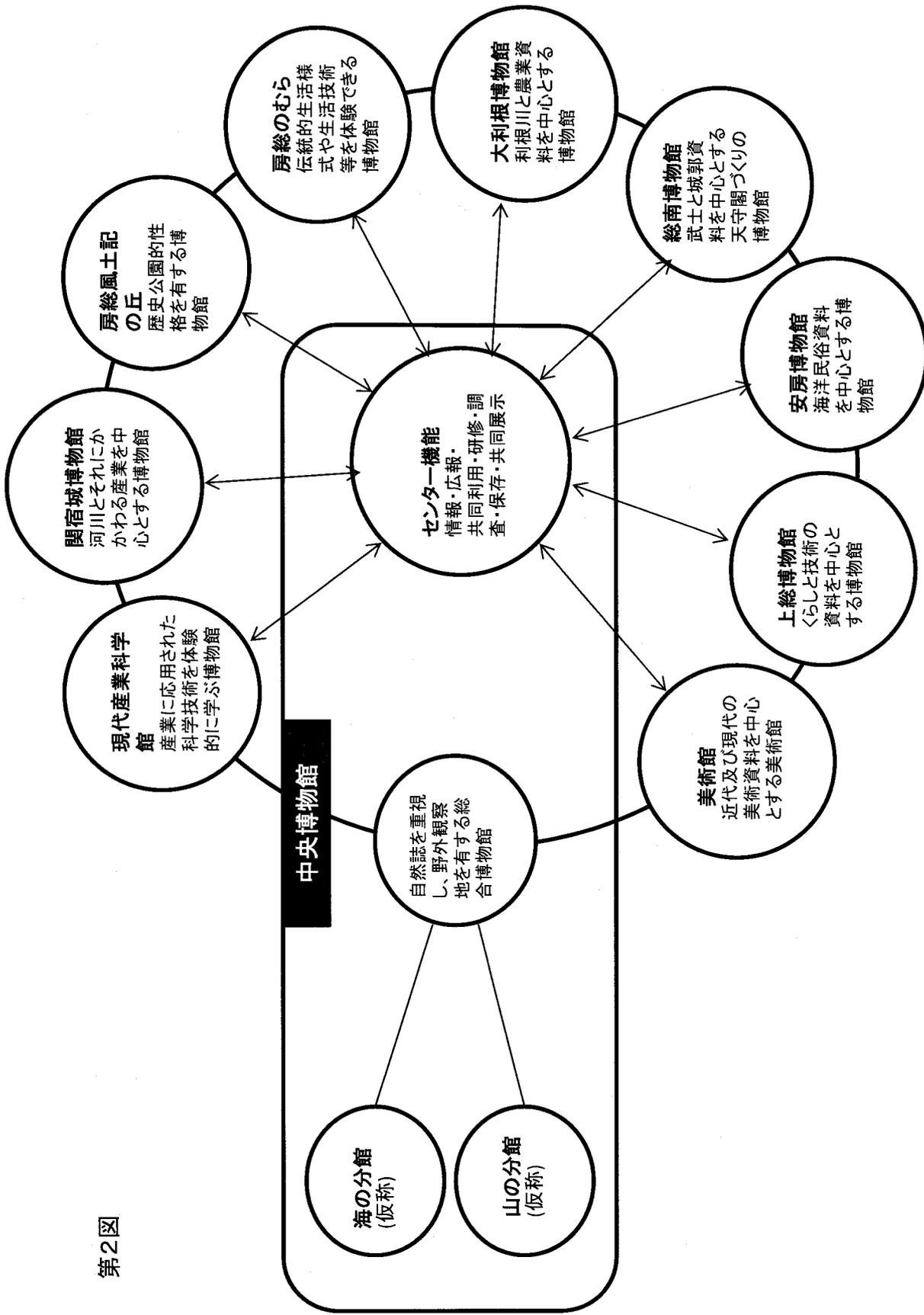


〔表4〕

地域博物館の専門性

館名	設置当初	検討結果
美術館	県内唯一の美術館	近代～現代美術資料を中心とする美術館
房総風土記の丘	・史跡公園「風土記の丘」の施設の一つとして、歴史・考古資料等を主とする専門館 ・下総地方の地域博物館	歴史公園的性格を持つ考古資料を中心とする専門施設
大利根博物館	・県下全域の農村民俗資料、利根川水運等河川資料を対象とする専門館 ・東下総の地域博物館	利根川と農業資料を中心とする専門館
総南博物館	・県下全域の城郭、武家等の歴史資料を対象とする博物館 ・東上総地方の地域博物館	武士と城郭資料を中心とする専門館
安房博物館	・県下全域の漁村民俗を対象とする専門館 ・安房地方の地域博物館	海洋民俗を中心とする専門館
上総博物館	・県下全域を対象する信仰、学芸、古美術資料を対象とする専門館 ・西上総地方の地域博物館	くらしと技術の資料を中心とする歴史博物館

第2図



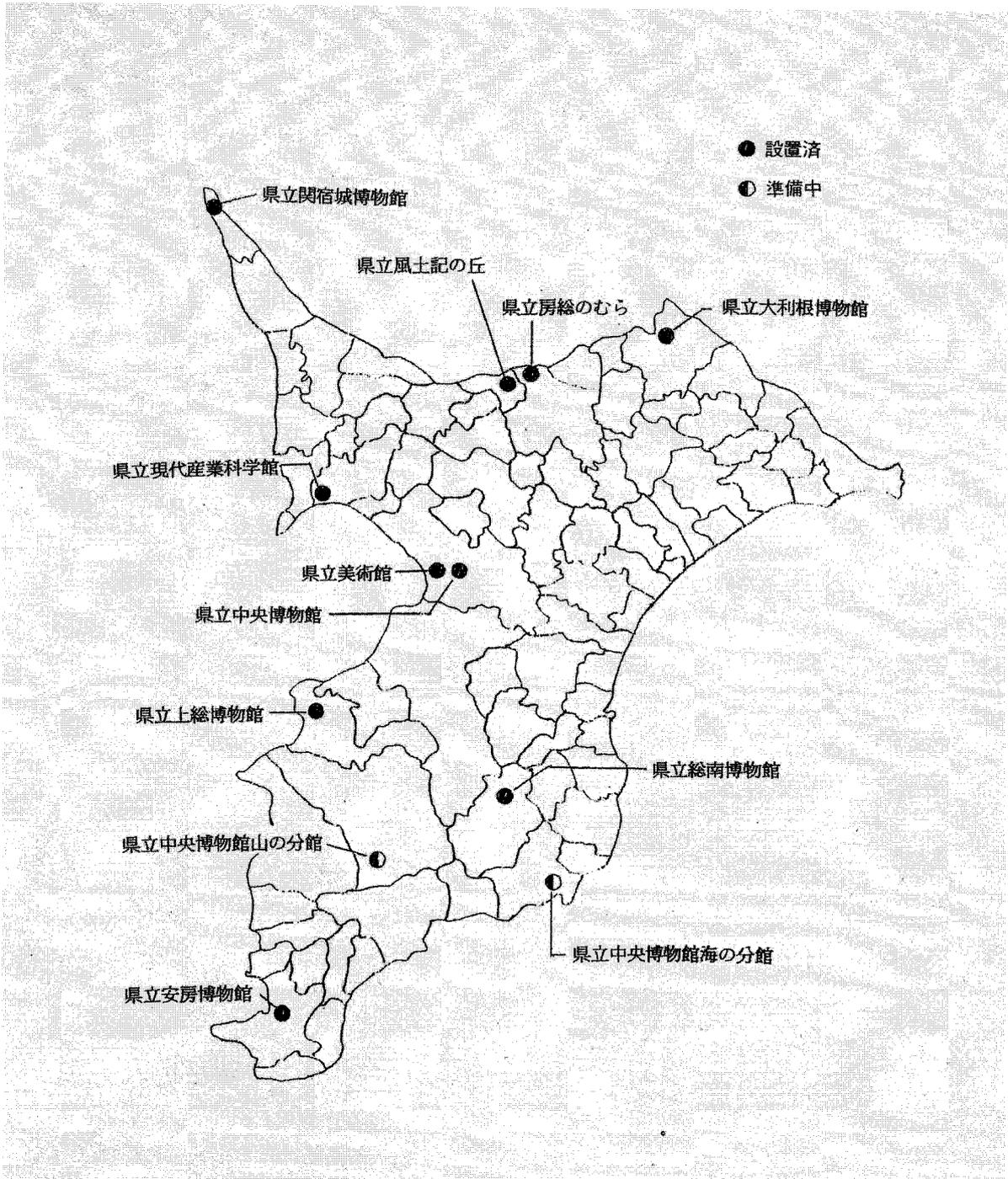
千葉県の博物館設置構想の推進と現状

〔表5〕

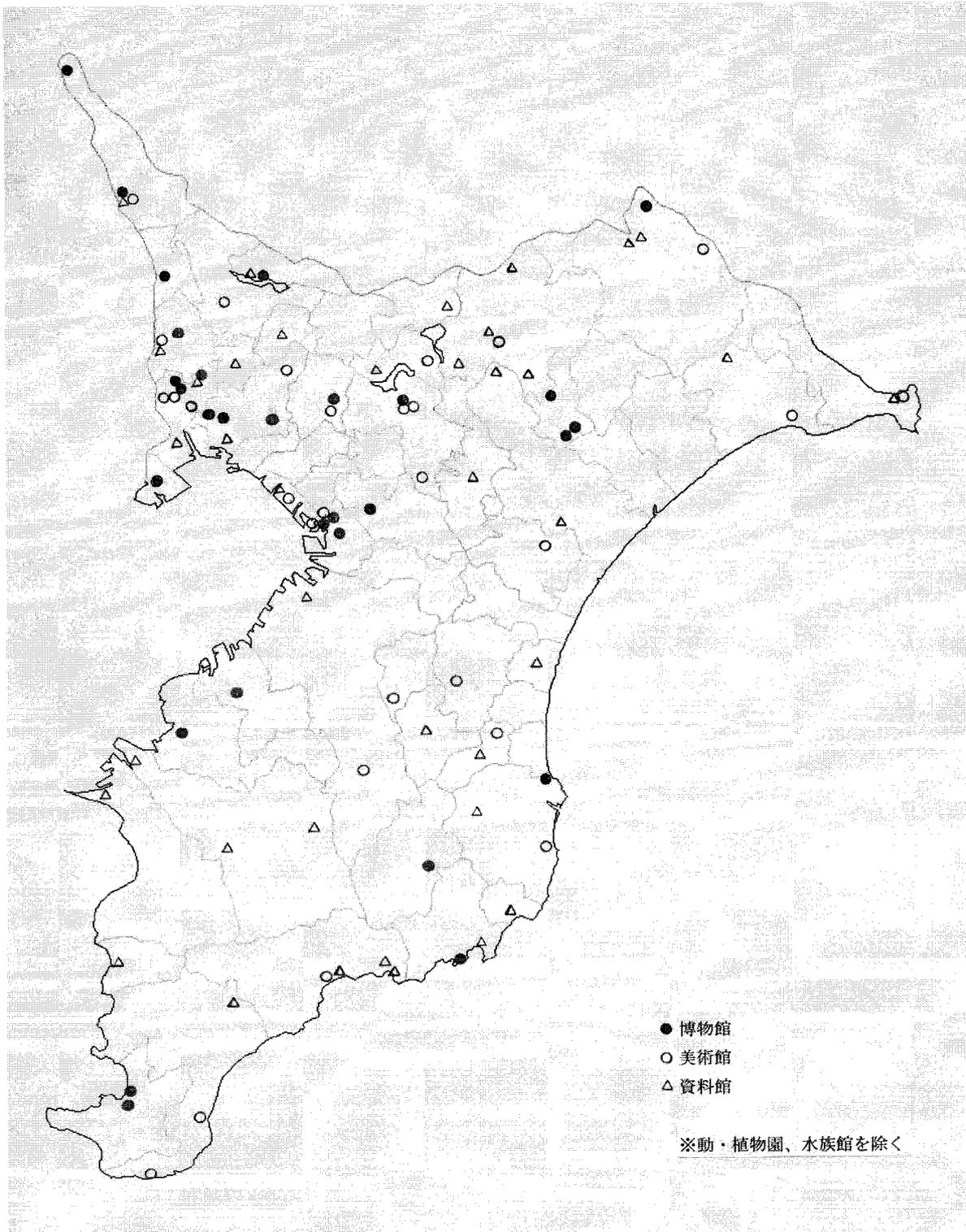
県立博物館設置状況

施設名	設置地	規 模	期間設置年月日	開館年月日	専 門 性
美術館	千葉市	敷地 33,058㎡ 建物 10,664㎡ RC造平屋一部2階	昭和49年4月1日	昭和49年10月23日	近・現代美術
中央博物館	千葉市	敷地 13,178㎡ 建物 15,254㎡ SRC造地上2階地下1階 生態園 6,6ha	平成元年1月11日	平成元年2月7日	自然誌に重点を置いた 歴史も加えた総合博物 館
中央博物館分 館 海の博物館	勝浦市	敷地 7,161㎡ 建物 3,919㎡ RC造地上3階地下1階	平成11年3月12日	平成11年3月12日	海と海辺の自然誌
現代産業科学館	市川市	敷地 18,182㎡ 建物 8,493㎡ SRC造地上2階地下1階	平成6年4月1日	平成6年6月15日	産業に応用された科学 技術
関宿城博物館	東葛飾郡 関宿町	敷地 11,135㎡ 建物 2,172㎡ RC造平屋一部3層4階	平成7年11月10日	平成7年11月10日	河川とそれにかかわる 産業
房総風土記の丘	印旛郡 栄町	敷地 315,242㎡ 建物 3,929㎡ RC造2階	昭和50年9月1日	昭和51年6月24日	考古
房総のむら	印旛郡 栄町	敷地 315,242㎡ 建物 3,929㎡ 商家、武家屋敷、農家、農 村、歌舞伎舞台、水車小屋 等	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	伝統的技術・生活様式 の実演・体験
大利根博物館	佐原市	敷地 13,195㎡ 建物 1,769㎡ RC造平屋一部2階	昭和54年4月1日	昭和54年11月21日	利根川の自然と歴史
総南博物館	夷隅郡 大多喜町	敷地 5,673㎡ 建物 2,001㎡ RC造4階	昭和50年4月1日	昭和50年9月10日	房総の城と城下町
安房博物館	館山市	敷地 10,321㎡ 建物 4,999㎡ RC造3階	昭和48年7月5日	昭和48年11月22日	房総の海と生活
上総博物館	木更津市	敷地 2,639㎡ 建物 2,032㎡ RC造3階	昭和45年4月1日	昭和46年1月14日	くらしのなかの技術

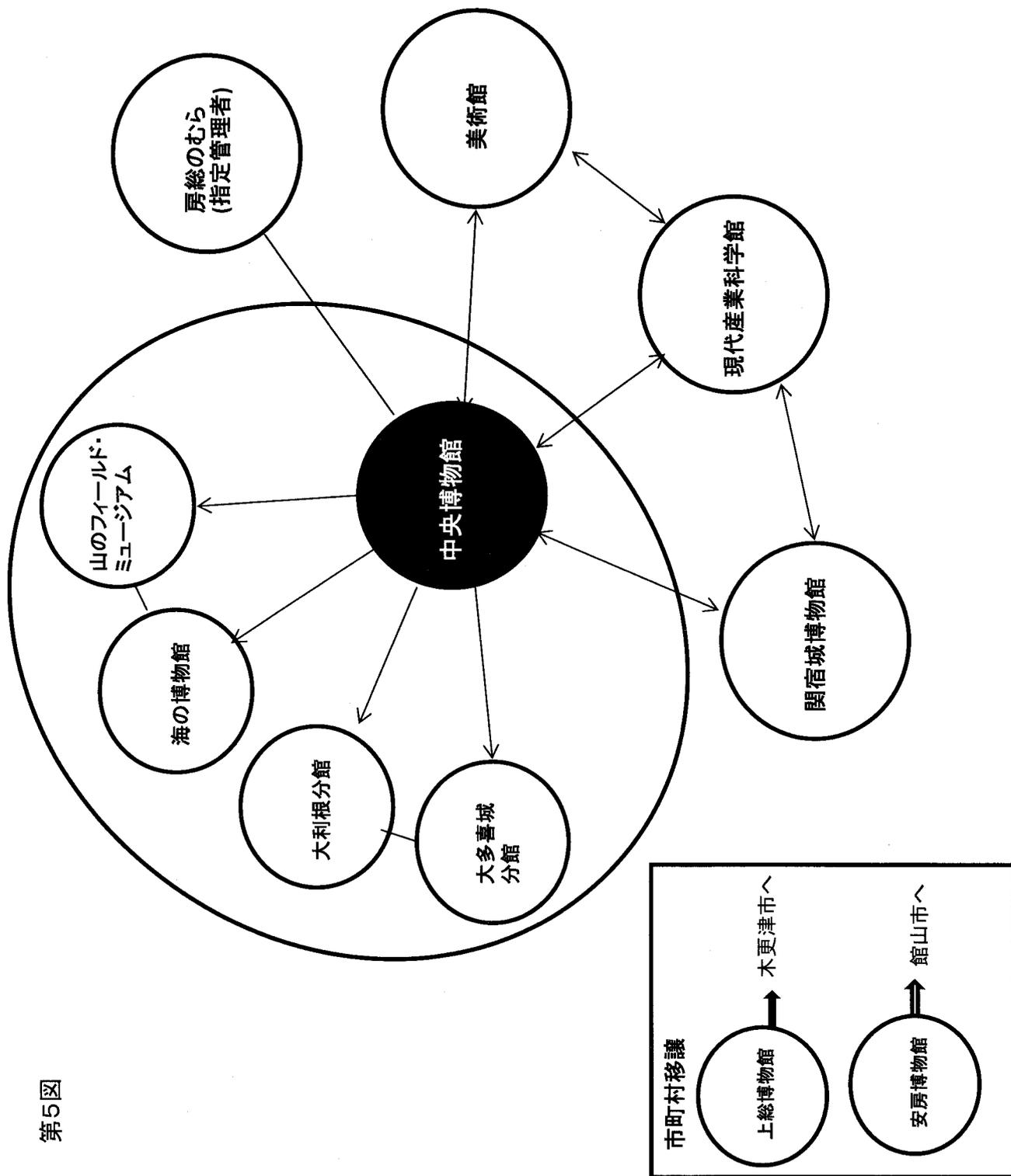
第3図



第4図



第5図



山高信離とその仕事

—博物館長になった旗本—

Yamatoka Nobuakira and his Work

—Samurai became Museum Director—

小寺 瑛広

KODERA Akihiro

はじめに

山高信離は明治期の博覧会行政、および博物館行政に携わり、初代奈良・京都帝室博物館長となった人物である。彼の業績を端的に説明するとすれば、このような説明が一般的だろうか。しかし、彼が行ってきた仕事は、多岐にわたる。たとえば、近年、彼が明治時代の美術行政について重要な役割を果たしてきたことが次々と指摘されている⁽¹⁾。これらの研究では、彼が博物館行政・美術行政に関わり、政府として工芸制作や古物保存・活用を推進した中心人物であったと指摘されている。また、龍池会（のち、日本美術協会）の設立に関わり、観古美術会を開催するなど、日本の伝統的な美術を保護し、推進してきたことも知られている⁽²⁾。

ここ数年の研究では山高の仕事のうち、美術行政にウェイトがおかれ、注目が集まっているように思える。しかし彼の仕事⁽³⁾は博覧会・博物館行政にも及んでいる。博覧会については、國雄行氏や角山幸洋氏、伊藤真実子氏らの一連の研究がある⁽⁴⁾が、山高については万国博覧会の経験者・担当者として名前が挙がってくるものの、彼がそのなかでどのような位置付けにあったのかは明確ではない印象を受ける。博物館史については、椎名仙卓氏や関秀夫氏の業績があり⁽⁵⁾、関氏は博物館の宮内省移管への引き継ぎ役を果たしたとの指摘をしている。

このように見ていくと、各分野の研究において山高信離の名は挙がってくるものの、それぞれが緊密に結びついて、分析されているとは言い難い。それは、山高信離という人物についての専論が存在せず、その実像が見えてきていないためではないだろうか。彼がどのような職歴を経て、どのような仕事に携ってきたのか、それを見ずしては山高信離という人物の位置付けができないのではないか。本稿では、山高信離が具体的にどのような役職を歴任し、どのような仕事に関わってきたのかを「山高信離関係文書」⁽⁶⁾をもとにして検証・整理しながら、その上で各分野との関わりを考えていきたい。

1. 山高信離、その前半生～旗本時代から官僚となるまで～

(1) 生い立ちと名前

山高信離は2500石取りの旗本堀家に、6代当主堀利堅の8男⁽⁷⁾として天保13年2月21日(西

暦 1842 年 3 月 23 日) に生まれ⁽⁸⁾、幼名を堀蘭之助⁽⁹⁾と^いった。母は側室の長谷川いほ⁽¹⁰⁾である。安政 3 年 12 月 25 日 (1857 年 1 月 20 日)、15 歳で旗本山高家の養子となり⁽¹¹⁾、同家 26 代当主となった。山高家は 1800 石取りの旗本で、甲斐武田氏と同族の源氏の名門であった。養父となった信厚は、蘭之助の異母兄 (堀利堅 5 男) であり、彼が養子に入る前の 8 月 22 日に死去している⁽¹²⁾。山高蘭之助は、のちに諱を信徳⁽¹³⁾、官職名を山高弾正^{だんじょう}と名乗った⁽¹⁴⁾。

彼は元治元年 3 月 16 日 (1864 年 4 月 21 日) に官職名を弾正から主計^{かすね}へと改名している⁽¹⁵⁾。パリ万国博覧会に出発する直前の慶応 2 年 12 月 26 日 (西暦 1867 年 1 月 31 日) には、従五位下石見守に叙任され、山高石見守^{いわみのかみ}と改めている⁽¹⁶⁾。帰国後、明治元年 12 月 28 日 (1868 年 2 月 9 日) までには山高八郎と改名している⁽¹⁷⁾。その後、明治 2 年 7 月までに山高慎八郎と改名⁽¹⁸⁾している。明治 5 年 10 月には諱であった山高信離^{のぶあきら}⁽¹⁹⁾を戸籍名とし、以後この名前で通した。

なお、本稿ではでの表記は、彼が戸籍名とした山高信離で通すことにする。

(2) 旗本から官僚への道のり

山高信離は安政 3 年 12 月 25 日に旗本山高家の 26 代当主となったことで、小普請組 (無役の旗本が入る制度) 仙石右近の支配に編入された⁽²⁰⁾。万延元年 12 月 11 日 (1861 年 1 月 21 日) には小普請組岩瀬内記支配より中奥番に昇進している⁽²¹⁾。文久 3 年正月 22 日 (1863 年 3 月 11 日) には將軍の身の回りの諸事を行う小納戸に任じられ⁽²²⁾、同年 2 月 2 日 (3 月 20 日) には六位相当の布衣の格式となっている⁽²³⁾。翌元治元年 3 月 16 日 (1864 年 4 月 21 日) には旗本・御家人の監察や勤務状況の検査をする目付となった⁽²⁴⁾ものの、2 か月後の 5 月 15 日 (6 月 18 日) には病気を理由に辞職している⁽²⁵⁾。

山高は慶応 2 年 8 月 18 日 (1866 年 9 月 26 日)、目付に復帰し⁽²⁶⁾、同年 10 月、第二次長州征伐の戦後処理のため、小倉 (現在の福岡県) へ派遣を命じられた⁽²⁷⁾。

慶応 2 年 12 月 26 日 (1867 年 1 月 31 日)、山高は出張先の小倉から、幕府の出先機関であった京都の若狭屋敷に呼び出され⁽²⁸⁾、將軍慶喜の弟徳川昭武に随行して、パリ万国博覧会の参加とヨーロッパ各国巡歴をするように、との内命を受けた⁽²⁹⁾。彼はこのとき、御小姓頭取 (將軍の身の回りの世話をする) に任じられ、諸大夫 (従五位の官位)・作事奉行格 (作事奉行と同じ役高を賜る) に昇進し、石見守の官職名を賜った。この日、彼は昭武の傅役 (教育掛) に任じられた⁽³⁰⁾。

こうして山高は昭武とともに慶応 3 年正月 11 日 (西暦 1867 年 2 月 15 日)、フランスにむけて横浜を出発し、2 月 29 日 (4 月 3 日) にフランスのマルセイユに到着した⁽³¹⁾。この後、慶応 4 年 9 月 4 日 (1868 年 10 月 19 日) にマルセイユを出発するまでの間、山高はヨーロッパに滞在し、パリ万国博覧会の参加や各国巡歴を行っているが⁽³²⁾、この間、山高は昭武の傅役を解任され、留学生取締りに任じられている⁽³³⁾。ヨーロッパ滞在中の山高の行動には幕府や清水家の職制、幕府の終焉の様子をめぐって興味深い点が多々見受けられるが、本論の主題からは逸れるので、別の機会に譲りたい。

明治元年 11 月 3 日 (1868 年 12 月 16 日) に帰国した山高は、「前様付小姓頭取」として、70 万石の静岡藩主となった徳川宗家 (旧將軍家) に仕えた⁽³⁴⁾。彼は明治 2 (1869) 年、徳川家が

領地支配のために置いた 11 か所の奉行所のうち、現在の静岡県牧之原市相良の支配を担当する相良奉行に任じられている⁽³⁵⁾。やがて版籍奉還により、静岡藩は太政官制に組み込まれ、山高は明治 3 (1870) 年閏 10 月に改めて太政官より静岡藩権少参事の辞令を受けた⁽³⁶⁾。のちに彼が作成した履歴書には、この時任じられた役職から職歴が記されている。この時から、彼は明治政府に仕える官僚・山高信離となったのである。

次章以降では、官僚山高信離がどのような仕事に携ってきたのかを、いくつかの時代にかけて分析してみたい。

2. 博覧会事務局時代～万国博覧会への参加～

(1) ウィーン万国博覧会 (1873 年 5 月 1 日～11 月 2 日) と仏国船ニール号沈没事件

明治 4 年 7 月 14 日に廃藩置県が行われると、山高は明治 5 年 2 月 10 日 (1873 年 3 月 18 日)、大蔵省に出仕し、大蔵省七等出仕・博覧会御用掛を拜命した⁽³⁷⁾。同年 10 月 28 日には博覧会書記官となっている⁽³⁸⁾。明治 6 (1873) 年 1 月 7 日に大蔵省六等出仕に昇進し⁽³⁹⁾、同月 22 日には奥国博覧会一級書記官となり、ウィーンへ派遣された⁽⁴⁰⁾。彼は博覧会副総裁である佐野常民がオーストリアに到着するまでの間、その代理を任されている。

山高信離関係文書 90「辞令」(佐野の奥国到着まで代理心得とする件につき)

拙者奥国へ到着迄之間ハ代理之心得ヲ以テ一級事務官并翻訳課長と協議之上諸事可被取扱候事、 明治六年一月廿八日 佐野副総裁 山高信離殿

佐野も 1867 年のパリ万国博覧会の際には佐賀藩全権として参加している人物である。ウィーン万国博覧会では田中芳男が一級事務官として活躍していることは従来指摘されてきたが、副総裁であった佐野常民についても評価がなされてきている⁽⁴¹⁾。ここで注目すべき点は佐野は田中ではなく、山高を自身の代理心得としていることである。その具体的理由は、残念ながら追うことはできないが、彼のパリ万国博覧会の経験が評価されたものと考えられる。山高はオーストリア皇帝フランツ・ヨゼフ 1 世からリッテルクロイツ勲章と賞牌を賜り、8 月に帰国した⁽⁴²⁾。

山高はその後もウィーン万国博覧会の残務整理を行い、明治 8 (1875) 年 3 月 30 日、博覧会事務局の業務を引き継いだ内務省から奥国博覧会残務取調掛を命じられた⁽⁴³⁾。明治 10 (1877) 年 1 月 15 日、彼は内務省より再度奥国博覧会残務取扱を命じられ⁽⁴⁴⁾、同年 12 月 6 日に免官となっている⁽⁴⁵⁾。

明治 8 (1875) 年 4 月 14 日、山高は内務省から伊豆国妻良村へ出張を命じられているが、これは前年 3 月 20 日にウィーン万国博覧会出品物を積載した仏国船ニール号の沈没事件に関係するものと思われる⁽⁴⁶⁾。その後、7 月に彼は内務省よりニール号沈没船取扱を命じられ⁽⁴⁷⁾、翌明治 9 (1876) 年 1 月 13 日に免官となるまで、その事務を行っている⁽⁴⁸⁾。なお、彼は明治 10 (1877) 年 10 月 4 日、再び内務省より仏国沈没船ニール号事件取扱兼務を命じられている⁽⁴⁹⁾。

明治 11 (1878) 年 1 月 24 日、山高は元奥国博覧会総裁大隈重信・副総裁佐野常民より翌 25

日に芝離宮への出頭を命じられている⁽⁵⁰⁾。それは、ウィーン博覧会関係者に慰労として酒饌を下賜する一席への招待であった。

(2) フィラデルフィア万国博覧会 (1876年5月10日～11月10日)

博覧会一等書記官職が廃止となった後、明治8(1875)年1月10日、山高は従来の大蔵省六等出仕に加えて、内務省所管の勸業寮六等出仕の兼勤を命じられた⁽⁵¹⁾。ついで、2月8日には米国博覧会事務局長町田久成より米国博覧会事務取扱に任じられている⁽⁵²⁾。

同年3月30日、博覧会事務局の博物館改称・内務省移管とともに山高は大蔵省を離れ、勸業寮六等出仕に専念することとなり⁽⁵³⁾、同日内務省より米国博覧会御用掛・博物館掛、および前述の埃国博覧会残務取調掛を命じられた⁽⁵⁴⁾。

さらに同年5月13日、太政官より山高は米国博覧会事務官に任じられ⁽⁵⁵⁾、12月28日には万国博覧会に出品する茶の件で内務省の命により横浜へ出張している⁽⁵⁶⁾。なお、彼は明治9(1876)年3月10日にも内務省より横浜出張を命じられている⁽⁵⁷⁾。

山高はフィラデルフィア万国博覧会の際には渡米することはなかった。しかし、明治9年6月10日、彼はアメリカ合衆国独立百周年記念式典の招待状を受けている⁽⁵⁸⁾。そして、ウィーン万博のときと同様に、内務卿大久保利通より米国博覧会委員に酒饌を下賜する場に呼ばれている⁽⁵⁹⁾。

3. 内国勸業博覧会時代～内務省と大蔵省のはざままで～

(1) 第1回内国勸業博覧会 (1877年8月21日～11月30日)

話は前後するが、山高は万国博覧会だけでなく、内国勸業博覧会にも関わるようになる。明治9(1876)年8月1日、山高は内務省より内国勸業博覧会事務兼勤を命じられた⁽⁶⁰⁾。同年12月7日には太政官より内務少丞に任じられたが⁽⁶¹⁾、翌10(1877)年1月11日の大少丞廃止により、12日には内務省より内務省御用掛を命じられ、月俸100円、准奏任待遇となっている⁽⁶²⁾。同じ日に山高は内務省より内国博覧会事務取扱を命じられている⁽⁶³⁾。

山高はこの時期、万国博覧会の業務に携っていたためもあってか、第1回内国勸業博覧会に関するこれ以上の動きは「山高信離関係文書」から見出すことはできない。

(2) パリ万国博覧会 (1878年5月1日～11月10日)

明治10(1877)年2月12日、山高は内務省より仏国博覧会事務取調を命じられ⁽⁶⁴⁾、ついで6月25日には内務省より仏国博覧会事務官に任じられた⁽⁶⁵⁾。彼はこの時も渡仏はしていないが、明治11(1878)年10月21日、博覧会の賞牌授与式において、仏国シハリエー勲章(五等勲章)を受章している⁽⁶⁶⁾。さらに、明治12(1879)年5月12日には仏国万国博覧会より銅賞を授与されたことが確認できる⁽⁶⁷⁾。

(3) 地方勸業博覧会 (1878年)

山高は明治11(1878)年1月7日、内務省より勸商局事務兼勤を命じられた⁽⁶⁸⁾。ついで2

月7日には内務省より博覧会掛兼勤を命じられている⁽⁶⁹⁾。この他、3月28日・6月6日には内務省の命により横浜へ出張していることが知られる⁽⁷⁰⁾。6月28日には勲五等に叙せられている⁽⁷¹⁾。

同年9月20日内務省より愛知県博覧会列品審査のため、愛知県への出張を⁽⁷²⁾、翌21日には愛知県出張のついでに三重県・岐阜県・石川県・京都府・大阪府・兵庫県への出張を同様に命じられている⁽⁷³⁾。これは地方勸業博覧会の業務と考えられる⁽⁷⁴⁾。彼はこの後、さまざまな審査員を務めることになるが、列品審査を山高が務めていたことがわかる最初の事例である。

(4) シドニー万国博覧会 (1879年)

明治12(1879)年5月22日、山高は内務省よりシドニー万国博覧会事務官に任じられたが⁽⁷⁵⁾翌13(1880)年10月21日には内務省よりシドニー万国博覧会事務官を免じられている⁽⁷⁶⁾。シドニー万博については、この後、明治14(1881)年1月23日、シドニー万国博覧会より銀賞を贈与されていることが確認できるのみである⁽⁷⁷⁾。

(5) メルボルン万国博覧会 (1880年)

明治13(1880)年2月24日、山高は内務省よりメルボルン万国博覧会事務官を命じられ、⁽⁷⁸⁾翌14(1881)年5月20日に、メルボルン万国博覧会より銀メダルを授与されたことが知られる⁽⁷⁹⁾。農商務省よりメルボルン府博覧会事務官を免じられたのは、同年11月9日のことであつた⁽⁸⁰⁾。

(6) 第2回内国勸業博覧会 (1881年3月1日～6月30日)

明治12(1879)年1月15日、山高は大蔵省准奏任御用掛兼務となり⁽⁸¹⁾、大蔵卿大隈重信より商務局勤務を命じられた⁽⁸²⁾。同年4月23日には太政官より内国勸業博覧会事務勲励の褒賞として、目録を下賜されている⁽⁸³⁾。

翌明治13(1880)年4月6日には太政官より内務少書記官に⁽⁸⁴⁾、同月14日には内国勸業博覧会事務官に任じられている⁽⁸⁵⁾。さらに同月20日には、太政官より大蔵少書記官兼任を命じられ⁽⁸⁶⁾、大蔵卿佐野常民より商務局勤務を命じられている⁽⁸⁷⁾。

同年5月12日、山高は大蔵省より京都・奈良出張を命じられ⁽⁸⁸⁾、5月14日には大蔵省に命じられた出張のついでに、内務卿松方正義より正倉院の仮封鎖を命じられている⁽⁸⁹⁾。この時期、勸業政策は大蔵省と内務省に分離していたことが指摘されているが⁽⁹⁰⁾、山高の職歴はその状態を如実に物語っている。山高は一貫して博覧会行政に携っているにもかかわらず、指示を出すべき管轄官庁が複雑化していることがわかる。

さて、この京都・奈良への出張について、5月21日付で大蔵卿佐野常民が山高に指示を出している。少し長くなるが、史料を引用してみたい。

山高信離関係文書 156「命令書」(京都奈良出張につき)

今般京都及奈良へ出張甲付候ニ付テハ、左之條款篤ト相心得取調可申事、

第一条 東大寺・正倉院御物并法隆寺其他京都・奈良両博物館等ノ藏品中、製品画図ノ模範トナルヘキモノ及ヒ工芸ノ沿革ヲ徴スヘキモノハ精粗見計、図取可致事、

第二条 輸入品製造家ノ実況視察可致事、

第三条 輸入代用品製産ノ数量及実地景況取調可致事、

第四条 輸入品見本買上代及写図料トシテ用意金百円携帯可致事、

第五条 随行ノ画工ニテ手不足ノ節ハ臨機賃写取計、帰京ノ上精算可致事、
右之通及命令候也、

明治十三年五月廿一日 大蔵卿佐野常民 (印)

大蔵少書記官山高信離殿

佐野が命じた業務は内国勸業博覧会に関するものと思われるが⁽⁹¹⁾、この指示からは山高が美術や工芸事業に従事していたことが推察できる。また、第一条からは、山高が奈良・京都の古美術調査に従事し、多くの作品を目にする機会があったことがわかる。また、山高が森川杜園の『正倉院御物写』の制作に関わっていたことを稲田奈津子氏が既に指摘しているが⁽⁹²⁾、その制作のきっかけとなったのは、この出張調査と大蔵卿佐野常民の指示であったのだろう。

その後、山高は明治 13 (1880) 年 5 月 25 日、内国勸業博覧会事務局総裁北白川宮能久親王より内国勸業博覧会出品課長・編輯課長を命じられた⁽⁹³⁾。業務に関わることでは、同年 7 月 29 日には内国勸業博覧会事務局より千川上水引用の件で神奈川県へのお出張を命じられていることがわかる⁽⁹⁴⁾。山高はこの間、6 月 8 日に従六位に叙せられている⁽⁹⁵⁾。

明治 14 (1881) 年 6 月 10 日、山高は第 2 回内国勸業博覧会に室内什具図案を出品し、褒賞を受けた⁽⁹⁶⁾。博覧会終了後の 8 月 31 日には太政官より第 2 回内国勸業博覧会事務局事務勉勵の慰労金 100 円および銀牌 1 個が下賜されている⁽⁹⁷⁾。

4. 農商務省時代

明治 14 (1881) 年 4 月 7 日、博物館は農商務省の所管となった。山高は 2 日後の 4 月 9 日、農商務少書記官に任じられた⁽⁹⁸⁾。ついで 13 日に博物局事務兼勤を⁽⁹⁹⁾、15 日には書記局事務取扱を命じられている⁽¹⁰⁰⁾。

同年 7 月 4 日、山高は農商務省より博覧会掛事務取扱を命じられ⁽¹⁰¹⁾、同月 22 日には博覧会掛長を命じられた⁽¹⁰²⁾。

(1) 共進会

農商務省時代に山高が関わった仕事としては、万国博覧会・博物館のほかに、共進会事業が挙げられる。明治 14 (1881) 年 9 月 12 日、山高は開拓使外四県米糶連合共進会褒賞授与のため、農商務省より北海道へのお出張を命じられた⁽¹⁰³⁾。この時は褒賞授与のためのお出張であり、彼が審査に関わることはなかったが、この後山高は徐々に関与の度合いを強めていくことになる。

翌 15 (1882) 年 1 月 19 日、山高は農商務省より農務山林両部編輯庶務科長を命じられた⁽¹⁰⁴⁾。

同年4月20日には、米・麦・大豆・烟草菜種及山林共進会の事務勲励につき、農商務省より慰労金として20円を下賜されている⁽¹⁰⁵⁾ことから、共進会事業の事務に関与していたことが推察できる。同年12月13日にも、内国絵画共進会事務勲励の慰労金として50円を下賜されている⁽¹⁰⁶⁾。同月27日、山高は太政官より農商務権大書記官に任じられ⁽¹⁰⁷⁾、明治16(1883)年2月3日、山高は正六位に叙任されている⁽¹⁰⁸⁾。

この後の動向としては、2月21日には農商務省より横浜出張を⁽¹⁰⁹⁾、3月3日には埼玉県出張を⁽¹¹⁰⁾、6月13日には再度横浜出張を命じられた⁽¹¹¹⁾ことが確認できる。

同年9月28日、山高は農商務省より大阪・兵庫・鹿児島・長崎・佐賀への上出張を命じられた⁽¹¹²⁾。翌日には農商務省より烟草砂糖麻苧繭生糸織物聯合共進会審査長を命じられている⁽¹¹³⁾が、これは鹿児島県外7県聯合共進会の審査長としての出張であった。その出張にあたって、10月1日、農商務卿西郷従道は山高に以下のような指示を出した。

山高信離関係文書 196「命令書」(鹿児島県外七県連合烟草以下共進会審査長として派出につき)
農商務権大書記官山高信離

鹿児島県外七県連合烟草以下共進会審査長トシテ派出申付候ニ付テハ左ノ件ニ可相心得事
明治十六年十月一日 農商務卿西郷従道 (印)

- 第一条 地方官ト謀リ、審査員ヲ撰挙シ、該会ノ規則ニ準シ、審査例則ヲ選定スヘキ事、
 - 第二条 審査官ノ褒賞薦告ヲ審按シ、至当ト認ルトキハ、各県令協議ノ上、褒賞金給与内記ニ照シ、差等及ヒ人員ヲ定メ、卿ノ裁決ヲ仰ヘキ事、
 - 第三条 若シ審査官ノ薦告不穩当ト認ルトキハ再議セシムル事、
 - 第四条 該会出品ニ付、功労等アルモノニハ、各県令協議ノ上、相当ノ褒賞及ヒ追賞ヲ擬按シ、卿ノ裁決ヲ仰ヘキ事、
 - 第五条 審査官ヨリ差出ス所ノ報告書ヲ熟閲シテ主催地方官ヘ附与スヘシ、
 - 第六条 帰京ノ上、該会ノ景況ヲ報告スル事、
- 右、命令スル条款ヲ領シ、総テ不都合無之様可取計事、

この史料からは、取りまとめ役としての審査長の性格が浮かび上がってくる。共進会審査において、山高はあくまでも農商務卿と地方官との間をつなぐ役割が強かったといえるだろう。しかし、そのような中でも審査員の推薦が適切でないと判断した際には再議させることができる権限を山高が持っていたことが読み取れる。

この後、山高は明治17(1884)年2月19日農商務省より第二回内国絵画共進会幹事を命じられ⁽¹¹⁴⁾、10月9日には大阪府絵画品評会審査長として出張を命じられ、同様に農商務卿西郷従道より指示を受けている⁽¹¹⁵⁾。この時にも山高は、審査員の推薦が適切でないと判断した際には再議させることができる権限を有していた。これは明治18(1885)年9月12日に農商務省より佐賀県外七県聯合綿茶砂糖錫繭生糸織物共進会出品審査長として佐賀県へ出張を命じられた際⁽¹¹⁶⁾に、農商務卿西郷従道より受けた指示でも同様であった⁽¹¹⁷⁾。

なお、山高は明治18(1885)年10月19日、勲四等に叙せられている⁽¹¹⁸⁾。

(2) アムステルダム万国博覧会 (1883 年)・ニュルンベルク金工万国博覧会

明治 15 (1882) 年 6 月 24 日、山高は農商務省よりアムステルダム万国博覧会事務官を命じられた⁽¹¹⁹⁾。

さらに、明治 17 (1884) 年 10 月 6 日、農商務省よりドイツ帝国バイエルン王国ニュルンベルク金工万国博覧会出品取調として京都・大坂・石川・富山・兵庫・愛知の巡回を命じられ⁽¹²⁰⁾、翌 7 日には、同じく横浜への出張を命じられている⁽¹²¹⁾。同年 12 月 24 日にも農商務省よりドイツ金工万国博覧会の件で横浜へ出張を命じられてはいるが⁽¹²²⁾、これ以上の彼の動向は追うことができない。パリ万国博覧会以降、山高は日本にいながら賞牌を授与されていたが、メルボルン万国博覧会以降は賞牌授与のこともなくなっている。山高の業務のウェイトが内国勸業博覧会へと移ってきていることも関連があるのかもしれない。

(3) 亜細亜大博覧会計画

このほか、農商務省時代に山高が関わった仕事としては、亜細亜大博覧会計画が挙げられる。この亜細亜大博覧会構想は大蔵卿佐野常民の計画によるものであるが⁽¹²³⁾、明治 16 (1883) 年 5 月 29 日に農商務卿西郷従道の上申によって延期されたことが指摘されている⁽¹²⁴⁾。西郷は改めて明治 18 (1885) 年 6 月 5 日に開催の建議をし、それを受けて 7 月 27 日に亜細亜大博覧会組織取調委員会が設置された⁽¹²⁵⁾。

山高は同日、太政官より亜細亜大博覧会組織取調委員を命じられたものの⁽¹²⁶⁾ 翌 19 (1886) 年 10 月 8 日にこの計画は頓挫し⁽¹²⁷⁾、同月 16 日、内閣より亜細亜大博覧会組織取調委員を免じられた⁽¹²⁸⁾。

(4) 皇居造営事務局

山高は明治 18 (1885) 年 6 月 9 日、皇居御造営事務局へ出仕している⁽¹²⁹⁾。山高が明治宮殿の造営や内部装飾に関わったことは既に指摘されているので、⁽¹³⁰⁾ 詳細は省略するが、明治 21 (1888) 年 10 月 31 日、皇居御造営中の負担事務格別につき、宮殿の竣功を迎えるにあたって、宮内省より目録を下賜されている⁽¹³¹⁾。

5. 博物館～宮内省博物館から帝室博物館まで～

(1) 前史～内務省・農商務省時代～

明治 8 (1875) 年 3 月 30 日、博覧会事務局は博物館に改称し、内務省の所管となった。同日、山高は内務省より博物館掛を命じられた⁽¹³²⁾。これ以降、彼は従来の博覧会行政だけでなく、博物館（後に博物局と改称し、展示施設としての博物館と組織名を分離する）の所管である博物館行政にも携わっていくようになる。明治 10 (1877) 年 8 月 4 日、山高は内務省より博物局事務取扱兼勤を命じられた⁽¹³³⁾。明治 14 (1881) 年 4 月 7 日、前述したように博物館が内務省より農商務省に管轄が変わっても、彼は同月 13 日に博物局事務兼勤を命じられている。さらに、8 月 20 日には博物局より工芸課長兼芸術課長を命じられた⁽¹³⁴⁾。

明治 18(1885)年 12 月 28 日、山高は農商務省より博物局長心得に任じられ⁽¹³⁵⁾、明治 19(1886)年 3 月 2 日には農商務省より博物館長心得を命じられている⁽¹³⁶⁾。

(2) 宮内省博物館

明治 19 (1886) 年 3 月 24 日、博物館の管轄省庁が農商務省から宮内省に変わると、4 月 1 日に山高は博物館長心得を命じられた⁽¹³⁷⁾。明治 21 (1888) 年 1 月 18 日、博物館が宮内省図書寮に管轄が変わると、山高は博物館長に任じられた⁽¹³⁸⁾。この日より彼は奏任官二等となり、年俸 2400 円を給与される立場となったのである⁽¹³⁹⁾。

この時期に山高が関わった仕事としては、次に述べる第 3 回内国勸業博覧会のほか、明治 21 (1888) 年 9 月 27 日に宮内省より任じられた臨時全国宝物取調掛が挙げられる⁽¹⁴⁰⁾。

(3) 第 3 回内国勸業博覧会 (1890 年 4 月 1 日～7 月 31 日)

山高は宮内省博物館長となっていた明治 21 (1888) 年 3 月 10 日、再び内国勸業博覧会に関わることとなった。この日、彼は内閣より第三回内国勸業博覧会事務官を命じられたのである⁽¹⁴¹⁾。同月 29 日には出品課長を命じられている⁽¹⁴²⁾。

ところが、山高は明治 22 (1889) 年 5 月 29 日にも事務官を命じられ⁽¹⁴³⁾、同様に 6 月 3 日には出品課長を命じられている⁽¹⁴⁴⁾。

同年 12 月 11 日、彼は第三回内国勸業博覧会審査官を命じられてから⁽¹⁴⁵⁾、同月 18 日には第三回内国勸業博覧会第二部勤務⁽¹⁴⁶⁾および第三回内国勸業博覧会審査幹事心得と、立て続けに内閣より役職を命じられた⁽¹⁴⁷⁾。さらに、明治 23 (1890) 年 3 月 5 日には第三回内国勸業博覧会審査幹事を命じられている⁽¹⁴⁸⁾。

博覧会終了後の 10 月 15 日、山高には第三回内国勸業博覧会事務局より、職務への褒賞として、金 500 円を下賜された⁽¹⁴⁹⁾。

ここでも山高は審査官や、それを取りまとめる審査幹事などの役職を担うこととなったのである。

(4) 帝国博物館理事

明治 22 (1889) 年 5 月 16 日、図書寮附属博物館が廃止となり、帝国博物館が誕生すると、山高は帝国博物館理事 (奏任官二等・年俸 2400 円) に任じられ⁽¹⁵⁰⁾、翌 17 日には美術工芸部兼工芸部長を命じられている⁽¹⁵¹⁾。さらに、18 日には旧博物館の残務取扱も命じられたのである⁽¹⁵²⁾。

ついで、山高は 7 月 18 日に宮内省より技芸員選択委員を命じられた⁽¹⁵³⁾。8 月 15 日には米国全権公使を兼任したままであった帝国博物館総長九鬼隆一の不在中に代理を務めるよう、宮内省から命じられている⁽¹⁵⁴⁾。理事 4 人のうち、専任であったのが山高のみであったこともあるが⁽¹⁵⁵⁾、九鬼の次席としての山高の立場がうかがえる。

この後、明治 23 (1890) 年 11 月 1 日、山高は勲三等瑞宝章に叙せられる⁽¹⁵⁶⁾。12 月 22 日には奏任官一等となり⁽¹⁵⁷⁾、年俸 2600 円を給与されるようになった⁽¹⁵⁸⁾。明治 24 (1891) 年 12 月

7日には従五位に叙せられている⁽¹⁵⁹⁾。

なお官制改革により、明治24(1891)年12月22日に四等官、明治25(1892)年11月19日には三等官となっている⁽¹⁶⁰⁾。

業務としては、明治25(1892)年10月22日に宮内省より臨時全国宝物取調掛として神奈川県への出張を命じられていることが知られる⁽¹⁶¹⁾。

(5) シカゴ万国博覧会(1893年5月1日～10月30日)

明治24(1891)年7月7日、帝国博物館職員となっていた山高はしばらく振りに万国博覧会に関わることになった。この日、内閣より臨時博覧会事務局を命じられたのである⁽¹⁶²⁾。翌25年5月19日には、内閣より臨時博覧会事務局鑑査官の兼務を命じられている⁽¹⁶³⁾。同年7月9日には米国大博覧会日本婦人会委員長毛利安子より、同会の事務補助員を依頼された⁽¹⁶⁴⁾。

実務面では、明治26(1893)年4月13日、山高は臨時博覧会事務局より京都府へ出張を命じられたことが確認できる⁽¹⁶⁵⁾。さらに、同年6月9日には内閣より臨時博覧会事務局のため米国出張を命じられ、同月14日には米国出張につき、明治天皇に拝謁している⁽¹⁶⁶⁾。

山高は渡米中の12月19日、内閣より臨時博覧会事務局鑑査官の兼務を免じられ⁽¹⁶⁷⁾、翌27(1894)年2月16日、帰国している⁽¹⁶⁸⁾。彼の帰国を待たずして、すでに2月9日付で帝国京都博物館長兼帝国奈良博物館長の座が用意されていた。翌28年8月28日、彼はシカゴ万国博覧会に関し米国大統領名の感謝状を受領している⁽¹⁶⁹⁾。

(6) 第4回内国勸業博覧会(1895年4月1日～7月31日)

明治26(1893)年4月7日、山高はまたも内閣より第4回内国勸業博覧会事務局に任命され⁽¹⁷⁰⁾、同月15日には事務局より出品課長を命じられている⁽¹⁷¹⁾。6月15日に彼は一旦出品課長を免じられているが⁽¹⁷²⁾、翌27(1894)年3月16日に再度事務局より出品課長に任じられている⁽¹⁷³⁾。6月には再び事務局より出品課長を免じられ⁽¹⁷⁴⁾、これで山高の内国勸業博覧会業務は終わったかと思われた。

ところが彼は7月27日に、事務局より勤務地の京都より上京を命じられ⁽¹⁷⁵⁾、8月6日には三たび出品課長を命じられたのである⁽¹⁷⁶⁾。この他、10月15日にも事務局より上京を命じられたことが確認できる⁽¹⁷⁷⁾。この後の動向としては、会期中の明治28(1895)年7月16日に事務局より神戸市へ出張を命じられていることがわかる⁽¹⁷⁸⁾。

山高は博覧会終了後の明治28(1895)年11月12日に事務局より上京を命じられ⁽¹⁷⁹⁾、同月15日に賞与として金1000円を給与された⁽¹⁸⁰⁾。さらに、翌29(1896)年3月2日には銀牌を授与され⁽¹⁸¹⁾、同月26日には第四回内国勸業博覧会における功績により、藍綬褒章を授与されている⁽¹⁸²⁾。

(7) 帝国奈良博物館長・帝国京都博物館長

明治27(1894)年2月9日、山高は宮内大臣より帝国京都博物館長・帝国奈良博物館長兼任を命じられ、三等官に叙せられた⁽¹⁸³⁾。ついで5月1日には帝国博物館総長九鬼隆一より兼官

の事務専務を命じられ、帝国博物館の美術工芸部長并工芸部長を当分免じられ⁽¹⁸⁴⁾、同月 11 日には九鬼より京都を勤務地とするよう命じられた⁽¹⁸⁵⁾。ここに山高が帝国京都・奈良博物館長として、両博物館の体制を整備するようになったのである⁽¹⁸⁶⁾。

山高が両博物館の館長を兼任する体制は、明治 28 (1895) 年 4 月 29 日に一旦彼が帝国奈良博物館長の兼官を免ぜられ⁽¹⁸⁷⁾、帝国奈良博物館評議員を命じられたことで終わるかに思われた⁽¹⁸⁸⁾。しかし、10 月 10 日には再び帝国奈良博物館長の兼任を命じられ⁽¹⁸⁹⁾、帝国奈良博物館評議員を免じられたことで復活することになった⁽¹⁹⁰⁾。同年 12 月 10 日、山高は正五位に叙せられた⁽¹⁹¹⁾。

業務面では、明治 29 (1896) 年 2 月 17 日、宮内省より滋賀県出張を命じられていることが確認できる⁽¹⁹²⁾。また、明治 31 (1898) 年 2 月 12 日、山高は宮内省より帝国博物館鑑査委員を命じられたが⁽¹⁹³⁾、この業務は明治 33 (1900) 年 6 月 30 日、つまり帝室博物館に改称される前日まで行われている⁽¹⁹⁴⁾。

この後、彼は明治 31 年 6 月 30 日には年俸 2800 円に昇給し、明治 32 (1899) 年 12 月 27 日には旭日中綬章を受章している⁽¹⁹⁵⁾。

明治 33 (1900) 年 3 月 24 日に山高は内務省より帝国京都博物館国宝監守兼帝国奈良博物館国宝監守を命じられ、帝室博物館発足直前の同年 6 月 27 日には、帝国博物館評議員 (勅任待遇) に任じられている⁽¹⁹⁶⁾。

展覧会に関わる業務では、明治 31 (1898) 年 4 月 1 日、山高は個人の資格で豊太閤墳墓修築・300 年祭挙行に尽力したことにより、豊国会第二等章を贈られているが⁽¹⁹⁷⁾、これは帝国京都博物館の特別展覧会「豊臣時代品展」⁽¹⁹⁸⁾との関係によるものと考えられる。

また、山高は帝国京都博物館・帝国奈良博物館以外の仕事も依頼されている。明治 31 (1898) 年 4 月 13 日、農商務省より全国漆器漆生産府県聯合共進会審査長を嘱託され⁽¹⁹⁹⁾、6 月 17 日にはその手当として農商務省より金 100 円が給与されている⁽²⁰⁰⁾。

明治 32 (1899) 年 3 月 3 日、絵画を揮毫したことにより、羽織地・袴地を皇太子嘉仁親王 (のちの大正天皇) より賜っている⁽²⁰¹⁾。同年 8 月 31 日には宮内省調度局より巴里万国大博覧会出品鑑査委員を命じられている⁽²⁰²⁾。

この他、二条離宮の張付画の工事監督を依頼されている。明治 32 (1899) 年 12 月 20 日には工事監督として尽力したため、100 円を内匠寮より下賜されたことがわかる⁽²⁰³⁾。翌 33 (1900) 年 12 月 21 日にも同様に 100 円を内匠寮より下賜されている⁽²⁰⁴⁾。

(8) 古社寺保存会

明治 29 (1896) 年 5 月 7 日、山高は内閣より古社寺保存会委員を命じられた⁽²⁰⁵⁾。同年 11 月 21 日には、帝国博物館総長で古社寺保存会会頭であった九鬼隆一より古社寺保存会委員として召集を受け、⁽²⁰⁶⁾同年 12 月 23 日には内務省より明治 29 年度の古社寺保存会手当金の支給を受けている⁽²⁰⁷⁾。翌 30 (1897) 年 12 月 23 日には古社寺保存会事務勸励として、内務大臣より白縮緬一疋を贈られていることがわかる⁽²⁰⁸⁾。明治 31 (1898) 年 12 月 27 日にも内務省より古社寺保存会の明治 31 年度分手当金として 100 円の給与を受けている⁽²⁰⁹⁾。

明治 32 (1899) 年 2 月 27 日には内務省より古社寺保存計画の調査を囑託され⁽²¹⁰⁾、同日内務省より古社寺保存会の委員として京都府・奈良県への出張を命じられた⁽²¹¹⁾。3 月 2 日には、古社寺保存会京都奈良調査の人選について、内務属稲垣宗正より書状を受け、現地での人選が彼に任されている⁽²¹²⁾。

明治 34 (1901) 年 3 月 27 日、古社寺保存会委員として尽力したことにより、内務大臣より白羽二重一疋を賜った⁽²¹³⁾。翌 35 (1902) 年 4 月 1 日にも、同様に内務大臣より白縮緬一疋を贈られている⁽²¹⁴⁾。

(9) 臨時博覧会

明治 27 (1894) 年 3 月 8 日、山高はアメリカ帰国から程なく臨時博覧会事務局より京都府へ出張を命じられた⁽²¹⁵⁾。この後、同年 6 月 18 日、事務局より事務官手当として金 375 円が下賜され⁽²¹⁶⁾、12 月 10 日にも事務官手当 300 円が⁽²¹⁷⁾、同月 17 日にも金 600 円が事務局より「事務官山高信離」に給付されている⁽²¹⁸⁾。このことから、彼はシカゴ万博以降も臨時博覧会事務局の仕事を行っていたことがわかる。

明治 29 (1896) 年 11 月 14 日には内閣より臨時博覧会評議員を命じられている⁽²¹⁹⁾。12 月 14 日には評議員事務格別として、事務局より金 100 円が給与された⁽²²⁰⁾。明治 34 (1901) 年 5 月 31 日には再び事務局より、職務格別勉勵として金 100 円が贈られている⁽²²¹⁾。

(10) 帝室博物館

明治 33 (1900) 年 7 月 1 日に博物館官制が改正となり、帝国博物館は帝室博物館と改称された。山高は引き続き京都帝室博物館長を本官となし、奈良帝室博物館長を兼務することとなり⁽²²²⁾、一級俸を給与されている⁽²²³⁾。明治 34 年 1 月 21 日には従四位に叙せられた⁽²²⁴⁾。

明治 35 (1902) 年 3 月 19 日、山高は前年より患った膀胱出血が回復せず、京都帝室博物館長・奈良帝室博物館長の辞職願を宮内大臣に提出した⁽²²⁵⁾。5 月 2 日、辞職願が受理され、京都帝室博物館長・奈良帝室博物館長を依願免官となった⁽²²⁶⁾。特旨をもって、位一級昇進となり⁽²²⁷⁾、正四位に叙せられた⁽²²⁸⁾。明治天皇からはこの日、菊紋付七宝花瓶 1 対が下賜されている⁽²²⁹⁾。

ここに、官僚山高信離の仕事は終わりを迎えたのである。

6. 「個人」山高信離としての仕事

前章までは官僚山高信離としての仕事、いわば公的な立場で行った業務について概観してきた。最後に「個人」山高信離として行ってきた業績をみていきたい。

(1) 博物館への資料寄贈

山高の個人としての業績では、博物館へ資料の寄贈を多く行っていることが挙げられる。彼は明治 5 年 5 月から明治 11 年 5 月の間に所蔵品数種・雀 1 羽を博物館へ献納しており、明治 15 (1882) 年 12 月 25 日に太政官より感謝状を受けている⁽²³⁰⁾。同年 9 月 6 日には博物館に琵琶(僧満面葡萄揆面青皮) 1 面・筆築(太田道灌所持ト云) 1 面を献納している⁽²³¹⁾。

この「寄贈ラッシュ」は明治17年から20年の間に顕著であり、明治17(1884)年1月31日には銀礦(自然銀ヲ付スルモノ、大和国産、二十年前ニ掘採シモノ)1塊と、仙巖別館江南竹記摺本1枚を博物館へ納めている⁽²³²⁾。同年6月20日には暹羅国人所用針口権衡1具・同国人所用襪を献納している⁽²³³⁾。

また明治18(1885)年12月28日には赤鬼蟹1疋・松葉蟹1疋・鼈(但活物肥前産)1疋を献納したほか⁽²³⁴⁾、3月より12月の間に次々と10品(加州金沢夕顔亭起シ図1組ほか)を博物館に献納し、明治23(1890)年7月1日に木盃1箇を下賜されている⁽²³⁵⁾。

ついで明治19(1886)年12月11日には金明竹1株を⁽²³⁶⁾、同月13日には下野国足利学校額摺本1枚をそれぞれ献納し⁽²³⁷⁾、22日には蝦夷風俗彙纂20冊を博物館に献納している⁽²³⁸⁾。その結果、山高は明治23年7月1日に感謝状を受けている⁽²³⁹⁾。

さらに明治20(1887)年2月4日には筑後地誌略(梅野多喜蔵・三谷有信合著)1冊を献納し⁽²⁴⁰⁾、7月7日には秧鶏(但活物)2羽を、同月8日には物品40種を献納したことにより、木盃1組が下賜されている⁽²⁴¹⁾。

このような彼の行動は帝国博物館や帝室博物館長となっても変わることはなく、明治23(1890)年7月1日には再び秧鶏活動2羽を帝国博物館に献納したことで、感謝状が授与されている⁽²⁴²⁾。明治25(1892)年11月21日には鉄鏢外24種を帝国博物館へ献納し、木杯1個が下賜されている⁽²⁴³⁾。

また、退職後の明治35(1902)年5月10日にも聖教序摺本および僧雪舟・僧周耕書を京都帝室博物館に寄付し⁽²⁴⁴⁾、明治39(1906)年6月15日には東京帝室博物館に磚仏像(大和国山田寺旧跡発掘)1個を寄贈している⁽²⁴⁵⁾。

(2) 龍池会・日本美術協会

山高は明治18(1885)年10月18日に龍池会通常会員となっている⁽²⁴⁶⁾。龍池会(のち日本美術協会)との関わりはすでに指摘されているため、詳細は省略するが、明治20(1887)年12月15日に龍池会が日本美術協会と改称すると、山高は日本美術協会第二部(建築園治)委員長に任じられている⁽²⁴⁷⁾。山高は自らも出品を行い、明治23(1890)年1月18日には日本美術協会に出品した園庭用屋根塀が優等と査定され、褒賞として木盃を贈られている⁽²⁴⁸⁾。

(3) その他

山高は明治29(1896)年7月19日、南禅寺事務本部より、本堂再建寄附金割納証を受け取っており⁽²⁴⁹⁾、南禅寺の本堂再建のために寄付金を支払ったことが確認できる。

おわりに

山高信離は明治40(1907)年3月16日、東京市本郷龍岡町の自宅で亡くなった。享年66歳。3月23日、侍従北條氏恭子爵が勅使として山高を訪れ、白絹二匹を下賜している。彼の死について、『明治天皇紀』はこのように記している。

『明治天皇紀』二十一日

(中略) 帝室博物館評議員正四位勲二等山高信離卒せるを以て、多年博覧会の事務に尽力し、且帝室博物館の事業に鞅掌し、勤勞尠からざりしを追思し、是の日祭資金五百円を賜ひ、尋いで二十三日侍従北條氏恭を勅使として其の第に遣はし、白絹二匹を賜ふ。

この記事は山高の仕事を手端的に表している。明治天皇にとって、山高の数多くの仕事のうちで、まず思い出されたのは「多年博覧会の事務に尽力」した姿と、「帝室博物館の事業」であったのだろう。

以上、長くなったが山高信離の職歴と携ってきた仕事を「山高信離関係文書」からみてきたが、浮かび上がってきたのは彼の仕事の骨格のみである。これは明治期の「山高信離関係文書」が辞令などの行政文書が大多数であり、具体的な内容は知ることができないためである。しかし、たとえ骨格だけであっても、以下のようなことが読み取れるだろう。

彼の職歴と仕事で特徴的なのは、管轄省庁の変化に左右されることなく（もちろん新しい仕事もしているが）、一貫して博覧会・博物館に関わり続けている点である。なかでも、博物館の管轄省庁が宮内省に変わり、博覧会の管轄省庁と分かれてからも、山高が博覧会の際に呼ばれていることは、彼の役割を考える上で示唆的に思われる。つまり、単なる「その立場にある者」ではなく、何らかの役割が彼に期待されていたと評価することができるのではないか。

また、これまで指摘されていた山高の美術工芸分野における役割は、「山高信離関係文書」からは浮かび上がってはこない。これまでのように特化して考えるのではなく、山高の多彩な仕事のうちのひとつとして捉えてみることで、まだ見出されていない多くの役割があった可能性を想起することができるのではないだろうか。

これらの問いへの答えは、今後の課題としたい。

註

- (1) 先駆的なものとして、關千代氏 1969「皇居杉戸絵について」『美術研究』264号 および同氏 1991「皇居杉戸絵について」博物館明治村『明治宮殿の杉戸絵』所収、東京国立博物館編 1997『明治デザインの誕生』国書刊行会、がある。近年では、恵美千鶴子氏 2008.12「明治宮殿常御殿襖画の考案—正倉院鴨毛屏風模造・平家納経模本の引用と山高信離」『Museum』617号、稲田奈津子氏 2009.4「杜園と模写をめぐる人々—森川杜園『正倉院御物写』の世界(4)」『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』45号、および同氏 2009.3『森川杜園「正倉院御物写」の世界』東京大学大学院工学系研究科建築学専攻・東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター、小沢朝江氏 2008『明治の皇室建築 国家が求めた<和風>像』吉川弘文館、などがある。
- (2) 博物館史では椎名仙卓氏 1989『明治博物館事始め』思文閣 P206~212。美術史では、佐藤道信氏 1999.4(初出1991.3)「明治美術と美術行政」『明治国家と近代美術』所収 吉川弘文館、および同氏 1991.10「日本画画壇の再編成と明治宮殿」博物館明治村『明治宮殿の杉戸絵』所収、などの研究で言及されている。

- (3) 史料としては社団法人日本博物館協会編 1963『わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究 明治編 1』P349～355 所収の「勅仕奏任准奏任履歴 山高信離」、および社団法人日本博物館協会編 1964『わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究 明治編 2・補遺』 P306～314 所収の「山高信離履歴書」がある。また、史料をもとに作成されたものとしては松戸市戸定歴史館編 1992「山高信離略年譜」『戸定論叢』2号 P87～94 所収、が現在読めるものとしては最も詳細である。ただし今回「山高信離関係文書」をもとに検証した結果、数か所の異同が認められた。
- (4) 國雄行氏 2005『博覧会の時代』 岩田書院、および同氏 2010『博覧会と明治の日本』吉川弘文館、角山幸洋氏 1999.3『ウィーン万国博の研究』 関西大学経済・政治研究所、伊藤真実子氏 2008『明治日本と万国博覧会』 吉川弘文館、など。
- (5) 椎名仙卓氏 2005『日本博物館成立史』 雄山閣、関秀夫氏 2005『博物館の誕生』(岩波新書 953) 岩波書店。
- (6) 山高信離関係文書(山高登氏所蔵、松戸市戸定歴史館寄託)。目録は 松戸市戸定歴史館編 1992『戸定論叢』2号に所収。概略については同書所収の柏木一朗氏「山高信離関係文書解説」を参照のこと。
- (7) 堀利堅墓碑銘・堀喜之助(文政7年9月16日死去)墓碑銘・堀陽次郎(天保3年12月9日死去)墓碑銘・堀利熙墓碑銘・堀六三郎(天保5年7月29日死去)墓碑銘・堀氏女麗(文政5年12月7日死去)墓碑銘・堀氏女(天保12年8月7日死去)墓碑銘(すべて東京都文京区源覚寺所在)および市橋長賢夫人山高為(弘化4年6月29日死去、享年27歳)墓碑銘(東京都台東区瑞輪寺所在)による。実父堀利堅の墓碑銘から、9男6女の子女が確認できる。また、信離の兄弟姉妹の墓碑銘の検証から、信離の出生順序は8男と考えられる。
- (8) 山高信離関係文書 367「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)に記載の生年月日による。
- (9) 山高信離関係文書 386「山高信離墓誌案」
- (10) 前掲註(7)堀利堅墓碑銘には長谷川氏とのみあり、詳細は不明であった。しかし、山高信離関係文書 254「約定証書」(長谷川いほ墓所、供養等につき)から、実母の名前がいほ(明治22年12月26日死去)、その父の名が長谷川丑松(明治17年3月17日死去)と判明した。なお、本文書によれば生家墓地である吸江寺(現在の渋谷区東4-10-33所在)に供養のため石碑を建立したことが知られる。筆者が訪れたところ、現在もその石碑は現存することがわかった。ご教示頂いた吸江寺ご住職にこの場を借りてお礼を申し上げたい。
- (11) 小西四郎監修 1990『江戸幕府人名事典』4 新人物往来社 P229
- (12) 武川村誌編纂委員会編 1989『武川村誌』資料編 P373～374
- (13) 前掲註(7)堀利堅墓碑銘では信徳と記されており、少なくとも実父の墓碑が建立された時までは諱が信徳であったということがいえるだろう。諱が信離となった時期については註(15)参照。
- (14) 『柳営補任』2(大日本近世史料) 東京大学出版会 P294。本史料には山高蘭之助の脇に弾正の傍注があり、この時に改名した可能性がある。
- (15) 山高信離関係文書 28「改名伺」(弾正改め主計)および『柳営補任』3 P129。なお、『柳営補任』には信離との傍注があり、この時から諱が信離となった、あるいはなっていたことが考えられる。ただし、原本を確認していないため、後筆の可能性も否定できない。諱が信離となった時期につい

山高信離とその仕事

ては後の課題としたい。

(16) 山高信離関係文書 40 「涉濤日誌」 慶応 2 年 12 月 27 日条。

(17) 山高信離関係文書 59。この改名には官位は慶応 4 年 6 月の時点で旗本の官位は総督府から下されるとの指示があり（山高信離関係文書 57）、今までの官職名を名乗れなくなったことが考えられる。

(18) 山高信離関係文書 73 「預証書」（預り金につき）。

(19) 山高信離関係文書 86 「辞令」（博覧会書記官長被仰付候事）。公文書での「信離」の初見となる。ただし、これ以前の明治 2 年 2 月 6 日に山高は養曾祖母の富（山高家 22 代当主信求夫人）の墓碑銘を書いている（山高信離関係文書 63）が、その文面には「曾孫山高八郎信離識」と記しており、明治 2 年 2 月時点で諱としての使用実態はあったことがわかる。また、彼の名前の読みについては、従来「のぶつら」とされ、それが近年に至るまで踏襲されている例が見受けられる。しかし、前掲註（6）柏木一朗論文により、「のぶあきら」であることが判明している。彼は明治 5 年 10 月 28 日以降、戸籍名を諱として用いていた「信離」としており、「信離」が「のぶあきら」と読まれていたことはほぼ確実と思われる。

(20) 『江戸幕府人名事典』 4 P229

(21) 『柳営補任』 2 P294 および 『江戸幕府人名事典』 4 P229

(22) 『柳営補任』 2 P294 および 『柳営補任』 6 P213、『続徳川実紀』 4 P516

(23) 『江戸幕府人名事典』 4 P229

(24) 『柳営補任』 3 P129、『続徳川実紀』 4 P630、『江戸幕府人名事典』 4 P229

(25) 山高信離関係文書 29 「辞職願」、『柳営補任』 3 P129、『江戸幕府人名事典』 4 P229

(26) 『柳営補任』 3 P134、山高信離関係文書 15 「涉濤日誌」 慶応 2 年 8 月 18 日条

(27) 『柳営補任』 3 P134、『続徳川実紀』 5 P44、

(28) 山高信離関係文書 41 「達書」（御旅館への出頭命令）、山高信離関係文書 15 「涉濤日誌」 慶応 2 年 12 月 26 日条

(29) 山高信離関係文書 15 「涉濤日誌」 慶応 2 年 12 月 26 日条

(30) 山高信離関係文書 15 「涉濤日誌」 慶応 2 年 12 月 27 日条、『柳営補任』 3 P134、『続徳川実紀』 5 P128

(31) 宮地正人監修 1997 『徳川昭武幕末滞欧日記』 松戸市戸定歴史館。

(32) 史料集としては日本史籍協会編 『徳川昭武滞欧記録』 1～3 東京大学出版会、および同会編 『澁澤榮一滞仏日記』 東京大学出版会、文章として読めるものでは、須見裕氏 1984 『徳川昭武』（中公新書 750）中央公論社、がある。

(33) 山高は皇帝ナポレオン 3 世から昭武の傅役（教育責任者）として任命されたレオポルト・ヴィレット中佐との折り合いが悪く、どちらが上位かを巡って争いが絶えなかった。史料には「極不和にて日々議論不絶、始終いぢり合又は愚弄致」「戦争」とまで記される状態で、駐仏公使栗本鯤は「外国交際が不慣れのため頑固に私見を押し通す」として、山高の解任を幕府に進言した。その結果、幕府は慶応 3 年 12 月 18 日付で山高の傅役を解任し、留学生取締に任じた。辞令がパリに届いたのは翌年 2 月 13 日であった。

山高信離とその仕事

- (34) 山高信離関係文書 59「達書」(御殿への出頭命令)
- (35) 山高信離関係文書 66「達書」(相良奉行に任命につき)
- (36) 山高信離関係文書 79「宣旨」(任静岡藩権少参事 右宣下候事)
- (37) 山高信離関係文書 84「辞令」(大蔵省七等出仕被仰付候事)、および同文書 85「辞令」(博覧会御用掛被仰付候事)
- (38) 山高信離関係文書 86「辞令」(博覧会書記官長被仰付候事)
- (39) 山高信離関係文書 88「辞令」(六等出仕被仰付候事但博覧会書記官是迄通タルヘキ事)
- (40) 山高信離関係文書 89「辞令」(博覧会一級書記官兼勤澳国被差遣候事)
- (41) 角山幸洋氏 1999「佐野常民と田中芳男」 『ウィーン万国博の研究』所収 関西大学経済・政治研究所。
- (42) 山高信離関係文書 92「リッテルクロイツ (Ritterkreuz) 勲章勲記」
- (43) 山高信離関係文書 98「辞令」(澳国維納博覧会残務取調掛被仰付候事)
- (44) 山高信離関係文書 120「辞令」(澳国博覧会残務取扱申付候事)
- (45) 山高信離関係文書 129「辞令」(澳国博覧会残務取調掛差免候事)
- (46) 山高信離関係文書 100「命令書」(伊豆国妻良村江出張被仰付候事)。なお、ニール号沈没事件については、角山幸洋氏 1999「仏国船ニール号の沈没」 『ウィーン万国博の研究』所収 関西大学経済・政治研究所、に詳しい。
- (47) 山高信離関係文書 103「辞令」(ニール号沈没船取扱被仰付候事)
- (48) 山高信離関係文書 106「辞令」(仏国ニール号沈没船御用取扱被差免候事)。なお、同文書 105「辞令」(仏国ニール号沈没船御用取扱被差免候事)では「明治八年十二月廿八日」に免じられたとあり、1か月違いで同様の辞令が2通出されていることになる。
- (49) 山高信離関係文書 126「辞令」(仏国沈没船ニール号事件取扱兼務申付候事)
- (50) 山高信離関係文書 133「出頭命令書」(澳国博覧会関係者に酒饌を下賜につき)
- (51) 山高信離関係文書 94「辞令」(兼補勸業寮六等出仕)
- (52) 山高信離関係文書 95「辞令」(米国博覧会事務取扱申付候事)
- (53) 山高家文書 96「辞令」(免出仕専補勸業寮六等出仕)
- (54) 山高信離関係文書 97「辞令」(博物館掛被仰付候事)および同文書 99「辞令」(米国費拉特費府博覧会御用掛被仰付候事)
- (55) 山高信離関係文書 102「辞令」(米国博覧会事務官被仰付候事)
- (56) 山高信離関係文書 104「命令書」(米国博覧会出品茶之儀ニ付横浜出張被仰付候事)
- (57) 山高信離関係文書 107「命令書」(横浜出張申付候事)
- (58) 山高信離関係文書 108「招待状」(アメリカ合衆国独立百周年記念式典出席につき) [英文]
- (59) 山高信離関係文書 124「出頭命令書」(米国博覧会出張官員等へ酒饌下賜につき)・同文書 125「通知書」(米国博覧会委員に酒饌下賜につき)
- (60) 山高信離関係文書 112「辞令」(内国勸業博覧会事務兼勤申付候事)
- (61) 山高信離関係文書 115「辞令」(任内務少丞)
- (62) 山高信離関係文書 118「辞令」(内務省御用掛申付月俸百円給与候事、但取扱准奏任候事)

山高信離とその仕事

- (63) 山高信離関係文書 119 「辞令」(内国博覧会事務取扱申付候事)
(64) 山高信離関係文書 121 「辞令」(仏国博覧会事務取調申付候事)
(65) 山高信離関係文書 122 「辞令」(仏国博覧会事務官申付候事)
(66) 山高信離関係文書 139 「仏国シハリエー勲章証書」(フランス語)
(67) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
(68) 山高信離関係文書 132 「辞令」(勸商局事務兼勤申付候事)
(69) 山高信離関係文書 134 「辞令」(博覧会掛兼勤申付候事)
(70) 山高信離関係文書 135 「命令書」(横浜出張申付候事)、同文書 136 「命令書」(横浜出張申付候事)
(71) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
(72) 山高信離関係文書 137 「命令書」(愛知県博覧会列品審査のため出張につき)
(73) 山高信離関係文書 138 「命令書」(愛知県出張ノ序ヲ以左之府県江出張申付候事)
(74) 國雄行氏 2005 「第二回内国勸業博覧会」 『博覧会の時代』所収 岩田書院
(75) 山高信離関係文書 146 「辞令」(濠州シドニー府博覧会事務官申付候事)
(76) 山高信離関係文書 161 「辞令」(濠州シドニー府博覧会事務官差免候事)
(77) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
(78) 山高信離関係文書 147 「辞令」(豪州メルボルン府博覧会事務官申付候事)
(79) 山高信離関係文書 168 「通知書」(メルボルン万国博覧会より銀メダル授与につき) [英文]
(80) 山高信離関係文書 176 「辞令」(免豪洲メルボルン府博覧会事務官)
(81) 山高信離関係文書 141 「辞令」(准奏任御用掛兼務申付候事)
(82) 山高信離関係文書 142 「辞令」(商務局勤務申付候事)
(83) 山高信離関係文書 144 「通知書」(内国勸業博覧会事務勉勵につき)
(84) 山高信離関係文書 149 「辞令」(任内務少書記官)
(85) 山高信離関係文書 150 「辞令」(内国勸業博覧会事務官被仰付候事)
(86) 山高信離関係文書 152 「辞令」(兼任大蔵少書記官)
(87) 山高信離関係文書 153 「辞令」(商務局勤務申付候事)
(88) 山高信離関係文書 154 「命令書」(御用有之京都及奈良出張申付候事)
(89) 山高信離関係文書 155 「命令書」(正倉院宝庫仮封鎖可取計右命令候也)
(90) 御厨貴氏 1981 「大久保没後体制—統治機構改革と財政転換」 近代日本研究会編『幕末・維新の日本』 山川出版社。
(91) 註(74) 國雄行氏論文によれば、大蔵卿佐野常民は内国勸業博覧会事務局副総裁であった。
(92) 註(1) 稲田奈津子氏論文。
(93) 山高信離関係文書 158 「辞令」(出品・編輯課長申付候事)。また、同文書 158 「辞令」(出品・編輯課長申付候事)では、内国勸業博覧会事務局名で辞令が別に発給されている。
(94) 山高信離関係文書 160 「命令書」(千川上水引用之義ニ付神奈川県へ出張申付候事)
(95) 山高信離関係文書 157 「辞令」(叙従六位)
(96) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)

山高信離とその仕事

- (97) 山高信離関係文書 172 「通知書」(第二回内国勸業博覧会事務勲励候ニ付為慰勞金百円下賜候事)・同文書 173 「通知書」(第二回内国勸業博覧会事務勲励候ニ付其賞銀牌一個下賜候事)
- (98) 山高信離関係文書 164 「辞令」(任農商務少書記官)
- (99) 山高信離関係文書 165 「辞令」(博物局事務兼勤申付候事)
- (100) 山高信離関係文書 166 「辞令」(書記局事務取扱申付候事)
- (101) 山高信離関係文書 169 「辞令」(博覧会掛事務取扱申付候事)
- (102) 山高信離関係文書 170 「辞令」(博覧会掛長申付候事)
- (103) 山高信離関係文書 174 「命令書」(開拓使外四県米繭連合共進会褒賞授与ニ付北海道出張申付候事)
- (104) 山高信離関係文書 178 「辞令」(任農務山林兩部編輯庶務科長)
- (105) 山高信離関係文書 180 「通知書」(米・麦・大豆・烟草菜種及山林共進会事務勲励候ニ付慰勞金トシテ二拾円下賜候事)
- (106) 山高信離関係文書 183 「通知書」(内国絵画共進会事務勲励候ニ付慰勞金トシテ五拾円下賜候事)
- (107) 山高信離関係文書 187 「辞令」(任農商務権大書記官)
- (108) 山高信離関係文書 189 「辞令」(叙正六位)
- (109) 山高信離関係文書 190 「命令書」(御用有之横浜出張申付候事)
- (110) 山高信離関係文書 191 「命令書」(御用有之埼玉県出張申付候事)
- (111) 山高信離関係文書 193 「命令書」(御用有之横浜出張申付候事)
- (112) 山高信離関係文書 194 「命令書」(大坂・兵庫・鹿児島・長崎・佐賀巡回につき)
- (113) 山高信離関係文書 195 「辞令」(任烟草砂糖麻苧繭生糸織物聯合共進会審査長)
- (114) 山高信離関係文書 198 「辞令」(第二回内国絵画共進会幹事申付候事)
- (115) 山高信離関係文書 202 「命令書」(大阪府絵画品評会審査長として派出につき)
- (116) 山高信離関係文書 207 「辞令」(佐賀県外七県聯合綿茶砂糖蠶繭生糸織物共進会出品審査長として佐賀県へ出張につき)
- (117) 山高信離関係文書 208 「命令書」(佐賀県外七県実綿以下共進会審査長として派出につき)
- (118) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
- (119) 山高信離関係文書 181 「辞令」(任和蘭国安特堤府万国博覧会事務官)
- (120) 山高信離関係文書 200 「辞令」(独逸聯邦バウアリア国ノーレンバルク府金工万国博覧会出品取調として京都・大坂・石川・富山・兵庫・愛知を巡回につき)
- (121) 山高信離関係文書 201 「命令書」(独逸聯邦ハウアリア国ニューレンハルク府金工万国博覧会御用ニ付横浜出張申付候事)
- (122) 山高信離関係文書 203 「命令書」(独逸金工万国博覧会御用ニ付横浜出張申付候事)
- (123) 國雄行氏 2005 「第三回内国勸業博覧会」 『博覧会の時代』所収 岩田書院
- (124) 註(123) 國雄行氏論文
- (125) 註(123) 國雄行氏論文
- (126) 山高信離関係文書 206 「辞令」(任亜細亜大博覧会組織取調委員)

山高信離とその仕事

- (127) 註(123) 國雄行氏論文
- (128) 山高信離関係文書 215 「辞令」(亜細亜大博覧会組織取調委員被免)
- (129) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
- (130) 註(1) 恵美千鶴子氏論文および小沢朝江氏著書などがある。
- (131) 山高信離関係文書 226 「通知書」(皇居御造営中負担事務格別勲励今般竣功候段奇特ニ付別紙目録ノ通り下賜候事)
- (132) 山高信離関係文書 97 「辞令」(博物館掛被仰付候事)
- (133) 山高信離関係文書 123 「辞令」(博物局事務取扱兼勤申付候事)
- (134) 山高信離関係文書 171 「辞令」(任工芸課兼芸術課長)
- (135) 山高信離関係文書 210 「辞令」(任博物局長心得)。なお、山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)には、明治 18 (1885) 年 12 月 28 日頃に「博物局ヲ廢、更ニ博物局ヲ被置」と記載され、その直後に同日のこととして「博物局長被仰付候事」と記されている。
- (136) 山高信離関係文書 211 「辞令」(博物館長心得被仰付)
- (137) 山高信離関係文書 213 「辞令」(博物館長心得被仰付候事)
- (138) 山高信離関係文書 221 「辞令」(任博物館長)
- (139) 山高信離関係文書 222 「辞令」(奏任二等年俸式千四百円下賜)
- (140) 山高信離関係文書 225 「辞令」(臨時全国宝物取調掛被仰付候事)
- (141) 山高信離関係文書 223 「辞令」(第三回内国勸業博覧会事務官被仰付)
- (142) 山高信離関係文書 224 「辞令」(出品課長ヲ命ス)
- (143) 山高信離関係文書 232 「辞令」(第三回内国勸業博覧会事務官被仰付)
- (144) 山高信離関係文書 234 「辞令」(出品課長ヲ命ス)
- (145) 山高信離関係文書 240 「辞令」(第三回内国勸業博覧会審査官被仰付)
- (146) 山高信離関係文書 241 「辞令」(第二部勤務ヲ命ス)
- (147) 山高信離関係文書 242 「辞令」(第三回内国勸業博覧会審査幹事心得ヲ命ス)
- (148) 山高信離関係文書 244 「辞令」(第三回内国勸業博覧会審査幹事ヲ命ス)
- (149) 山高信離関係文書 251 「通知書」(格別勲励ニ付其賞トシテ金五百円下賜)
- (150) 山高信離関係文書 228 「辞令」(任帝国博物館理事)・同文書 229 「辞令」(叙奏任官二等年俸式千四百円下賜)
- (151) 山高信離関係文書 230 「辞令」(美術工芸部兼工芸部長ヲ命ス)
- (152) 山高信離関係文書 231 「辞令」(旧博物館残務取扱ヲ命ス)
- (153) 山高信離関係文書 238 「辞令」(技芸員選扱委員ヲ命ス)
- (154) 山高信離関係文書 239 「辞令」(帝国博物館総長九鬼隆一不在中代理ヲ命ス)
- (155) 東京国立博物館編 1973 『東京国立博物館百年史』 東京国立博物館 P258
- (156) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
- (157) 山高信離関係文書 252 「辞令」(叙奏任官一等)
- (158) 山高信離関係文書 253 「辞令」(年俸式千六百円下賜)
- (159) 山高信離関係文書 256 「辞令」(叙従五位)

山高信離とその仕事

- (160) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
- (161) 山高信離関係文書 263 「命令書」(神奈川県下へ出張ヲ命ス)
- (162) 山高信離関係文書 255 「辞令」(臨時博覧会事務局被仰付)。なお、1893年シカゴ・コロンプス世界博覧会については、東京国立博物館編 1997『海を渡った明治の美術 再見! 1893年シカゴ・コロンプス世界博覧会』 東京国立博物館、の研究がある。このなかで古田亮氏は事務局の依頼した「御用品」に関しては事務局の最高権威であった山高信離の意向が色濃く反映されていたと指摘している。(同書所収「閣龍世界博覧会独案内」P90~94)
- (163) 山高信離関係文書 260 「辞令」(臨時博覧会事務局鑑査官兼務被仰付)
- (164) 山高信離関係文書 262 「依頼状」(米国大博覧会日本婦人会設立ニ付同会事務補助員依頼につき)
- (165) 山高信離関係文書 267 「命令書」(京都府へ出張ヲ命ス)
- (166) 山高信離関係文書 270 「命令書」(御用有之米国へ被差遣)・『明治天皇紀』8 P260
- (167) 山高信離関係文書 275 「辞令」(免臨時博覧会事務局鑑査官兼務)
- (168) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
- (169) 山高信離関係文書 302 「通知書」(シカゴ万博より送付の感謝状につき)
- (170) 山高信離関係文書 266 「辞令」(第四回内国勸業博覧会事務局被仰付)
- (171) 山高信離関係文書 268 「辞令」(任出品課長)
- (172) 山高信離関係文書 271 「辞令」(出品課長ヲ免ス)
- (173) 山高信離関係文書 279 「辞令」(任出品課長)
- (174) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
- (175) 山高信離関係文書 287 「命令書」(上京ヲ命ス)
- (176) 山高信離関係文書 288 「辞令」(任出品課長)
- (177) 山高信離関係文書 291 「命令書」(上京ヲ命ス)
- (178) 山高信離関係文書 299 「命令書」(神戸市へ出張ヲ命ス)
- (179) 山高信離関係文書 307 「命令書」(上京ヲ命ス)
- (180) 山高信離関係文書 308 「通知書」(事務格別勲励ニ付金千円賞与ス)
- (181) 山高信離関係文書 313 「受領書写」(第四回内国勸業博覧会における銀牌授与につき)
- (182) 山高信離関係文書 314 「御届写」(藍綬褒章受章につき)
- (183) 山高信離関係文書 276 「辞令」(兼任帝国京都博物館長帝国奈良博物館長叙三等)
- (184) 山高信離関係文書 283 「辞令」(兼官ノ事務専務ヲ命ス、依テ当分美術工芸部長并工芸部長ヲ免ス)
- (185) 山高信離関係文書 284 「命令書」(京都ヲ以テ在勤ノ地ト心得ヘシ)
- (186) 京都国立博物館編 1997『京都国立博物館百年史』 京都国立博物館 P120~121
- (187) 山高信離関係文書 297 「辞令」(免兼官)
- (188) 山高信離関係文書 298 「辞令」(帝国奈良博物館評議員ヲ命ス)
- (189) 山高信離関係文書 305 「辞令」(兼任帝国奈良博物館長)
- (190) 山高信離関係文書 306 「辞令」(帝国奈良博物館評議員被免)

山高信離とその仕事

- (191) 山高信離関係文書 309 「辞令」(叙正五位)
- (192) 山高信離関係文書 312 「命令書」(滋賀県へ出張ヲ命ス)
- (193) 山高信離関係文書 325 「辞令」(帝国博物館鑑査委員被仰付)
- (194) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
- (195) 山高信離関係文書 329 「通知書」(賜年俸式千八百円)・同文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
- (196) 山高信離関係文書 342 「辞令」(帝国京都博物館国宝監守兼帝国奈良博物館国宝監守ヲ命ズ)・同文書 345 「辞令」(帝国博物館評議員被仰付 但任勅任待遇)
- (197) 山高信離関係文書 326 「賞状」(豊大閣墳墓修築等の功勞を表彰するにつき)
- (198) 京都国立博物館編 1997『京都国立博物館百年史』 京都国立博物館 P135~136
- (199) 山高信離関係文書 327 「辞令」(全国漆器漆生産府県聯合共進会審査長ヲ嘱託)
- (200) 山高信離関係文書 328 「通知書」(全国漆器漆生産府県聯合共進会審査長嘱託手当トシテ金百円給与)
- (201) 山高信離関係文書 337 「通知書」(羽織地、袴地下賜につき)
- (202) 山高信離関係文書 339 「辞令」(任巴里万国大博覧会出品鑑査委員)
- (203) 山高信離関係文書 340 「通知書」(京都二条離宮御殿向張付の工事監督としての尽力に対して百円下賜につき)
- (204) 山高信離関係文書 350 「通知書」(京都二条離宮御殿向張付の工事監督としての尽力に対して百円下賜につき)
- (205) 山高信離関係文書 318 「辞令」(古社寺保存会委員被仰付)
- (206) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
- (207) 山高信離関係文書 322 「通知書」(手当金百五拾円支給)
- (208) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
- (209) 山高信離関係文書 331 「通知書」(明治三十一年度分手当金百円給与ス)
- (210) 山高信離関係文書 334 「辞令」(古社寺保存計画ノ調査ヲ嘱託)
- (211) 山高信離関係文書 335 「命令書」(京都府奈良県へ出張ヲ命ズ)
- (212) 山高信離関係文書 336 「書状」(京都奈良調査の人選につき)
- (213) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
- (214) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
- (215) 山高信離関係文書 277 「命令書」(京都府へ出張につき)
- (216) 山高信離関係文書 286 「通知書」(手当トシテ金参百七拾五円下賜)
- (217) 山高信離関係文書 292 「通知書」(手当トシテ金三百円下賜)
- (218) 山高信離関係文書 293 「通知書」(事務格別勲励ニ付金六百円賞与ス)
- (219) 山高信離関係文書 320 「辞令」(臨時博覧会評議員被仰付)
- (220) 山高信離関係文書 321 「通知書」(事務格別勲励ニ付金百円賞与ス)
- (221) 山高信離関係文書 367 「恩給請求書写」(付山高信離履歴書)
- (222) 山高信離関係文書 347 「辞令」(京都帝室博物館長ヲ本官ト心得ヘシ)

山高信離とその仕事

- (223) 山高信離関係文書 348 「辞令」(賜一級俸)
- (224) 山高信離関係文書 352 「位記」(叙従四位)
- (225) 山高信離関係文書 362 「辞職願写」
- (226) 山高信離関係文書 365 「辞令」(依願免本官並兼官)。なおドイツ人女性美術史家フリーダ・フィッシャーは明治 35 (1902) 年夏に奈良を訪れ、山高について以下のように言及している。「奈良の堂塔伽藍のまんなか、なだらかな丘陵がゆるゆると上り勾配になっている林苑にかこまれて奈良皇室博物館がたっている。(中略) 館長は尊敬すべき山高信離氏だ。山高氏は 1873 (明治 6) 年のウイーン万国博覧会に派遣され日本の展示を担当したひとりであり、東京上野の博物館の設立にも貢献した。わたしたちの精神的な指導者であり、詳細な研究のさまざまにあらゆる可能性をあたえてくれた。」(フリーダ・フィッシャー著、安藤勉氏訳 2002『明治日本美術紀行』講談社学術文庫 P82～83)。この記述は山高の役割を考えるにあたって重要であるが、彼の辞職は明治 35 年 5 月 3 日であり、「夏」という時期には若干の疑問がある。
- (227) 山高信離関係文書 364 「通知書」(特旨ヲ以テ位一級被進)
- (228) 山高信離関係文書 363 「位記」(叙正四位)
- (229) 山高信離関係文書 366 「通知書」(辞令の送付等につき)
- (230) 山高信離関係文書 184 「感謝状」(明治五年五月ヨリ同十一年五月マテ所蔵ノ物品数種并雀一羽博物館へ献納候段奇特ニ候事)
- (231) 山高信離関係文書 182 「献納品受領書」
- (232) 山高信離関係文書 182 「献納品受領書」
- (233) 山高信離関係文書 182 「献納品受領書」
- (234) 山高信離関係文書 182 「献納品受領書」
- (235) 山高信離関係文書 247 「通知書」(明治十八年三月ヨリ十二月ノ間ニ於テ加州金沢夕顔亭起シ凶一組外十品、博物館へ献納候段奇特ニ付其賞トシテ木盃一箇下賜候事)
- (236) 山高信離関係文書 182 「献納品受領書」
- (237) 山高信離関係文書 182 「献納品受領書」
- (238) 山高信離関係文書 182 「献納品受領書」
- (239) 山高信離関係文書 249 「感謝状」(明治十九年十二月キンメイチク外三品博物館へ献納候段奇特ニ候事)
- (240) 山高信離関係文書 182 「献納品受領書」
- (241) 山高信離関係文書 217 「通知書」(博物館へ物品四十種献納候段奇特ニ付其賞トシテ木盃一組下賜候事)
- (242) 山高信離関係文書 250 「感謝状」(秧鶏活動ニ羽帝国博物館へ献納候段殊勝ニ候事)
- (243) 山高信離関係文書 264 「通知書」(鉄鍔外二十四種帝国博物館へ献納候段奇特ニ付其賞トシテ木杯壹一個下賜候事)
- (244) 山高信離関係文書 368 「受領書」(聖教序摺本・僧雪舟与僧周耕書寄付につき)
- (245) 山高信離関係文書 384 「礼状」(仏像寄贈につき)
- (246) 山高信離関係文書 209 「証書」(龍池会通常会員タルヲ証ス)

山高信離とその仕事

(247) 浦崎永錫氏 1974『日本近代美術発達史』 東京美術 P195

(248) 山高信離関係文書 243「通知書」(褒賞証 園庭用屋根塀 右本日出品中優等ノモノト査定ス 因テ褒賞トシテ木盃ヲ贈与ス)

(249) 山高信離関係文書 319「本堂再建寄附金割納証」

本稿は2008年に松戸市戸定歴史館で行った「徳川昭武の傳役・山高信離展」をでの成果をもとにしてまとめたものである。展覧会に関わる機会を与えてくださった戸定歴史館の皆さま、資料使用の許可を与えてくださった山高登氏にお礼を申し上げる。

(松戸市戸定歴史館研究員)

宮本馨太郎先生と博物館学

KEITARO MIYAMOTO and Museology

落合 知子

OCHIAI Tomoko

はじめに

宮本馨太郎は幾多の業績を残し、博物館を始めとする多岐に亘る文化財関連事業に携わり尽力したことは、次に挙げる略歴からも容易に理解できる。その一つ一つの事績を挙げるなら、1冊の書物を書くまでになるとさえ言われている。宮本の業績の中でも民俗資料の研究と文化財保護法及び博物館法制定に於ける役割、そして我が国初の博物館学講座を立教大学に開講したことは、特筆すべき業績であろう。

宮本が専門とした民俗学は、やがて学としての博物館学へと形成されていった。現代社会においても一般に見受けられるような、民俗学や考古学、歴史学等に傾注した博物館学とは意を異にするものであった。その理念はまさに博物館学を主軸とした理念から成り立っていたのである。本稿は宮本の博物館学思想を中心に、宮本の果たした博物館学の功績と博物館学理念の形成の理解を目的とする。

略歴

宮本馨太郎の年譜は「宮本馨太郎先生年譜」(『MOUSEION』第23号)^{註1}及び、『民俗博物館論考』^{註2}に詳しいので、以下略述する。

明治44年7月30日、東京市下谷区池之端七軒町66番地にて宮本勢助の長男として生まれた。父勢助が服飾・民俗学の研究者であったことから、北関東・東北地方の民俗調査にも同伴し、早くからフィールドワークを身に付けていた。昭和4年、大学予科に進んだ宮本は、勢助と共に、澁澤敬三の下に出入りを始める。澁澤が主宰したアチック・ミュージアムの同人となって、民俗学・民族学の調査研究に従事し、父と澁澤の影響を大きく受けて民具研究を志すことになる。昭和10年3月、立教大学文学部史学科を卒業する。同年4月、立教大学文学部助手に就任する。昭和12年11月、日本民族学会附属民族学博物館研究員及び同附属民族学研究所研究員を兼務する。昭和17年4月、立教大学文学部講師に就任する。同年10月、財団法人日本民族学会協会調査部主任、同附属民族学博物館主任を兼務する。昭和19年4月、立教大学予科講師に就任する。同年9月、立教大学経済学部講師となる。昭和20年4月、立教大学工業理科専門学校講師となる。昭和21年12月、財団法人日本民族学会協会評議員を兼務する。昭和22年4月、立教大学予科教授に着任する。昭和24年4月、立教大学文学部教授に就任する。昭和25年4月、財団法人日本常民文化研究所創設理事を兼務する。昭和26年11月、社団法人日本博物館協会理事を兼務する。同年12月、博物館法施行規則原案を作成する。昭和27年7月、文部省第一回学芸員講

習の講師を担当する。同年 9 月、立教大学に我が国初の博物館学講座を開講する。同年 10 月、文化財保護委員会調査員を兼務する。昭和 28 年 11 月、財団法人日本民族学協会理事を兼務する。昭和 30 年 2 月、東京都文化財専門委員を兼務する。昭和 31 年 2 月、文部省学芸員試験認定試験委員、学芸員無試験認定審査委員、博物館相当施設審査委員を兼務する。同年 11 月、日本人類学会評議員を兼務する。昭和 36 年 4 月、日本風俗史学会創設理事を兼務する。同年 7 月、文部省史料館専門委員を兼務する。同年 10 月、日本民俗学会評議員を兼務する。昭和 37 年 10 月、品川区文化財認定委員を兼務する。昭和 38 年 2 月、物質文化研究会代表委員になる。同年 4 月、立教大学文学部史学科長を兼務する。同年 11 月、NHK 放送博物館専門委員を兼務する。昭和 39 年 2 月、日本民族学会創設理事・評議員を兼務する。同年 4 月、財団法人民族学振興会改組評議員を兼務する。同年 8 月、東京都近代文学博物館建設調査研究員を兼務する。昭和 41 年 4 月、立教大学総務部長を兼務する。昭和 42 年 3 月、文化財保護審議会専門委員を兼務する。同年 7 月、国立歴史博物館設立準備懇談会委員を兼務する。昭和 43 年 3 月、川崎市立日本民家園専門委員を兼務する。同年 4 月、立教大学大学院文学研究科日本史専攻博士課程の主任となる。同年 10 月、小川原湖民俗博物館館長を兼務する。昭和 44 年 4 月、財団法人観光資源保護財団専門委員を兼務する。昭和 45 年 2 月、山形県立博物館資料展示等研究協議会委員を兼務する。同年 9 月、東京都歴史博物館資料収集調査会委員を兼務する。同年 10 月、高田市立博物館建設委員を兼務する。昭和 46 年 1 月、国立歴史民俗博物館基本構想委員会委員を兼務する。同年 4 月、国際博物館会議 (ICOM) 日本委員会委員を兼務する。同年 10 月、文部省社会教育審議会専門委員を兼務する。昭和 47 年 11 月、国立科学博物館理工学関係資料委員会専門委員を兼務する。昭和 48 年 6 月、八丈町立博物館建設委員を兼務する。昭和 49 年 4 月、長野県文化財専門委員を兼務する。同年 6 月、千代田区文化財専門調査委員を兼務する。同年 11 月、日本古文書学会評議員を兼務する。同年 12 月、日本民俗建築学会評議員を兼務する。昭和 50 年 5 月、葛飾区文化財専門委員を兼務する。同年 7 月、台東区文化財調査委員を兼務する。同年 8 月、国立歴史民俗博物館設立準備委員会委員を兼務、群馬県立博物館建設計画を監修する。同年 11 月、日本民具学会創設幹事を兼務する。昭和 51 年 4 月、台東区文化財専門委員を兼務する。同年 5 月、長野県文化財保護審議会委員を兼務する。同年 11 月、日本風俗学会評議員を兼務する。同年 12 月、富山県科学文化センター設立委員兼専門委員を兼務する。昭和 52 年 2 月、台東区立下町博物館調査研究協議会委員を兼務する。同年 3 月、立教大学文学部教授を定年退職する。同年 4 月、立教大学文学部講師、駒沢大学文学部講師に着任する。同年 6 月、栃木県立博物館設置専門委員を兼務する。同年 7 月、立教大学名誉教授となる。昭和 53 年 5 月、多年に亘る民具研究および文化財保護に関する功績により、紫綬褒章を受章する。同年 9 月、国立民族学博物館評議員を兼務する。同年 10 月、東京都文化功労者に選ばれる。同年 11 月、多年に亘る博物館活動の振興に関する功績により、文部大臣より表彰される。昭和 54 年 4 月 12 日、胆のう癌のため永眠。享年 67。法名温徳院釋馨信。同年 5 月、正五位勲三等瑞宝章追賜。

以上が宮本の略歴である。立教大学の教員を主軸としながらも、多岐に亘る委員や講師を引き受け、我が国の博物館学・博物館界に大きく貢献してきた人物である。

宮本とアチック・ミュージアム

戦中から戦後にかけての宮本は、日本民族学協会附属民族学博物館に於いて、資料の収集、調査研究、保管、展示等を任され、多くの問題にも直面したという。このように民具の研究を基盤とした宮本は、民具研究の必要性を主張し、のちに文化財保護法や博物館法の制定にも参画し、民具の保護・保存事業の推進を図るとともに、民俗博物館の建設、さらには学芸員養成の必要性を唱えることになる。

宮本は澁澤敬三を主宰者とするアチック・ミュージアム（後の日本常民文化研究所）の同人として澁澤に師事し、澁澤のお供として国内はもとより、朝鮮、台湾にも派遣されて民俗資料の調査研究、民具収集に従事したのであった。そもそも宮本が初めて澁澤に会ったのは、父勢助に連れられてアチック・ミュージアムの例会に出席した昭和4年3月8日とされる。その後勢助は顧問格として、馨太郎はアチックの同人として、民具の共同研究に関わっていくことになる。昭和5年1月に花祭を見学して澁澤と二人で豊橋から帰京したのがお供の最初で、その後は総合調査・探訪旅行に加えられたが、毎日アチック・ミュージアムに通うようになるのは、大学卒業後の昭和10年4月以降のことであった。

アチック・ミュージアム民具研究室では、澁澤の指導のもとに足半草履、紡績技術、絵巻物の共同研究を行い、『民具門答集』の編纂や『民具蒐集調査要目』の改訂などに携わった。昭和12年、保谷町に日本民族学会附属民族学研究所が、翌13年には民族学博物館が建設され、アチックの収集資料が寄贈されて、宮本は民族学研究所研究員として迎えられた。次いで学会改組にあたって澁澤から博物館収蔵民具の台帳作成を命ぜられ、宮本常一の協力のもとこれを完成させた。昭和17年、財団法人日本民族学協会が設立され、博物館は協会に引き継がれ、宮本は協会調査部主任と博物館主任を兼務し、以来民族学博物館の責任者となった。戦中は閉館したものの、昭和24年頃から館内整備にあたり、民具の展示を再開し、昭和27年5月には、博物館法の施行を契機に民族学博物館を再開するに至った。

宮本は「私が澁澤先生のご指導を得るようになってから既に35年にはなるだろう。想えば、私の研究は、大学の講義よりも、また父の学問よりも、何にまして澁澤先生のご指導を最も強力に受けて成立している。日本および周囲諸民族の生活文化・物質文化の研究という私の研究課題はアチック・ミュージアムの民具研究にはじまるものであり、また、私のやっている博物館学もアチック・ミュージアムから民族学博物館にいたる民具研究のうちにできあがったものである。」^{註3}とし、澁澤との信頼関係が絶大なものであったことは容易に理解できるのである。宮本の博物館学意識は、澁澤と共に歩んだ長年の地道な民具の調査によって培われたものであり、博物館学が机上の学問ではないことの証明ともいえよう。

昭和30年に勢助・馨太郎による山袴コレクションが重要有形民俗文化財に指定された。昭和53年には、宮本は民具研究と文化財保護に関する功績により紫綬褒章を受章する。また、昭和54年、民具や服飾などの物質文化研究のパイオニアとして活躍した、宮本勢助と宮本馨太郎の業績を記念して、財団法人宮本記念財団が設立され、現在に至っている。

宮本の博物館学思想

宮本は民俗資料をその研究対象とする中で、博物館資料分類の問題を提起し、その必要性を強く訴えたのであった。「博物館資料は、自然・人文にわたり、また東西・古今におよぶ、あらゆる物資を含んでいる。(中略)博物館の設立の目的・使命を達成するために体系的に収集整備・研究調査・保存管理・展示公開さるべき物資である。そしてこのように物資が体系的に収集整備され、研究調査され、保存管理され、展示公開され、博物館資料として活用されるためには、まず以って資料分類が前提されねばならない。(中略)博物館資料の分類は博物館にとって欠くことのできない最も重要な基礎的作業であって、これなくしては博物館の目的・使命の達成は不可能といわざるを得ないのである。」^{註4}とし、「全国の博物館が共通の分類法をもつことは、全国の博物館が共通の立場に立って、ものを考え行動することができる基盤がつくられる」という論を展開した。さらに今日なお全国共通の資料分類法が確立していない原因を国立博物館に求め、厳しい批判を加えている。

昭和26年12月、我が国ではじめて博物館法が制定され、その施行に従って、立教大学で博物館学の講義を行なった際と、昭和28年3月、文部省から学芸員講習講義要綱原案の執筆依頼を受けた際にこの分類法の問題に直面することになる。そして、機会あるごとに、博物館資料の一般分類法の制定と専門分野の資料細分法の展開を提唱したのであった。

同じく日本の国立博物館に対して、美術偏重の施策が続いている美術博物館であることに批判を述べて、国立の歴史博物館の必要性を説いて、日本の博物館の整備と建設と発展のために一石を投じたのであった。しかし、歴史博物館の分類試案とその例示を執筆したにもかかわらず、それは博物館関係者の目に触れることなく、文部大臣に提出した歴史博物館の設置と充実は完全に無視され、政府と文部省の美術偏重の施策に一層不満を募らせることとなった。

また、昭和29年7月1日の文化財保護法の改正により、民俗資料が独立の一部門として確立され、有形民俗資料と無形民俗資料は別箇の保護規定が設けられたが、急速に湮滅する民俗資料に対して、その収集・保存の急務と調査・研究、さらに公開・活用を強く論じた。また調査・研究と公開・活用のためには国立の民俗博物館の建設を早急に実現されなければならないとし、刻下の急務は既存の地方公立郷土博物館で民俗資料部門を育成することが、今日の重要課題であると強く訴えたのであった。

棚橋源太郎との対談は、「わが国博物館界の当面する問題は、まず、博物館法を改正して国立博物館をも包含するものとし、国立博物館以下の全国公私博物館を指導・監督する国家機関をつくり、美術博物館以外の科学・歴史・民俗など国立博物館の設置・拡充をはかり、また各博物館は展示と研究の確立と整備を行い、社会教育と共に学術研究の使命達成をはかるといった諸点にある」^{註5}という内容を含むものであった。このように博物館法案審議会委員であった棚橋と密接に関わる中で、棚橋の影響を大きく受けていたことは明白であろう。民俗を専門分野としながらも、宮本の主たる概念はもはや博物館学に置かれていたと言っても過言ではない。

日本博物館協会と博物館法施行規則の原案審議

日本博物館協会は棚橋源太郎が長年に亘り専務理事としてその運営にあたり、戦後の混乱から

一時活動が困難となったものの、博物館法制定促進運動に伴って、日本博物館協会の改組と再建の気運が強まっていった。宮本が日本博物館協会の会合に出席し始めたのは、昭和 23 年 4 月に開催された第一回博物館問題研究会からで、昭和 26 年 12 月に改組・再建の実現に伴ない、理事の一人として日本博物館協会に関与することとなる。

昭和 26 年 12 月、博物館法が公布・施行されるにあたり、博物館法に規定されている学芸員の資格取得と必要科目の単位、博物館の設置・運営基準の二点を規制する博物館法施行規則の原案作成が進められ、日本博物館協会に特別委員会が設けられ、協会内部で原案作成が行なわれた。宮本は第一部会で学芸員の資格取得に関する科目と単位、履修、および学芸員資格講習会で修得すべき科目の単位についての原案作成にあたった。その後五回の審議を重ねて翌 27 年に日本博物館協会より「博物館法に伴う学芸員の講習、博物館の基準に関する意見」として文部省に提出された。この原案に沿って、学芸員の修得すべき博物館に関する科目の単位を規定した博物館法施行規則が公布され、同年、東京藝術大学で第一回学芸員講習が開催されたのである。

宮本はこの第一回の学芸員講習の際に、文部省から博物館学の講義の一部を担当するように命ぜられたが、博物館学の担当は棚橋源太郎以外にはいないとして棚橋を推薦し、宮本自身は選択科目である民俗学の講義を担当したのであった。そして講習終了後に、文部省の川崎繁事務官から「国立大学では大学設置法の法律改正を行なわなければ、学芸員養成のための博物館に関する科目の単位を開講することはできないので、まず先生のような私学大学で博物館学講座をはじめて下さいませんか」と依頼を受けることになったのである。

立教大学に我が国初の博物館学講座開講

宮本の幾多の業績の中でも、我が国で初めて博物館学講座を開講したことの意義はとりわけ大きい。昭和 26 年 12 月の博物館法の公布に伴い、立教大学は全国の大学に先駆けて、博物館専門職員である学芸員養成のコースを立ち上げ、翌 27 年より日本の大学に於いて初めて「博物館学」の講義を開講したのであった。当時の宮本は将来の見通しなど全く持ち合わせておらず、ただ博物館法の実施に依って、大学で博物館学講座を開講したいという念願だけであったという。

博物館法の制定に伴い文部省では、大学に於いて修得すべき博物館に関する科目の単位や、学芸員資格認定の試験科目、および博物館法施行規則の原案審議が進められ、文部省の会議に出席した宮本は、参加者のほとんどが博物館関係者で、大学関係者は自身一人と知るのである。これでは博物館法が施行され、博物館に大学出身の学芸員を置くことが博物館登録の要件として規定されても、全国どの大学にも学芸員養成の博物館学講座が設置されそうにないと危惧し、わが立教大学で博物館学講座を率先して開講せねばならないと痛感したのであった。さらに川崎事務官からの要望も相俟って、文学部長に博物館学講座新設案を相談し、教授会に諮られることとなった。教授会に於いても、博物館学講座は学術研究の上からも、国民の生涯教育に奉仕する人材を養成する点からも、新制大学で開講するのにふさわしい講座であるということで大賛成を得て、昭和 27 年の後期の授業開始とともに博物館学講座が開講されたのである。しかし、スタート当初から棚橋源太郎を招聘することは、大学事務手続き上困難であった。棚橋が教壇に立つまでの間を、宮本自身が何とか切り抜けたということである。

翌28年には85歳になる棚橋源太郎を招き、博物館学の講義を委嘱され、棚橋は爾来35年まで教壇に立つことになった。その間、宮本は棚橋と幾度かの対談の機会を得て、その記録は『棚橋先生の生涯と博物館』^{註6}として刊行された。

立教大学の博物館学講座は単に文学部の学生のみならず、広く全学部の学生に開放され、各々の専攻学問以外に、博物館学的教養を与え、学芸員の立場から博物館活動に必要な技術、知識を修得することに力を注いだものであった。特に実習・見学に重きを置いて、出来る限り博物館を理解するように指導したものであった。必修科目の博物館学は棚橋源太郎、博物館実習を宮本、棚橋、石島渉（地学）、中川成夫（考古学）が担当した。現在でおよそ三百程の大学が学芸員養成コースを開講するに至った、その道筋を付けた功績は特筆すべきであろう。

また、文部省学芸員講義要綱草案の博物館の問題点の章に於いて、「文部省に博物館委員会を設けて各局所管の博物館を規制するか、博物館局を置いて学術資料の収集・保管・調査・研究をはじめ、そこで文化財保護行政も行い、社会教育も担当する局の必要性」を執筆したところ、文部省側から削除を求められたという。この考えは「文部省に文化局とか学術局とかの一局をこしらえるべき」と説いた棚橋源太郎の理念と同じものであった。このように宮本の博物館学概念は棚橋との関わりの中から形成された要素が強いといえるのである。

一方棚橋は、立教大学の博物館学講座に対して^{註7}

日本の博物館の発達がこんなに遅れた事情にはいろいろあろうが、国立の博物館が明治十九年以来六十余年間、政府の手を離れて宮内省の所管に帰し、中央に全国博物館を指導する機関をもたなかったことも、有力な原因の一つであるが、最近まで我が邦に博物館員養成の機関をもたなかつたため、博物館に博物館事業の専門家が殆どいなかったことが、とくに大きな原因を成している。(中略) 独り博物館員養成機関のみが今日まで全然閉却されていたのである。

とし、博物館の専門職員の育成が皆無であったことに批判を加え、さらに、博物館法の公布を受けて我が国の博物館建設拡充の兆しが見えるに及んで、

しかし博物館の重要性が認められて、立派な建物が出来たとしても、(中略) 博物館事業は頗る複雑で、これが経営にはその方面に関する専門的知識技能を有する館長学芸員が絶対に必要である。非役の官吏や退職の学校長などの素人では、決してやつてゆけるものでない、博物館に専門家の館長学芸員のないのは、恰も船に老練の船長がなく、病院に医事専門の院長がないのと同様である。

というように、天下りによる館長の採用を否定し、専門知識を有した学芸員の絶対なる必要性を強く訴えたのであった。さらに立教大学に対しては、

大学の学芸員養成科では選択科目は別として人文自然の区別をしないでどの博物館へでも融通のきくような教養を与うべきであろう。これは博物館学の性質上からも、また無理のない話である。立教大学では博物館学講座へは、文学部の学生ばかりでなく、理学部その他の学部の学生をも、一緒に開放することになっている。

と論じ、学問領域を問わずに多くの学生に対して、学芸員養成課程が開かれていることを紹介している。このような棚橋の博物館学理念が宮本に大きな影響を与えたことは言うまでもな

い。宮本は澁澤敬三、棚橋源太郎といった、我が国の博物館界に大きな功績を残した人物と関わり、絶大なる信頼関係を築き上げ、自らも博物館学に傾注したのであった。

宮本の横顔

宮本は風俗史家・服飾史家の宮本勢助を父に持ち、学者としても恵まれた環境に育った。先代の研究を継承するためか、大学の卒業論文のテーマは、「朝鮮半島に於る白衣着用の習俗について」であり、書庫には万卷の書物を蔵していたという。

宮本は早く勢助の下で、物質文化の研究を深め、調査に同行する傍ら、生来の機械好きから調査の様子や資料を写真や映像で記録することを心掛けていた。宮本瑞夫も「馨太郎の民具と映像への深い関心は、澁沢先生とも共通するところがあり、そんなところから、先生に親しくご指導を受けることになったのではないかと思われる」^{註8}と述べており、調査の際の映画撮影の多くを任されていたという。

宮本は下町育ちで和服に角帯が似合う、律儀で折目正しく、礼儀深い几帳面な性格で、感情を容易に表に出すことがなく、計画を立てて着実に実行に移す、大学総務部長に就任するほどの実務にも長けた人物であった。また、宮本の話術は長く酔々として説き、相手が納得するまでその話を終わらせなかったという逸話も残る。

元駒澤大学教授小川徹は、「宮本馨太郎さんの横顔」^{註9}の中で、薩南トカラ列島の調査は、総勢 20 名の調査団で、九大、北大、東大の教授陣と学者は一等船室に納まり、宮本や小川といった若輩組は船底の二等船室を占領して賑やかであったことや、昭和 11 年の越後三面のマタギの家の庭先で、ロライの二眼レフを手にした探訪姿の宮本を回想している。

その頃の宮本の探訪は服飾に傾注していたらしく、

被調査者を前後から慎重にカメラで撮影し、髪型、着衣を一つ一つ尋ねて、下着に至るまで聞き漏らすことはなかった。態度は温厚、物腰も穏やかだから、婦人でも喜んで質問に答えるのだった。宮本さんの人徳がそうさせたに違いない。メモは入念に、繰り返して正確を期する。出発直前になっても、昨夜の聞き取りを確かめて出かけゆくなど、毎度のことであった。メモの文字がまた一画一点をゆるがせにせぬ几帳面なもので、どんなに急いでも左傾斜の楷書体が崩れることがない。

と記され、この文面からも宮本の性格が見て取れるようである。さらに、駒澤大学に宮本が出講することの奇遇さに喜び合ったという。宮本は「学生が非常に熱心に聴いてくれるし、民具のレポートを書かせると、一夏で全国の資料が集まるといって、大へん御満悦の態であった」のも束の間、思いがけない長逝を小川のみならず、多くの者が残念に思ったにちがいない。

- 註 1 宮本馨太郎 1977 「博物館法施行規則の制定から博物館学講座開講に至る経過」
『MOUSEION』第 23 号 立教大学博物館学講座
- 註 2 宮本馨太郎 1960 『民俗博物館論功』慶友社
- 註 3 宮本馨太郎 1964 「渋沢先生の生涯と博物館」『博物館研究』37-9 日本博物館協会
- 註 4 宮本馨太郎 1965 「民俗資料の分類について (1)」『MOUSEION』12 立教大学博物館学講座
- 註 5 宮本馨太郎 1962 「博物館事業に捧げた 50 年」『MOUSEION』8 立教大学博物館学講座
- 註 6 宮本馨太郎 1962 『棚橋先生の生涯と博物館』六人社
- 註 7 宮本馨太郎 1958 「博物館学講座に期待するもの」『MOUSEION』2 立教大学博物館学講座
- 註 8 宮本瑞夫 2003 「宮本勢助・馨太郎民具研究の軌跡」『歴史と民俗』19 神奈川大学日本常民文化研究所論集
- 註 9 小川徹 1979 「宮本馨太郎さんの横顔ーアチック時代ー」財団法人宮本記念財団
(國學院大學文学部 落合知子)

資料の伝統的保存法

—曝書・曝涼を中心に—

Traditional preservation method of material

大谷 歩

OHTANI Ayumi

はじめに

博物館の役割は、博物館法第二条において、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定義付けられているように、「資料の保管」がその一つの柱を担っている。その保管方法は、資料の種類や状態によってさまざまに対応してゆかねばならないことは、言うまでもないことである。

博物館資料は、数百年、あるいは一千年を越える時間を経て現代に伝わっているものが少なくない。考古資料のように、発掘によって、資料が生きていた当時の姿が明らかになるものもある。或いは、書物のように、人々に読み継がれ書き継がれながら、大切に保管されて現在に至っている資料も数多く存在する。現在は、科学技術の進歩により、科学的な見地から、各資料に適した保存の在り方が検討され、実行されている。しかしながら、科学的根拠に基づく保存方法は近代以降のことである。今後数十年、数百年、それらの資料を後世に伝えるためには、近代以前にいかにして保存管理されてきたかという歴史を把握する必要があると考える。本稿では「書物」に注目し、古代から近代まで、書物がいかなる保存方法のもとで保管されて現在に至ったのかを検討するものである。中でも、「曝書・曝涼」という方法について、その歴史を概観することを目的とする。

「曝」の字義は日光や風雨にさらすことであり、「曝書」とは書物を日や風に当てることである。「曝」に類似する語としては「^サ晒」という字もある。「曝涼」の「涼（涼）」の字義は風にあてることであり、「曝書」も「曝涼」も、日や風に書物や衣類などをさらして湿気を飛ばし、虫干しすることと定義付けられる。後に述べてゆくが、日本における「曝書」という語の最も早い例は、『懐風藻』であると思われ、『懐風藻』にみえる記事は、中国の漢詩文や典籍がもとになっている。従って、日本における曝書・曝涼の検討に入る前に、中国の文献における曝書・曝涼の在り方を確認する必要がある。まずは、中国の文献を追った後に、日本の文献へと進んでゆきたい。

1. 古代中国における曝書・曝涼

中国の文献で確認できる最も早いと思われる例は、『後漢書』逸民列伝の高鳳の記事である⁽¹⁾。

高鳳、字は文通、南陽葉の人なり。少くして書生と為り、家は農畝を以て業と為すも、而れども精を専らにして誦読し、昼夜息まず。妻嘗つて田に之き、麦を庭に曝して鳳をして鶏を護せしむ。時に天暴かに雨ふるも、而れども鳳は竿を持ちて経を誦し、潦水の麦を流すに覺かず。妻還りて怪しみて問い、鳳方めて之を悟る。其の後、遂に名儒と為り、乃ち業を西唐山中に教授す。(列伝 7・逸民 73)

高鳳は「曝」していた麦が雨に濡れ、ついに大水に流してしまったことに気が付かなかつたとある。つまり、麦を「曝」ということは、麦を乾燥させていたものと考えられ、庭に並べて日干しし、風通しすることと理解できる。次の『晋書』⁽²⁾の三例は、衣や髪を日や風にあてる意で用いられている記述である。

①咸字仲容。父熙、武都太守。咸任達不拘、與叔父籍爲竹林之游、當世禮法者譏其所爲。咸與籍居道南、諸阮居道北、北阮富而南阮貧。七月七日、北阮盛曬衣服、皆錦綺粲目。咸以竿挂大布犢鼻於庭、人或怪之、答曰「未能免俗、聊復爾耳！」(列伝 49・阮籍 19)

②恬字敬豫。少好武、不爲公門所重。導見恬輒喜、見恬便有怒色。州辟別駕、不行、襲爵即丘子。性傲誕、不拘禮法。謝萬嘗造恬、既坐、少頃、恬便入内。萬以爲必厚待己、殊有喜色。恬久之乃沐頭散髮而出、據胡牀於庭中曬髮、神氣傲邁、竟無賓主之禮。萬悵然而歸。晚節更好士、多技藝、善弈碁、爲中興第一。(列伝 65・王導 35)

③後其母病篤、乃詣洛市藥。會三月上巳、洛中王公已下並至浮橋、士女駢填、車服燭路。統時在船中曝所市藥、諸貴人車乘來者如雲、統並不之顧。(列伝 94・隱逸・夏統 64)

①は『芸文類聚』にもみえる記事であり、「竹林の七賢」の一人、阮咸にまつわる記述である。七月七日、隣人が錦の衣を干しているのを見た阮咸は、竿を掲げて自らの「犢鼻(=下着)」を干したという。この故事は『懷風藻』の詩にも登場するもので、ここでは衣服を干すことが「曬」と表現される。②は王恬の記事で、髪を洗った後に庭で「曬髮」したとある。この「曬髮」は髪を風にあてて乾かすことを意味する。③は夏統が病気の母のために洛陽まで薬を求めにゆき、船の中で求めた薬を「曝」した、とある。

曝書の例については、『周書』⁽³⁾に、幼いころより学問を好んだ柳慶の記事がみえる。

慶幼聰敏、有器量。博涉羣書、不治章句。好飲酒、閑於占對。年十三、因曝書、僧習謂慶曰「汝雖聰敏、吾未經特試。」乃令慶於雜賦集中取賦一篇、千有餘言、慶立讀三遍、便即誦之、無所遺漏。(列伝 22・柳慶 14)

このほか、『宋史』⁽⁴⁾には「曝書」の語が多くみえる。『宋史』卷 164・志 117・職官 4・秘書省には「歳於仲夏曝書、則給酒食費、尚書、學士、侍郎、待制、兩省諫官、御史並赴。」とあり、「仲夏」の頃、すなわち旧暦の四月後半から六月前半にかけての時期に曝書を行うことが定められている。同じく職官 4・秘閣の項では、「十三年、詔復每歳曝書會。」とあり、衛尉寺の項には「時其曝涼而封籍其數、若進御及頒給、則按籍而出之。」とある。また、志 150・兵 11・器甲之制の項には「至和元年、詔河北、河東、陝西路每歳夏曝器甲、有損斷者、悉令完備。」とあ

り、毎年夏に武器を曝涼するべきことが記されている。

以上が、中国の正史における曝書・曝涼の記事の代表的なものである。「曝」する対象としては、麦や衣類、髪、薬、書物など様々であり、いずれも日に当てたり風を通したり、或いは乾燥させるという意味が認められる。曝涼の時期は、『宋史』によれば、夏に行われることが通例であったように見受けられる。

それでは次に、中国の正史以外の、主に年中行事を記した文献を確認してみる。

④曝書裘衣服四段圖障書籍每、清明則曬直至八月。(『四時纂要』⁽⁵⁾)

⑤雌黄治書法〔……五月十五日以後、七月二十日以前、必須三度舒而卷之須。須要晴時、於大屋下風涼處、不見日處、日曝書。令書色暳。熱卷、生蟲彌速、陰雨潤氣。尤須避之、慎書如此。則數百年矣。〕(賈思勰『齊民要術』雜說第30⁽⁶⁾)

④の『四時纂要』では、書物と衣類の曝涼について、八月までの晴れた日に行うことが記されている。⑤の『齊民要術』では、曝書は五月十五日から七月二十日まで、三回行うこと、必ず晴れた時に行い、屋根の下の風が通る涼しいところで、直接日に当てずに陰干しすることなど、書物の曝涼について詳述されている。④と⑤では曝涼の時期は異なるが、晴天の日に行うことから、日干しによって湿気を飛ばし、虫から書物や衣類を守るための行為とみなされる。書物に湿気や熱がこもることが虫害の原因であり、それを除去することで書物が数百年を経ても保存できるという知識が既にあったことを物語っている。

曝涼が行事として定着していた形跡が確認できるのが、次の『四民月令』と『荆楚歲時記』の記事である。

⑥七日、遂に麩を作る。是の日や、藍丸及蜀漆丸を合わすべし。經書及び衣裳を曝し、乾糶を作り、蔥耳を采るなり。(崔寔『四民月令』「七月」条⁽⁷⁾)

⑦荆楚の俗、七月、經書及び衣裳を曝す。以為へらく卷軸久しければ則ち白魚有り。漢の崔寔曰く。七日、經書及び衣裳を曝するは習俗然るなり、と。『穆天子伝』に書を羽陵に蠹しすとは是れなり。(宗懔『荆楚歲時記』「七月」条⁽⁸⁾)

⑥⑦共に經書と衣類を曝涼することが記されており、⑥の記事について渡辺武氏⁽⁹⁾は「七月七日に曝涼を行う記録としては本条が最も古」いことを指摘している。⑥⑦以後、中国の文献でも七月七日に曝涼をおこなう記述が散見されるようになる。この七月七日は、牽牛と織女の伝説でも知られるように七夕の日であり、曝涼もまた七月七日の行事として、日本に受け入れられることとなったのである。七月七日の曝書の例としては、宋代の小説集『世説新語』⁽¹⁰⁾に「郝隆は七月七日、日中に出でて仰臥す。人其の故を問ふ。答へて曰はく、我は書を曬せり、と。」とあり、七月七日に郝隆が腹を日にさらして、自分の腹の中の書物を曝涼しているのだ、と言ったという説話である。この説話は『懐風藻』にも登場する。

また、時代はかなり下るが、韓国の浜錫漢の『東国歲時記』⁽¹¹⁾ (1894年・李朝朝鮮)には、七夕の日に「人家曬衣裳。蓋古俗也。」という記事があり、曝涼は東アジアに共通する行事の一つであったともいえる。

中国の正史においては夏の期間に、麦や衣類、髪や薬など様々なものを「曝」しており、年中行事書において、殊に『四民月令』『荆楚歲時記』においては七夕の日の行事の一つとして「經

書・衣服」を「曝」することが広く行われていたことが理解できる。日本における曝書・曝涼は、この七月七日に行われるものとして受容されてゆくのである。

2. 古代日本における曝書・曝涼

続いては、日本の曝書・曝涼についてみてゆきたい。日本で確認できる文献で最も早く曝書の記述があるのが、日本最古の漢詩集である『懷風藻』⁽¹²⁾ であると思われる。この『懷風藻』の中の曝書の記載は二箇所あるので、以下に引用する。

① 太后天皇の世に、師本朝に向かふ。同伴陸に登り、經書を曝涼す。法師襟を開き風に對かひて曰はく、「我も亦經典の奥義を曝涼す」といふ。衆皆嗤笑り、妖言と以爲へり。試業に臨み、座に昇りて敷演す。辭義峻遠、音詞雅麗。論蜂のごとくに起れりと雖も、應對流るるが如し。皆屈服し驚駭せずといふこと莫し。帝嘉みしたまひ、僧正に拜したまふ。時に歳七十三。(積智藏・序文)

② 大宰府大貳正四位下紀朝臣男人「五言。七夕。一首。」

犢鼻標竿日。隆腹曬書秋。	<u>犢鼻を竿に標ぐる日、隆が腹に書を曬す秋。</u>
鳳亭悦仙會。針閣賞神遊。	鳳亭仙會を悦び、針閣神遊を賞す。
月斜孫岳嶺。波激子池流。	月は斜く孫岳の嶺、波は激つ子池の流。
歡情未充半。天漢曉光浮。	歡情も未だ半ばにも充たねば、天漢曉光浮かぶ。

①は積智藏が經書を曝涼していると、自分も風に当たって、自らの腹の中の奥義を曝涼するのだ、と言ったという。②の波線部は、前項(1. 古代中国における曝書・曝涼)の『晋書』①の阮咸の故事を踏まえたものであり、次の「隆が腹」は前項に掲げた『世説新語』の郝隆の故事で、①の積智藏も同源の故事を踏まえていると考えられる。この二つの例からは、書物や衣類に風を通し、或いは日光を当てて干した後に保存するという、あるいはそのような知識が、持統朝以降の日本では留学僧を通して既に知られていたことを示している。さらに、ここにあらわれる曝涼は、①「法師襟を開き風に對かひ」とあるように、直接日光にあてるというよりも、風を通すことに主たる目的があったものと推察されるのである。

『懷風藻』に続いて古い文献に、『正倉院御物出納文書』⁽¹³⁾ が挙げられる。正倉院に納められた御物の出納が記録されている文書で、その開錠は勅命で行われ、納められた宝物は厳重に管理されていた。次に挙げる二つの記事は、曝涼を命じられた東大寺使の「曝涼」の記録である。以下に簡略に引用しておく。

③ 「東大寺使解」

延暦六年六月廿六日珍財帳 壹卷

(目録中略)

以前、依太政官今月十三日符、曝涼香藥并雜物亦簡擇之、即以檢珍財帳爲本、時有疑以引獻物帳改正、亦依出帳定數、具件如前、謹解、

延暦六年六月「廿六日」 (以下略)

④「東大寺使解」

曝涼目録

東大寺使解 申曝涼香藥等事

合壹佰肆拾伍種 納厨子貳口韓櫃參拾合〔收納廳院西雙蔵北端〕

御書廿五卷

記書五卷

(目録中略)

右、被大政官今月一日符僞、被右大臣去五月廿九日宣僞、奉勅、爲曝涼在彼寺香藥、宜遣件人等者、仍依宣旨令向彼寺、宜知此状、聽使處分、其少僧都玄憐及三綱、与使共加檢校者、謹奉符旨、曝涼如件、謹解、

延暦十二年六月十一日 (以下略)

「解」とは役人が上級官人に提出する報告書を意味し、曝涼を命じられた役人がその目録と曝涼・点検の結果を記し、報告したものである。いずれも延暦年間(782-806年)の六月の記録である。③では「香藥并雜物」とあり、香藥の曝涼が主たる目的であったことがうかがえる。目録には仏具や調度品も含まれ、④の目録には「御書」「記書」などの書物名や經典の名もみえることから、曝涼の対象となったものの中には、書物も多く含まれていたことが推測される。この二つの記事の他に、斉衡三(856)年六月にも「曝涼使解」なる記述があり、倉に納められた品々を曝涼・点検したことが報告されている。正倉院の曝涼は、単なる風通しだけではなく、宝物の点検・管理方法としても機能していたのである。

同じ平安前期の文献に、今一つ曝書に関する作品がある。菅原道真の『菅家文章』⁽¹⁴⁾(昌泰三(900)年)に、書物の上を遊ぶ紙魚にまつわる詩が一編ある。

『菅家文章』 卷五「壁魚」

白魚浮紙上	游泳九流中	白魚紙の上に浮かぶ	游泳す九流の中に
繞軸高低去	隨書遠近通	軸を繞りて高く低く去る	書に随ひて遠く近く通ふ
豈嫌漁父業	唯妨學人功	豈漁夫の業を嫌はめや	ただ學人の功りを妨ぐらくのみ
若得風前舉	鱗飛道豈空	若し風の前に舉ぐる事得なば	鱗飛びて道あに空しからめや

一首の大意は、白魚(=紙魚)は紙の上を泳ぎまわり、卷子や冊子本の間をうろうろする。もし書物を風に曝すことができたならば、白魚の鱗は飛び去って(=死んで)書物は無事に保護され、学問の道も空しくなることが無いであろう、というものである。書物に巢食う紙魚に悩まされる学者の姿が描かれている作品である。書物を「風の前に舉ぐる事得なば」とするよう、この曝涼は直接日光にあてるというよりも、書物に風を通して湿気を除去することであり、更に虫も駆除する行為であることが認識されていたことを示すものである。

時代は下るが、南北朝時代の東福寺の僧・虎関師鍊の『濟北集』⁽¹⁵⁾(1346年頃成立か)にも、夏の暑さと湿気により紙魚が発生し、書物に被害が及んだことを嘆いた詩がある。

平安期の文献で、最も詳細かつ具体的に曝涼についての記載があるのが、『延喜式』⁽¹⁶⁾の凶書寮に関する巻である。凶書寮は国家の經典及び書物を取り扱う部署で、書物の曝涼とその管理法が記されている。

⑤凡暴涼佛像經典者。起七月上旬。盡八月上旬。其所須綿紙并鋪設等。臨時請受。

⑥凡御書及圖繪者。六年一度暴涼。勅使辨官簡差諸司判官以下及舍人學生等堪事者分番檢涼。

其雜使取散位位子等。駢使充左右衛士各十人。掃部寮設座席。所司朝夕給百度食。衛士人別日飯二升。若御書并雜調度有損破者。仰所司令繕補。事訖之後。惣取諸番日記。勅使署名奉進。其藏鑰者。寮申内侍奏請。檢涼之間。勅使封鑰納寮。

以上の内容を要約すると、1. 仏像・経典の曝涼の時期は毎年七月上旬より八月上旬までの約一ヶ月間で行うこと (⑤)、2. それ以外の図書寮の所蔵品については、勅命によって六年に一度曝涼すること (以下⑥)、3. 番 (二人の組) ごとに作業分担をすること、4. 破損箇所があったら修補すること、5. 作業が終わったら番ごとに日記をつけ、勅使が署名した後に奏上すること、6. 曝涼中の蔵の鑰は勅使が管理すること、などが挙げられる。また雅楽寮に関する巻には「凡毎年六月曝涼林邑并雜樂具。寮預申省。省申官令監物就檢。省丞録各一人相共檢校。」とあり、毎年六月に楽器類の曝涼を行うことが記されている。

図書寮の⑤で示された曝涼の時期について、沓掛伊左吉氏⁽¹⁷⁾は「大体7月7日は新暦では土用の大暑の候であり、7月下旬から8月中旬にかけては、天候も比較的安定しており、湿度も低く、日光も強烈で、陽足も長い。したがって、書中の除湿、駆虫、殺菌等日光消毒をするには、最適の気候である」と述べている。先にみた『正倉院御物出納文書』の曝涼の時期は、延暦・斉衡年間の六月であったが、新暦に換算するとおおよそ七月下旬から八月中旬の時期であり、沓掛氏の指摘する時期とも一致する。また、曝涼の対象となるのは、経典などの書物に限らず、仏像や絵画、調度品も含まれている点、『正倉院御物出納文書』とも共通する。六年に一度という根拠は不明であるが、その修補や、記録による管理を徹底させようとした意図が読み取れる。

ここまでは平安前・中期にかけての文献をみてきたが、平安後期の有職故実書である、大江匡房の『江家次第』⁽¹⁸⁾によると、曝涼の時期が七月七日と定められるようになる。

『江家次第』卷八「七月」条

同日 (七日：引用者注) 拂拭御物事

鋪廣莖於清涼殿孫庇、風戾御物等良久拂拭、後如元返置、又披清涼・仁壽・宜陽殿等御物。

この記事からは、清涼殿の孫庇 (庇のさらに外側に出ている庇) に莖を広げて、御物を風に当てていたことがわかる。沓掛伊左吉氏⁽¹⁹⁾は、『江家次第』以後に書かれた年中行事書では、曝書の開始時期を七月七日としている」と指摘し、「曝涼の日を七月七日としたのは、『江家次第』が初めてである。この『江家次第』が有職故実の軌範とされたところから、それ以後の年中行事書は、これらによったものと思われる」と述べている。この七月七日は、先に確認したように中国文献の影響を受けたものである。その一例として、鎌倉時代の藤原定家の『明月記』⁽²⁰⁾をみると、1. 嘉祿二年、2. 寛喜元年、3. 寛喜二年、4. 寛喜三年、5. 天福元年の五例の記録が存する。いずれも七月七日の晴天の日に文書や文庫の曝涼を行ったことが記されている。2の寛喜元年の記事を挙げると、「七日、壬申、天晴、開文庫令拂書」とあり、また4の寛喜三年では「七日、辛卯、天晴、…令拂文書、是纔閑人之所携也」、閑人が携わることだと言っており、かなり時間のかかる作業であったことが想像される。このように、曝涼は七月七日の行事として定着していったことがうかがえるのである。

3. 近世・近代における曝書・曝涼

『江家次第』によって曝涼の日は七月七日として定着したが、江戸時代の文献によると、必ずしも七月七日に限られた行事ではなくなってくる。はじめに、黒川道祐の『雍州府志』⁽²¹⁾をみてみたい。『雍州府志』は江戸前期の貞享三（1686）年に刊行された山城国の地誌であり、北野天満宮の行事として、宝物の曝涼が記載されている。

『雍州府志』 北野宮

七月六日、外陣にあるところの神宝を西の間ならびに幣殿および会所に出し、これを曝す。その間に、宮司、内外陣の煤塵を掃ふ。同じく七日の暁、松梅院主、一人内々陣に入り、御手水を献ず。神宝の中、松風の硯笥の上に穀の葉を置きて、これを供ず。七夕祭の歌を詠ぜられんためなり。

宝物を曝涼し、同時に宮司によって庫内の清掃が行われていることが読み取れる。『明月記』にもあったように、資料の状態維持と管理、また保存場所の環境の維持という二つの機能がある。なお、現在の北野天満宮では秋に宝物殿の害虫駆除を行っており、平成二十二年は十月十四日から十一月二日の三週間をかけて作業を行っている⁽²²⁾。『雍州府志』にみえる時代では、未だ『江家次第』からの流れを受けており、七夕の一行事としての意味合いが強いようである。明治期に、曝涼に適した季節は秋であることが示されてから（後述）、近現代の曝涼は十月から十一月にかけて行われるようになったのであろう。

次に、『雍州府志』とほぼ同時期に刊行された、貝原益軒刪補・貝原好古編録の『日本歳時記』⁽²³⁾（貞享五（1688）年）をみてみる。

『日本歳時記』 卷之四 六月

梅雨霽て後、書を日に晒すべし、新薦にひろげ、表紙を下にして乾す。苧縄に懸て晒せば表紙損ず。天気好日なりとも、一日に一度なるべし。朝より晒し、午未の時收む。晩には暴雨の憂あり。はやく收むべし。屋下にならべて熱をさまし、一夜置て、明朝笥に納む。凡書を晒す事、一度に多晒すべからず、暴雨のをそれあり。又多ければ、家奴厭ひ倦て心を用ひず、書をそこなふ事あり。損壊あるは修補し、断たるとち糸を補ひ縫て、各故のごとく櫃中に納、各其所を得せしめて、蓋を閉べし。屋中に久しく晒さんより、かくの如く烈日に一度晒したるが、蟲はまず。湿なくしてよし。毎年久しくさらせども、いさゝか書の損壊なし。古人も書を外にさらせると見えたり。もえぎ色などの表紙も、表紙を下にするゆへに色かはらず。居家必用にいはく、古人書を蔵るに、多く芸香を用て蠹をさく。今の七里香これなり。又麝香を書厨の中に入置ば、蠹をさく、一法に樟腦を用いるも又よし。

『日本歳時記』によると、曝涼の時期は、梅雨開けの六月がよしとされている。午後二時までに取り込むというのは、夕立を避けるという点では合理的であろう。しかし、陰干しよりも強い日に当たったほうが虫はつかないというが、紫外線の影響を考慮すると、やはり直射日光は避けるべきである。また、現代の感覚では、梅雨明けの蒸し暑い夏の外気に干すよりは、乾燥した秋に行った方が湿気は避けやすいのではないかとも考えられる。しかし、当時の曝涼が梅雨明けに行われた理由としては、梅雨の時期に溜まった湿気をいち早く飛ばすことが最も優先

されたためであろう。『日本歳時記』は『雍州府志』と同時期の刊行であり、神社などの祭りの行事としては七月七日、民間の行事としては六月（梅雨明け）という意識の差が読み取れる。

「苧縄に懸て晒せば表紙損ず。」とは、縄を軒下などに張り、洗濯物のように書物を開いてかけるという方法が採られていた場合もあったようで、そのことに関して注意を促している。当然、落下による破損が考えられ、書物の安全上あまり好ましくない方法である。また「損壞あるは修補し、断たるとち糸を補ひ縫て、各故のごとく櫃中に納」の指摘は、書物の錯簡など、これ以上の破損を防ぎ、現状を維持するための行為であり、現代の古典籍修補の基本姿勢に通じるものである。

次の貝原益軒の『萬寶鄙事記』⁽²⁴⁾（宝永二（1705）年）にも、曝書の方法が詳細に記述されている。少々長いが、以下に引用しておく。

『萬寶鄙事記』卷之二

- ①書畫をさらすに、今和俗には土用ぼしとて、夏の土用にさらす。是梅雨晴て後、日はげしく照とき也。月令廣義には、四月の天氣よき時、日に晒して箱におさめ入、紙にて透間を張、梅雨の後にひらく。かくのごとくすれば、かび出ずといへり。衣服なども、又爾なり。いまだ梅雨の濕氣にあたらぬ前にほせばかひ生ぜず。
- ②書をさらすに、家中に久しく擴げて、自然に乾かす人有り。書すくなき家にはさも有りぬべし。但書少くとも、烈しき日に干たるにしくはなし。苧縄を多く張りて書をかけ干べし。是書よく乾る。又地上に新しき薦を布て、其上に書をひろげほす、和表紙は、當時そりて、かさ高くなれども、後は然らず、表紙を下にして干すべし。朝より晒して、午未の時に早く屋の内に納む。又六七月の晩景は暴雨のうれへ有り。早く納めて屋中にひろげ、明朝箱に納むべし。我數十年の間、如此に書をさらすといへども、いまだ書損ぜず。況や書多き家は、屋下に久しく晒しがたし。畫軸は殊に烈しき日に晒さざればむしばむ。但畫は裏を上、表を下にし、上に紙か布をおほひて干べし。
- ③書籍に雨のふりかゝり、又道中船中などにて、水に浸れるを、大きな甑の内に入れて蒸、日に干、おもりを懸て置ば損ぜず。王氏談録

要約すると、①では、当時は夏の土用に曝書が行われているが、『月令広義』（明代の年中行事の解説書。『礼記』月令の注・補足的な内容。）によると、梅雨入り前、四月の天氣の良い日に一度曝書した方がよいとされることを述べている。②は、曝書にあたっては直射日光は避け、家の中にただ広げるのではなく、縄にかけて干す、或いは新しい薦を引いて広げて干すこと、表紙は下にして干すこと、朝に干して正午から午後二時の間には取り込むこと、六月七月は夕立があるので、早めに取り込んで翌朝片付けること、絵画は裏を上、画面を下にして、紙か布をあてて画面を保護しながら干すことなどが記される。③では雨や旅行、船旅などで書物が水に濡れてしまった場合の対処法が述べられ、大きい甑（＝蒸し器）に入れて蒸し、干して、おもりを乗せて加圧することが推奨されている。これらは益軒の数十年に及ぶ経験からの教えであり、この方法によって虫害が発生したことはないという。

②では陰干しをすすめており、その干し方も二種類提示している。苧縄にかけて干す方法は『日本歳時記』にもみえる方法である。現在は落下による損傷の危険性があるため、書物を紐

に掛けて干すことはないであろうが、当時は一般的な方法であったのだろうか。時代は少し下るが、津村涼庵の『譚海』⁽²⁵⁾（寛政七（1795）年）には、書物を立てて風通しするべきことが述べられている。

『譚海』巻の十三

書物蟲干するには、和紙の本は二つに開けて、其まゝ畳のうへにたてて干べし、風よく通りて便宜よろし。唐紙の本は如し此すればたふるゝ故、心あるべし。

書物を立てて風通しするということであるが、ある程度厚みのある本ならば可能であるが、薄い本ではかなり倒れやすくなる状態が予想される。その意味で、薄い唐紙の本は注意すべきと言っているのであろう。しかし江戸時代で主流であった袋綴じの和本も、立てたまま置いておくのは難しいのではないだろうか。或いは、ここでいう「たてて干す」というのは、単に本を開いた状態を言っているのであろうか。実際どのような状況であったのか、この記述からは判断がつかないが、このような方法もあったようである。

益軒の記事に話を戻すと、曝書の時期だけではなく時間帯まで提示され、絵画では画面の日焼けにも注意が払われている。書物をいかに管理し、保護するかという詳細な記述は、今回の調査では益軒以前にはみられなかった。しかし、益軒以前からこのような方法で書物を管理・保存することが行なわれていたと考えるのが妥当であろう。益軒が記した方法は、先人の知恵を活かした伝統的な管理・保存法であると言える。江戸時代の具体的な曝書の方法を知る、貴重な資料である。

続いては、速水春暁斎の『諸国図会 年中行事大成』⁽²⁶⁾（文化二（1806）年）をみてみたい。ここには、京都の寺社仏閣の虫払いの記事が多く記載されている。

『諸国図会 年中行事大成』 卷之四「六月之部」

京師・日不定 ○今月、諸寺院及び諸名家に蔵する所、靈宝書画軸物の虫払ひあり。大抵天氣晴爽の日を俟て、辰刻より午刻迄曝す。諸人拝見を許さる。（以下、東寺、東福寺、妙心寺、建仁寺、天龍寺、智恩院、二尊院、大雲院の宝物の紹介：引用者注）

此外諸寺院等枚挙に遑あらず。又諸人拝見許されざるあり。悉略之。

.....

京師三日 ○高雄山神護寺虫払 今日より九日に至る。

京師十五日 ○浄華院虫払 京極今出川の南三町にあり。浄土宗の一本寺なり。……

京師廿日 ○十念寺虫払 京極今出川の北にあり。昨今の間、晴天を待て出さる。……

京師廿二日 ○梅尾虫払 今日より廿七日に到る。山城国愛宕郡梅ヶ畑郷中にあり。

今日より仁和寺院家の僧二人、当寺に来て監之。顯密の聖教若干篋あり。故に顯密部の二書隔年に虫払あり。……

○大徳寺方丈虫払 洛北紫野にあり。龍宝山と号す。

京師廿三日 ○四条道場金蓮寺虫払 四条寺町にあり。錦綾山と号す。

○聖光寺虫払 寺町綾小路の南にあり。今日清海の曼陀羅を懸る。……

○報恩寺虫払 小川上立売の北にあり。……

- 京師廿五日 ○建仁寺靈洞院虫払 二十八祖画像南堂手書の賛あり。……
 ○黒谷金戒光明寺虫払 法然上人、一枚起請及靈法挙るに違あらず。
 ○誓願寺虫払 当寺の縁起三幅、又貝多羅葉其長五尺ばかりあり。……
 ○妙頭寺、本能寺、要法寺虫払 各日蓮上人の曼陀羅并書数篇あり。……
 ○百万遍智恩寺虫払 大珠数出る事は三月 条下にするす。
- 京師廿七日 ○本国寺虫払 日蓮上人自筆の曼陀羅あり。……虫払隔年なり。

江戸後期の京都の寺社仏閣の曝涼(虫払い)の記事である。『諸国図会 年中行事大成』は六月までしか発刊されていないため、秋以降、特に七月七日の曝涼の有無を知ることはできないが、一月から五月までの間で虫払いが行われた寺社はなかった。六月に取り上げられたものだけで二十四の寺社が確認でき、六月の行事として定着している様子が見える。

「日不定」の項では、虫払いの際に陳列される宝物の拝観が許されていたことがわかる。展覧会の先駆として位置付けられるであろう。また二十一日と二十七日では虫払いが隔年であることが付記されている。曝涼の頻度は、各寺社によって異なっていたのであろう。江戸の人々にとっては、曝涼の時期に合わせて各寺社の宝物を見物することが、行楽の一つであったのかもしれない。

江戸時代の最後の文献は、滝沢馬琴の『燕石雑志』⁽²⁷⁾(文化八(1811)年)である。

書籍の破れ蠹たるを修補に、或は糊糝糊、或は生麩糊をもてすれば、ふたゝびその処より蠹て破損はじめに倍す。只海蘿を用ふべし。海蘿にてすれば白魚生ぜず。○白魚は多く黴雨の時節に生ず。四月のはじめに書を晒して箱におさめ、その隙をふたぎて黴雨の中の風にあてざれば白魚なし。又寒中に書を晒せば春蠹ず。又暑中に書を晒すによくその冷るを俟て箱に蔵めざれば、却て白魚を生ず。(修書)

誤つて冊子に油を沃ぎかけたるには、屋上の漆灰を取りて末となし、紙の裏よりふりかけ、熨斗で一宿を経れば、油悉く脱けて迹なし。衣裳へ油をかけたるも、この方を用ふべし。

屋上の漆灰は風雨にうたれて灰汁なければ、これに用ふるに堪たり。……(除油污書)

修補に「生麩糊」や「海蘿」(海藻を板状に干し、煮て用いたもの)を使用していることがみられる。生麩糊は現在でも古典籍の修補に用いられる糊である。海蘿に紙魚を防ぐ効果があるのかは不明であるが、曝涼の時期によってその効果が異なることを記しているのは興味深い。梅雨の湿気対策として四月に、あたたかくなる春に生じる紙魚の対策としては冬に曝書することがよしとされている。また、夏に虫干しした場合、よく冷やさないで箱にしまうとこえて紙魚発生の原因となるようで、書物をよく冷やすことは『日本歳時記』にもあった教えである。

最後に、明治期の文献を確認しておきたい。文部省編『図書館管理法 全』⁽²⁸⁾に曝書に関する記事がある。

『図書館管理法 全』 第十五 書籍調査及ビ曝書

- ①在庫ノ書籍ハ時々調査ヲ爲シ少クモ毎年一回ハ之ヲ行フベシ
- ②書籍ハ規則通りノ整頓ヲ爲シ第一分類第二書籍番號順ニ函架ニ陳列シアルヲ以テ調査ノ方法ハ先ヅ函架目録ヲ讀ミテ函架ノ書籍ニ對照スルニアリ是函架目録ハ書籍陳列順ニ整頓又ハ記帳セラレザルベカラザル所以ナリ(第十一函架目録ノ部参考)

③調査ノ時期ハ出納ノ少キ時即事務少キ時ヲ可トシ一時ニ一部分ツツヲ調査スル時ハ全部ヲ閉鎖スルノ必要ナカルベシ但シ帝國圖書館ニテハ十月十一月ノ交空氣尤モ乾燥セル時ニ於テ凡一週間閉館シテ調査并ニ曝書ヲ爲シ和漢書中蠹食ノ恐アル者ハ特ニ風ニ曝シ且平生多ク出納セザル者ニハ樟腦又ハ殺蟲菊ノ類ヲ書函ニ入レテ蠹魚ヲ防グコトトシ洋書モ往々黴ヲ生ズルヲ以テ時々之ヲ掃拭スルコトトセリ

明治の図書館管理法の中の文章である。曝書に関する下線部を要約すると、十月十一月の空氣が乾燥している時期に調査を行うこと、調査と同時に曝書を行い、虫害のある本は風にあてること、頻繁に使用される資料については、「樟腦」や「殺蟲菊」などの防虫剤を入れ、虫害を防ぐこと、洋書も黴が発生するため、黴を拭き取ることなどが明記されている。明治期に入ると洋書の取り扱いにも注意が払われている。橋本義彦氏⁽²⁹⁾によると、昭和二十一(1951)年の正倉院の曝涼では、防虫剤に樟腦、沈香、白檀、丁子、甘松を調合して白絹に包んだ裏衣香が用いられており、奈良時代に調製した裏衣香が九包伝存していたことが記されている。当時の裏衣香も、伝存する奈良時代の調合を基準にして調製されていたようである。明治に入ると、伝統的に夏に行われていた曝書・曝涼は、夕立も少なく、湿度も氣候も安定する秋に行うものとして定められ、現在にも引き継がれることとなる。しかし、曝涼が同時に宝物の点検作業であることは、『正倉院御物出納文書』の記録で既に行われていたことがわかるように、曝涼が担う役割は千年以上を経ても変わらないのである。

おわりに

曝涼の時期は、奈良朝から平安前・中期にかけては、六月から八月にかけてと一定していなかったが、中国大陸では七夕に際して行われることも影響して、平安後期の『江家次第』により、七月七日の行事となり、中世から近世の一部にまで引き継がれた。そのため、今回確認できた江戸前期の史料では、神社の行事では七月七日、民間の行事では六月の梅雨明けに行うものとしての差がみられた。これは伝統行事としての在り方と、現実に即した書物の保存方法との差であり、江戸後期になると寺社でも六月の行事として定着するようになる。さらには、季節ごとに発生する虫害や黴害を考慮して曝涼を行う考え方も登場する。明治期になると、現在と同じく、十月から十一月の天氣が安定し、空氣の乾燥する時期に曝涼を行うことが、規範とされるようになる。

現在でも行われている曝書の行事としては、毎年七月三十一日に奈良県の明日香村にある向原寺、愛知県碧南市の貞照院で大蔵經の虫干し供養が行われている。栃木県の足利学校では、九月中旬から十二月上旬にかけての湿度の安定した時期を選び、座敷で和紙の上に一冊一冊書を広げ、約千五百冊を曝涼している。この曝涼では書物に風を通すほかに、蔵書の糸切れや虫喰いの点検も同時に行われている。この曝涼の行事は、江戸中期以降に記された『足利学校記録』という文献の中にたびたび登場するもので⁽³⁰⁾、江戸時代から続く伝統の行事が今なお続いている例である。今回調査した「曝書・曝涼」は、書物・宝物の長期利用・保存の観点から、持続朝にはその知識が伝わっており、日本人がいかにして書物を湿気や虫害、その他の災害から守ろうとしてきたのかを理解し、後世に伝えてゆく必要があるのではないだろうか。

註

- (1) 吉川忠夫 2005『後漢書』第9冊 岩波書店
- (2) 『晋書』 中華書局
- (3) 『周書』 中華書局
- (4) 『宋史』 中華書局
- (5) 『歳時習俗資料彙編』3 芸文印書館
- (6) 国学基本叢書『齊民要術』上 台湾商務印書館 ※〔 〕内は分注である。
- (7) 渡部武 1987『東洋文庫467 四民月令』 平凡社
- (8) 守屋美都雄ほか編 1978『東洋文庫324 荆楚歳時記』 平凡社
- (9) 註7に同じ
- (10) 竹田晃 2006『中国古典小説選3 世説新語』明治書院
- (11) 崔大林訳注 『新訳東國歳時記』
- (12) 小島憲之校注 1964『日本古典文学大系69 懐風藻』 岩波書店
- (13) 東京大学史料編纂所編 1970『大日本古文書』編年25(補遺2) 東京大学出版会(覆刊)
- (14) 川口久雄校注 1966『日本古典文学大系72 菅家文章』 岩波書店
- (15) 虎閑師練『濟北集』古律詩「曝書」(上村観光編 1973『五山文学全集』1 思文閣)
 夏暑苦炊蒸。懶因思移換。課童教曝書。排布在几案。日照辨打疊。風來作繙看。時又開一函。
 蠹魚相逃竄。簡策多穿透。標軸皆零乱。蠹痕字雖壞。蝕迹文還免。禹鑿山川曲。恬澗地脉断。
 夏姫坐深宮。裂餘羅帛搭。越巫入古廟。燼殘紙錢散。嗟蠹何爲者。生涯良可嘆。文字当饈食。
 書篇爲舍館。函中尤闇黑。生成不爲難。函開儻逢明。悚懼争藏竄。几下及窓隙。身首成分段。
 宛似誦文徒。字句作味玩。唯知貪紙墨。義理轉漫漶。或本分宗師。憐愍烹鍛。心目共眩晃。
 辟易生驚惋。不啻乖大道。却又失故翫。昏迷入苦輪。長夜何時且。
- (16) 黒板勝美編 1974『新訂増補国史大系 延喜式』中編 吉川弘文館
- (17) 沓掛伊左吉 1969「むかしの曝書といまの曝書」 『図書館雑誌』63巻4号
- (18) 渡辺直彦校注 1991『神道大系 朝儀祭祀編』4 精興社
- (19) 沓掛伊左吉 1970「曝書史稿—書籍保存の歴史—」 二宮山房
- (20) 文傳正興ほか編 1969『明月記』2・3 国書刊行会
- (21) 立川美彦編 1997『訓読雍州府志』 臨川書店
- (22) 北野天満宮ホームページ (<http://www.kitanotenmangu.or.jp/>) 但し宝物庫の曝涼・点検の揭示は秋のみ(2010年現在)。
- (23) 益軒会編 1900『益軒全集』1 益軒全集刊行部
- (24) 註23に同じ
- (25) 原田伴彦ほか編 1969『日本庶民生活史料集成8 見聞記』 三一書房
- (26) 儀礼文化研究所編 1978『諸国図会 年中行事大成』 桜楓社
- (27) 日本随筆大成編集部 1975『日本随筆大成』19 吉川弘文館
- (28) 日本図書館協会編 1978『復刻図書館学古典資料集』
- (29) 橋本義彦 1995「正倉院曝涼の記」 『日本歴史』560号
- (30) 足利学校の曝書に関しては、足利学校ホームページ (<http://www.ashikagagakko.jp/>)。また文献に関しては職員の方にご教示を賜った。

(國學院大學大学院博士課程後期)

卷子本展示序論

An introduction to scroll display

河合 奈々瀬

KAWAI Nanase

はじめに

飛鳥・奈良時代の遺品を最古に、卷子本は書物の原始的形態として絵巻・経典・古文書などの装訂に用いられ、現在でも各博物館施設に数多く収蔵されている。しかしながらその展示法は美術館などの事例をみてもわかるように、いまだに主要となる場面を広げて見せているだけの、非常に古典的かつ単純なものである。ではどうすれば本来卷子本に内蔵されているはずの様々な情報を、観覧者に過不足なく上手に伝達できるのか。筆者はその展示法の改善を試みていくつもりである。本稿はこの序論として、卷子本に対する基礎的な見識を深めるため、その定義・博物館展示資料としての位置・研究史・展示法の実態などについて概説を述べていくものである。

1. 卷子本の定義

1-1 卷子本の起源

日本文化に関する遺物の多くがそうであるように、卷子本もまたその起源は中国に求めることができる。無論はじめから現在のような装訂であったわけではない。この前段階として普及していたのが、竹簡・木簡である。

竹簡・木簡とは、細長い木や竹の札に文字を書き、これを麻糸またはなめし皮で束ねて一編ずつまとめた、書物の始祖とも呼べる装訂のことである。現存する竹簡は中国の戦国時代からのもので、湖南省・湖北省・河南省などの楚墓から多く出土しているが、内容は遺策と呼ばれる副葬品の品名を記したものである。一方日本では現在まで竹簡が出土されたという報告はない。また木簡は中国では公文書や私文書及び地図を含む絵画などの出土品が多く、先述した遺策や書翰の封印をするための検、つけ札の掲（けつ）・証明書の繫（けい）・割符の符など、使用目的や形態によって名称がつけられている。こちらは日本でも正倉院に伝来した整理用付け札や文書木簡が現存するほか、平城京の古代都城址や地方官衙跡などから多数の木簡が出土している。内容は文書や記録的なもの租税の貢進付け札などに大別されるが、ほかにも習字として書かれた「千字文」や詩歌の落書及び使用済みの木簡の削り屑が出土している。

しかし、これらは読み継いでゆくうちに簡の角がすり切れバラバラになり、簡が抜ける断簡や順序が狂った錯簡になってしまう恐れがある上に、非常にかさばった。そこで次に普及したのが、かさばらず持ち運びのしやすい帛書である。帛書とは絹布に書かれた書物のことを指し、そもそも卷子本はこの装訂として用いられたのが起源である。⁽¹⁾なお現在最古の帛書もまた戦

国時代、湖南省の楚墓から出土したもので、「楚絹書（そそうしょ）」または「絹書（そうしょ）」と呼ばれる、楚の祖先神を絵画と文字で描いたものである。そのつくり方は書き終わった絹布を断ち切り、心にぐるぐると巻きつけるという単純なものだったが、これならば長短を融通でき便利であった。しかし帛書は竹簡・木簡とは異なり文字の訂正ができない上に、高価であるという欠点があった。そこで登場したのが紙による卷子本である。

紙は帛書とは異なり長短の融通が利かず、卷子本装訂にする際は何枚も継ぎ合わせなければならなかったが、後漢の葵侯紙の登場以後、次第に帛書に代わって広く使用されるようになる。現存する卷子本もほとんどは紙を用いたもので、我が国最古の典籍である聖徳太子の「法華義疏」もまた紙本である。このように卷子本は紙の時代に入った書物の装訂なかでは、もっとも古い形態を有するものであり、とくに現存する飛鳥・奈良時代の典籍・記録・文書は全てこの装訂である。⁽²⁾ では具体的にどのような装訂でもって、卷子本は卷子本と呼ばれていたか、次節ではこれについてふれていきたい。

1-2 卷子本の装訂

前節でふれたように、卷子本とは要するに絹や紙を軸に巻きつけた書物のことである。当初末尾に取りつけられた軸は細い竹や木に過ぎなかったが、後に紫檀・黒檀や漆を塗った塗り軸・模様を描いた画軸、さらには蒔絵を施した蒔絵軸・金属に彫刻した彫刻軸など、実に様々な材料を用いたものがつくられるようになった。形態は銀杏型・撥型・丸型・四角型・六角型・八角型などがあり、日本では長さを調節できるレディメイドの合わせ軸というものまでつくられた。

卷子本を広げたはじめの何も描かれていない余白の部分は標と呼ばれ、本文の保護のためにこの部分には厚紙・絹布を使用した。この標は後世の表紙の起源であるとされ、日本では標の端におさえ竹と呼ばれる細長い竹片を巻きつけたものが多い。⁽³⁾ 標端の外側には書名が記されており、それは今日の本のように直接外題を書いた場合もあれば、わざわざ小型の紙や布へ書名を書いて貼り付けた題簽の場合もあった。また高い棚の上に並べる・積み重ねて置くなどの場合は、籤條（簽條）と呼ばれる竹や象牙でつくられた札がつけられ、書名がわかるようになっていた。

なお、先述したように長短を融通できる帛書とは異なり、紙の場合は料紙を糊で何枚も継ぎ合わせてつくられる関係上、年月が経つと糊が老化してバラバラにはがれてしまうことがあった。そこで、継ぎ目に印を捺したり、花押を書いたり、書名したりすることで、いざ継ぎ目のはがれたときに正しく継ぎ合わせられるようにされていた。これを印が捺されたものを印縫、書名されたものを款縫と呼んだ。

1-3 卷子本の短所

このように卷子本はかさばらないで持ち運びが容易な上に、軸に料紙を巻き込み標で全体を包むことから、本文面が空気にふれず保存上最も有効な装訂となっている。しかしその反面、途中や巻末を見たいときもわざわざ始めから広げていかなければならない上に、見終わった後

も丁寧に巻き戻さなければ巻き癖が悪くなり、本自体が痛んでしまう恐れがある。また裏表両側を使うことができないという欠点もある。

そこで新たに登場してきたのが折本（帖装本）と呼ばれる装訂で、これは要するに卷子本を折り畳んだ形態である。卷子本から軸を取り外し、料紙を本文の行数にして四行または五行幅ごとに折り畳み、最初と最後にやや厚手の紙で表紙を取りつけたもので、閲覧・検索には便利な上に開いた状態も安定していて、長さが自由に調節できるという利点がある。これには類似の装訂として、経摺装・旋風葉・画帖仕立（折帖）というものも存在し、主に仏教經典類などに用いられた。中国で本格的に普及するようになったのは、11世紀初頭の北宋時代からであり、宋版一切經の版本類の装訂として活用された。この經典は平安時代後期以降日本にも数多く輸入されたが、平安・鎌倉時代の古写本・古版本でこの折本装訂が積極的に用いられた形跡はあまりなく、むしろ鎌倉時代後期～南北朝・室町時代前期にかけ、奈良・平安時代の古写本とくに古写經の修理する際に、披見の便を計って卷子本から折本に改装したという例があるとのことである。⁽⁴⁾

1-4 卷子本の特質

以上のように卷子本は次第に折本に取って代わられ、折本はさらに冊子形式の粘葉装に、粘葉装は糸で綴る列帖装へと発展し、その後もいくつかの変遷を経て、現在我々が使用する書物に近い形態となっていくのである。しかしそれでもこの装訂が日本文化から完全に消え去ることはなかった。むしろ書物の原始的形態として、権威的・神秘的というイメージが付与され、⁽⁵⁾ 特定の地位を占めるようになってくる。例えば、金沢文庫本として有名な出光美術館の漢籍「古文孝経」は、卷末に寛元五年（1247）づけの清原教盛の伝授奥書と、嘉元二年（1304）づけの金沢貞顕の校合奥書のある卷子物装訂だが、これはいかにも「古文孝経」を家学とした清原家の証本らしい姿をしているとのことである。またこれに対し、建久六年（1195）づけの書写奥書のある、現存最古本として有名な愛知県は猿投神社の「古文孝経」は粘葉装訂で、これもまたいかにも書写者が自分の勉強のために書写した手控え本の姿をしているとのことである。⁽⁶⁾ このように卷子本とは、「自ずから特定の目的を持って書写された本」に用いられる装訂のことであり、書物はこの装訂にされることで「古典的で格式が高い雰囲気を持つ」ことができたのである。

2. 博物館資料としての卷子本

2-1 博物館展示資料に必要とされる要素

数ある書物の装訂のなかでも、特定の地位を占めている卷子本だが、では博物館資料、とくに展示のための資料としてみた場合、そこにはどのような要素が介在しているのだろうか。『新版博物館学講座 5 博物館学資料論』の「II 博物館資料の分類」の「4 目的別資料の種類」において、青木豊は博物館展示資料に必要とされる要素を次のように述べている。

博物館展示は前述しているごとく広義の展示の一形態であり、それゆえに博物館展示資料といえども見世物としての要素を多分に必要とされるのであることを忘れてはならない。

つまり、学術情報の内蔵とその伝達は、博物館展示であるがゆえに当然置き去りにできない基本要素であるが、人を魅了する広義の展示とした場合、さらなる展示要素が加味されなければならないのである。すなわち、それは見世物という展示が専有するともいえる要素であり、それはまた博物館展示であろうとも保存しなければならない、広義の展示に含まれるすべての種類の展示に共通する基本要件なのである。⁽⁷⁾

つまり博物館展示資料は、学術的情報の内蔵とそこからできる伝達を期待すると同時に、「人間の種々の感性を刺激し、かつ希求される要素が必要」とされているのである。このように博物館資料に人を魅了する要素を求めたとき、卷子本もまた多分にその要素を含んだ資料であると考えられる。それはこの主張を軸に青木が挙げている、博物館展示資料に介在する八つの要素のうち、三つの項目に卷子本が該当することからもわかる。

青木は博物館展示資料に介在する要素として

1. 珍奇姓・稀少性を有する資料
2. 金銭的欲望を刺激する資料
3. 残虐さ・卑猥さで人間のある種の感性を刺激する資料
4. 美的で鑑賞の対象となる資料
5. 臨場感に富む資料
6. 楽しみながら理解度が深められる資料
7. 知的欲求を満たす資料
8. 代替二次資料⁽⁸⁾

という八つの項目を挙げ、それぞれについての解説をしている。このうち卷子本は1・4・6に該当すると考えられ、これらの要素についての解説文と実際の卷子本展示の事例を照合すると、博物館展示資料としての卷子物に観覧者が希求していることが明らかになる。

2-2 珍奇姓・稀少性を有する資料

まず、1. 珍奇姓・稀少性を有する資料について青木は、「一般的に世の常として付加価値である経済価値が必ず発生し、珍奇性・稀少性が高ければ高いほど経済価値もそれに比例し高まることは必定である。」⁽⁹⁾とし、この要素が2. 金銭的欲望を刺激する資料としての要素も多分に含みながら、両要素が相まって人寄せ効果を有する展示のための資料になる場合が多いと述べている。さらに青木はこのうちとくに稀少性についての例として、「国宝」・「重要文化財」という等級づけが学術価値とは別途の価値として、見学者の注意を喚起すると述べている。この点に関して卷子本は、末尾の一覧表1 東京国立博物館所蔵の、①「白氏詩巻」(国宝)や②「土蜘蛛草紙絵巻」(重要文化財)のように、複数の国宝・重要文化財の登録を受けている。

とくに国宝は特別展の目玉として大々的な宣伝がなされ、まさに人寄せ効果となって博物館の集客に多大な貢献をしてくれる。例えば平成十九年(2007)に東京ミッドタウンに移転開館したサントリー美術館は、「開館記念特別展 鳥獣戯画がやってきた! 一国宝『鳥獣人物戯画絵巻』の全貌」(11月3日~12月16日)という展覧会を開催したが、このときの一日の平均入場者数は約3500人で、結局会期全体では約13万3000人にまで達したそうである。⁽¹⁰⁾こ

のように国宝・重要文化財作品は、「国宝」・「重要文化財」という名称を持つ稀少性によって、人々を強く引きつけ、ときには度が過ぎるほどの集客を生み出してくれるが、そのなかでも卷子本は美しい絵巻類の登録が多い分、とくにその傾向が強いと考えられる。

2-3 美的で鑑賞の対象となる資料

4.美的で鑑賞の対象となる資料については、美術資料に代表されるような鑑賞を目的として制作されたもののみならず、伝世品や復元または腊葉標本・封入標本の展示を加えることで、美しさを演出した歴史資料や民具資料・自然系資料も含まれると述べられている。⁽¹¹⁾ もっとも卷子本の場合は彩色の鮮やかな絵巻類や、料紙や表紙・巻き軸が凝った経典類など、見た目に華やかな装訂なされているものが多いことから、ほぼ単純に鑑賞目的の美術資料としてこれに該当すると考えられる。

例えば末尾の一覧表にもある、13 根津美術館所蔵の②「華嚴経 卷四十六（二月堂焼経）」は、焼損という悲劇に遭いながらも、紺紙に銀泥で書写された経文が大変美しく、どちらかといえば地味なイメージの強い経典類にしては、多くの観覧者が立ち止まりじっと注視していた。このように卷子本は美術資料とまではいかずとも、丁寧なつくりで大勢の人々を魅了する作品が多い。そもそもこの装訂自体が、前章でふれたように特定の目的を持ったときに用いられるものであり、粘葉装訂のように一個人の手控え本ではなく、大勢の人々に見て受け継いでもらうことを前提としているのだから、鑑賞目的の作品が多いのはある意味こと当たり前のことなのである。いずれにしても美術館などに展示されている卷子本は、概ねこの4.美的で鑑賞の対象となる資料に該当するものと考えられ、それらは数ある卷子本資料のなかでもいわば花形と言っているのだろう。

2-4 楽しみながら理解度が深められる資料

6.楽しみながら理解度が深められる資料については、「見ることにより発生する楽しみと、展示に参加することで発生する楽しみの両者が存在する」と述べられ⁽¹²⁾、パノラマ・ジオラマなど見ることにより楽しめ、さらに理解が深められる資料を挙げられたほか、参加型展示における楽しみについて詳しく解説されている。そのなかでも知的参加型展示の種類として挙げられる、クイズ形式展示やミュージアム・ワークシートの活用は、とくに絵巻類などの卷子本資料展示にみられる手法であり、これによって子どもの観覧者が楽しく展示に参加している姿も実際に見たことがある。

それは末尾の一覧表 8 名古屋市立博物館の②「享元絵巻」の複製展示のことで、この絵巻が展示されていたウォールケース前の台座には、ボランティアが手ずから制作した「さがしてみよう享元絵巻」という、主に子どもの観覧者向けのファイルが用意されていた。なかには絵巻に描かれているたくさんの人物たちのうち、何人かが拡大印刷された用紙が数枚挟み込まれており、子どもたちはこのファイルと絵巻を交互に見比べながら、実際その人物たちが画中の何処に描かれているのかを探するというクイズ形式の展示法である。

絵巻類はその色鮮やかな彩色や物語性から、数ある卷子本資料のなかでもとくに視覚効果が

期待できるため、実物だけでなく複製や印刷からでも、多大な情報を伝達することができる。そういった意味では、楽しみながら理解度が深められる資料の最たる例といえるのではないだろうか。

このように卷子本はどの博物館展示資料よりも、人を魅了する要素を含んでいる。とくに絵巻類は国宝指定などによって稀少性が付加されることで、大勢の人々の注意を喚起してくれるだけでなく、これが有する物語性は、誰もが楽しみながら理解を深める展示法を可能にしてくれる。つまり絵巻類はその美しさから単体展示としても通用する一方、描かれたヒト・モノあるいは物語と関連したほかの展示物との組み合わせも可能であるという、非常に融通の利く資料なのである。

そしてこの絵巻類の利点に関しては、学芸員をはじめとする博物館関係者も評価しているようである。なぜならば卷子本の展示について言及した論文はあまり多くはないが、それらの論文のなかでも主軸となっているのは、絵巻類をいかに効果的に展示するかという問題だからである。では、具体的にどのようなことが論じられてきたのか。次章で辿ってみることにする。

3. 卷子本展示の先行研究

3-1 秋山光夫の絵巻展示論

管見のかぎり、現在卷子本とくに絵巻類の展示について言及した論文は、秋山光夫の「絵巻陳列箱の考察」⁽¹³⁾が嚆矢であると思われる。秋山光夫は東京国立博物館がまだ帝室博物館と称していた頃の美術課の鑑査官（学芸員）であり、昭和17～20（1942～45）年には同館の学芸課長も歴任した人物である。著書に『日本美術論攷』（1943年/第一書房）があることからわかるように、とくに専門としたのは日本美術であり、その関係からか今回取り上げるような論文も記したようである。彼はこの論文のなかで絵巻の鑑賞の仕方について、

実際、絵巻の興味は展舒するに従い、事件が発展し、いろいろの場面が展開するにあるのである。その興味は恰も現代に於ける活動写真と似たところがある。されば、始めから終りまで開いて置いて眺めたのでは観賞の楽しみは余程減るのである。然し博物館等に於いて絵巻を公衆の観賞に供する場合に、一々観覧者に巻きながら見せると云うことは事実不可能である。

と述べ、そのため安全な陳列箱に展示するときは、観覧者が満足するよう、なるべく多くの場面を広げて見せるべきであると述べている。秋山のこの主張は非常に正鵠を得たものであり、絵巻類展示は現在でもなお彼の述べたような問題を抱えている。つまり本来絵巻は床に座り込み広げて巻くという動作を繰り返しながら鑑賞するものであって、現在のケースいっぱい大きく広げたところを上から覗き込んでもらうという鑑賞法では、秋山の述べる「活動写真と似た」機能が発揮しきれおらず、十分に鑑賞を楽しんだことにはならないということである。

しかしながら秋山もここで述べているように、よもや実際に広げて巻くという鑑賞法などさせられるはずもないので、結局なるべく多くの場面を広げて陳列箱に展示するしかないのだが、この陳列箱とくにローケース（論文中は「のぞき」と呼ばれている）展示についても秋山は実に的確な意見を述べている。

この「のぞき」内に於いて、絵巻は殆んど平面的に展げられているので、観覧者は上から見下し、適宜の位置に於いて、随意の距離に眼を置いて観賞し得るので、誠に便利である。そのみならず、この方法は絵巻本来の観賞法に近いためか、落ちついた気分で見られる。また絵巻自体のためには、箱の底部に僅かの傾斜があるのみの所へ殆ど平面的に展べられているから、最も安全である。而して絵巻自身楽に体を休めているのであるから、保存上にもよく、従って絵巻に狂いが来る心配もない。

ここではローケース展示における、観覧者と絵巻自身の利点がそれぞれ述べられ、ローケースが絵巻を展示する上で最も適当である理由が説明されている。しかし続けて秋山はこのローケース展示における欠点にもふれている。

この「のぞき式陳列箱」の絵巻を見て行く場合、観覧者の姿勢は自然前屈みになっている。この前屈みになることは平素の習慣で、日本人には大した疲労の原因にもならないと思われるが、直立的姿勢を常態とする欧米人にとっては「のぞき」は可なり苦痛であり、「博物館に於いて覚える疲労」の大部分は「のぞき」を観る骨折りが原因だと云っているくらいである。

この意見も大いに共感し得るものであるが、しかし「のぞき式陳列箱」つまりローケース展示が欧米人のみにとって苦痛の対象であるという考えにはいささか賛同しかねる。なぜならばいまや欧米人でなくとも、我々日本人も長時間ローケース展示ばかり見続けていては、やはり結構な疲労感を感じる人が多いからである。とくに現代の日本人は床に座る習慣もほぼなくなった上に、平均身長が伸びたことで、少なくともこの論文が記されたときよりは、目線が高くなっているはずである。従って欧米人ほどではないかもしれないが、現代の日本人もローケース展示を鑑賞すればそれなりの疲労感を感じているのであり、秋山が指摘した問題はなおのこと検討されるべき問題となっていると考えられる。

3-2 近年の先行研究

そのほか近年の論文には、①渡辺明義「ニューヨークにおける絵巻物展」⁽¹⁴⁾、②坂根巖夫「電子絵本から電子絵巻物まで 文化遺産のデジタル化」⁽¹⁵⁾、③林延哉「木版刷り絵巻物のデジタル化について—複製メディアで見る絵巻物展」に際しての試み—⁽¹⁶⁾などが確認できている。いずれもとくに絵巻類の展示活用に主軸をおいたものであり、やはり現在卷子本資料のなかでは絵巻類が情報媒体として最も注目を集めているようである。

①の論文は文化庁の海外文化交流事業のひとつとして、アジア・ソサエティとの共同主催で実施された、ニューヨークでの絵巻物展の活動報告で、文化庁主任文化財調査官の渡辺明義が記したものである。このなかで渡辺は前章の秋山の論文でも述べられていたのぞきケースについて、展示する角度が急傾斜になるものの、わざわざ欧米人向けに位置を高くしたものを新造したと述べている。また3.8mの大ケースが9台と小ケースが4台であったが、出品作品の主要な場面はほぼ示すことができた上に、絵巻物ごとに、全体の解説と示された場面の説明をつけたことが好評だったとも述べている。そして展覧会が大きな成功を得たと評価する一方、絵巻物の持つ内容の全体を総合的に楽しみ、味わうのは決して容易ではないとし、展覧会の評価

は多層構造として見なければならぬと主張している。

②の論文は本のデジタル化現象への賛否両論に対し、むしろ「本」と「デジタル本」は相互に影響し合って、新しいハイブリット・メディアへと進化していく可能性があるとして述べられている。そして現代のデジタル化技術が文化遺産のすばらしい内容と雰囲気再生し、遺産の保存を図ると同時に、現代人が読解できなくなってしまったものを、現代人の意識や感覚に読み替え・読み直す、現代的復元メディアにもなる可能性があるとして主張している。またこれによって原典に忠実な展示をうたっていた、博物館や美術館の文化財・文化遺産の展示を、現代人の視点から再発見した知恵や感動に溢れる印象に読み替え、音やイメージ・様々なインターフェイスによって追体験できる、電子メディア作品として蘇えらせてはどうだろうと提案をしている。

③の論文では、1997年茨城大学附属図書館において開催された、「複製メディアで見る絵巻物展」で試みた、木版刷りの絵巻物のデジタル化についての報告である。林は収蔵品をデジタル化する意義として、破損・磨耗に配慮し閲覧・展示が制限されるような収蔵品の代替として、できるかぎり多くの人々にオープンにする一方法になるだけでなく、ネットワークを通じて場所や時間に制限されず閲覧が可能になり、利用可能な人々の範囲を広げることができると述べている。またデジタルデータがオリジナル作品の完全な代替にはならないとしながらも、オリジナル作品では不可能なこと、例えば経年変化によるひび割れ・退色・変色を補正して描画当時の状態に絵を復元するなどが、デジタルデータに対しては行うことができると述べている。

以上のように、近年の論文では絵巻類を介しての海外交流や、現代テクノロジーを活用した新しい絵巻類の表現方法などが論じられている。また青木豊も実物資料を展示した傍らに、その資料全体を収録したロータリービジョンを設置することで、見学者が自分の意思で当該絵巻の全て見られるようにする必要性を説いており⁽¹⁷⁾、今後ますますこの方面での絵巻類の展示表現は、増加していくだろうということが予想される。

しかしながらやはり依然として、卷子本展示は②の論文で述べられているように、原典に忠実な展示が中心であり、そのなかでも展示法はまたいくつかの傾向にわかれていると考えられる。だがこれまで博物館展示論のなかで、卷子本の展示法を個別的に論じ、体系化した研究はみられない。そこで次章では見学調査した博物館施設について、一覧表にしたものを参照しながら、どのような展示法の傾向があるのかを考察していくこととしたい。

4. 卷子本展示の実態調査

4-1 調査方法と分類

今回調査した博物館施設は、国立2館・都立/県立3館・公設民営1館・市立5館・私立3館・私立大2館の計16館である。主に私立系の施設などで企画展がメインのところもあるため、企画展の資料も含むことにしたが、その博物館の設立目的・理念がより反映されているのは、やはり恒常性のある常設展示であると考えたため、原則は常設展の資料を調査対象とした。

なお、基本的にその博物館にある全ての卷子本を記載するよう努めたが、規模の大きい施設は多いところで十数巻の資料を展示している場合もあったため、僭越ながらその場合はとくに

特徴的だと思われた資料や、工夫された展示演出がなされていた資料のみを取り挙げることにした、ご寛恕いただきたい。

調査内容は、卷子本の名称とその内容の概略にはじまり（これらは題箋・キャプションを参考にした）、資料が展示されていたエリア・コーナーの展示内容や、題箋・キャプション・解説パネルなどの解説手段の充実ぶりや左右動線の向き、そしてとくに特徴的な展示技法などを備考として書きとめるというものである。またこれに加え末尾の一覧表には、その博物館の設立年・運営主体・設立目的と理念も付記し、その卷子本資料がいかなる意図から展示されたものであるのかを分析する参考とした。まだまだ調査件数は少ないが、暫定的な展示傾向を把握できる程度にはなったと思われる。そこで作成した末尾の一覧表から、卷子本展示は下記の表のような分類でもって、体系化できると考察した。

分類表

分類基準	分類名	該当資料
資料の基本的性格による分類	卷子本提示型展示	10/34 巻
	卷子本説示型展示	23/34 巻
資料の組み合わせによる分類	卷子本単体展示	11/34 巻
	卷子本組み合わせ展示	12/34 巻
配置場所による分類	卷子本ウォールケース展示	15/34 巻
	卷子本ローケース展示	14/34 巻
実物か複製かによる分類	卷子本実物展示	14/34 巻
	卷子本複製展示	20/34 巻

4-2 資料の基本的性格による分類

まず資料の基本的性格による分類とは、『新版博物館学講座 9 博物館展示法』の「II 展示の分類と形態」の「2 分類と形態—展示論史的考察」において、

美術・工芸資料は、制作目的が第三者に見せる点に重点が置かれた資料であるところから、自ずと展示要素を内蔵しているものであるゆえに、自らが展示物なのである。したがって、美術・工芸資料は一般的には提示型展示が好ましく、他の学術資料は該当資料が内蔵する学術情報を見学者に伝達する説示型展示が不可避となるのである。⁽¹⁸⁾

と述べられているように、美術・工芸資料として扱われているか否かによる分類法である。ここで述べる美術・工芸資料とは、要するに2-3でふれたような美的で鑑賞の対象となる資料のことであり、末尾の一覧表では12 大倉集古館や13 根津美術館など、主に私立系の美術館の資料全体がこれに該当すると考えられる。

一方学術情報を伝達する説示型展示の例としては、2 国立歴史民俗博物館の③「琉球人登城之行列図」で行われていた題箋・キャプション・パネル・機械端末を駆使した展示や、4 神奈川県立歴史博物館・6 江戸東京博物館・9 四日市市立博物館など、複数の施設でみられた「五街道分間延絵図」を活用した宿場についての展示が挙げられるであろう。こちらは博物館とくに歴史展示をしている施設に事例が多く、その説示の展示法も解説手段によって大まかにまた

いくつかの段階に分けられる。

まず最も詳細な展示法としては、先述した国立歴史民俗博物館の題箋・キャプション・パネル・機械端末を駆使した展示が挙げられる。これに続くのが機械端末を減らした、題箋・キャプション・パネルを使った展示法で、パネルはときに写真・絵・地図などが記載されている場合もある。そして最後が題箋とキャプションによる展示で、こちらはさらに簡略化されると、題箋に解説も一緒に明記され、キャプションが省かれる場合もある。なおその場合末尾の一覧表の方は、題箋（作品解説も明記）と記載するようにした。

当然ながらこれらの展示法のなかで、最も観覧者の感性に訴えてくるのは、やはり機械端末を導入した展示法であり、これによる映像展示は前章で紹介した坂根の論文に述べられているような魅力がある。しかしその一方で、進歩した映像技術をどのように駆使してソフトを制作するのか、対象者・ジャンルをどこに絞るのか、そして時代の趨勢などによる受け手の意識変化へどう対応するのかなど、粕谷崇は映像の利用に対し多数の問題を指摘している。とくに博物館の映像展示の場合、そのほとんどは観覧者が一方的に映像を見なければならぬ一方通行型で、内容に魅力がなければその場を離れてしまう行為が見られるため、映像も展示ストーリーの一部であることを意識した上で、ソフト制作をすべきだと論じている。⁽¹⁹⁾ 確かに粕谷の述べるように、安易なソフト利用をしたところで、逆にそれが人寄せ効果になるどころか、展示の形骸化を招くことになってしまう恐れもある。従って映像展示をする場合は、その展示内容・意図に基づき、きちんとした制作目的をもって、ソフトづくりに心がけねばなるまい。

4-3 資料の組み合わせによる分類

資料の組み合わせによる分類とは、同じく「2 分類と形態—展示論史的考察—」にある、単体展示と組み合わせ展示のことである。

単体展示とは「独立体で展示する一般的な展示形態」のことであり、その館の特性を強調することが目的の象徴展示や、先述した私立系の美術館の提示型展示がこれに該当するとされている。⁽²⁰⁾ 一覧表に挙げられた展示例のなかでは、とくに5 齋宮歴史博物館の①「齋王群行絵巻」などが好例で、この絵巻は最初の展示室に入ってすぐの正面に展示されていたのだが、わざわざ大和絵画家に依頼して描かせたという華麗な齋王行列は、まだまだ新しく色鮮やかで展示室全体の見事な象徴展示となっていた。

一方組み合わせ展示とは一次資料と二次資料を組み合わせた展示のことで、この場合の二次資料とは模式図（復元図・想像図）・写真・模型・映像などのことをさしている。⁽²¹⁾ 従ってこちらは説示型展示のなかでも、そのような内容が表記された解説パネルや、機械端末を導入している展示法が該当すると考えられる。ほかには7 横浜市歴史博物館の①「東大寺薬院文書」が、題箋（作品解説も明記）に電子パネルという解説手段の展示だが、こちらも組み合わせ展示に該当するとみられる。この文書は当時の地方—京間の交流を理解する資料として展示されていたのだが、資料が展示された後ろの壁面には日本の古代地図が描かれた電子パネルが掛けられ、具体的にどのような人や物の流れがあったのかを図示してくれていた。このようにとくに文書類の卷子本資料は、絵巻類とは異なり具体的なイメージをしづらいことから、写真・絵・

地図などが記載されたパネルなどを一緒に展示しなければ、本質的な情報伝達をしたことにならないのではないかとと思われる。

4-4 配置場所による分類

配置場所による分類とは、要するに展示されているケースがウォールケースかローケースかの違いである。こちらは前章の秋山の論文にあるように、いささかの不便はあるものの、現在のところローケースが観覧者と卷子本資料の双方に最も都合のいい展示ケースであると考えられる。しかしながら、ウォールケース展示・ローケース展示のいずれも、動線の問題を抱えていることにはかわりはない。

ことにウォールケース展示の場合、中央に設置することで動線をやや曖昧化することのできるローケース展示とは異なり、一度動線を確定すると変更・融通が利かないという欠点がある。これは基本的に左方向に読み進める卷子本資料にとってはいささか不便なことである。つまり右回り動線のウォールケース展示などで卷子本資料を展示すると、当然観覧者は右方向（逆向き）から資料を鑑賞しなければならないのである。

しかしながら中央にローケースを設置し、そこへ展示することで、本来の動線から一度離れて鑑賞してもらうにしても、それは「見学者に展示ストーリーの追跡を願うものであることと、展示を熟覧するにあたり他の見学者との接触や衝突を回避する意味で、クロスや重複することのない所謂一筆書きであらねばならない」という⁽²²⁾、「見学者導線」の原則から反する行為となってしまうのである。

従って一覧表においても、右回り動線になっている施設全てはもちろん、たとえ左回り動線であっても、5 斎宮歴史博物館の②「延喜式（一条家本）」のように中央のローケース展示であるならば、動線の問題を抱えていることになるのであり、これらの問題については何らかの対策を講じなければならないと考える。

4-5 実物か複製かによる分類

最後の実物か複製かによる分類とは、文字通り実物展示か複製展示かの分類である。実物展示は4-1で述べた提示型展示や、4-2で述べた単体展示に該当する、私立系の美術館の資料がまず挙げられるが、ほかにも一覧表では東京国立博物館の資料なども全て実物展示である。

またこれらの卷子本資料はいずれも2-2でふれた珍奇姓・稀少性を有する資料や、2-3でふれた美的で鑑賞の対象となる資料にも該当する。つまり実物展示とは複製による代替が通用しない、実物であることそのものに展示・鑑賞される目的が集約されてしまっている、ある意味硬直的な展示ともいえよう。無論このことは長所にもなりうるが、資料保存論の観点からすると、例えば日本画を含む水彩画あるいは彩色写本が、光に対して最も脆弱な資料で、ICOMなど数々の機関が、50ルクス以下の照度を推奨していることを考えれば⁽²³⁾、当然長時間の展示照明は避けなければならない。ことに卷子本資料を展示する場合は、観覧者の要望に配慮して、いつも同じ主要な場面を広げざるを得ないことから、その部分だけ退色劣化が進行してし

まうというデメリットがある。しかしその反面、このような展示と保存に横たわる矛盾もまた、実物展示の魅力のひとつになっていることは否定できない。

そして複製展示はやはり説示型展示の例としても挙げた、歴史展示をしている博物館を中心に行われている。従って一覧表で該当する事例も、説示型のそれとほぼ同じなのだが、そのなかでもいささか変わった事例が、3 消防博物館の①「鎮火安心図巻」と11 松阪市立歴史民俗資料館の①「茶屋新六交跡貿易渡海図」である。このふたつはボードに絵巻を印刷した形式で展示されていたので、厳密に言えば卷子本展示とはいえないのだろうが、3-2でふれた現代テクノロジーでの新しい表現方法と同様、とくに説示型展示のなかではひとつの有効的な展示法になっている。

しかし、このように学術資料として卷子本資料を捉え、説示型展示に取り入れるという事例は、なかなか増えていかないのが現状である。だが例えば映像展示がどのように忠実であっても、あくまで現代人が想像した再現でしかないのに対し、こと絵巻類などは多少の脚色があつたとしても、当時の人の実体験が強く反映されているものである。従ってむしろこれらはもっと優秀な説示型展示資料となれる可能性を秘めているはずである。そこで今後博物館展示資料として卷子本資料を展示する場合は、この説示型展示方面での活用の拡大をはかるべきだと考える。

おわりに

以上、卷子本展示の実態を把握・分類し、その展示法の問題点や展望の言及を試みた次第である。今後は文化財保存学の視点から、具体的に卷子本装訂に使われる和紙が何だったのか把握し、それが保存・劣化にどのように関係しているのか調査しながら、他方では日本美術史の視点から、いかなる主題が卷子本作品に選ばれたのか概観し、これらがほかの作品に与えた影響について考察することで、さらに基礎的な研究視野を広げていかなければならないと思うが、それらについて述べるのは後日に期したい。

また今回は調査件数も少数だった上に、展示傾向も暫定的な見通しを述べることに終始してしまった。従って引き続き調査を重ね、体系化した展示法の分類について、いま少し考察を深めるほか、これらの展示法に観覧者がいかなる反応をしているのか、その展示効果についても明らかにしていきたい。そして最終的には、これまで博物館展示論に依拠するだけで、あまり検討されることのなかった、効果的な卷子本資料の展示法について、提唱を試みるつもりである。

註

- (1) 長澤規矩也 1976年 『古書のはなし』 富山房 pp.14-15
- (2) 山本信吉 2004年 『古典籍が語る－書物の文化史－』 八木書店 p51
- (3) 註(1) p16
- (4) 註(2) pp.54-55
- (5) 堀川貴司 2010年 『書誌学入門－古典籍を見る・知る・読む』 勉誠出版 p28
- (6) 註(2) p53
- (7) 加藤有次ほか 1999年 雄山閣出版 p71
- (8) 註(7) pp.72-73
- (9) 註(7) pp.73-74
- (10) 「サントリーホームページ」 <http://www.suntory.co.jp/news/2010/10912-2.html>
なおこの展覧会での一日平均入場者数は2010年現在、同館最多記録であるとのことだ。
- (11) 註(7) pp.81-82
- (12) 註(7) pp.89-91
- (13) 1932年 『博物館研究』第5巻第9号

なお秋山は論文中「観賞」と表記しているが、筆者は註(8)に挙げた青木の定義する、博物館展示資料に必要とされる八つの要素を参照していることから、「鑑賞」と表記している。

- (14) 1984年 『月刊文化財』第44号
- (15) 1998年 『季刊本とコンピュータ』4
- (16) 1998年 『茨城大学教育学部紀要(人文・社会科学,芸術)』第47号
- (17) 青木豊 1997年 『博物館映像展示論－視聴覚メディアをめぐる－』 雄山閣出版 pp.163-164
- (18) 加藤有次ほか 2000年 雄山閣出版 p34
- (19) 1991 「博物館における映像の現状と今後の課題」『國學院大學博物館学紀要』第16集
- (20) 註(18) p47
- (21) 註(18) p51
- (22) 青木豊 2003年 『博物館展示の研究』雄山閣出版 p372
- (23) 神庭信幸 1988年 「博物館展示照明が色材料に及ぼす作用効果(Ⅰ)」『国立歴史民俗博物館研究報告』第16集

(國學院大學大学院博士課程前期)

教育普及活動と特殊ボランティア育成の試み

—特に鉄砲隊と武者行列を通して—

The Activities for Spreading Education at museum and the Trial of Raising Particular Volunteers

- Especially through Matchlock Gun Party and Samurai Parade -

小西 雅徳

KONISHI Masanori

1. はじめに

板橋区立郷土資料館は昭和 47 年（1972）7 月、東京都の城北地域にある板橋区の西端部、赤塚地域に開館して以来早 39 年目を迎えようとしている。都区内では 2 番目の古さと伝統を持つ博物館であり、平成 24 年度には開館 40 周年を迎え、今後も将来を担える東京の公立博物館として歴史ある博物館像を目指していきたい^(註1)。

さて、当館ではこのような長年の活動を通じて、館運営上の様々な課題も見えてきた。しかし、より重要なのは将来への構想、即ち展望をどう示して活動を行っていくかという、古くて新しい課題への新たな対処と行動局面を迎えている。これは当館に限らず全国の博物館が抱える永久の悩みでもあろう。一言で理想とすべき展望を示すことは易い。しかし、具体的な処方箋を見出せずに汲々としているのが昨今の博物館事情でなかろうか。

本稿は、板橋区立郷土資料館が今までに行ってきた博物館活動の中で、特に展示（常設・企画特別展）と連動する形で進められてきた教育普及活動に焦点をあて、比較的ユニークな試みと考えられている人材育成と、活動の延長線上にあるボランティア活動の実例を提示し、その活動を通じて当館への影響と、他館への新たな取り組み方を示すものである。今回は 2 事例を中心に紹介し、他館において類似した活動を行う際の参考となる部分を、煩瑣ながら極力資料例示してその過程を説明する。尚、当館の運営上の実態について既に 2 編ほど紹介しているので参照されたい^(註2)。

2. 展示活動の可能性と限界

1) 旧館から新館（改築）への時代的推移

昭和 47 年夏に現在の地に開館した当館は、都市近郊の大型開発の一つとされた高島平団地の出現と、昭和 44 年に全国で盛んに行われた明治 100 年記念の延長で急遽開館した。実は既に高島平の団地造成が本格化する前の昭和 30 年代後半には、都立赤塚公園の一面にあった中世戦国期の赤塚城を活用した地域の博物館として構想されており、かつての板橋の農村域を髣髴とさせる赤塚地域への郷土資料館建設によって、この地域から新たな文化情報発信を期待したのであった^(註3)。しかし、都市公園内での制約等諸種の条件を受けの中で、決して博物館機能を十分に備えているとは言い難い中途半端な小規模施設として開館した。小規模館であるが故に運営する組織も度々組織替えとなり、要するに存在感の薄い、行政上の用語で言うなら文化情報発信という

名を冠せられた出先機関であったのである。それでも、まだ都内では数少ない郷土・歴史系の博物館であったため学校等の郊外学習施設としてそれなりに賑わっていた。敷地内にある茅葺の古民家も郷愁を誘ったのであろう。

特別区内で世田谷に次いで2番目に開館となった郷土資料館は、開館間もなくから施設の狭隘性と建物自体が溜池側へ傾くという構造上の問題を抱えていたため、昭和60年代に入り施設の建替えが検討される。平成と年号が変わるや日本経済はバブルを迎え、民間も行政も資金的余裕を抱え、それこそ湯水のような状態でお金が沸き上がっていた時代である。懸案であった郷土資料館の改築（新館建設）も承認され、急遽立て替えられる事となった。その間2年という短期日の慌ただしさで、今から思うと検討時間が少な過ぎたという悔いを残しつつ、これに関しては区の上層部で決定する事であり、時間的な余裕や土地環境から見ても、理想とする改築構想段階からの大規模館へのステップアップを諦めざるを得ない状況であった。それでも旧館に比べ約7倍の規模（1370㎡）、予算も10倍以上となれば無いよりましと諦念、ただ改築早々将来に亘る懸念材料を残しながらの船出であった^(註4)。

バブル崩壊後、全国で多くの博物館・美術館等が建設あるいは計画中止に追い込まれた情勢と比べ、格段に良くなった現状に安息を見出したのも事実である^(註5)。改築前と以後との相違が何処にあるのかとの比較で言うなら、現在の状態の方が断然良かったと言い切ることができる。それは体制と予算面とで大きく飛躍し得たからである。人的な面で言えば専属学芸員枠が2名となり、展示予算以外にも購入費や教育普及に関わる予算的な裏づけを得た事が大きい。また、狭いながらも常設展示室、企画・特別展示室や収蔵庫・講義室を確保できたのであるが、これらは博物館施設として機能上当然であり、以前がそうでなかった環境を考えると隔世の感がある。しかも収蔵庫を確保して資料寄贈等の受け入れ態勢が取れたのは大きい。当たり前と思われることができる、それが新旧の違いである。

2) 活動の重点施策と組織の硬直化・活動の不活性化

平成2年1月改築新規開館時の展示構想や収蔵資料について、前述したように種々の懸案材料があつて充分機能する形で館運営を行っていたわけではない。しかし、活動の重点施策として特別展・企画展の回数を多くして集客化を図り、常設展も含めたりピーターの増加をも企図した。特徴ある収蔵品の充実化と他の博物館施設との差別化を考え、特に資料収集費を増額する方針を取っていた。次に組織運営に関わる点では、二つの側面として新たな行動規範と内容とが求められた。一つは従来所属していた社会教育課文化財係から資料収集・研究・展示という機能を備えた博物館組織として独立、埋蔵文化財行政との兼務状態から解放された事。二つめが新たに第三者機関の郷土資料館運営協議会を設置した事である。特に運営協議会は文字通り館運営に対する意見徴集機関であり、その構成員には学識経験者以外に地元の文化財保持者や民間人、小中学校関係者で構成、学芸員が提示する年間展示予定及び内容を審議して第三者からのアドバイス機能を設置したことで、展示を主体とした館活動に対してある一定のバランスを保持する事ができた。それによって将来的なビジョンを繰り返し審議、今日までの20年間を軌道に乗せることができたのである^(註6)。

運協の存在は、学芸員2名が専属で展示活動に専念できる環境を整えることが出来た要因の一つである。開館後の郷土資料館における展示活動は、年5回の企画・特別展を中心に資料収集及び研究と教育普及を行うものであるが、所詮2名の体制では無理があり、文化財専門という学芸研究職とは相違する非常勤職員を展示企画への参画が可能な状況を画策し若返りを図っている^(註7)。これ

は常勤学芸職の負担軽減を図ると同時に、学芸員補的な色彩を専門員に持たせたのである。現在、年間4~5回の展示企画を学芸員2名、文化財専門員2名がそれぞれ専門とする領域で企画立案し、運営協議会の審議を経て展示を実施している。但し、時間の経過と共にこれには良い側面と悪い側面が露見した。例えば専門系職員がほぼ固定化された事による企画展内容の類似性や偏り、創意工夫といった展示の変化性が乏しいという問題点が指摘されている。人事固定化の弊害である。原因として人事流動性の少なさが、将来性を見据えた展示企画への展望と方向性を見失っているというものである。一方でそうでないとの意見もあるが、これについては筆者も思いあたる所があり、何らかのアクションが必要と考えている。しかし、人事的な面で固定されている状況下での選択肢は限定的で大幅な変化を望み得ず、また人事面で一新した体制を組むというのも現実的でない^(註8)。

以上のような内部的事情を抱えながら、展示以外での新たな集客方法としての教育普及活動再検証となったのである。この方面での学芸職及び文化財専門員の関わり方は限定的である。展示企画に専念するばかりに、教育普及に手が廻らない実態が確かにあるが、担当する展示の時に講演会や展示説明等を行えば充分という雰囲気蔓延している事も否定できない。筆者から見れば、展示企画において最先端的あるいは研究成果を提示することに汲々としていて、それ以外にまで手が廻りかねるといふ側面は学芸員の世界では日常的であり、要はやる気の問題である。専門性へのこだわりと、博物館運営上での博物館学的手法とは本来別個のものである。その原因として考えられるのは、端的に言うとも博物館界(国内外)での時流への情報収集及び研究が欠けているためと言わねばならない。

確かに、昨今の博物館界は経済の動向と連動して必ずしも景気の良い話が出ているわけではなく、しかも人員増どころか削減や組織の分離(指定管理者制度の導入や民営化)や、職員の高齢化という負の部分が大きくなりつつある。今の時勢を照らして見て、いろいろな部分で博物館界の過渡期という話もある。社会的・組織的な変化移行期にあつてベテランといえれば聞こえがいいが、学芸員自身が独善的という批判を良く耳にする。館内に閉じこもるのではなく、館外に打って出る気構えや姿勢が今求められている。PCの普及以降、どうも机の前に張り付く傾向が強くなっていると感じるのは筆者ばかりでなかろう。因みに都区内の学芸員採用は、昭和50年代以降が多く、今ちょうど定年世代を迎え、新旧の世代交代の時期にさしかかっている。その意味で転換期に立っているのである。

当館の平成22年度の館活動の一覧を次に提示しておきたい。ほぼ毎年このようなスケジュールとなっており、表で見ると日程面を含め稠密である。これ以外に小学校を中心とした団体見学が50件程度あり、主として文化財専門員が古民家体験(石臼による黄粉作り等)や展示説明を行う。寄贈申し込み対応や窓口相談、資料貸し出し対応等、日常的な博物館活動の上での話である。このような内容は他館も同様と思われる。

主な教育普及活動の場は、講義室・古民家、その他館外である。講義室は普段資料整理等に使う場合が多いので、土日を中心に行事を入れるが、前後の片付け等の手間を考え優先順位をつけ対応している。一定期間集中的に資料整理を優先して、他の行事を入れない事も配慮している^(註9)。このような効率面で見た弊害は、施設の狭隘性と関連している。当初から資料整理空間を充分確保していないため起こるので、これは建物のハード面と関わる問題であり、簡単に改善する余地は少ない。それでも、色々工夫しながら講義室利用度の向上に努めている。一時期職員間のコミュニケーションが取れず、講義室利用で採めた事も度々ある。現在、区施設の多くは有効活用を目的として会議室等の有料貸し出しが一般的であるが、当館では対応していない。

平成22年度 資料館 展示・事業計画

展示・事業名	期間・時期	開催場所	準備設置日	内容	主たる担当者	その他・備考
収蔵品展「いたばし四季折々～年中行事をおし てみる板橋の民俗～」体験学習	4月17日(土)～6月20日(日) 5月2日(土)13時30分～	資料館展示室 資料館講義室	4月6日～4月16日 当日	無料 無料	文化財専門員	
端午の節句展	4月29日(水)～5月6日(水)	古民家	5月1日(金)	無料	全員	
鑑賞付け体験	5月5日(水・祝)	古民家前中庭	当日	無料	学芸員・事務	
万華鏡つくり(ゆとり教室)	6月12日(土)	資料館講義室	当日	実費徴収	事務	指導:元学校長
館内燻蒸(消毒)	6月28日(月)～6月30日(水)	全館	当日	臨時休館	事務	
マコモ馬作り体験(赤塚ふるさと事業)	7月3日(土)	資料館中庭	当日	実費徴収	全員	指導:農業指導員
七夕まつり	7月4日(土)～11日(土)	古民家前中庭	7月3日(金)、4日(土)	無料	全員	
博物館実習生受け入れ(Ⅰ期)	7月13日(火)～24日(土)	資料館	申込は3月31日締切	学生5名程度	学芸員	ただし19・20日は学生休み
企画展Ⅰ「戦後65年～板橋の戦争と戦後～」 7月24日、8月14日、9月11日各土曜午後 7月17日、8月21日、9月25日各土曜午後 展示室 展示解説	7月17日(土)～9月28日(日) 7月24日、8月14日、9月11日各土曜午後 7月17日、8月21日、9月25日各土曜午後	資料館展示室 資料館講義室 展示室	7月25日～7月17日	無料 無料 無料	学芸員	
勾玉つくり(ゆとり教室)	7月17日(土)～8月29日(日)	資料館講義室	当日	実費徴収	事務	指導:元学校長
夏休み自由研究相談	7月25日(土)～8月29日(日)	資料館資料室	当日	無料	学芸・専門職	
カープ作り体験	7月25日(土)～8月29日(日)まで随時	資料館講義室	7月24日(金)	実費徴収	ボランティアその他	
志村車両基地見学(都営地下鉄)	7月30日(金)	西台駅裏(都営三田線基地)	事前打ち合わせ(2回)	資料代・保険料	文化財専門員	東京都交通局と共同
ゆとり教室 折り紙教室 子供向け	8月8日(日)	資料館講義室	当日	実費徴収	事務	指導:元教員
万華鏡つくり、昔のおもちや(ゆとり教室)	8月21日(土)万華鏡・22日(日)昔のおもちや	資料館講義室	当日	実費徴収	事務	指導:元学校長
板橋の平和展(総務課と共催)	8月12日(水)～8月18日(水)	区役所ホール	8月11日(水)、19日(木)	無料	学芸員	総務課と共同
お月見展	9月22日(水)・23日(木)	古民家	9月22日(水)	無料	文化財専門員	
お月見つくり(ゆとり教室)	9月18日(土)	資料館講義室	当日	無料	事務	指導:元教員
博物館実習生受け入れ(Ⅱ期)	10月5日(火)～16日(土)	資料館	申込は3月31日締切	学生5名程度	学芸員	ただし12・13日は学生休み
特別展「板橋と光学Ⅱ」 展示解説	10月9日(土)～11月28日(日) 随時(光学関係者ボランティアによる)	資料館展示室 展示室	10月5日～10月8日 当日	有料 無料	学芸員	
区民まつり(出前展示・伝統工芸展)	10月16日(土)・17日(日)	グリーンホール	10月15日(金)	無料	学芸員・専門院	くらしと観光課共同
高島平まつり(鉄砲演武・展示)	10月31日(日) ※雨天中止	旧高島七小跡地	10月24日(日)	無料	学芸員	高島平地城センターと共同
武者行列練習日	11月6日(土)	資料館講義室	11月5日(金)		学芸員・ボランティア	
農業まつり(出前展示・武者行列)	11月13日(土)・14日(日)	赤塚体育館前辺	11月12日(金)	無料	全員	赤塚支所と共同
博物館講座(義員入門)	11月20日(土)・21日(日)	資料館講義室	11月上旬	実費徴収	学芸員	
わら細工・しめ縄作り(赤塚ふるさと事業)	12月15日(土)	資料館講義室	12月14日(金)	実費徴収	事務	指導:農業指導員
企画展Ⅱ「第12回板橋区伝統工芸展 回顧展」 伝統工芸体験(江戸小紋)	12月18日(土)～1月30日(日) 12月20日(日)	資料館展示室 資料館講義室	12月14日～1月17日 当日	無料 無料	文化財専門員	委託(展示など一部):伝統工芸師会
マユダマ飾り	1月15日(土)	資料館エントランス	1月15日(土)		事務	指導:農業指導員
企画展Ⅲ「しむら」 特別講演 展示解説	2月11日(水・祝)～3月21日(月・祝) 2月20日(日)午後 2月12日(土)・3月12日(土)両日午後	資料館展示室 資料館講義室 展示室	2月1日～2月10日 当日 当日	無料 無料 無料	文化財専門員	
古文書講座(中級)	1月30日～3月13日まで4回	資料館講義室	当日	実費徴収	文化財専門員	
お雛まつり(ゆとり教室)	2月19日(土)	資料館講義室	当日	実費徴収	事務	指導:元教員
桃の節句(雛祭り)	2月19日(土)～3月13日(日)	古民家	2月18日(金)	無料	文化財専門員	
武者行列練習日	2月26日(土)	資料館講義室	2月25日(金)		学芸員・ボランティア	
梅まつり(武者行列・鉄砲隊)	3月5日(土)・6日(日)	資料館及び赤塚溜池公園	3月4日(金)	無料	全員	

3. 教育普及活動の可能性と限界

当館の活動重点が特別展・企画展示にある事を先に述べた。これは特徴ある博物館活動を強調しつつ、また地域密着型にして常に全国に向けて情報発信するためである。こうした活動方針も適宜、時代の推移や特に予算の減少化の中にあつて方向を若干修正することも必要である。方針転換ではないが、時宜に応じた体制作りやヒットエンドラン的な企画の打ち出し方による即応性である。かつてのように何が何でも展示中心という姿勢には限界がある。それが惰性を生んでいた可能性を否定できない。ややノルマ的な展示の進め方にも問題があつたかもしれない。展示が花形であることに相違はないが、理想とする展示（大規模化）には多額の予算処置を必要とし、それが無いと出来ないのも展示の宿命である。実際、展示にかかる予算は、当館においても改築当初と比べ半減している。臨時に特別展経費を計上しない限り大幅な増加は見込めない。よく少ない予算で効率的という話を提示する事は簡単であるが、実際は中々難しい。

そこで注目されているのが教育普及の充実化である。展示経費に比べて少なくて済むという話を聞くがそれは誤解である。確かに経費は展示よりはるかに少なくて済む。今、当館の教育普及経費は予算配分比率からすると、展示を含む文化財展示経費と比べ約7分の1の287万円（平成22年度）である。講演会関係費用が若干文化財展示予算に組み込まれているので、比率的にはもう少し高くなる。それでも決して多い予算ではないが、かといつて少ないという数字でもない^(註10)。

公立博物館の予算は、数年平均により予算枠が固定化する傾向が強い。それでも当館では、必要に応じて1000万円程度の経費を臨時に計上できる余裕があり、他館よりも恵まれているはずである。普通全国を見渡しても十分な予算のある博物館というものが少ないはずで、活動費どころか維持管理の運営費の捻出もままならない話も聞く。当館は他館と比較した事がないので分からないが、概ね平均より上ではあるらしい。

目玉展示の企画・特別展経費が削減される中で、恒常的にしかも少ない費用で効果が期待されるものに教育普及があるが、それは博物館運営の実情を見てない見方であつて、物事そう単純で簡単な事柄でないことは多くの学芸員が経験しているはずある。例えばそれこそ学習効果到達点がなかなか見えてこない、成果の程が十分に伝わらない等、手間隙が懸かる割りに効率的（人数動員という意味で）でないというジレンマを往々にして抱える。運営経費の中で教育普及は少ない予算で済むと考えるとしたら、それは大いなる誤解である。

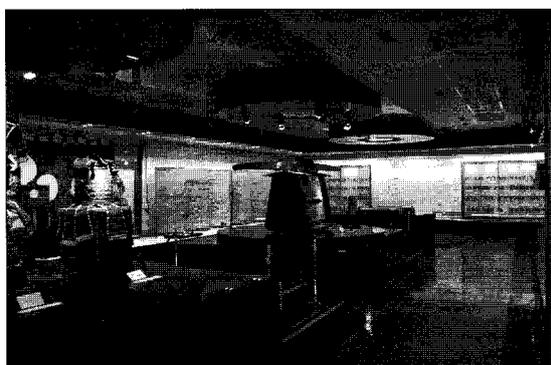


写真1 特別展展示風景
(平成22年度特別展「中山道と加賀藩下屋敷」)



写真2 冬の古民家と納屋
(平成19年撮影)

1) 古民家

都内でも数少ない茅葺農家を昭和47年に移築した、江戸時代後期（幕末）の農家建築。板橋区高島平に巨大な集合団地（高島平団地）が開発された際、隣接する農家の多くが開発の恩恵を

受け新たな家屋を新築したが、そうした中でかつての農家を移築し保存するために板橋区徳丸の田中家住宅を移築したのである。当初移築して公開した際には、民具展示（生活感を提示するため）を中心とした生活空間として活用していた。平成2年に本館が新たに改築（新築であるが）してからは、体験学習の場として活用する方向性を打ち出し、特に四季折々の年中行事を中心として、ゆとり教室や工作教室、講談落語の会場として開放し、稀に一部テレビ公開活用も行う。但し古民家は板橋区の登録文化財という側面もあるため、竈炊きの常態化を通して維持管理の徹底化を図っている。特に防災への配慮が強く求められる。

古民家では農村における年中行事空間として活用することで、メリハリ感が出て却って維持管理に都合が良い場合がある。昼のある座敷を中心に正月の荒神様、繭玉飾り、3月の雛節句、5月端午の節句（五月飾りと中庭の鯉幟）、7月のマコモ馬七夕、9月・10月の月見、12月注連縄作りと続き、時折、体験学習として随時利用している。今、区民サークルから作品展の会場として古民家を利用したいとの要望が出ているが、施設維持・景観を損なわない条件であればなるべく対応するようにしている。また、最近行っていないが、夏の夜に怪談・講談会場として使用したこともある。

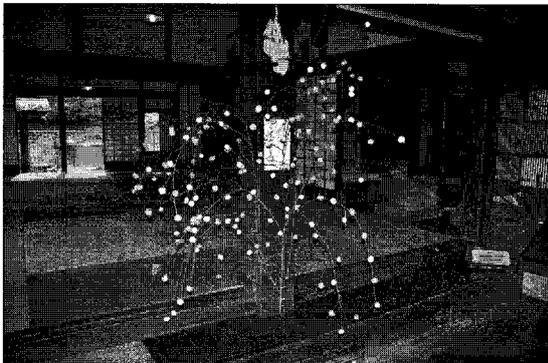


写真3 1月 まゆ玉飾り

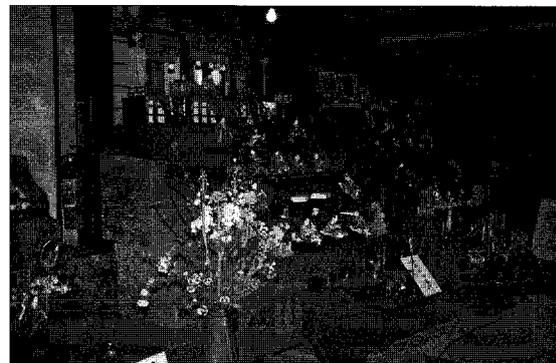


写真4 3月 雛の節句 雛飾り



写真5 5月 端午の節句 鯉幟
(古民家内では五月人形を飾る)

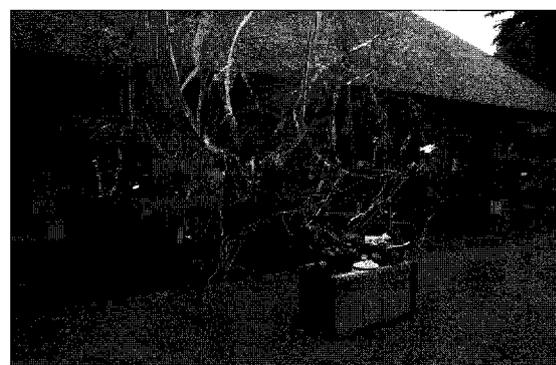


写真6 7月 マコモ馬作りと七夕飾り

2) 講義室

特別展・企画展に伴う講演会を中心に、ゆとり教室、博物館講座、古文書講座、兜作り等の体験講座等のために使用する。椅子席定員100~120名。机講習では最大50名程度とし、映写会も随時行う。使用公開日は土日が多く、平日は資料整理室がないため専ら資料整理等に使用する。講演会は100名を定員とし、平均50名~80名程度が多い。150名以上が詰め掛けた事もある。

ゆとり教室では、所謂、小中学校でのゆとり教育導入に合わせた事業である。学校で土曜日に行っていた授業を廃止する代わりに、児童の受け皿として博物館等へ体験学習等について要請がきたのが記憶に新しい。今ではむしろゆとり教育の弊害を指摘されるご時勢である。当館では年10回程度を季節性に合わせた教室を開催、夏休み期間中には子供専用の日を設けてきめ細かい対応を心がけている。子供は普通親と一緒に来る場合が多いが、受講割合は大人圧倒的に多い為気後れするようである。大人と子供が混在して参加する姿は一見微笑ましいが、できる事なら年齢構成的に分けたほうが指導もしやすい。参加者の感想を、折り紙教室でのアンケート結果で示しておきたい(註11)。



写真7 折り紙教室による紙雛づくり



写真8 夏休み自由研究 万華鏡作り



写真9 博物館講座「表具入門ー掛け軸作りー」



写真10 国際交流のカナダ人中学生と武者姿体験

3) 館外活動

ここ10年程は館外活動に一定の力を入れている。最近では博物館の館外活動が叫ばれて久しいが、当館がこの取り組みを開始したのは、集客効果を狙ったからである。立地条件も関係している。当館への交通アクセスが必ずしも至便という環境でないため、自然と年間を通した来館者数に限界が見えていたからである。開館当初7万人を越えていたものが、ここ数年5万~6万人で推移しており、この辺が一つの限界点かと勘案している。そのため当館が立地する赤塚溜池公園や赤塚城(中世の城館跡、都立赤塚城址公園)周辺を取り込みつつ、尚かつ美術館と連携一体化して集客を図る方策を模索する機運を模索しているが、まだその糸口を掴みかねている。来館者増加のための情報発信を常に心がけていく、そのため1ヶ所(地点あるいは館園)のみに固定しては限界がある、他のセクションと連携を図ることで活路を見出そうと考えるのは自然の流れでもあった。この考え方をとる背景には、内部事情として行政効率化判定を目的とした予算査定

上の入館者数への評価基準・重点化がある。当館は基本的に無料公開施設であり、評価基準として入館者数を当てるのは仕方ない。しかし、数字だけでは推し量れない何かを常に住民及び行政に対して説明責任や行動が伴うのであれば、館に籠もる作戦でなく、外に打って出る事が必要なのである。それが区の政策企画及び財政への説明として（区民への説明としての意味）、当館がより積極姿勢であることを示す格好ともなる。最近では内部の行政監査だけでなく、外部の関係者からもこうした館外活動実績を高く評価されつつある。因みに館外活動での利用者数は概ね3万人前後である。来館者数と合計すると8万から9万人となる（註12）。

その館外での活動は主に4カ所で行っており、1カ所目が夏に総務課と共同で行う平和展（板橋区平和実行委員会主催）の展示で、8月15日の終戦記念日に合わせた事業。区役所のホールで約2週間。2カ所目が板橋区最大のまつりである10月の区民まつり。板橋区伝統工芸士会と連携した工芸展を開催、匠の技の伝承を普及する事に目的を置き一部チャリティ販売を行う。土日の2日間行い、およそ7000人前後の利用者がある。3カ所目が11月の農業まつり。収穫祭に合わせた宝船の行進に子供たちの武者行列や農機具の展示を土日の2日間実施する。4カ所目が3月の梅まつりに開催するもので、当館に隣接する赤塚城址公園で赤塚城戦国絵巻武者行列及び鷹匠や居合い等の古武道を披露する。これは当館の展示に合わせて鉄砲隊、武者行列等と連携する行事であり、今では梅まつりと共に定番化、地域住民や区外からも大勢の見学者が訪れる。何れも各種まつり等とタイアップした展開であるが、これが今回紹介する鉄砲隊と武者行列である。



写真11 区民まつりでの伝統工芸展



写真12 農業まつりでの農機具展

4. 新たな教育普及活動と専門性ボランティア育成の試み

展示以外の活動や展示と連携する形での教育普及活動には多種多様な内容がある。それこそ博物館の数ほどをあるとも言える。日本の博物館における教育普及活動事例は枚挙にいとまない。近年では文部科学省からの事例研究補助金を得て博物館・美術館からいろいろな提案が出されている（註13）。学校教育との連携を示すもの（註14）、やや批判的に博物館における教育普及姿勢を取り上げるもの等多数散見する（註15）。当館での普段の教育普及活動について前述したが、これだけではまだまだ弱いのは確かである。種類や回数を増やす事はそう難しい事ではないが、特徴あるものとなると中々名案が浮かばない。展示との連携、展示とは別の博物館事業としての教育普及の充実、他館と連携しつつ何か行動を起せるか。そうした気持ちの発露、発案が鉄砲隊創設と武者行列の再現である。

この2種類のグループの存在は、従来から当館が進めていた教育普及活動と別の次元を想定していた。展示充実の延長として考えていたといっても良い。しかし、この2グループの成立背景を異にしているのも、一見似ていても同一性格の団体という訳ではない。共通しているのは、当

館と密接に関連し行動を共にするという点である。

鉄砲隊も武者行列も、運営主体が善意の有志が集うボランティアが担う体制をとっており、これは一種の文化団体であるが、この団体は常に当館が行う事業と協同して行動する事を先に紹介した。今では外部活動（館外活動）場面で活動する重要なパートナー的存在であり、また当館の活動サポート以外で、区が他の交流都市との文化交流団体としての存在性も増している。相互作用して互いの利点を引き出しているのである。次に設立経過を含め両団体の紹介をする。

1) 西洋流火術鉄砲隊保存会

板橋区高島平地名発祥の人物、幕末の長崎町年寄にして西洋砲術家高島秋帆^(註16)を顕彰し、高島平を全国にアピールする団体として発足した。当館では特別展等で度々高島秋帆を取り上げた展示会を行ってきたが、展示終了後図録以外何も残らないという印象を、学芸員自身や展示を見に来た多くの来館者が持っていたのである。これは高島秋帆に限らず展示の多くがそうなのがあるが、より地域性とあいまった思い入れのある展示では尚更である。何か他には方法はないものかという素朴な疑問である。極端な言い方をすると展示とは静的なものであり、ほかに動的な表現方法として何かないかとの発想が鉄砲隊を作るという考えを生んだ。鉄砲隊によって高島平や板橋区全体の地域起こし街起こしにも繋げたいという考えで、ある意味では男性的な発想かもしれない。戦争をイメージしている訳ではないが、鉄砲というものは迫力があるのではないかとの半分不純な動機もあった。

博物館の展示は、出展する資料が文化財的な側面があるため、館外へ裸で出すという事は現実的にありえない。それならば展示物に代わるものを動的行動として出す、それが鉄砲隊を一つの展示デモンストレーションとして設定、展示の延長線上で捉えようとする考え方である。人間展示である。人間が許せば何時でも展示、行動ができるのではないか。長崎の町人であった異色の人物高島秋帆が幕末の天保十二年五月九日（1841年）、武州徳丸原と呼ばれた現在の板橋区高島平にあった幕府大砲場で行った、日本最初のオランダ式洋式砲術調練を鉄砲隊が再現し、動く絵画、動く展示として活用するである。空砲ながら実際に火薬を使って撃つのでから迫力があるというものである。

次にやや長文となるが、鉄砲隊設立の趣旨と経過を紹介した文章があるので紹介したい。

西洋流火術鉄砲隊保存会設立経緯と今後の活動方針

平成14年3月2日、日本古武道振興会会員で森重流古式砲術の島津兼治氏、日本銃砲史学会の峯田元治氏、板橋区常盤台剣友会の成瀬和夫氏らと、板橋区での鉄砲隊結成について会合を持った。発起人は郷土資料館の小西である。

板橋区の鉄砲隊結成の理由として、平成15年度予定の特別展「日本の砲術—和流砲術から西洋流砲術へ—」に伴う砲術演武と、高島秋帆に代表される西洋流砲術の伝習及び実際論を町（地域）起こしの一環として立ち上げたいと考えたからである。演武場所として赤塚城が最適であり、梅まつり開催期間中での実施を想定した。

4月6日、(仮称)江戸鉄砲組—高島流西洋砲術隊—の結成式を開催、今後の活動方針について意見交換を行った。会は平成15年度に向けて準備を行うとし、ボランティアに基づく活動とした。しかし、夏前に高島平警察署から、9月中旬に交通パレードを行うので、高島秋帆の徳丸原洋式調練を再現した行進を実施して欲しいとの依頼があった。準備資金もなく、段取りの見通しも立たなかったが、島津先生から①警察に協力すると火薬使用による発砲許

可が取れやすい。②新規の鉄砲隊の結成を公安・警察を含めて平成14年4月以降認めない方針にある。③館のような公立機関が学術的側面で支援する体制であることが必須条件、これをクリアするため早急な準備を必要とするというものでした。この時には資金面でも人力の面でも会としての形の体をなしていなかったため、一人島津先生に多大なる負担をお願いしたような次代です。しかしながら、郷土資料館からは切地の提供を、顧問・賛助会員・その他から旗や衣装・足袋等の資金・現物援助を受け鉄砲隊の衣装及び道具製作等に当たった。また、会の名称も「西洋流火術鉄砲隊保存会」と正式に命名した。

9月14日(土)午前、早朝より郷土資料館に集合して衣装を整え、成増スキップ村での高島秋帆徳丸原洋式調練の再現を目指した行進を行い、地域から多大なる声援を頂くことができた。同時にNHK放送による取材と放映もあり、幸先良い発会ともなったのである。

10月27日、高島平まつりに協力、警察からの火薬使用による発砲許可を得て、東京都内では、森重流古式砲術、新宿区百人町鉄砲隊に次ぐ鉄砲隊との位置付けを得た。また、西洋流の鉄砲隊としても全国的にも珍しい出陣式となった。

この後、東京新聞・読売新聞等からの取材があり、特に読売新聞の紹介から新規の入会希望者が相次ぎ、会員の層を厚くすることができた。このため新規会員の紹介と年初の活動報告のため、2月16日(日)総会及び会員紹介を行い、平成15年度活動の方針を提示した。3月2日(日)には梅まつりに合せ、郷土資料館古民家前にて会員7名による演武を2回披露した。

会の趣旨 板橋区には、西洋砲術家の高島秋帆が演武を行った歴史的な経緯がある。その歴史的な事跡を評価するとともに、板橋区の名を広め、また地域活性化の一助として西洋流火術鉄砲隊保存会(江戸鉄砲組)を結成し、板橋区及び区外での積極的な演武及び広報活動を行う。

活動目標 東京には古式銃(火縄銃)による演武を行う団体が2団体ある。本会は日本古来の古式銃の伝統に則りながら、高島秋帆による西洋流砲術という、日本で唯一の西洋流鉄砲演武の会として活動する。

会は、板橋区住民及び関係者によって結成され、板橋区の事業に積極的に関わり、地域活性化のため活動する。会員は基本的にボランティアである。しかし会は、要請のある場合、道具の運搬・火薬使用等による実費負担を求めるが、営利を目的としない。

また、会は、資金的な援助なしでも、会の活動目的に合致する場合は積極的に関与し、板橋区と高島秋帆による西洋流砲術の名を広げること努める。年会費制。

先述したように、鉄砲隊創設には当館での展示活動の延長線上という伏線がある。主たる活動が特別展等の展示活動にある事は繰り返して述べてきた。常設展示及び収集資料の柱として高島平地名発祥の人物高島秋帆に焦点を当て、それが平成6年2月の特別展「高島秋帆」に開花したが、その際展示に伴う特別講演やシンポジウム、展示解説、都内にある高島秋帆ゆかりの地に史跡散歩等、思い付く範囲での教育普及活動を行ってきた。それでも物足りない部分が残った。これらはある意味において普通という失礼かもしれないが、当たり前の事業なのである。もっとインパクトのあるものが欲しいと思いながら、平成10年秋、高島秋帆生誕200年と高島平団地入居26年(30周年を念頭において)を記念する特別展「高島平」を開催する。四半世紀を経て人口6万人の街のアイデンティティを再考する狙いがあった。地方では人口数で比較すると立派な都市の部類となるが、板橋の人口50数万人でみると一つの地域を構成しているのに過ぎない。へ

そのない住宅地である。この時期の高島平では、既に日本の将来像を見透かしたかのような都市病の兆候が出ていた。高島平は果たして住民にとって故郷なのか、町としての愛着感や歴史の浅さを問われつつあった時期であり、それを象徴するかのように高島平住民の約6割が地名由来さえ知らない調査結果が出ている^(註17)。特別展はその事への問いかけであった。しかし、展示だけでは一過性に過ぎず、実際大きなインパクトとなり得なかったのである。そこで町(街)興しと地域の歴史再確認を兼ねながら、当館の活動の一端を紹介する意味においても、またその象徴として高島秋帆が幕末にここで歴史上日本最初の西洋式訓練を再現する意味から鉄砲隊創設へ結びついたのである。繰り返して述べるが、展示が「静」であれば、鉄砲隊は「動」というより行動力のある展示手法。これに携わるメンバーを当館の一種のボランティアとして育み、広義の教育普及活動の一環へ組み入れたのである。

1) - 2 立ち上げ費用の問題

鉄砲隊を創設にするにあたっては、地元の有志に加え鉄砲指導の人物を探す必要があった。板橋区内に居ないことがわかっていたので、都内で誰が適任かという相談を剣術及び銃砲史関係者に当たりをつけ、そこで候補に上がったのが品川区在住で森重流砲術研究会を主催し、柳生心眼流兵法術の古武道家島津兼治氏である。島津氏は新宿百人町鉄砲隊創設にも関わったベテランであり、古武道の面から砲術を継承していたのである。当館への来館時に赤塚城に登り、この場所は稽古や演武にも素晴らしいと感想を漏らされ、同時に筆者への覚悟を確認したのである。

平成14年春、数人の仲間内で鉄砲隊創設への準備を進める事としたが、問題はどれだけの費用がかかるかという問題であった。筆者は14年度中に費用概算を算出し、15年度において館の事業の一環として組み込むことを想定していたが、たまたま14年5月に地元を所轄する高島平警察署へ相談した折、警察署長さんからの熱心な薦めと秋に行う交通安全パレードに高島の鉄砲隊として参加しないかとの誘いを受け、急遽前倒しで準備することとなった。当時、当館が負担できるのは消耗品程度であり、これだけでは十分な体制を作ることが出来ないで延期して時期を待ちたいと筆者は島津氏を説得、反対の意志を示したのであるが、島津氏は自分で負担するので警察からの誘いのチャンスは逃すべきでないとの頑な姿勢に終始した。その結果、衣装材料の布地と工作するスペースを提供、あとは関係者をまわり諸道具を揃えるための寄付活動を始めた。ほとんど公的な資金援助によらない、民間有志からなる鉄砲隊立ち上げとなったのである。会則を設け^(註18)、参加者をつのり、秋の交通安全パレードや、高島平団地で開催されるまつりに高島鉄砲隊として参加、初めての演武を披露した。

鉄砲隊参加はマスコミにも大々的に取り上げられ、難産の割には比較的順調なスタートを切ることができた。島津氏から再々にわたって、鉄砲隊は大人の遊びと思ってもらいたと念押しされたのが印象に残っている。実際は古武道の流儀としてマスターした上での話であるが、要は個人的な負担が馬鹿にならないという意味である。因みに個人所持する火縄銃は1挺35万円前後し、整備点検費用や小道具揃えを含めると結構な金額となる。これは、博物館が負担するものと別世界の話であり、結果として個人有志による鉄砲隊創設というスタンスが、この場合向いていたということになる。ボランティアといっても、個人負担が大きい団体なのである。それを当館の活動方針と一体化させるのが学芸員の役割である。お金ではない公的な援助を最大限博物館側が行うが、運用は純粹に鉄砲隊が行うという役割分担としたのである。

高島秋帆の西洋流の鉄砲隊は、江戸時代に隆盛した和流砲術の武芸という個々人の所作とは異質な、集団行動が西洋流の特徴である。18世紀後半ヨーロッパのナポレオン戦争で編み出された

集団戦法が高島流の特徴であり、この流派はやがて西洋流と名を変え全国の諸藩で導入した歴史を持っている。日本最初の西洋流スタイルの鉄砲演武を行う団体として、その特徴ある団体を板橋の地から発祥させたのである。会発足に当たっての島津氏の役割は非常に重要なものであり、それを支援した頂いた各種団体、特に日本銃砲史学会とのつながりが15年度以降の鉄砲展等に重大な影響を与えてくることになる^(註19)。

個人負担の大きな鉄砲隊創設にあたって、一体どれだけの概算費用がかかるのかということと鉄砲流派のスタイルによっても異なるが、西洋流では15名の演武構成（旗持ち、見分役、指揮、道具方、銃士）で400万～500万位である。

翌15年4月に会報「高島秋帆研究—西洋流火術鉄砲隊保存会会報—」を発行、活動記録と会員間のコミュニケーションを掲載する。研究的な性格を持たせ気持ちの高揚を狙ってもいる。冒頭で私事ながら以下のようなあいさつ文を掲載した。

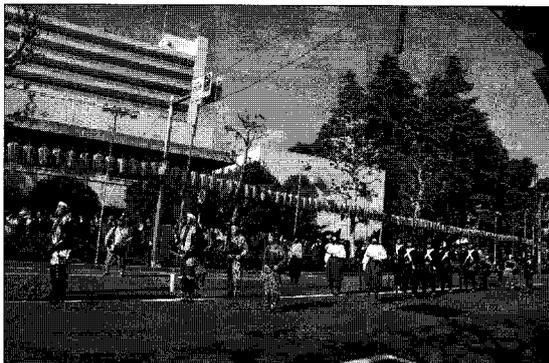


写真13 区民まつりでの鉄砲隊演武

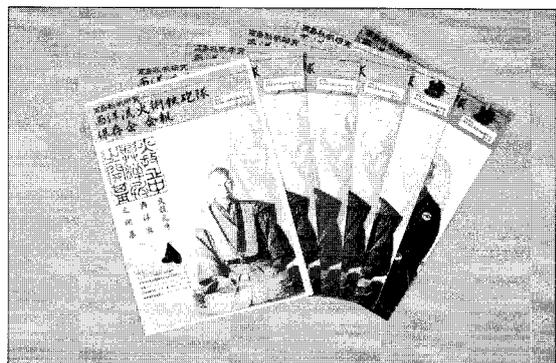


写真14 鉄砲隊の会報

あいさつ 鉄砲隊発足にあたって

西洋流火術鉄砲隊保存会会長 小西雅徳

昨年の平成14年3月2日に島津兼治先生を、峯田・成瀬両会員から紹介して頂き、板橋区での念願であった西洋流の鉄砲隊を立ち上げることができました。この日は赤塚梅まつりの初日で、2年後の特別展「日本の砲術」に伴う鉄砲演武に向けたよき日でもありました。

板橋区高島平は、江戸時代には徳丸原と呼ばれ、幕府の砲術場であると共に、天保十二年五月九日に長崎の西洋流砲術家高島秋帆が日本初の西洋式砲術調練を行った地として、歴史及び砲術史上にその名を留めている所です。板橋区立郷土資料館では、高島秋帆を顕彰する意味で幾度かの展示会を開催し、その業績を評価してきましたが、ただ展示活動のみに拘泥することなく、その再現とその実践とを渴望していたところ、成瀬・峯田両会員の紹介により島津先生の知遇と協力を得ることができました。そして、都内のみならず全国的にも珍しい西洋流の火術（砲術）を再現・実践する団体を立ち上げることができました。

今から思うと予算的にも時間的にも不十分な中、一人島津先生の献身によって、この西洋流火術鉄砲隊保存会を立ち上げることが出来たと言っても過言ではありません。発足後の2年目の今日には、連絡誌であると共に研究的な色彩を持つ会報を発行することもできました。単に鉄砲を打つのではなく、また空疎な精神性だけに重点を置くのではなく、高島秋帆の精神とその先進性を受け継ぎながら、地元板橋区の歴史的団体として活動して、やがてはその名を全国区に広めるべく精進したいものです。この団体は会員によるボランティア団体であり、短期間で終わることなく次代を受け継ぐ継承性のある団体として維持しつつ、そのため

には、会員相互の連絡・連携を密にしながら、息の長い会として活動したいと考えております。会員諸氏からの忌憚のない意見を賜りながら、会報発行の継続を切に願うものです。

1) - 3 活動実績について

鉄砲隊は 20 名程で構成し、まつりの時期や演武内容により適宜応援者を加えている。秋の区民まつりの時には、当館へ博物館実習に来ている学生に鎧や西洋流の服装で参加させている。学生の中には感動してそのまま鉄砲隊に加入する者もいる。多数の区民等が注目する中で初めて行進・演武するのは緊張するであろうが、その体験は他の博物館では決して味わうことが出来ないものである。ユニークな実習と思う。

主な年間スケジュールは 1 月のお払いと新年会、3 月上旬の梅まつり、4 月の総会、5 月の端午の節句鎧着付け体験応援、同じく 5 月に日野市新撰組まつり、7 月の射撃場訓練、10 月区民まつり・高島平まつり、11 月農業まつりとなり、昨年 10 月には福井県大野市の大野城開城 430 年祭に参加している。今年も長野市松代での参加が決定している。練習は第 2、第 4 日曜である。練習は赤塚城址公園で行う。小道具作りも当館の講義室を借りて行い、昨年は点火用の口薬入れを伝統工芸の根付士の指導を得て作っている。鉄砲隊の練習基本について^(註 20)を参照された。演武で発砲するのは各自 5 発である。この 5 という数字は、戦国時代以降の鉄砲足軽が携帯する胴乱に納められた数と共通し、通常は倍の 10 発を収納する。戦場では鉄砲足軽は 100 発までの発射を求められたという。今、国内で行われている和流流派による砲術(鉄砲演武)も打つ発射数は普通 5 発である。



写真 15 福井県大野市大野城開城 430 年祭での演武
(平成 22 年 10 月 9 日)



写真 16 赤塚梅まつり古武道での鉄砲隊演武

2) 赤塚城戦国絵巻武者行列

平成 14 年春に鉄砲隊を立ち上げる時、演武場所として当館裏にある中世の平山城(武蔵千葉氏の居城。戦国期)赤塚城を想定していた。武蔵野台地の荒川を望む縁にある赤塚城のある赤塚城址公園は都立公園であり勝手に使うことは出来ないが、抜群のロケーションであり、この地での活動を祈願し続けていた。特に 2 月から 3 月にかけて赤塚溜池公園や赤塚城址周辺は梅が咲き誇る名所で、3 月上旬には必ず梅まつりを毎回開催する。板橋区としてもこの周辺一帯の観光化を度々企図していたが、交通アクセス上問題があって集客性という点でも苦心していた。これは当館にとっても重要課題である。

西洋流スタイルの鉄砲隊が、鎧を身に付けて鉄砲を打つ事は既に会則にうたっていた所である。それを実際に行動に移す何らかのきっかけを必要としていた。出来ることなら当館の自主事業で考慮すべきであったが、企画説明及び予算面での根拠を示すのが難しかったのである。

ところが、平成17・18年頃の板橋区を始めとする東京都及び特別区において、金融・IT関係産業（輸出産業を含む）の景況感の好結果を受け大幅な増収となり、その恩恵が税の配分となって特別区に回ってきたのである^(註21)。地方では夢と思うような話である。余った税を何に使うか。これらは基本的に教育関係配分となった。当時の板橋区だけで70億円の配当額である。学校設備に使うには、大々的であればまたハコモノという批判を浴びかねず限界があるが、学校連携のソフト事業へは積極的な投資する動きを示していたので、当館では赤塚城という観光立地・遺産を活用する方法をベースに、学校と連携して鎧作りや鎧着付け体験を行い、赤塚城で子供たちが主体となった武者行列を組む。それには地域の人々との協力及びボランティアを募る旨の以下の企画（案）を提出した。

赤塚城戦国絵巻体験学習と武者行列

趣 旨

赤塚周辺の小学校や地域の人々らとの関係によって、赤塚城の歴史を学びつつ、戦国時代の武者行列再現を試みる。赤塚城を中心とした新たな文化創出を企図し、また、区が推進する文化芸術振興に関わる文化・観光創出事業の観光振興策とも関係したい。赤塚城跡は「自然と歴史と文化の里・赤塚」の拠点である。城跡を中心とした地域的なつながりを深め、町興しのような地域活性化を試みる。最初に、次代を担う児童達に学校教育の場で、赤塚城の歴史を学び、鎧や着物をまとう子供を中心とした武者行列を再現する。この事業では、全ての鎧・衣装を取り揃えるのは困難なので、一部を指導者の助言を得ながら児童用の武者装束及び女性用衣装を手作りするなどをして、学校教育の場での手工芸の楽しみを同時に学ぶ。その成果を、11月の農業まつりと3月の梅まつりに赤塚城戦国時代絵巻再現として実演する。時代設定は、戦国時代の上杉謙信が小田原城攻めの際、赤塚大堂を焼き払ったと伝えられる永禄4年（1561）か、あるいは豊臣秀吉による小田原攻めのため、後北条氏と関係した千葉氏居城の赤塚城が廃城となった天正18年（1590）春を想定する。

内 容

- 1) 赤塚城の歴史を学ぶ（ワークシートの作成）
- 2) 鎧（衣装）を作ってみる・着てみる（体験学習）
- 3) 武者行列（本陣・出陣・帰陣・祝宴）⇒農業まつり・梅まつりへの参加

対 象

（当初協力学校） 赤塚・三園・成増ヶ丘・高島第三の赤塚城跡近隣小学校の希望者及び区全体からの希望者をつのる（人数未定）。赤塚城跡の近隣小学校は「まつり」の核となるもので、準じその範囲を広げてゆきたい。

期 間

平成18年11月11日（土）初出陣（準備は5月下旬より開始）、3月3日（土）

場 所

赤塚城跡及び溜池周辺（赤塚農業まつりの場合は、赤塚体育館周辺）

将来的展望

- ①武者行列（本陣・出陣・帰陣・祝宴）の定型化
- ②楽市楽座（マーケット）
- ③古武道演武（居合、柔術、鉄砲等）

協賛・人的資源

赤塚地域の企業・商店街・JA あおば、寺社等に加え、「和文化の創出」という視点で全国規模企業の協賛を得たい。着物に代表される呉服商の全面的な協力も得る。また、人的資源では、観光協会及び観光ボランティア、シニアの人々や古武道の分野で区内在住及びその他の団体活用をはかる。

協力者

甲冑師 三浦 公法氏 (板橋区伝統工芸保持者)

歴史家 西ヶ谷恭弘氏 (戦国史研究家)

その他 鎧模造製作者 (うさぎ塾)、西洋流火術鉄砲隊保存会 (赤塚城鉄砲隊)、呉服商、着付師、旗屋、裁縫、その他

次に学校との連携を示すために、以下のような企画書を用意して学校長・担当教員との相談を行った。紙鎧作りなどは自由研究で恰好の素材だが、授業で使うのは時間の関係上難しいかもしれない。しかし、武者行列参加児童への案内には協力したいとの返事を受け、夏休み期間中の紙鎧作り体制準備に着手している。

赤塚城戦国絵巻体験学習と武者行列における学校との関係

実施主旨

赤塚城戦国絵巻体験学習と武者行列再現への第一歩として、赤塚周辺の小学校や地域の人々らと連携してその実現に取り組みたい。そこで、学校側が行い得る内容を、郷土資料館側がプログラムして、学校教育の場で赤塚城あるいは鎧兜の着付けなど、歴史教育にも興味を持てる教材活用として実践する。また、武者行列実施校には、希望があれば鎧セットを配布して、教材活用に役立てる事ができるようにする。

体験学習は、学校教育の場で鎧の一部なりを作る事により、手工芸の楽しさと歴史とを同時に学ぶことができる。そうした成果を、11月の農業まつりや3月の梅まつりで実施する赤塚城戦国時代絵巻武者行列(姫役を含む)再現の一員として参加実演する。時代設定は、戦国時代の上杉謙信が小田原城攻めの際、赤塚大堂を焼き払ったと伝えられる永禄4年(1561)か、あるいは豊臣秀吉による小田原攻めのため、後北条氏と関係した千葉氏居城の赤塚城が廃城となった天正18年(1590)春を想定する。

対応内容

1) 赤塚城の歴史を学ぶワークシートの配布(自由配布 小学校6年生程度)

・歴史単元あるいは郷土学習の一助として役立てられるもの(今年度は内容検討の余地を残し、次年度早々に教材として希望する学校に配布する)

2) 鎧(衣装)を作ってみる・着てみる(体験学習)

・鎧兜を最初から手作りするためには、相当の時間を要する(半日×12回程度)。これは学校側対応として現実的でないため、ある程度の完成品を作り、それを連結(威し紐を通す)したり、鎧の各パーツ(部材)名称を覚えながら、実際に着付け(着用)をするなどの対応は可能と思われる。1教室で数領の鎧を用意し、全員が着用体験できるようにする。

・試着用鎧兜の配布は、希望校に郷土資料館が届けるか、あるいは学校側が取りに来ることで対応(協議の上)。

・鎧着付け講習をボランティアあるいは郷土資料館職員が行うが、希望する先生がいれば

ば1時間程度の講習で先生自身で着付けることができる。そうした講習の場を設けることは可能である(実施校教師の積極的な着付け講習参加を促す)。

・赤塚城の歴史や鎧の歴史(着用時)についての講師派遣。

3) 武者行列(本陣・出陣・帰陣・祝宴)⇒農業まつり・梅まつりへの参加

・各校から数名(3~5名)を選出し、武者行列を構成する。平成18年度は24名程度、3年後には40名程度まで拡充する。

対 象

(当初協力学校) 赤塚・三園・成増ヶ丘・高島第三の赤塚城跡近隣小学校の希望者中心に行い、順次実施校の範囲を拡張する。

夏休み鎧作り講習会の案内

平成18年7月下旬から数名程度の希望者を募集。参加費無料。親子体験も可能。

武者行列実施日

平成18年11月11日(土) 初出陣平成19年3月3日(土)

この企画に対して教育委員会は、総額1000万の予算処置を講じてくれた。初年度18年400万、19年・20年度が各300万である。もっと予算を付けるといわれたが、体制的に対応できる範囲に限度があり断った経緯がある。特に紙鎧作り等は相当手間がかかると予測されたのである。未体験であり、どう転がるか蓋を開けてみないとわからない部分であり、むしろ煩雑と予測できるものへ無理に多額の予算をつけないのが鉄則である。しかしながら鉄砲隊の時と違い予算が付いたのは夢のようであった。

2) - 2 手作り鎧工作と武者行列

初年度の武者行列の参加人数を30名程度とし、残り2年間で30人を追加、最大で60人前後の武者行列体制を作ることとした。大人のサイズには市販の鉄製の鎧(当世具足)があるので購入で済むが、問題は小学生の体型にあった鎧が無いために作る必要がある事である。そこで販売用として小田原市にある「うさぎ塾」製の大人向け、子供向け紙製鎧キットを購入、試しに作ることにした。作成にはうさぎ塾が指導に来て、館職員やボランティアがそのノウハウを学ぶのである。数をこなすためには、紙鎧作りの指導者を最初に養成する必要があった。これは夏前から準備し、夏休み期間中に一般公募した親子紙鎧作り教室を開いている。5組の募集に対して3組の応募があった。子供が自主的に応募したというより、親が熱心である。歴女の走りであろう。女性の方が鎧に興味を持っているようである。男親は意外と積極的でない。

結論からすると、うさぎ塾の教材で子供が作るのはとても困難であることがわかった。大人でさえ大変なのに、子供ではとても工程の点や根気の部分を見ても難度が高すぎるように思われる。これでは、学校全体で鎧を作ることなど土台無理であることを実感した。経験してみないとわからないことである。2年目からは板橋区内在住の甲冑師三浦氏の指導を仰ぎ、技術面での修正を加えるなど、徐々に製作技術の向上が図られている。性格によるのか上手な人と下手な人(雑か否か)とがいて、鎧作りにも個性が出るものだと感じた。ベテランともなると、兜の前立てに凝ったものを作り、胴の出来栄えも細工を加え素晴らしいものを作る。これこそが鎧作りから学んだ経験である。鎧作りボランティアが現在の武者行列行進の裏方、サポートの面々となっている。彼らには一切の謝礼を払っていない純粋のボランティアであり、鉄砲隊と違って自己負担がないものの、当館の事業には献身的に参加しており大変ありがたい。

武者行列の陣形は、日本武道館が正月早々に開催する鏡開き式・武道始めを参考に構成した^(註22)。武道館では鎌倉様式の鎧を身にまとうが、板橋では時代を戦国にしているため、当世具足中心である。しかし、うさぎ塾の紙鎧が鎌倉風であるため、若干のアンバランス感がある。しかし、子供にはこの方が似合うようである。小学校上級生や高校生クラスでは当世具足がびたりと合う。更に行列には着物を着た姫様役も参加する。本来出陣に際して姫が参加することは歴史的事実としてありえないが、そこは一種の華として行列に組み入れている。女子は圧倒的に着物を着たいと願っている。姫に限らず、役付きを毎回じゃんけんで決める慣わしである。負けて泣く子もいて準備会場は大変である。児童用の着物は全て特注であり、それはいろいろな人々の協力による賜物である。レンタルで武者行列を組むことは易い。しかし、ノウハウの蓄積が出来ない欠点がある。手作り武者行列は大変であるが、目に見えない蓄積が出来る。それこそが財産となるのである。

行列内容は、①行進、②着到状、③三献の儀、④勝どき、⑤行進の順で行う。奉行役と警備を兼ねた大人衆が鎧を着て脇に付き添う。主体は子供である。構成は主として黒鎧（黒備え）の武蔵千葉氏、赤鎧（赤備え）の後北条氏の2軍からなり、間に姫・腰元等の女子を挟む。平成19年3月の最初の出陣式では30名強の編成であったが、22年11月の農業まつりでは54人の大編成となった。準備する方としては30名から40名程度がちょうど良い。少人数だと行列があまり見栄えしないので40名前後に揃えるのが良い。毎年応募人数が違うので参加人数を予測するのは難しいが、最近では武者行列が定着化しているのか応募者も増加傾向にある。

大人の時代まつり的なイベントは数多い。しかし、当館のように子供主体の武者行列は珍しいと思う。子供が参加すると、両親に限らず祖父母や親戚まで見に来るので、動員効果がすこぶる大きいのである。今は低学年・幼稚園クラスの参加を見据えて鎧作りに励んでいるところである。この鎧作りのノウハウを、素材を含めて福井県大野市での武者行列に提供するまでになっている。武者行列を公開するのは11月と3月の2回だけであるが、5月の節句でも鎧着用を行い、学校教材としても貸し出している。



写真17 武者行列行進



写真18 着到状（赤塚城での梅まつり風景）



写真19 三献の儀（農業まつり）



写真20 農業まつり武者行列参加者集合写真
（平成22年11月）

5. おわりに―博物館活動の多様性と人材育成を求めて―

板橋では、他館にない独特のボランティア団体の育成をはかり、今では一定の成果を生みつつ、将来を担える団体への躍進を期待できるまでになった。彼らは特殊技能の持ち主である。鉄砲隊と武者行列とは、成立経緯やお金のかけ方がまったく対照的でありながら、面白いことに、そこに集う面々の性格や人材が多様でユニークな雰囲気醸成しそれぞれ大変個性的である。両者は協同して郷土資料館運営・活動を支える裏方的な存在であり、当館にとって大変な財産を得た喜びを素直に感謝の念で表したいと思っている。

さて、高橋裕は「地域博物館への提言」^(註23)の中で、博物館づくりは人づくりであると述べたが、まったくその通りである。博物館を作ったらあとは勝手にというわけにいかない。人作りにはそこらにいかにか学芸員自身も含め、地域の中から人を作っていくかという本当の宿題を負わされる。地域文化の核（コア）になるためには、人の連携を含め人材ネットワークにかかっているのである。一言でいうと愛される博物館とは何かということになる。その第一が人作りであろう。学芸員に会って話しを聞こう、聞いてもらおうという環境作り雰囲気作りが、やがて人作りと愛される博物館に繋がるのである。来客万歳。それこそが原点であろう。

例えば企画展や特別展のような展示準備・開催という一連の作業の中で、いろいろの人々の協力・連携があつて公開されるのであるが、その範囲・パイというものは得てして限定的になりがちである。所謂専門家集団の中で収束している感を否定できない。それに対して、教育普及の世界ではより広範な世界の広がり、無限といっても良い可能性の余地をそこに見出すことができる。しかし、可能性があつても待っていたのでは駄目である。積極的なアプローチを掛ける必要がある。これに関して鉄砲隊や武者行列を見ていると、何となく筆者の経験からすればタイミングとか機運が待っていたようにも思える。それには時間と経験と、多くの人々との繋がりを持つていなくてはならないが、鉄砲隊や武者行列はそうした人作りへの試みの過程で生まれたものと考えている。そこに人が集まる、そうした環境づくりが博物館の役目であり、学芸員の裁量でもある。単純ながら彼ら博物館応援隊が活躍・安息できる場（応接室・講義室や簡単な机と椅子だけでも良い）を提供するだけで輪が広がるのである。サークルを作る、専門集団を作る事の半分は思いつきから来る。しかし、それを実行に移すには時間・資金・体力根性と学芸員の度胸・人物像も求められる。きらわれ者の学芸員には人は集まらない。教育普及のための手法と方法はたくさんある、しかしその事への対処にあたって自分自身も覚悟を決める必要がある。

- 註1 小林保男 昭和62年「郷土資料館十五年のあゆみ」開館15周年特別展「中山道と板橋宿
一夜明け前の世界」所収 板橋区立郷土資料館
板橋区立郷土資料館 平成3年「郷土資料館のあゆみ—改築・沿革・所属の変遷」、小林
保男「郷土資料館雑考」板橋区立郷土資料館年報第3号
- 註2 小西雅徳 昭和61年 「東京都板橋区における博物館のあり方」国学院大学博物館紀要
第10輯、小西ほか 平成14年「板橋区における文化施設の課題」国学院大学博物館学紀
要26輯
- 註3 註1小林保男論文2編による。
- 柱4 当時教育委員会社会教育課文化財係が運営していた郷土資料館（組織は館内にあった）で
は、昭和58年頃から建物の傾斜による施設管理不都合を理由に、新たな施設の建設を求
めていた。昭和62年末に建設計画が具体化し、急遽対応が求められていたが、文化財係
は出先で赤塚の郷土史料館にあった関係で本庁と意志の疎通に欠けていた。建設費用全般
や敷地・建物面積も本庁主導で進められ、担当する学芸員もあいまいなままであった。筆
者が埋蔵文化財等を担当しながら兼務で計画を立案した経緯がある。
- 註5 平成5年以降、特に10年前後には全国各地で博物館、美術館等の中止及び延期計画が博
物館界の話題をさらった。同時に学芸員採用を控えたのもこの時期である。しかし、現実
には博物館数は減少どころか増加している実態がある。平成17年度社会教育調査報告書
「博物館の現状」によると、平成5年度が3704館に対して平成17年度は5614館である。
12年間で2000館の増加であった。
- 註6 改築前は文化財係が所管であったため、館運営の行事報告は板橋区文化財保護審議会に対
して行っていた。郷土資料館として独立後は条例により板橋区立郷土資料館運営協議会を
設けた（委員定数10名）。運協は館運営全般に亘る審議機関であり、ある意味学芸員の独
走を押さえる機能も働いていると思うが、当館の運協は行政組織においても非常に活発で
バランスが良いとの評判である。
- 註7 旧館の郷土資料館ができた時には学芸員制度がなく、社会教育主事あるいは文化財専門員
という非常勤職員を置いていた。当初は大学を出た若い学芸員資格者を専門員として置い
ていたが、やがて他の博物館や教育委員会へ就職、学校長退職ポストとして文化財専門員
を設置して、主に郷土全般や小学校及び団体見学の説明を行っていた。改築後の新組織で
もこの制度が受け継がれたが、5年任期を機に学校長ではなく若い学芸員有資格者を当て、
ある意味学芸員の補助として機能している。実際には、常勤と非常勤の仕事内容が同一で
ありながら、給与体系等に大きなアンバランスがある。所謂格差の問題が当館にもある。
- 註8 学芸員と文化財専門員との待遇面是正は、重要かつ緊急性をばらむが、現実的には年齢や
専門性の課題があつて残念ながら是正は困難である。任用面で大きな利点を見出したいが、
これは郷土資料館だけの問題でなく、例えば板橋区全体で非常勤職員だけで1000人以上
がいる中で、他の組織との整合性が求められる。特別区の博物館施設にはこうした非常勤
職員が大変多い。
- 註9 年平均の寄贈申し込み件数は30件前後である。分量も年によって相違する。多い時は1
件あたりの分量がトラック2台となることも珍しくない。首都圏近郊といいながら、まだ
まだ農家の納屋等が多い。最近の傾向として江戸明治期の資料は珍しくなってきた。だい
たい古い家の把握は終了し、それらも相続等で解体される際に大量の資料が出てくるので

教育普及活動と特殊ボランティア育成の試み

ある。当館ではアルバイト2名を雇用し整理に専従する。

註10 開館当初（平成2年度）の教育普及を含めた文化財展示予算は5000万円強であったが、今では2000万円強と五分の二程度に減少している（平成22年度予算との比較）。註2の「板橋区における文化施設の課題」国学院大学博物館学紀要26輯を参照されたい。

註11 行事ごとに必ずアンケートを集める。内容は一般公開していないが、行政文書での公開請求は可能である。当館では適宜問題のある部分を改善するように心がけている。因み、現在の受講者の費用は実費負担が原則で、子供（中学生以下）100円。大人が300円である。博物館講座のように、掛け軸を作る高度な内容の場合、講師謝礼及び材料代として一人3000円を徴収している。講演会は基本的に無料。以下にアンケート例を示すと、

平成22年度ゆとり教室 アンケート集計結果

1. 事業概要

(1)日時

平成22年8月8日 13時30分から15時30分 講義室

(2)参加者

受講者34名（定員40名）（申込者80名、辞退者6名）

(3)内容

和紙折り紙講座「花火」（講師：山田史子ほか3名）

2. アンケート結果（回答率=94% 32名/34名）

問1 資料館の講座を以前からご存知でしたか。

知っていた	知らなかった	無回答
17	15	0
53%	46%	0%

問2 当館講座への参加は何回目ですか。

初回	2回目	3回目	4回目	5回以上	無回答
21	5	3	0	4	0
65%	15%	9%	0%	11%	0%

問3 今回の講座をどのようにしてお知りになりましたか。

広報	チラシ	友人家族	区HP	他の用件	無回答
31	0	1	0	0	0
97%	0%	3%	0%	0%	0%

問4 今回の教室の内容はいかがでしたか。

大変良	良	普通	悪	大変悪	無回答
25	4	0	0	0	3
78%	12%	0%	0%	0%	9%

その理由

- ・先生たちが親切でよかった(大変良)4件 ・夢中で覚えた。(大変良)
- ・頭の体操になった(大変良)・シンプルな折り方で、見栄えがする(大変良)
- ・介護で使いたい(大変良)

問5 今後も、当館の教室に参加したいと思いますか。

参加したい	興味のあるものなら参加したい	無回答
24	8	0
75%	25%	0%

問6 今後、当館で開催してほしい教室はありますか。

- ・和紙人形 ・クリスマス、お正月用の折り紙（2件） ・日本の美しさを表現できるもの
- ・季節の折り紙 ・表具入門 ・手まり ・手芸、小物 ・切り絵 ・組みひも、絵手紙

問7 受付などにおける職員の対応はいかがでしたか。

大変良	良	普通	悪	大変悪	無回答
12	12	6	0	0	2
38%	38%	18%	0%	0%	6%

問8 あなたのお住まいは

板橋区内	都内他区	他府県
31	0	1
97%	0%	3%

問9 当館への感想・お気づきの点

- ・交通の便がよくない ・家でおさらいできるような資料がほしい。
- ・もう少し時間がほしい。未完成だった。

註12 費用対効果の簡単な算定基準に使用されるのが施設維持管理総額（人件費・運営費）を利用者数で割る方式である。そうすると一人当たりの利用者経費が出てくる。区民はこれだけの税負担をこの施設のためにしているとの論法である。納得できないが、現実的な数字として肝に銘じる必要はある。因みに当館の平成21年度利用者維持費は1,600円である。

註13 博物館と学校をむすぶ研究会 平成12年「学ぶ心を育てる博物館—総合的な学習の時間への最新実践例—」(株)ミュゼ
文部省生涯学習局社会教育課 平成12年～「親しむ博物館づくり事業実施報告書」、平成16年「科学系博物館教育機能活用推進事業実施事例」等による。

註14 大堀哲編著 平成9年「教師のための博物館の効果的利用法」東京堂出版。全国の博物館でも地域の学校と連携した専用テキストを作成している所が多数ある。小中学校との連携は重要な要素であるが、果たして効果的か否か検証する必要があるように思う。

註15 水藤真 平成13年「博物館を考えるII」の教育普及活動の実態の中で、日本の博物館における教育普及のあり方について感想文的な言い回しながら批判的に見ている。確かに当たっている部分もあるが、何もしないよりはマシとするのは筆者だけではないと思う。水藤氏が言わんとする所は、皆同じような事をしている、あるいはもっと工夫の余地があるという事であるが、現場ではこれが出来ていない日本の博物館事情がある。

註16 高島秋帆の秋帆は号。名は茂敦、字が子厚・舜臣、通称四郎太夫。長崎町年寄家の三男に生まれ四郎兵衛の家督を継ぐ。寛政十年（1798）—慶応二年（1866）の人。文政年間以降オランダへ書籍・銃砲を注文し天保年間に高島流砲術を完成、天保十二年老中水野忠邦の命によりオランダ式三兵（砲兵・騎兵・歩兵）戦術の実際を徳丸原で調練した。

註17 平成元年に立ち上げた板橋区史編さん委員会によるアンケート結果による。郷土資料館の利用者の半分以上は高島平団地周辺が多く、区外からの来館者は2割程度である。

註 18 鉄砲隊の会則は川越城鉄砲隊の「獅子の会会則」を参照にしながら、郷土資料館の後背地にある赤塚城での鎧武者行列を想定して定めている。最近では名誉顧問の追加その他により、平成 20 年に会則変更を行っている。

西洋流火術鉄砲隊保存会会則（併 赤塚城鉄砲隊）

平成 14 年 03 月 02 日制定 平成 14 年 12 月 15 日改定

平成 17 年 05 月 08 日再改定 平成 20 年 04 月 13 日再再改定

総 則

第 1 条 名称

本会は『西洋流火術鉄砲隊保存会』（併 赤塚城鉄砲隊）と称する。

第 2 条 事務所

本会の事務所は、事務局長宅に置く。但し、連絡先として板橋区立郷土資料館にも置く。

第 3 条 目的

本会は、日本における西洋流火術の導入と、その指導に大きな役割を担った高島秋帆の事跡を評価すると共に、徳丸原での日本最初の洋式砲術訓練を研究し、それを後世に伝える。また、西洋流火術装束（洋式訓練服・緒道具を含む。但し、西洋式銃の使用は現在の法律上使用できないため火縄銃に替える）の歴史、制作技術の研究、学習を行い、日本最初の西洋流火術鉄砲隊を結成して、徳丸原洋式訓練を再現、普及することを目的とする。更に、赤塚城鉄砲隊を併設・組織し、古来からの武具甲冑による火縄銃研究を行い、和流と西洋流火術の比較研究・普及を行う。

第 4 条 活動の原則

本会は高島秋帆を祖とする西洋流火術愛好家の集まりで、火砲（火縄銃）及び甲冑を着用する伝統行事等には積極的に参加する。また、板橋区の行事にも積極的に参加する。情報連絡誌として会誌（年 1 回）を発行する。

第 5 条 運営

- (1) 本会は原則として年会費を徴収する。また、会員及び会員外からの寄付金、謝礼金等は拒まない。
- (2) 年会費は 5 千円とする。銃士隊員は別途 7 千円を徴収する。会費はいかなる理由があれ返還しない。

会 員

第 6 条 資格

- (1) 本会の会員資格は高島秋帆の西洋流火術愛好家であれば、年齢、性別、国籍は問わない。
但し、未成年にあつては親権者の同意を必要とする。
- (2) 入会については、会員の推薦を必要とする。

第 7 条 入会、退会

- (1) 本会への入会は入会申し込みを行い、役員会で認めたとしとする。
- (2) 退会は退会を申し出たときとする（貸与品は速やかに返還すること）。
- (3) 本会の趣旨に反し、また、品位を汚したときは役員会で協議し除名する事がある。

第 8 条 役員

本会の組織は、次の役員を置き会の運営を行う。但し、任期は定めない。

- (1) 名誉顧問・顧問 3 名
- (2) 会 長 1 名
- (3) 副会長 2 名
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 賛助会員 4 名

第 9 条 総会

本会の総会は、年 1 回開催するものとする。議決は会員の半数以上を必要とし、役員賛成を以て

教育普及活動と特殊ボランティア育成の試み

本会の議決とする。

付則

第10条 行事参加

- (1) 本会が実施する行事には、会員は参加するものとする。
- (2) 衣装道具類は、本会が指定したものを着用する。
- (3) 『火縄銃』を使用する場合には、登録証を常に携帯し、会が登録する以外の銃の使用を禁止する。また、鉄砲検査を受けた者以外の使用を禁止する。
- (4) 本会は、火縄銃使用の会員について戸籍抄本（住民票にも替えることが出来る）・履歴書等の提出を求めることができる。

第11条 その他

不測の事態が発生したときには、必要に応じて役員会を開き決定し、重要事項についても、総会を開き議決する。

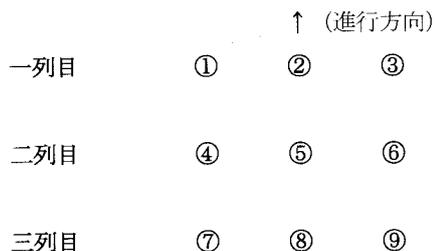
註19 日本銃砲史学会は日本ライフル射撃連盟傘下であり、古式銃砲に取り組む前装銃射撃連盟とも連携する。今の銃砲史学会は独立機関となっているが、国内では古くから古式銃砲研究会である。平成16年2月当館が開催した特別展「日本の砲術」でシンポジウムを含め多大な支援を得た。同時に当館が平成19年度に西洋兵学書の所蔵古コレクションを入手するきっかけを作ってくれた。

註20

西洋流火術鉄砲隊保存会 西洋銃陣の型

3人一組（4人一組）、三列9名（12名）での銃陣を基本として説明する。

(1) 基本単位



各列の①、④、⑦が各列毎の号令者である。また、三列全体の総合号令者を⑦が務める。

(2) 号令詞について

前へ進め（ホールワルト マルス） 進め（マルス） 止まれ（ハルト）

右向け右（レキション キリヒ） 休め（リュスト） 銃を右手に下げ（オムラーフ）

奉げ筒（ネームオッフ） 構え（斜めに構える）（セットアップ） 弾込め（ラージンフ）

火縄付け（ハアルジフ）※ 狙え（アン）※

火蓋を切れ（スコイセン 本来の意味は銃を左右に振り狙いを定める）※ 放て（ヒュール）※

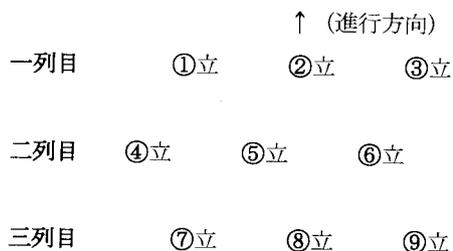
(3) 銃陣型について

一列目から三列目まで同じ動作の繰返しが基本となる。一列目の発射後、二列目が前へ進み、二列目の発射後は三列目が前に進み出る。発射後はその場を動かず、火薬装填（火薬入れ後の索丈は使用しない）と、口薬入れを速やかに行う。右手の隊員の動きを確認しながら、各列が同じ所作で行うことが望ましい。西洋銃陣の最大の特徴は、すばやい行動を繰り返すことにあり、各人、各列が同一の均整のとれた整然とした行動様式を求められる。

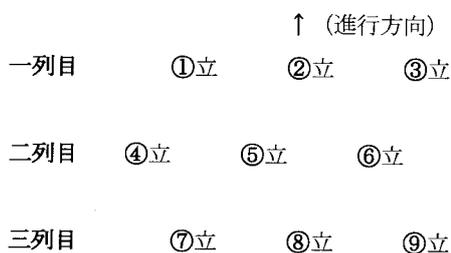
(4) 基本型1 (前進方向を主体動作として)

①行進隊形 銃を右肩に乗せ、左手は腰に付けて(腰刀を押さえる)行進する。一步目は必ず左足から。前身・構えも左足から踏み出すこと。笛(強いピー音)で行進、再度の笛(ピー、ピ)で停止。三步目で停止。※あるいは指揮者のハルト(止まれ)の号令で停止。

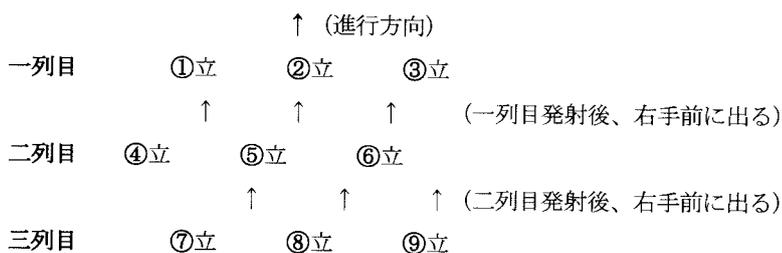
②行進後の隊列静止状態(銃を右肩にのせて行進、笛(ハルトの号令) 止まれ一足踏みしながら静止(3歩目)で)。リュスト(休め)、ネームアップ(捧げ筒)、オムラーフ(銃を右手に下げ、休めの指示において銃を右側足元に置く)⇒指示待ちの状態



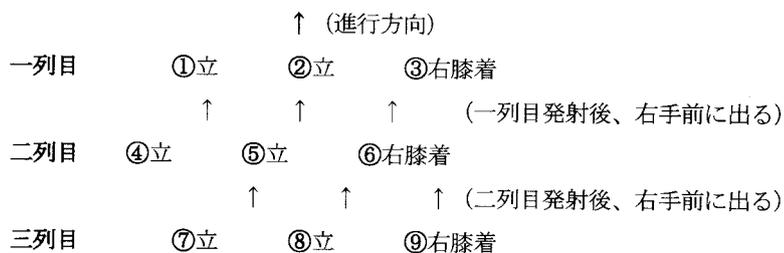
③隊形構えの状態(指揮官の号令により、銃構え一斜めに構える)



④1発目の発射(各列毎の一斉射撃 ※三列同時の斉射ではない)



⑤2発目の発射(③、⑥、⑨が右膝着の構えで、各列連発射撃)



教育普及活動と特殊ボランティア育成の試み

うことは可能であろうし、努力したい。会員にはこの点をよく理解していただきたい。

(1) 練習始め

①練習場所に参加者が集合したら、一礼後、練習メニューの確認を行う。銃と胴乱は必ず持参する。着物は各自自由であるが、総合練習の場合全員持参して行う場合がある。

②銃（必ず登録証持参—如何なる場合にも登録証提示できること）の状態確認をおこなう。作動不良及び銃付属品の落脱等がないか確認する。

③銃の発砲所作確認（参加者全員で行う）。胸構え、火縄付け、銃構え（標的に向けて一斜め上空に向けて）、火蓋を切る、放つ。この動作を1回行い、改めて作動不良等の確認を行い、安全確認する。

④練習—西洋流銃陣の反復練習の開始

(2) 西洋流銃陣練習

①銃陣基本形1の反復練習。

②銃陣基本形の練習の場合、参加者人数により編成数が異なる。三人1編成の場合もあり、また、二人2編成の場合もある。ここでの練習は、各編成の中にあっても、決められた所作を完全にこなすことが求められる。繰り返しの練習の中で、臨機応変の対応が出来ることが求められる。固定位置での自分の役割以外、号令一下で銃陣編成して行動できるようにしたい。

③各編成には号令者がいる。全体号令と、各編成号令とが一体となって銃陣行進・演武。

(3) 練習終わり

①全体集合後、練習上の反省を行い、一礼して終了。

②銃の点検確認を行う。

註 21 平成 17 年度の東京や板橋区を含む 23 区特別区は、国内の不況とは無縁の金融及び IT 関連を含めた都下企業の好成績につられ膨大な納税額が納められた。これは一時板橋区の財政を潤し潤沢な予算配分となるが、バブル後の不景気と緊縮予算経験してきた行政組織にしてみると、自由で使い勝ってのよい予算編成を組むといっても、それを使う発想と運用する組織・人材が育っていなかったのである。当時、教育委員会生涯学習課に所属していた郷土資料では、従来の秋季予算編成枠に加え数年間別途予算を加えるという臨時経費の使い方についてどう提案すべきか具体的な内容を固めていたわけではなかったが、鉄砲隊の事もあってすぐに名乗りを上げたのである。

註 22 (財) 日本武道館、日本武道協議会、(社) 日本甲冑武具研究保存会等の共同主催による古武道演武。この内容を参考に行列・内容を構成した。

註 23 川添登監修 平成 13 年「地域博物館への提言」ぎょうせい

(板橋区立郷土資料館館長)

野外博物館再考

— 「遺跡・史跡野外博物館」と「民家野外博物館」の峻別—

The reconsideration of an open air museum
- Making a clear distinction between “An open air museum of remains” and “An open air museum of private house” -

齊藤 千秋

SAITOU Chiaki

はじめに

日本における本格的な野外博物館の始まりは、昭和31年(1956)に大阪府豊中市の服部緑地公園内に建設された日本民家集落博物館であるとされている。⁽¹⁾ この日本民家集落博物館が、民家を中心とした展示を行っている野外博物館であることは、館名からも明らかである。野外博物館において、民家は主な展示資料であり、多くの博物館で取り扱われている。

本稿で筆者は、特に民家を展示する野外博物館を遺跡・史跡等を主題とする「遺跡・史跡野外博物館」と峻別し、その呼称を「民家野外博物館」として提唱するものである。さらに、「民家野外博物館」の性格を明確にするとともに、「民家野外博物館」が、地域における伝統的生活様式を保存し、将来に伝えていくための最適な施設であることを再度明らかにするものである。

「民家野外博物館」の概念史

1. 藤島亥治郎の民家野外博物館

野外博物館については、新井重三をはじめとして多くの研究者によってその概念や分類が規定されてきた。しかし、その中で、「民家野外博物館」という分類を行ったのは、藤島亥治郎が嚆矢であると看取される。藤島は、昭和53年(1978)に著した「野外博物館展示の家」⁽²⁾において、野外博物館を3つに分類した。

①近代野外博物館

幕末から明治・大正から昭和に至る日本近代建築とその他の文化史料を展示する博物館である。Ex) 明治村(愛知)

②近世野外博物館

寺社から町家・農家に至るまで江戸時代の建築を総合する施設である。Ex) 江戸村(金沢)

③民家野外博物館(以下、下線部は筆者が付したものである。)

「民家といえはすぐ草深い里の草葺家のような連想を伴うが、ここでいう民家はそのようなものばかりではない。およそ住宅として建てられたものから、宮殿・殿舎・寺社の庫裏・方丈・客殿等を除き、家族構成をなした人々が常住生活をする住宅を指すもので、したがってその階層の面では中流以下、社会的面では都市村落のすべてに及び、構造的面では、木造が

主体であるが、れんが造・石造等の家も差別なく含まれる。また、一民家の範囲内には屋敷地内のすべてが籠められてはじめてその家の生活機能が完璧であるといえる。⁽³⁾

藤島は、主に伝統的建造物を展示している野外博物館について、その収集・展示された建物の時代またその性格によって、①近代野外博物館・②近世野外博物館・③民家野外博物館とした分類を行った。

さらに、筆者が下線部を付した③民家野外博物館については、詳細な事項が述べられている。

「(前略) 民家が博物館となる理由は種々あるであろう。(中略) いずれにしる民家は現地でそのまま博物館となっている場合は最も好ましい手段として歓迎すべきである。ただし、これらの家は文化財指定の家ならもとよりのことであるが、そうでないものがあったとしても、できるだけその家の旧態を残しておくことを心掛けるべきである。(後略) 事情上可能ならば慎重な調査の上で、出来るだけその家の建った時の状態のまま復原すべきである。」⁽⁴⁾

つまり、下線部の通り、民家は現地において、博物館となって保存することが最も望ましいとしている。また、可能であれば、建築された姿のまま復原することが必要であるとしている。

2. 杉本尚次の野外民家博物館

杉本尚次は、海外や日本における野外博物館の研究をする中で、野外博物館の定義を行っている。特に民俗建築である民家の研究において、野外民家博物館(民家園を含む)に注目している。そして、平成14年(2002)「野外民家博物館の100年—民家の生活復原展示をめぐって」⁽⁵⁾の中で、野外民家博物館(民家園)の定義を明記している。以下にまとめると、

- ①人文系野外博物館である。
- ②主として伝統的建築物(民家—民俗建築など)や、生活用具類などを収集し、セットにして野外に移築し展示(収集・移築型展示)した施設。
- ③広義には伝統的建造物群保存地区や伝統的民家(町家)などによって構成される景観(町並み)および修景を施した地区(現地保存型)も含まれる。
- ④民家や史跡、産業遺跡などを含んだ環境を保存し公園化した施設や、広い地域を含むすべての伝統文化と周囲の自然環境とが結びついた、地域環境ともいえるエコミュージアム(現地保存型)も含まれる。

また、「現地保存型は環境と共に生きていた直接体験からくる生きている姿やその迫力、強い利点も多い」としているが、一方で「失われてゆく伝統文化が激増している現状では、現地での保存が難しい場合、保存の手段として収集展示型、移築復元型野外博物館も重要」と言及している。

すなわち、野外民家博物館(民家園)とは、人文系の野外博物館で、主として民家を生活用具類とセットにして展示を行っている施設であるとした。また、杉本は藤島と同様に、現地保存出来ない場合の移築復元の重要性を説いている。

3. 落合知子の民家・集落博物館

次に、落合知子の『野外博物館の研究』⁽⁶⁾における野外博物館の分類について紹介する。落

合は、野外博物館の分類として「民家野外博物館」というカテゴリーは示していない。しかし、今後、「民家野外博物館」が重要視される可能性を示唆する分類を行っている。

以下が、落合の野外博物館分類をまとめたものである。

①現地保存型野外博物館

最も理想的なタイプの野外博物館である。完全な情報発信ができ、臨場感・迫力・保存において最も優れている。

②移設・収集型野外博物館

原位置から他の場所に移して、復元および建築する。そのため、環境復元が大きな要件となる。

③復元・建設型野外博物館

一部に実物資料の移築も見られるが、基本的に実物資料を移築保存するのではなく、あくまでも新たに創造建築するタイプ。テーマパーク的野外博物館に多くみられる。

野外博物館の分類は、平成元年（1989）に新井重三の「野外博物館総論」⁽⁷⁾において、系統化された。しかし、落合が提唱した③復元・建設型野外博物館は、新井が行った分類項目には存在しない新たな分野であった。この分類は、落合が「新たに建設された形態」⁽⁸⁾を有する野外博物館の实在からはじめて提唱したものである。また、復元・建設型野外博物館の種類として、

- 1) 歴史博物館
- 2) 野外美術館
- 3) テーマパーク、逍遙・体験博物館
- 4) 集落・民家博物館、回想館

以上の4つに分類している。

ここで、下線部を付した4) 集落・民家博物館に注目したい。落合は、事例として「千葉県立房総のむら」（以下、房総のむらと表記）を取り上げている。当該博物館は、現地保存型でもなく、移築復元型（一部を建築物を除いて）の野外博物館でもない。しかし、これからの野外博物館、そして「民家野外博物館」を考える上で、落合の復元・建築型の野外博物館という分類は重要性を帯びてくるものと考えられる。

以上の藤島、杉本、そして、落合の定義を踏まえ、「民家野外博物館」の必要条件を提示していきたい。

まず、「民家野外博物館」とは、人文系野外博物館である。そして、展示の主体になる民家は、「家族構成を成した人々が常住生活をする住宅」を指すものとする。民家においては、現地保存が望ましいが、ほとんどの野外博物館では移築復元の民家が多い。しかし、地域の特色を考慮した場合、現時点においてその特色を示す民家が消失している場合が多い。この時、伝統ある建築技術によって、当時の民家を建設し、その姿を後世に残し伝える必要性も往々にして生ずる。つまり、落合が示した復元・建築型の民家野外博物館も定義として含まれると考える。さらに、民家野外博物館における展示は、民家とそこで使用されていた生活用具（民具）をセットにしなければならない。また、「一民家の範囲内には屋敷地内のすべてが籠められてはじめてその家の生活機能」⁽⁹⁾が表現される。つまり、一民家を取り巻く環境も展示する必要があるのである。

文化財保護法からみる「民家野外博物館」

他の野外博物館から「民家野外博物館」を峻別する際に、昭和 25（1950）年公布の文化財保護法について考える必要がある。以下、引用する。

文化財保護法⁽¹⁰⁾（昭和 25 年 憲法第 214 号）

第 1 章 総則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的工場に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次ぎに掲げるものをいう。

① 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下、「有形文化財」という。）

② 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は美術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

③ 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの（以下「民俗文化材」という。）

④ 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳、その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

⑤ 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で、価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 （略）

3 この法律の規定（略）の中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

文化財保護法は、従来の国宝保存法（1929 年）・史蹟名勝天然記念物保存法（1871 年）・重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（1933 年）を廃して、下線部を引いた建物・美術工芸品・遺跡・自然物・景勝地などを含めた有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物の保護活用のために統一的な法規として定められた。こうした文化財を所有している施設の多くは、博物館法の規定に則した博物館である。しかし、建造物や遺跡・史跡等においては、博物館法にその用語がない野

外博物館を中心に保存や展示が行われてきた。

日本における野外博物館の萌芽とされる大阪府の日本民家集落博物館は、博物館法にもとづいた施設であり、また、川崎市立日本民家園も同様である。つまり、民家を扱う施設については博物館法に従って設立されており、野外博物館の中でも特に博物館法に則した施設であるといえる。

また、遺跡・史跡等については、整備され、付随する施設で展示や当該史跡についての情報発信が行われている所もある。しかし、整備・保存のみで終わってしまい、情報を発信するための施設を備えていない遺跡・史跡も少なくない。つまり、多くの遺跡・史跡は、博物館法に規定される施設はなく、文化財保護法の規定の中でとどまっているといえる。

すなわち、民家野外博物館とは、博物館法に則した野外博物館として区分することが可能である。

日本における野外博物館の中の「民家野外博物館」

1. 野外博物館の設立から

周知のように、世界で初めての野外博物館は、1891年に設立されたスウェーデンのストックホルムにあるスカンセン野外博物館⁽¹¹⁾である。先述したが、日本における嚆矢となる民家野外博物館は、大阪府豊中市に所在する日本民家集落博物館である。創立は昭和31年(1956)で、スカンセン野外博物館よりもおよそ60年遅れて設置された。

ここでは、野外博物館または民家園となっている博物館の一覧表(表1)から民家野外博物館を考察する。この表は、設立順に、各館に収集・展示されている資料の年代や地域、種類の欄を設けている。

まず、野外博物館の設立年についてであるが、1960年代において各地に「博物館」「資料館」と称した野外博物館が設置されはじめる。ここで、設置された野外博物館の展示資料の地域について注目したい。愛知県の博物館明治村や、神奈川県川崎市の川崎市立日本民家園の地域設定は全国となっている。全国各地において伝統ある建造物を移築・収集し、展示を行っている。つまり、当時設置された野外博物館は、日本各地における代表的な民家の避難場所であったともいえる。この点は前述した、大阪府の日本民家集落博物館も同様である。

日本民家集落博物館の案内図を見ると、広大な敷地の中に各地の民家は隣接して移築されていることが分かる。これは、野外博物館の条件である、資料(民家)を取り巻く環境の再現がされていない。つまり、野外博物館においての展示としては成立していないと考える。また、川崎市立日本民家園も同様であるが、敷地内において、「宿場」「信越の村」「関東の村」「神奈川の村」「東北の村」の5つのエリアを設け、各地域別にまとめて配置している点が高く評価できる。これは、「同一地方の民家を集めるように工夫」⁽¹²⁾されたもので、日本民家集落博物館よりも、展示に関する工夫が窺える。また、川崎市立日本民家園において特筆すべきは、民家を見学する前に導入部として展示室を設けていることである。

1970年代に入ると、館名においては1960年代と変わらず「博物館」「資料館」とする野外博物館が多いが、全国から資料を収集し、展示を行っている館は設置されていない。これは、民家

を収集・展示する野外博物館が増加していく中で、単に伝統ある建築物を全国から集めるのではなく、各地域において、その環境下に建築された建物を保存していくことが定着していったことが窺える。

博物館の名称での変化が顕著に現れるのが 1980 年代である。それまで日本で野外博物館が設置されてきたが、その多くが「博物館」「資料館」であったことは前述した。しかし、1960 年代から「明治村」や「川崎市立民家園」というような「村」「民家園」と称した野外博物館も設置されていた。この「村」や「民家園」とした野外博物館が増加するのが 1980 年代であることが分かる。筆者は、「村」「民家園」とすることで、当該野外博物館に設定された空間の理解が深まると考える。

さらに、1990 年代では、館名として「ふるさと」「みちのく」「暮らし（くらし）」といった言葉を用いた野外博物館が登場してくる。これは、伝統ある郷土の生活を表現した館名であると捉えることができる。すなわち、各地において郷土の伝統ある文化を観覧者に見せることを目的としていることが窺える。

各年代において、館名は、当該博物館の設置目的やその性格を表すものであると考える。野外博物館が設置されていく中で、徐々に、それらが設置された地域の生活や文化に焦点をあてた館が増加していくのが分かる。つまり、館名からも民家野外博物館としての役割が、明らかになりつつあると分析できる。

2. 民家野外博物館の「建物」資料

野外博物館の主たる資料は、建物である。その中でも、ほとんどの野外博物館において「民家」が収集・展示されている。しかし、民家のみで展示しているのではなく、一民家の範囲内に存在した建物も併せて展示されている。つまり、民家が存在した環境を含めて展示を行っている館が多い。

また、民家のみではなく、民家以外の建物を収集・展示している野外博物館としては、明治村や北海道開拓の村が挙げられる。明治村は、明治年間における建物を収集し展示を行っているため、「帝国ホテル」や「教会」などの公共的な建物や宗教に関する建物が民家と併せて展示されている。また、北海道開拓の村では、開拓時代における建物として銀行や工場などが展示されている。

ここで、民家とそれ以外の建物について考えたい。「民家野外博物館」とした場合、民家が主たる展示資料であることは言うまでもない。先に紹介した杉本においても、建物資料の分類が行われており以下に示すと⁽¹³⁾、

- A) 農家・町家・漁家などの主屋と穀倉・倉庫・家畜舎などの付属建物
- B) 農村工業や伝統技術に関する建物
…陶器工房・搾油小屋・製材所・製粉小屋・鍛冶屋・水車・風車など
- C) 宗教的な建物
…教会・十字架堂・小祠など
- D) 公共的建物

…小学校・役場・徴税小屋・郵便局・消防署・刑務所・ホテル・小劇場など

上記の分類からも分かるが、民家である農家・町家・漁家の主屋と、ホテルや小学校などの公共的建築物は異なった機能を持つ。この機能の異なる資料同士を、野外博物館の同敷地内において展示することは、違和感を持たざるを得ない。それは、野外博物館とは「それぞれの資料が歴史的なものであったり、そこに加えられる自然的要素、要するに風土です。風土が現場に息づいているということに意義を持たせる」⁽¹⁴⁾ことが最大の特徴であるが故であると考え。例えば、房総のむらにおいて一民家を展示する際、建物資料である民家とそれに付随する建物、さらに農作地をも併せて展示を行っている。つまり、民家が主となりそれを取り巻く自然的環境が再現されていることが重要である。自然環境下において民家を配し、さらにその生活を展示することが「民家野外博物館」の条件になると考える。

そのため、民家以外のホテルや教会、小学校などの建物を併せて展示する野外博物館においては、環境の異なったものが同じ空間に現出してしまうことで、観覧者に違和感を与えると考える。

3. 民家における展示

また、「民家野外博物館」として峻別する際に必要な事項となるのが、民家とその生活用品（民具）をセットで展示していることであると考え。

多くの野外博物館において、民家の内外部に生活用品（民具）をセットにした展示が行われている。筆者の訪れた、日本民家集落博物館・川崎市立日本民家園・房総のむらでは、どの館においても民家と生活用品（民具）を併せての展示を行っていた。また、実演や体験、催し物についても、各館において取り扱っている地域に応じて行われており、これについても「民家野外博物館」とする必要な条件として視野に入れる必要があると考える。

つまり、民家を展示することは、建築物のみとして捉えるのではない。その民家を取り巻く生活（生活用品である民具の展示や、当時の生活を示す実演や体験）や環境を合わせることで、生きた資料になると考える。つまり、建物（民家）をめぐる「生活」をも展示し再現する必要があるのである。民家での展示の詳細については別稿で記す事にする。

「民家野外博物館」の必要性

野外博物館は現地保存のものが最も理想的であることは確認するまでもない。本稿において峻別を試みた「民家野外博物館」もまた例外ではない。現地において保存された民家は、環境や景観が十分に伝承されている場合において、その姿は説得力と迫力を得る。しかし、戦後から現在に至るまで、人々の生活や取り巻く環境は大きく変化していった。そのため、伝統技術が施された民家は姿を消していった。こうした状況を憂える人々によって、各地の伝統ある民家が一部に収集・保存され、野外博物館としての機能を持つようになっていった。これが、1960年代の「民家野外博物館」の特徴であると考え。そして、各地において、民家を収集・保存した「民家野外博物館」が設置され「民家園」「民俗村」という名の施設が増加していった。しかし、移築・保存する以前に姿を消してしまった伝統ある民家も存在していたことは言うまでもない。こうした

問題から、千葉県の方総のむらは、現在において姿なき民家を当時の伝統ある技術に従って復元・建設をし、その姿を後世に残そうとした「民家野外博物館」であるといえる。

「民家野外博物館」は、設置された年代によってそれを取り巻く問題は様々である。その現状に応じて、民家野外博物館の性格は異なるものとなる。しかし、「家族構成をなした人々が常住生活をする住宅」である民家を展示していることに変わりはない。

展示については前述したが、生活用品である民具を民家において展示することで、その民家をめぐる「生活」をも再現することが可能である。民具は、単体では、その資料の情報を得ることが難しく、使用目的別にまとめて展示されることが多い。例えば、稲作において用いられる民具を工程順に並べる展示がある。つまり、複数の民具資料を組み合わせることで、単体では分かりづらい使用法が相乗効果により自ずと理解できるようになる。

こうした民具の性格を踏まえた際、民家においての民具展示とは、大規模な構造展示になるといえる。民家の土間に、調理に使用する用具類が適切な場所に置かれ、居間には、衣類などを収納した棚や、机が配置される。これにより、資料一つ一つの使用方法・場所が理解できるのである。また、このような展示は、屋内の博物館での部屋の一場面を切り取った再現展示と比べ臨場感に富むことは言うまでもないことである。

つまり、「民家野外博物館」は民具展示にふさわしい場であると考えられる。民家とは、生活の場であり、そこで生活用品である民具を効果的に展示することができ、最も情報を発信できる場なのである。民具展示には欠かせない展示空間である。

現在、各地域博物館には雑多に収集された民具が溢れている。主体となる「観る」型の美術的展示法では、こうした民具を生かすことが不可能であるため、展示をされず死蔵されている。このような民具を生かし、過去の経験側に基づく「民家野外博物館」で、構造的に展示が行われれば、地域の民俗を理解する上で多大な効果を生むものと考えられる。

この「民家」を主体とした野外博物館を、分類として「民家野外博物館」と位置付ける必要を唱えたい。

最後に「民家野外博物館」の必要条件をまとめて提示したい。

1) 人文系野外博物館

2) 展示資料は民家が主体であり、一民家に付随する建造物も含める。

また、農村歌舞伎舞台や水車などの建物については、民家が展示された環境下において不自然でないものであれば含める。

3) 民家の内外部において、生活用品を併せて展示される。

さらに、敷地内において、展示されている民家の生活に併せた実演や体験などが出来る。

以上の大きく3つの要素を備えた野外博物館を「民家野外博物館」として野外博物館から峻別したい。

註

- (1) 青木俊也 2007 「生活再現展示の思考」『年報 人類文化研究のための非文字資料の体系化』
第4号 神奈川大学 21世紀 COE プログラム研究推進会議
- (2) 藤島亥治郎 1987 「野外博物館展示の家」『野外博物館総覧』社団法人日本博物館協会
- (3) 前掲 註2
- (4) 前掲 註2
- (5) 杉本尚次 2002 「野外民家博物館の100年—民家の生活復元展示をめぐって」
『住まいの100年』日本生活学会 株式会社ドメス出版
- (6) 落合知子 2009 『野外博物館の研究』雄山閣
- (7) 新井重三 1989 「野外博物館総論」『博物館学雑誌』 第1・2号合併号
- (8) 前掲 註6
- (9) 前掲 註2
- (10) 第二次世界大戦中および戦後における文化財の荒廃と法隆寺金堂の火災を契機として、1950(昭和25)年5月30日に公布された。
- (11) スカンセン野外博物館とは、1891年にアートゥル・ハセリウス (Artur Hazelius) (1833~1901) によってスウェーデン国内の異なった地域の過去の生活や仕事を現代の人にいかにかに伝えるかを目的として、ストックホルムのジュールゴーデン島に設置された世界初の野外博物館である。
- (12) 杉本尚次 1977 『地域と民家 日本とその周辺』株式会社明玄書房
- (13) 杉本尚尚 1991 『欧米伝統文化の実像—「民家」を中心とした生活形態の研究—』
図書印刷株式会社
- (14) 青木豊・内川隆志・粕谷崇・金山喜昭・加藤有次 1976 「野外博物館の現状と展望」
『國學院雑誌』第94号 第2号
- (15) 筆者が提唱する「民家野外博物館」として合致する野外博物館に、丸印を記した。

(國學院大學大学院博士課程前期)

(表1) 野外博物館年表

番号	西暦	博物館名	都道府県	時代設定	地域設定	その他設定	主な建物	民家野外博物館(注15)
1	1950	致道博物館	山形	明治	山形		郡役所・警察署庁舎・農家	
2	1952	北方文化博物館	新潟	江戸	新潟		農家・倉	○
3	1958	長崎市ゾラ一園	長崎	居留地時代	長崎		洋館	○
4	1960	日本民家集落博物館	大阪	江戸	全国		農家・高昇櫓	○
5	1961	小川原湖民俗博物館	青森	明治		沢沢栄一・叔三		
6	1964	県立さきたま資料館	埼玉	幕末			稲作農家	
7	1965	明治村	愛知	明治	全国		帝国ホテル教会・庁舎	○
8		奈良民俗館	奈良	江戸	全国		農家・観音小屋	○
9	1967	川崎市立日本民家園	神奈川	17~19世紀	全国		民家	○
10		百万石文化園・江戸村(現在:金沢湯涌<江戸村	岐阜	江戸	全国		民家	○
11		高山市立飛騨民俗村	石川	江戸	北国街道		民家	○
12		肥後民家村	熊本	江戸	全国		民家	○
13	1972	県立立山博物館	富山				民家	○
14		宮崎県総合博物館(民家園)	宮崎	江戸中期			民家	○
15	1973	奈良県立民俗博物館	奈良	江戸			民家	○
16		県立吉備路風土記の丘	岡山	明治			民家	○
17	1975	国営沖繩記念公園	沖縄	明治			役場	
18		宮地地獄神社民俗村	福岡	江戸			首里城	
19	1976	町田市立薬師池公園	東京	江戸	九州地方		民家	
20		千葉県立房総風土記の丘	千葉	江戸中期	町田市		民家	
21	1977	四国民家博物館	香川	江戸	四国		民家	
22		遠野市伝承園	岩手	江戸	遠野		民家・御用蔵・農村歌舞伎舞台	○
23		天霧村	秋田	江戸	秋田		農家・水車小屋・土蔵	○
24	1979	石川県立白山麓民俗資料館	石川	江戸	石川		農家・商家	○
25		富山市民俗民芸村	富山	江戸	富山市		農家・板倉	○
26	1980	富山市歴史民俗資料館	静岡	奈良・平安・江戸大正	富山市		民家・病院・倉	○
27		福島市民家園	福島	江戸中期~明治初期	福島		民家・商人・芝居小屋・板倉	○
28	1982	琉球村	沖縄	江戸後期	沖縄本島・諸島		民家	○
29		北海道開拓村	北海道	開拓時代	北海道		民家・銀行・酒場・工場	
30		江戸東京たてももの園	東京	江戸後期~昭和初期	東京		農家・商家・近代住宅	
31	1983	福井県おさごえ民家園	福井	江戸中期~明治初期	福井		民家・板倉	
32		下呂温泉合掌村	岐阜	江戸	白川郷		民家	
33	1983	リトルワールド	岐阜	江戸	諸外国		民家	
34	1986	千葉県立房総のむら	千葉	江戸初期~明治初期	房総地域		町屋・民家・武家屋敷	○
35		世田谷区立次大夫堀公園民家園	東京	江戸時代	世田谷区		民家・土蔵・火のみ櫓	
36	1987	府中市郷土の森	東京	江戸後期~大正	府中市		商家・農家・役場・小学校校舎	
37		岩手県立博物館	岩手	江戸	岩手		民家	
38	1898	みちのく民俗村	岩手	江戸中期~明治	北上市		民家・土蔵・火のみ櫓	
39	1992	豊多方蔵の里	福島	江戸中期~大正	豊多方		民家・藩所・数寄	
40		奥州市武家住宅資料館	岩手	江戸	奥州市		民家・郵便局舎	
41	1993	小平ふるさと村	東京	江戸初期・明治	小平市		民家	
42		郡山市開成館	福島	明治	郡山市		役所・民家	○
43	1994	大和市郷土民家園	神奈川	江戸後期	大和市		民家	○
44	1995	浦和くらしの博物館民家園	埼玉	江戸時代	浦和市		農家・長屋門・大谷石倉庫	○
45	1996	岩手県遠野ふるさと村	岩手	江戸中期	岩手		民家	○
46		みちのく公園ふるさと村	宮崎	19世紀	全国		民家	○
47	1999	暮らしの伝承郷	福島	江戸~明治	いわき市		民家	○

【参考文献】

- ・菅野康二 1985 「福島市民家園」民俗建築」第87号 民俗建築学会
- ・菅野康二 1985 「喜多方市蔵と民家園」民俗建築」第88号 民俗建築学会
- ・宮崎勝弘 1986 「千葉県移築民家案内(1)」民俗建築」第89号 民俗建築学会
- ・山崎 弘 1988 「府中市郷土の森」民俗建築」第93号 民俗建築学会
- ・早瀬哲恒 1990 「大和民家公園の民家集落」民俗建築」第97号 民俗建築学会
- ・坂田 泉 1985 「みちのく民俗村 北上市立博物館」民俗建築」第87号 民俗建築学会
- ・山崎 弘 1987 「さきたま風土記の丘」の民家」民俗建築」第88号 民俗建築学会
- ・宮崎勝弘 1987 「千葉県移築民家案内(2)」民俗建築」第89号 民俗建築学会
- ・武知 豊 1989 「世田谷区の民家園」民俗建築」第95号 民俗建築学会
- ・篠田智章 1990 「房総のむら」民俗建築」第98号 民俗建築学会
- ・日本民俗建築学会 2001 『図説民俗建築大事典』
- ・杉本尚尚 1991 『欧米伝統文化の美像—「民家」を中心とした生活形態の研究—』 図書印刷株式会社

野外博物館のバリアフリーについての一考察

A study of the barrier-free design for Open Air Museum

中村 千恵

NAKAMURA Chie

はじめに

博物館とは、市民の生涯学習を支える社会教育施設のひとつである。そうである為には、年齢や国籍、しょうがい等、個人が有する特性に関わらず、あらゆる人が楽しく快適に利用できる場所であってはならない。筆者が現在研究を進めるハンズ・オン展示を含め、各地の博物館において様々な取り組みが行われているが、未だ明確な形を示すには至っていないように思われる。

博物館におけるバリアフリー関係の文献を読むにあたり、野外博物館について論じられたものが少ないと考え、今回これをテーマとして設定した。屋内に資料を収集するタイプの博物館に比べ、野外博物館は野外へ自らが足を運び、周囲の雰囲気・環境を含めた展示全体を体感してもらうことに、大きな意味があると考えられる。その為に、野外博物館は特にバリアフリーやユニバーサル・デザインといった観点を重視するべきなのである。本稿は、筆者が実際に見学した事例を交え、野外博物館に限定したバリアフリーの必要要件や今後のあり方について考察するものである。

尚、しょうがい者の表記については、引用部分や、註釈等以外はひらがなでの表記に統一する。これは、一部のバリアフリー論者が指摘している、「障りのある・害のある」という漢字の意味を除外するという考え方に賛同する為である。

1. バリアフリーについて

バリアフリーの概念

野外博物館におけるバリアフリーについて記述する前に、ここでは博物館に関わるいくつかのバリアフリーの概念について述べておきたい。すでに周知のものばかりではあるが、筆者のバリアフリー自体に対する考え方を明らかにする目的で、ここに今一度の説明を行うものである。

ノーマライゼーション ノーマライゼーション (normalization) とは、「一般的には、障害者を含む社会的支援の必要なすべての人たちに普通の市民の通常的生活状態を提供することを目的として掲げている」⁽¹⁾概念である。しょうがい者も健常者も共に生きる社会こそノーマルであり、そのハンディキャップを特別視せず、お互いの権利を尊重し合って普通に暮らすことを目指す考え方であり、方法とされる。1950年代のデンマークで起こった、知的しょうがい者への収容施設保護への批判運動の中から誕生し、1960年代後半にはアメリカでも導入された。

日本では1975年(昭和50)前後から知的しょうがい者に対するサービスの分野で当該用語が使用されるようになり、現在では社会福祉分野全体の基本的理念となっている⁽²⁾。

バリアフリー バリアフリー (barrier-free design) とは、「身体障害などの何らかの原因によって、ある社会や環境においては何らかの行為を達成するために障壁 (バリア) が存在することがある。…中略…このバリアが取り除かれた状態をバリアフリーと言い、そのために環境や道具、日用品などを適正なものに改変すること」⁽³⁾である。この概念は、身体しょうがい者の移動環境についての議論を中心に普及してきており、主にハード面での対策を考える上で、重要なキーワードとされるが、近年では人々の行動や心理的側面から観た「目に見えないバリア」といった社会的環境についても当該用語が使用され、物理的環境と共に注目される。

ユニバーサル・デザイン バリアが存在することを前提としているバリアフリーの概念は、アメリカの専門家の中には消極的であるとして批判的な見方もあり、賛否が分かれる所である。これに対して「後から改造や特殊解のデザインをしなくとも、最初からすべての人にとって最大限の拡張性を持った使いやすい環境や家具、道具類をデザインする」(註3)ことを目指す、ユニバーサル・デザイン (universal design) という概念が生まれた。この概念を提唱したアメリカのロン・メイス (Ron Mace) は、建築家であり製品デザイナーでもあった。上記の定義にはものづくりからの視点が見られるが、特筆すべきなのは、彼自身が車椅子使用者であった事も相俟って、ここで初めてある領域の専門家の視点と共に、使用者としての視点を持ち合わせた概念が誕生した事なのであった。この分野の博物館についての研究は、神奈川県立生命の星・地球博物館元学芸員の奥野花代子が詳しく、後述する青森県・三内丸山遺跡時遊館のユニバーサル・デザイン導入に際して指導を行っている⁽⁴⁾。

以上の3項が、大まかではあるが現在主に使用されている専門用語であり、概念である。日本でもこれらの考え方が広まり、博物館でも多くの試みが行われているが、まだまだバリアの除去は不十分であると看取されるのである。

また、現在とられている措置が本当に適切なものかどうかを、継続的に見直していく必要があるであろう。ノーマライゼーションやバリアフリーという考え方では、十分に使用者の目線に立っているとは言い難く、「普通の状態に標準化する」という考えの下に行われた措置は、逆にしょうがい等を特殊化し浮き彫りにさえしている実情もある。こうした事態は、使用者にとっては不快感を抱くものであり、避けねばならない要件なのである。以上の観点から、筆者は今後のバリアフリー対策を行う上では、ユニバーサル・デザインの視点に立った措置をとることが常套手段であると考えているのである。

しかし、現状ではユニバーサル・デザインという言葉のみが先行し、独り歩きしている感が否めないことも事実である。当該用語を使用する者の解釈も、様々であるように思われるので、ここで今一度、ユニバーサル・デザインの「7つの原則」を以下に確認する⁽⁵⁾。(日本語訳:筆者)

1. 公平な利用 (Equitable use)
2. 利用にあたっての柔軟性 (flexibility in use)
3. 単純かつ直観的 (simple and intuitive)

4. 知覚に訴える情報 (perceptive information)
5. ミスを許容する寛大さ (tolerance for error)
6. 身体的能力に制限されないこと (low physical effort)
7. 利用し易い寸法と空間 (size and space for approach and use)

これはあくまで製品デザインが元になった概念であり、それを丸ごとそのまま博物館の中に応用することは難しいであろう。だが、この考え方を基本として、施設のハード面に限らず博物館が行う展示を含む教育活動にも、ユニバーサル・デザインを取り入れることは可能であると考える。

2. 博物館におけるバリアフリー

博物館としょうがい者についての先行研究

博物館としょうがい者についての研究史は、山本哲也の「博物館のバリアフリー計画」(註2)に詳しい。日本で最初にしょうがい者への教育活動に関する記述が認められるのは、山本によると1938年(昭和13)の『博物館研究』第11巻第2号「海外事情 ◇植物園の教育行事」である。ここでは、ニューヨークのブルックリン植物園を取り上げ、視覚しょうがい者への特別講座という形の対応が述べられているのが嚆矢である。その後は、戦争で混乱の時期でもあり論じられる事はなかったようである。再度目にするのは、1961年(昭和36)の『国立博物館ニュース』第166号所収の岩崎友吉による「身体の不自由な人にも美術鑑賞の機会を」が戦後初出である。この中では、身体の不自由な人への対応として、「車つきの椅子」を用意することを提案しているものとされるが、山本はこの表現について「「車椅子」という言葉すら普及していないことが読み取れるものであり、当時の日本のしょうがい者福祉の状況も見えてしまうような観がある」と断じている⁽⁶⁾。

更に山本は、総合的な見地からの最初の成果として、「学校教育と博物館(3)」と題する特集が組まれている、1964年(昭和39)発行の『博物館研究』第37巻第5号⁽⁷⁾について論じている。これを取り上げた理由として、以下のように述べている。

最も評価すべき点は、養護学校・盲学校のそれぞれの教員の意見を取り入れていることにある。それは、自らがしょうがい者でなかったり、また、教育上・生活上やその他の場面においてしょうがい者の意見に耳を傾けられる立場になれば、所謂健常者からのお仕着せに陥る恐れを考えなければならないからであり、教育現場にいる者の見解は重要視されてしかるべきと考えるからである。(註6)

これは博物館の設計にあたる時や、教育プログラムを開発する際に必要な視点である。前述したようにユニバーサル・デザインには「利用者の視点」が含まれており、こうした利用者の近くにおり、その特性や対応を熟知している者の意見は貴重であり、大いに参考にすべきである。また、可能な限りしょうがい者や高齢者から、利用当事者としての意見を直接組み入れることも、ハード面に限らず博物館で行われる教育活動には必要である。

その後も、数多くの研究が発表されているが、そのほとんどが視覚しょうがい者か、肢体しょうがい者に対する展示や対応について論じるに留まっている。聴覚しょうがいや内疾患等、

その他のしょうがいについては駒見和夫が⁽⁸⁾に総論的にまとめているが、今後も継続して研究していく必要があるであろう。1996年(平成8)以降の、近年に発表された文献についても、同じく山本の研究に詳しく述べられている⁽⁹⁾。また、山本は、バリアフリーやユニバーサル・デザインを考える上で、今までのようにしょうがい別に対応策を考えるのではなく、「4つの障壁」ごとに考えるべきであるとしている。4つの障壁とは、『障害者白書(平成7年度版)』において、しょうがい者を取り巻く社会環境に存在するバリアとして挙げられた「①物理的な障壁、②制度的な障壁、③文化・情報面での障壁、④意識上の障壁」である。社会教育施設である博物館での場合を考える際に、最も問題となるのは、展示されている資料の情報を伝達する際の③文化・情報面での障壁であると見做される。その為、視覚等特定の感覚のみによる観察ではなく、複数の感覚を活用した観察が可能である展示を行うことが望ましいと考える。勿論しょうがい別の特性も考慮すべき点であるが、それらは既に多くの先行研究で論述されていることと、本編は五感を使用した展示の観察や、人による見学サポートという点に重点を置くということから、本編で詳しく述べることは行わないこととする。

野外博物館の概念

まず、ここで述べる「野外博物館」とはどのようなものであるか、その定義・概念について述べ、その後に野外博物館のバリアフリーに関する先行研究を幾つか挙げることとする。

野外博物館の定義・概念について、発祥の地である欧州では、ヨーロッパ・オープンエア博物館協会(Association of European Open Air Museum=以下AEOMと記述)において示されているものが唯一の例である⁽¹⁰⁾。AEOMは、1957年国際博物館会議(ICOM)に対し、Open Air Museumすなわち野外博物館を提唱し、1959年ICOM第5回総会において承認された博物館協会組織である。

当協会が提唱した、Open Air Museumの定義・概念は、以下の通りである。(落合2009より引用)

- (A) 文化財及び文化地域にある移動不可能なもの、及び移動可能な文化遺産を保存する。
- (B) 文化財及び文化地域の科学的調査を実施し記録する。
- (C) 教育に関連して、文化財及び文化空間自体の歴史を一般市民や民俗研究者に対して公開し普及する。

[定義]

(抄)

Open Air Museumは歴史的に正確な絵になるように自然的、文化的環境を取り入れた展示を通して、夫々の建造物がお互いに関連しあってみられるようにアレンジすることが望ましい。

Open Air MuseumはOpen Air(戸外)における文化史博物館である。現在あるものの大部分は民族学および民俗学にかかわる博物館である。そして、その中の大部分は伝統的な農家や農村文化遺産を扱っているが、なかには少数ではあるが町並みを扱っているものもある。また、実在物を展示するとなると限界がある。特に先史時代の住居等は科学的に

承認されれば再建することもできる。これは、その建物が持つ教育的価値をゆがめるものではない。科学的決定によって高く評価されたものであれば再建、修復、移設等により展示効果をあげることができる。

上記から、AEOM が定義する Open Air Museum、すなわち野外博物館とは、資料を戸外に展示する文化史博物館であり、野外が展示空間であるものの、自然史系の分野は対象外であり、人文系の分野に限定される施設であると理解できる。

では、日本ではどのように定義されているのであろうか。落合知子は、博物館学の視点から木場一夫や新井重三らの論を考察し、AEOM の定義に自然史系分野を加え、以下のような概念を提示している。(註 10)

1. 野外博物館とは野外にある博物館を直戴に指すものではなく、環境景観といった風土をも移設・再現した野外展示空間を有するものでなければならない。
2. 野外博物館は自然系と人文系の両者を併せ持ったもので、さらに総合博物館へと昇華したものでなければならない。
3. 野外博物館は野外展示空間を有すると同時に、核となる博物館を有さなければならない。
4. 核となる博物館の室内展示と野外展示は関連したものであり、室内展示は野外展示を集約したものでなければならない。

我が国の博物館の分類として、展示資料ではなく展示場所による分類である野外博物館は未だ確立しておらず、博物館法他関係諸法令にもその名称は見られない。現状では、唯一文部科学省による社会教育調査の分類に加えられているのみである。しかし、今後も近代遺産や重要伝統的建造物群等、多彩な種類の文化財が増え続けることを考慮すれば、その保存・活用として野外博物館が、その効力を発揮するであろうことは間違いないと考える。そして野外博物館が多くの人に親しまれる場所となるには、バリアフリーは必須要件であると考えられるものである。それ故、多くの文化財を野外博物館として分類を行った落合の野外博物館の定義を踏襲する形で、本稿の論を進める事とする。

野外博物館におけるバリアフリー先行研究

まず、山本は野外博物館に限らず、博物館におけるバリアフリー事例として、主に触察展示を行っている館を歴史民俗系・自然系・美術系と大きく3つに分類して述べており、その中に横浜市歴史博物館に隣接する大塚・歳勝土遺跡公園が列示されている⁽¹¹⁾。ここでは車椅子利用者への対応として、堅穴式住居内に進入できるよう設置されたスロープが取り上げられている。しょうがい別の特性を把握すると同時に、前述した4つの障壁からの考察を行っている点が、博物館学的視点からバリアフリーを捉えており評価出来るものであると考えられる。

バリアフリーの視点から野外博物館にまともな記述がされているのは、野村崇による報告が初出であると看取される⁽¹²⁾。野村は野外博物館におけるしょうがい者との関わりについて、自身の研究課題として設定している。その問題意識から端を発した当該報告は、自身の怪我によって車いすを一時使用した体験をきっかけに執筆されたものであり、肢体しょうがい者(車椅子・各種杖使用者)のみに的を絞った記述がなされているのが特徴である。前・後の二編か

ら構成され、前編は自身が勤める北海道開拓の村について、後編では江戸東京たてもの園と、日本民家集落博物館での調査報告となっている。バリアフリーとしては対象が限定的ではあるものの、複数の野外博物館を調査し、当時の現状を明らかにしたことは、大きな成果であったと評価できる。しかし、スロープやしょうがい者対応トイレ等の設置を以て、バリアフリーが達成されたといった安直な捉え方がなされているように把握できるのは残念である。この点は大いに疑問であり、次章にて詳述することとする。

博物館におけるユニバーサル・デザイン研究の第一人者である奥野花代子は、2002年（平成14）11月30日に開館した、青森県三内丸山遺跡のビジターセンター「縄文時遊館」の設計にあたり実施した事例を、実践報告として発表している⁽¹³⁾。奥野は、視覚にしょうがいを持ち触察に関する研究を行う半田こずえと共に、様々な提言を行った。主に、誘導用の手すりの太さや高さ、それに貼付する点字シートの位置や向き、表記方法、点字ブロックを使用しない誘導用床材の導入、触知図の的確な表現方法等、施設内の多くの部分を検証している。当該報告は、利用者としてしょうがい者自身が、設計段階において多くの点を検証し意見を反映させており、ユニバーサル・デザインの理念に合致している点が評価出来る。今後もこのような取り組みが継続して行われることが望まれる。

しかし、提言が行われたのは展示室外の所謂エントランスホールや廊下に留まっており、展示室内にはユニバーサル・デザインの考え方は反映していないと考えられる。館内での移動という物理的な障壁に対しては有効だが、筆者の考える文化・情報への障壁への対応としては、不十分であると考えられる。

宮崎県立西都原考古博物館では、特徴的なものとして、両肩にスピーカーが配置されたジャケット型音声ガイドと、組み合わせにより空間案内を行う触察ピクトについての事例報告が、東憲章によって発表されている⁽¹⁴⁾。当該施設は、特別史跡西都原古墳群のガイダンス館の役割を担っていた西都原資料館の老朽化に伴い、新設される際にユニバーサル・デザインが導入され、2004年（平成16）4月17日に開館した。開館から約8ヶ月後に、日本ミュージアムマネジメント学会によるユニバーサル・デザインに関するシンポジウムが開催され、前述した取り組みに対する評価検討が行われ、更なる改善を行っている。しょうがい者だけでなく幅広い見学者を対象として計画が行われた点と、人による案内を前提としたことで柔軟性の高い取り組みであると考えられる。

最近では、落合が著書の中で「野外博物館のバリアフリー」という節を設けて論じている。⁽¹⁵⁾落合は、バリアフリーは建築物の中と野外部に大別されるとし、それぞれの事例を挙げている。屋内部に関して、特に歴史的建築物を活用した施設の場合、建築物の保存とバリアフリーを共存させ、出来る限り違和感の無いように施されるべきであると述べ、秋田県小坂鉱山事務所の外付けエレベーターを事例として紹介している。これは歴史的建築物の活用事例だが、建築物そのものを展示資料とする野外博物館に関しても、考えねばならない方策である。また野外部に関しては、段差の無いルートその他、車椅子の貸出・点字の案内パネル等が挙げられているが、屋内部に必要とされる要件と概ね同様であると述べている。各博物館での個別の取り組みに関する報告が多い中、客観的な視点から野外博物館におけるバリアフリーに考察してお

り、野外部に関する配慮が未だ十分でないことを指摘している点が高く評価出来るであろう。

以上数少ないながらも、筆者が読了した先行研究について管見した。結論としては、全体として各博物館における実践報告が多く、野外博物館の特に野外部に関しては、未だ理論として確立されていないことが明らかとなった。また、報告は導入当時のものが多数を占め、その後数年を経て、導入された設備やサービスが機能しているのかどうか不明であり、継続的な報告が望まれる。

3. 野外博物館におけるバリアフリー

野外博物館における必要性和屋内部・野外部の比較

全国各地の野外博物館で、様々なバリアフリー対応が行われているが、果たしてそれらは本当に必要なものであろうか。バリアフリー自体が行われるべきであることは、誰もが認める所ではあるが、主にスロープやエレベーターの設置というハード面の整備に重点が置かれている現状も周知の事実であるかと思う。これは、1994年(平成6)に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称ハートビル法)⁽¹⁶⁾によって、法的拘束力が生まれたことが背景となっている。ハード面の整備は、前述した4つの障壁のうち、主に物理的な障壁を取り除く為に有効である。これは、野外部を有する野外博物館には特に欠かせないものであるが、山麓部や丘陵地帯等に建設された館では、全ての人に対して安全で快適な見学を保証するのは困難である。そうした理由は、抑々野外博物館における展示が、単に資料を野外に展示するのではなく、その地域の自然や季節感をも体感し、楽しむものということに起因するものである。つまり、遊歩道をコンクリートで完璧に舗装し、傾斜を全て崩して平地にしたものは、もはや野外博物館とは言えないのである。こうした点から、筆者は野外博物館におけるバリアフリーでは、ハード面の整備も考慮に入れると同時に、ソフト面の充実を図ることが最も重要であると考ええる。

では、現在行われているバリアフリー対応は、一体どのようなものがあるものであろうか。現状と今後の望ましいあり方を考えるべく、先行研究を参考として、実施されているバリアフリーの種類について、屋内部・野外部での実施例の比較を試みる。

まず屋内部では、物理的な障壁を取り除くものとして、スロープの設置・点字ブロックの設置・車椅子等の貸出・手すりの設置・多目的トイレの整備・エレベーターの設置等が、施設・設備面における対応として行われている。文化・情報面の障壁に対しては、触察展示・音声ガイド・点字解説書等が配置され、数は少ないが手話通訳・筆談での対応・ボランティアによる案内を実施している館も存在する。その他にも、資料を展示室内で展示する所謂博物館では、資料を館外に貸し出すことで、来館が困難な利用者へ学習の便を図っており、当該措置は同時に文化・情報面の障壁に対しても有効である。

次に、野外部での物理的な障壁を取り除くものとして、スロープ式のルート・点字ブロックの設置・車椅子等の貸出・手すりの設置・多目的トイレの整備・救護室等が挙げられる。文化・情報面の障壁に対しても、屋内部と同様に触察展示・点字解説パネル等が配置されている。このように見ると野外部でも十分な対応が行われているように思われるが、所謂博物館との決定

的な相違点は、野外博物館の資料は館外への貸し出しが困難な点である。野外博物館において野外部に展示される資料は、建築物等大型の資料や、遺跡等の基本的に移動が不可能である資料がほとんどである。勿論、野外博物館の屋内部では、収集された民具や土器等のように移動可能な資料が展示されているが、それらはその場から離れてしまえば、本来見学者に伝えるべきメッセージを正確に伝える事は出来ないのである。これは野外博物館の展示が、屋内部と野外部が融合することで機能する為である。

以上のように、野外部のバリアフリーは屋内部と同様の措置に留まっており、野外部の展示を安全・快適に見学するに足るか否かは、大いに疑問が残る。特に、野外部において物理的な障壁に対するソフト対応は、管見の限りでは記載が見られなかった。また、野外部における施設・設備の整備は、風雨等によって屋内部のものよりも劣化が早く、定期的なメンテナンスが求められるが、現状では設置を行うこと自体に重点が置かれ、利用の便や安全性までは、至らない部分が多いように思われる。

野外博物館におけるバリアフリーの必要要件

その上で、野外博物館に必要であると考えられるバリアフリーの要件として、以下の4項を提案する。

- ①安心して博物館へ足を運べるよう情報を発信すること
- ②諸感覚を駆使して野外展示を含む資料の観察が可能であること
- ③雨天時も休憩出来る施設が敷地内に数ヶ所備わっていること
- ④屋内・屋外共に、人による案内を受けることが出来ること

これは、野外博物館が他の場所に移動させることが出来ない遺跡や建築物等の大型資料を有することが主たる要因である。見学者は自らの足で訪れ、資料を取り巻く自然環境や、季節の移ろいも共に体全体で感じる事が、野外博物館の見学に際して重要な要素のひとつであると考える為である。これら4つの要件は、前述した4つの障壁のうち、③文化・情報面の障壁を越え、しょうがい者に限らず多くの人々が野外博物館を見学する際に必要なことであるとする。以下より提案した必要要件を、順を追って考察を行う。

まず①安心して博物館へ足を運べるよう情報を発信することについてだが、館内の対応を積極的に行ったところで、その情報を伝えなければ足を向けることは難しいだろう。情報発信の手段としては様々な媒体が挙げられるが、特に常設的な情報媒体として、Webサイトに注目してみたい。これは博物館から発行されるポスター等の情報媒体が、特別展等に際して作成されるものであることが多く、一時的なものである為である。総務省の平成21年度通信利用動向調査⁽¹⁷⁾によると、情報通信機器の普及率は携帯電話・PHSが96.3%、パソコンが87.2%と高い割合を示している。更に、インターネットの普及率は78.0%となっており、その内パソコン・携帯電話等のモバイル端末の併用が69.0%、パソコンからのみ使用が13.7%、モバイル端末からのみ9.4%となっている。地方や年齢によっても差はあるかと思うが、Webサイトが有効な手段であることは間違いないであろう。

そして浅井勝利も述べているように、博物館のWebサイトは、使用する通信機器や環境に左右されぬようにし、利用の公共性を守らねばならない⁽¹⁸⁾。特に携帯電話に関して、高齢者世

帯では高額のパソコンに比べて普及率が高く、また視覚しょうがい者や聴覚しょうがい者にとっても、携帯電話は使用頻度の高いコミュニケーションツールであることから、博物館の Web サイトは携帯電話からも利用が可能であることが、今後必要な条件となるべきである。Web サイトを作成する際には、知りたい情報がすぐに探し出せるような分かり易いデザインを基本とし、文字の大きさや背景色・文字色等に配慮すると共に、常に最新の情報を掲載するよう心掛けるべきである⁽¹⁹⁾。色覚バリアフリー等に関しては、全国の都道府県庁の Web サイトも参考になる部分があるかと考えられる。

次に、②諸感覚を駆使して野外展示を含む資料の観察が可能であることについては、野外博物館ではひとつの感覚だけではなく、複数の感覚を組み合わせた資料の観察が可能であると考ええる。例えば、江戸東京たてもの園（東京都小金井市）等の民家園では、民家の野外展示の内部において囲炉裏に火をくべる等の情景再現展示を行っている。板張りの床に座って囲炉裏から発する熱を肌で感じ、煙の匂いを嗅ぎながら昔語りを聞けば、囲炉裏が家庭の中でどういった役割を果たしていたのを視覚・感覚・嗅覚等を使って、体全体で観察することが可能なのである。また、三内丸山遺跡（青森県青森市）では、野外展示の大型掘立柱建物が、縄文時代に当該遺跡周辺に生えていた栗の木⁽²⁰⁾で再現されていることを野外展示によって学び、ビクターセンターである時遊館において栗を使用した料理を食べることが出来る。これは野外展示で視覚・触覚等を使って資料を観察し、味覚によって縄文の暮らしに考えを巡らせて、経験を再確認する効果があると考ええる。これらは本来バリアフリーを意図したものではないが、視覚・触覚・味覚・嗅覚等資料に対して様々な感覚から観察を行える体験型展示は、しょうがいの有無や年齢に関わらず効果的であり、バリアフリーやユニバーサル・デザインの視点から捉えても有効であると考ええる。

続いて、③雨天時も休憩出来る施設が敷地内に数ヶ所備わっていることについてだが、野外博物館の見学では、屋内の博物館と比較しても移動距離や、それに伴う疲労が大きくなることは疑いの無いことであろう⁽²¹⁾。更に、野外に特有の事象のひとつとして、天候は非常に大きな事項である。天候条件が悪い中の見学であれば、疲労感はより頻繁に感じられるであろう。しかし現状では、ビクターセンター内に喫茶スペース等が設けられ、野外部は屋根の無いベンチの設置等に留まっている。休憩施設は、身体を気遣うだけでなく、諸感覚をリフレッシュさせてより良い観察を行う為にも必要なものであることを、今一度認識を新たにすべきである。設置の際には、誰もが利用しやすいように、施設内部や出入り口の空間を十分に確保することは勿論、内部に設置する椅子等の素材やデザインも安全性に配慮せねばならない。例えば、車椅子使用者と歩行者と一緒に休憩できるように、壁面に折り畳むことが可能なベンチの設置や、内臓機能しょうがい者や小さな子どもを連れた家族が、人目を気にせず横になったり世話が出来たりというスペースの確保も、休憩施設には必要であろう。

最後に、④屋内・屋外共に、人による案内を受けることが出来ることについてであるが、前述したように野外博物館でも施設・設備等のハード面の整備は、各館でそれぞれ進められている。しかし、やはり文化・情報面での障壁を越えるには、人と人とのコミュニケーションを通じたサポートが望ましいと考える。それは、博物館での経験というものが、「見学者と資料」の

関係だけでなく、資料を通じた「人と人」の関係によっても構成されるからである⁽²²⁾。特に、野外部を持つ野外博物館では物理的な障壁に関しても、有効であると考えられる。野外部においても、ハード面の整備が行われているとはいえ、不測の事態が起こることも考え得る。そうした事態を未然に防ぐには、人による柔軟性に富んだガイドが最も適していると考えられる。展示解説がバリアフリーにも応用可能であるとの考え方は、田川泉・藤田真理子・佐藤美由紀による2004年「博物館のバリアフリー—日米比較—」『広島大学 民族社会研究』第2号においても、看取出来るものである。

また、視覚しょうがい者に限定されたデータであるが、博物館を訪れる際に最も重要視することの中に、「触って観察・観賞できる展示があること」と並んで「理解あるスタッフの存在」が挙げられている⁽²³⁾。更に、博物館職員のバリアフリーに対する意識が高いほど、その館でのバリアフリー対応が進んでいるというアンケート結果によって、博物館職員の高齢者やしょうがい者に対する志向と、その館におけるバリアフリー対応の進展状況が大きく関係している事が明らかになっている⁽²⁴⁾。これらのことから、博物館での見学における人を介したバリアフリーの重要性が読み取れるであろう。また、人による案内が意味するところは、ハード面のサポートとして物理的な障壁に対応し安全な見学を担保するものと、展示についての解説等で五感による観察をサポートし、文化・情報面の障壁に対応するものの2つが考えられる。しかし、それぞれが完全に独立して行われるのではなく、両者が結び付いた案内がより望ましいと考える。

4つ目の項目に付随して、しょうがい者や高齢者等と共に訪れた家族・友人が、一緒に展示を楽しめるツールを考えることも必要であろう。一例として2009年に国立民族学博物館で行われた企画展「点天展」では、点字と墨字の両方が印刷されているパンフレットが配布された。それぞれにどのようなことが書かれているのかを教え合うことで、展覧会を通じたコミュニケーションが生まれると同時に、展示についてもより深い理解が得られるのではないかと。更に、点字使用者と墨字使用者が、お互いの文字文化について触れ合うことが出来、こうした試みを通じて意識上の障壁撤廃への効果も大いに期待できるものである。

4. おわりに

ここまで、バリアフリー関係の先行研究を管見し、野外博物館におけるバリアフリーの現状をまとめると共に、新たに必要要件の定義を行った。そこから、現在行われているバリアフリー対応が、ハートビル法の施行等の一定の強制力によって推進されてきており、ある意味では消極的な対応であることが明らかとなった。今後は、従来の障壁があることを前提とし、それを取り除くための「消極的バリアフリー」から、博物館側は展示によって何を伝えたいのかを考え、それを伝える為には何が必要なのかを考える「積極的バリアフリー」へと、バリアフリーに対する意識の転換が必要であると考えられる。近年では「ユニバーサル・ミュージアム」という言葉も広がり、それ自体を主題とした展覧会も各地で開催されており、博物館関係者に留まらず、一般の方にも認識が進んでいることと思われる⁽²⁵⁾。今後も、継続して博物館におけるバリアフリーに関する研究が進展することが期待される。

今後も博物館教育の視座に立ちながら、バリアフリーの視点を取り入れ、多くの人が共に楽しめる博物館を模索していきたいと考える。

註

- (1) 庄司洋子・木下康仁・武川正吾・藤村正之編 1999『社会福祉事典』弘文堂
- (2) 山本哲也 1997「博物館のバリアフリー計画」『國學院大學博物館学紀要』第21輯
- (3) 註1に同じ
- (4) 奥野花代子 2003「ユニバーサル・デザインによる誘導・案内方法の創出—「縄文時遊館」への導入のための検証を例にして—」『博物館研究』Vol.38 No.10
- (5) アメリカ障害者リハビリテーション国立研究所ユニバーサルデザインセンターHP
<http://design.ncsu.edu/cud/index.html>
- (6) 註2に同じ
- (7) 山本によると、関係する内容のものは以下の通りである。
西条正晴「養護学校教育と博物館」
谷合侑「盲学校教育と博物館」
林良重「盲学校の理科教育から科学博物館への希望」
小森厚「博物館施設と盲人指導—とくに動物園における指導例を中心に—」
- (8) 駒見和夫 2008『だれもが学べる博物館—公教育の博物館学』学文社
- (9) 山本哲也 2008「博物館学におけるバリアフリー研究の現状について」『新潟県立歴史博物館研究紀要』第9号
- (10) 落合知子 2009『野外博物館の研究』雄山閣
- (11) 註6に同じ
- (12) 野村崇 1998「野外博物館のバリアフリー計画(1)」『北海道開拓の村調査研究中間報告』1
1999「野外博物館のバリアフリー計画(2)」『北海道開拓の村調査研究中間報告』2
- (13) 註4に同じ
- (14) 東憲章 2006「宮崎県立西都原考古博物館におけるユニバーサルデザイン導入の取り組み」『博物館の望ましい姿シリーズ7 誰にもやさしい博物館づくり事業/バリアフリーのために』財団法人日本博物館協会
- (15) 註10に同じ
- (16) 2006(平成18)年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が施行され、旧ハートビル法は廃止となっている。
- (17) 総務省平成21年度通信利用動向調査
http://www.soumu.go.jp/main_content/000064217.pdf
- (18) 浅井勝利 2008「博物館 Web サイト論—アクセシビリティの問題を中心に—」『新潟県立歴史博物館研究紀要』第9号
- (19) 山本哲也 2006「色覚バリアフリーの点検と改善の試み」『博物館の望ましい姿シリーズ7 誰にもやさしい博物館づくり事業/バリアフリーのために』財団法人日本博物館協会
- (20) 現在建てられているものは、栗の木ではあるが現地のものではなくロシア産を輸入したものであるとのことであった。
- (21) 註2に同じ
山本は「館の規模により博物館疲労の度合いも異なるはずであるし、見学者自身の見学時の体調にも左右されるのは当然であろう。適切な休憩所の確保は、しょうがい者のみの問題ではなく、全ての利用者・見学者のためでなければならない。」と述べている。以上の記述を参考とし、野外であることも加味したものを提案するものである。
- (22) John.H.Folk、Lynn.D.Dierking、高橋順一訳 1996『博物館体験—学芸員のための視点—』雄山閣出版
- (23) 半田こずえ 2007「視覚に障害のある来館者の求める博物館のアクセシビリティに関する研

野外博物館のバリアフリーについての一考察

究』『博物館の望ましい姿シリーズ10 誰にもやさしい博物館づくり事業／バリアフリーのために』財団法人日本博物館協会

- (24) 朴燦一・宮崎清 2005「日本の博物館におけるバリアフリー実態の類型化による特性分析」『デザイン学研究』
- (25) 広瀬浩二郎編 2007『だれもが楽しめるユニバーサル・ミュージアム “つくる”と“ひらく”の現場から』読書工房

(國學院大學大学院博士課程前期)

ミュージアム・コンサートに関する一考察

A consideration of Concert in Museum

松林 有紀

MATSUBAYASHI Yuki

はじめに

ミュージアム・コンサートとは、その名の通り博物館・美術館（ミュージアム）で行われる演奏会（コンサート）のことである。今日、多くの博物館・美術館で様々なミュージアム・コンサートが行われ、博物館が行う事業の一つとして定着している。1990年に出された、社会教育審議会の社会教育施設分科会の「博物館の整備・運営の在り方について」の報告では、「教育普及活動の多様化と充実」の項目において「(各博物館の資料や特徴を活かした教育普及活動の充実を図ると共に、) 展示に関連する映画会、コンサートなど多彩な活動を工夫する必要がある。」⁽⁴⁾とされ、展示とリンクしたミュージアム・コンサートは教育普及活動の一つとして位置付けられている。(下線は筆者)

博物館学においては、藤山一雄が満州国立中央博物館で展開した、教育普及活動「博物館エクステンション」の一つとして、1939年にオーケストラの演奏会を行った、という記述があり、棚橋源太郎は、ミュージアム・コンサートとは記載していないが、博物館の活動として「音楽」を挙げている。1990年代後半になると、博物館の現場では、金山喜昭が、野田市郷土歴史博物館で、地域の童謡作家の特別展開催時に関連のミュージアム・コンサートを実践し、その一方で、ミュージアム・コンサートは新規来館者を増やすための一つの戦略であるといった声も出てきている。

日本の博物館学において、早い時期から博物館でのコンサートの開催は容認され、近年に近づくにつれ、博物館教育論等のなかで、「音楽会」、「演奏会」、「コンサート」といった言葉が散見出来る。しかし、それらは博物館活動の一例として挙げられているものが殆どで、いずれもが明確な研究史であるとは言えない。

今日、多くの博物館、美術館においてミュージアム・コンサートは開催されているにも関わらず、この分野は未踏の研究分野であるといえよう。筆者は、そういった現状から、教育普及活動の一つとしてのミュージアム・コンサートは、どうあるべきか考えなおす必要性を感じ、研究テーマとして定めた。

本稿では、その基礎研究として博物館学史においてミュージアム・コンサートは、どのように述べられてきたのかを概観し、また現代の博物館におけるミュージアム・コンサート開催の状況を、年報からの情報をもとに分析することで、博物館学史におけるミュージアム・コンサート論と、実際に行われているミュージアム・コンサート双方の問題点を考察するものである。

第1章 ミュージアム・コンサートの位置づけ

1. 博物館学研究者による研究史

①藤山一雄のミュージアム・コンサート

1939年に満州国国立中央博物館副館長に就任した藤山一雄は、それまで「単なるモノの展示場」という博物館を否定し、欧米に倣い、社会に積極的に働きかける教育・普及活動である「博物館エクステンション」を展開し、新しい博物館を目指した。⁽²⁾

「博物館エクステンション」として行われた活動には、「移動講演会」、「現地入所科学研究生」、「博物館の夕」、「満州科学同好会」、「科学バイキング」等があった。ミュージアムコンサートは、現代でいう博物館の定期的な公開講演に該当する「博物館の夕」第4回目において開催された。『国立中央博物館時報』第3号には、以下の通りにミュージアム・コンサートの概要と開催時の状況が報告されている。

第4回博物館の夕(通俗學術講演會)

康德6年10月25日午後7時から、新京特別市西慶場、満鐵俱樂部で、第4回博物館の夕を下記の通り開催した。

出演……新京交響樂團

第1部 音楽 指揮……大塚 敦 氏

獨唱……古田牧江 嬢

A. 序曲”フイガロの結婚”より……モーツアルト曲

B. 第一幕の序曲”アルルの女”より……ビゼー曲

C. 管弦樂付きソプラノ獨唱”フイガロの結婚”より……モーツアルト曲

1. スザンナの詠唱 2. ケルビーノの宣叙調と抒情調

D. 第一組曲 歌劇”カルメン”より……ビゼー

1. プレリユード 2. アラゴネーズ 3. インターメッツォ 4. アラゴンの龍騎兵

5. トレアドーレ

第2部 科學講演

第3部 文化映畫

今回の博物館の夕に際して、新京音樂院及び満鐵新京支社の御支援を得て、音楽と映畫とをプログラムの上に組み得た事は、科學講演と相待つて、新京の文化人を非常に喜ばした。

(中略)會は定刻正7時、藤山副館長の開會の辭に引き續いてプログラム通り、演奏會に移つた。1200名の耳は動員され、水を打つたやうな静かな會場に、オーケストラの旋律が流れだした。(中略)やがてわれるやうな拍手で第1部のプログラムが送られると、第2部の科學講演會に移つた。⁽³⁾

終了時刻が午後11時との記載があり、長時間に亘る会だったようであるが、好評のうちに無事終了したことが窺い知れる。藤山は、自身の著書『新博物館態勢』の中で、「博物館の夕」について「講演及び音楽映畫により一般の知的啓發、情操涵養に當り、別に科學同好會を組織し、毎月一回づゝ少々専門的な知的探求に精進するに努め」⁽⁴⁾と述べており、ミュージアム・コンサートを教育普及の一つと考えていたと思われる。

② 棚橋源太郎のミュージアム・コンサート

棚橋源太郎は、東京教育博物館(現在の国立科学博物館)の館長や、博物館事業促進会(現在の日本博物館協会)の専務理事を務め、戦前の博物館令制定運動においても中心的な役割を果たし、現在では「博物館学の父」、「博物館の育ての親」として知られている。

棚橋がミュージアム・コンサートについて述べているのは、郷土博物館の特質について論じた『郷土博物館』の著作内である。郷土博物館について、「郷土博物館は、学校教育の補助機関であると同時に、また町村及び地方の青年を始め全住民社会教育の中央機関たらしめなければならぬ。(中略)特に公民としての教養、愛郷土精神の養成に重点を置き、多方面の社会教育によって、地方の発展、特に民風の作興産業の発達に貢献せねばならない」⁽⁵⁾とした上で、棚橋は、郷土博物館における常時展観、特別展、講演会、講習会、趣味娯楽会などの必要要件について言及している。ミュージアム・コンサートは趣味娯楽会の一つに含められ、以下のように述べられている。

各町村各地方には、また特殊の俚謡音楽舞踏村芝居その他の民衆芸術を有つて居るころも少くあるまいから、兎角乾燥無味の生活に陥り易い農村や地方へ民衆的娯楽を導き入れて、その単調を破りこれを美化潤色することもまた頗る必要である。⁽⁶⁾(下線は筆者)

また、『博物館綱要』にも、「(郷土博物館は)舞踏・音楽・映畫・村芝居等の健全なる娯楽及び芸能の会を催し、青年男女をして漫然都会に憧れることなく、ここに永住するのを誇りとし、愉快と感ずるに至らせるのである。」⁽⁷⁾(下線は筆者)と述べられている事からも、郷土博物館で、郷土に伝わる固有の音楽を含めた芸能、娯楽の会を催す事は、その土地の者へ楽しみを与えると共に、郷土への愛着を育むことに繋がるとしている。

③ 守井典子のミュージアム・コンサート

国立科学博物館の教育部企画課研究員の守井典子は、『博物館学教程』「第6章博物館教育論」⁽⁸⁾を執筆している。

守井は著書内で、博物館で行われている多彩な教育普及活動について、展示がそれらの中心となるという認識のもとに、展示に対する理解を促す活動を始めとして、資料に関する知識を深める活動や、日常的な学習を支援する活動について論じている。そして、これらのどの活動にも新しい利用者呼び込む要素が含まれているとし、「(博物館内でのコンサートや演劇の開催は)ふだん博物館に興味を示さないような人々が博物館に来るように仕向ける活動と割り切つて、戦略的に実施する姿勢が望まれる。」⁽⁹⁾と述べ、ミュージアム・コンサートを、より多くの来館者を呼ぶための一つの手段として捉えている。

④ 金山喜昭のミュージアム・コンサート

法政大学教授、金山喜昭は『博物館学入門—地域博物館学の提唱—』⁽¹⁰⁾で、博物館活動の中で最も住民と交流する教育普及活動は、これまでの資料の収集、整理保管、調査研究を踏まえて、「何をどのようにして住民に普及するのか、またそれは何を目的にするのか」を考えて実践することにあるとし、「まちづくり」の施策に関連する教育普及のあり方を述べている。

金山は野田市郷土博物館で、1996年10月15日～11月17日の間、「よみがえる山中直治童謡の世界」と題し、野田市出身の童謡作家である山中直治に関する調査研究の成果を、特別展として発表した。⁽¹¹⁾これは、これまで歴史的に埋もれていた山中直治の存在やその業績を評価し、彼やその作品の普及活動を通じて、市民の地域に対する誇りや愛着の生成につなげる事を目的としたものであった。

この特別展は、展示によって直治の生涯や業績を紹介し、理解を促す「見るアプローチ」と、直治の作品を実際に来館者に聴いてもらう「聴くアプローチ」を複合させた構成である。

「聴くアプローチ」の詳細は、展示会場に直治の童謡をBGMとして流すことと、コンサートを開催することで、特別展会期中の10月26日に、市内の興風会館大ホールで「生誕90年山中直治童謡コンサート」が実施されている。入場料は無料であり、出演者は、野田市立中央小学校合唱部の子供たちや、住民サークル「童謡を歌う会」のメンバー等、住民ボランティアを採用。住民ボランティアの活用について、金山は「市民の出番をつくることは、単に予算の問題解決策ということではなく、社会参加を促しその後の普及活動につながっていく。地域の童謡を育成するためには、その地域の人たちが主体者となり参加することが必要であり、ボランティアとして参加した市民たちはその後に、演奏を継承する機動力になってゆくのである。」⁽¹²⁾と述べ、住民参加の意義の重要性を説いている。コンサートは500名を越す盛況ぶりであり、観覧者からは、「現在の世の中ではあまり童謡が聴けないが、久しぶりの昔にかえったように感動した」などの感想が寄せられ、好評のうちに幕を閉じている。⁽¹³⁾

特別展終了後も、博物館は展示会とミニコンサートの二部構成による「老人ホーム移動博物館」を実施するなど、童謡の普及を継続して行った。⁽¹⁴⁾この山中直治に関する博物館の一連の活動を受けて、市教育委員会の社会教育課は、市民を中心とした「山中直治を歌う会」を結成し、また市内の小中学校では直治の童謡を音楽の教材や、クラブ活動に取り入れるなど、行政にも様々な影響を及ぼしている。⁽¹⁵⁾

金山の行ったミュージアム・コンサートは、山中直治の童謡を「まちづくり」に生かす、一連の取り組みのなかで、童謡を普及するという目的を達成するための非常に有用な方策であったと言える。

⑤ その他のミュージアム・コンサート

『新版・博物館学講座 第1巻 博物館学概論』⁽¹⁶⁾において、お茶の水女子大学教授鷹野光行は、博物館における講座・教室等の集会活動を、①展示資料に関する研究会・講演会②各種講座・講習会・実技教室など③その他の集会活動の三つに分け、ミュージアム・コンサートを③に含んでいる。ミュージアム・コンサートの他に、映画会、芸能発表会、昔話を聞く会、落語会があげられており、いずれにせよ、これらの集会活動は単なるイベントではなく、また単なるひと集めのためではなく、明確な目的を持った企画が立てられなければならないと述べている。

また、『新版博物館学講座 第三巻 現代博物館論—現状と課題—』⁽¹⁷⁾において、丹青研究所の里見親幸は「博物館の普及活動として、一般的に講演会、講座、映画会、観察会などが行われ

ているが、コンサートや結婚式など多彩なイベントが行われるようになって、博物館は地域のコミュニティセンターの役割、あるいは文化の発信源という存在にもなり、人々の利用の幅を広げている。」⁽¹⁸⁾とし、ミュージアム・コンサートをイベントとして捉えている。

2. 美術館におけるミュージアム・コンサートの位置付け

①井出洋一郎のミュージアム・コンサート

東京純心女子大学の教授である井出洋一郎の『美術館学入門』によると、「美術館はあくまで非日常的な体験空間であり、さらに娯楽の要素を増した知的エンターテインメントの場でもあるべき」とし、「美術館教育はさまざまな情報を利用者の取捨選択出来る形で豊富に提供し、利用者の自己実現をサポートすることが可能」⁽¹⁹⁾としている。

井出は美術館における教育活動を展示解説部門と講座・行事部門に分け、ミュージアム・コンサートは後者に含まれ、舞踏、パフォーマンスと共に以下の3点を述べている。

- ・美術館全体の活性化のために(舞踏やパフォーマンスの開催は)あらゆる場所で可能性を試し、決して聖域を設けないことが望ましい。
- ・芸術性があればあとはジャンルを問わない柔軟な姿勢が求められる。
- ・企画があまり突出しないように館の性格や展覧会との連携もときには必要であり、その際には美術館全体をひとつの祝祭空間とみなして、総合芸術としての事業運営をはかるセンスが重要となる。

②清水久夫のミュージアム・コンサート

世田谷美術館教育普及課長である清水久夫は、開館以来、世田谷美術館で行われたコンサートを含む、バレエなどのパフォーマンスに携わった経験から「美術館のパフォーマンス」という論文において、「美術館でもっと積極的にパフォーマンスを行うべきである」⁽²⁰⁾と述べている。清水は、「日本では無名の新人がコンサートを開こうとすれば、経済的、心理的な負担が大きい」という日本の貧しい音楽界の状況を知り、「音楽界がそのような、状況であれば、美術館に専門職員がいれば、美術館でパフォーマンスをする意味がある」という考えに至っている。また、企画展の出品作品としての、パフォーマンスを位置づける事例も紹介し、「単なる場所貸しでパフォーマンスを終わらせないためにも、実施にあたっては企画の段階から、専門職員である学芸員が参加せねばならない」⁽²¹⁾と、言及している。

③松本玲子のミュージアム・コンサート

創造学園准教授である松本玲子は、ただ単に博物館・美術館で演奏を行うのではなく、展示内容とリンクしたプログラムで、来館者に芸術の新しい楽しみ方を提供できるようなコンサートをミュージアム・コンサートと位置づけた。自身が手がけた、国立京都近代美術館と山口県立美術館における「シエナ展」関連コンサートを事例に、どのように展示と音楽をリンクさせコンサートのプログラムを組んだのか説明し、ミュージアム・コンサートの提言をしている。⁽²²⁾

松本のいうミュージアム・コンサートはあくまでも「ミュージアム(作品・展示資料)」と「コ

ンコンサート(演奏される音楽)」とが、その異なった表現方法を超越してお互い対等に出会い、融合することにより、新しいスタイルの確立を目指すものである。このミュージアム・コンサートの期待される効果については、「これをきっかけに美術愛好者にとっては音楽を通して作品に触れるという新しい鑑賞の形の提案となり、音楽愛好者にとっても、美術館および、美術作品にコンサートを通じて芸術鑑賞の幅を広げてゆける機会となる。そして美術館はコンサートという新しい「展示方法」を得て、文化の発基地としての館の存在を進化させていく一助となるであろう。」⁽²³⁾と述べている。

3. ミュージアム・コンサートの位置づけの傾向と課題

以上、博物館学史においてミュージアム・コンサートがどのように述べられてきたのかを概観した。

藤山が「博物館の夕」の一つとして展開したミュージアム・コンサートは、日本人が手懸けたミュージアム・コンサートの先駆例の一つとして評価されている。⁽²⁴⁾「博物館の夕」で行われた講演会等は、一貫して展示や企画展等と関連した内容ではなく、ミュージアム・コンサートも同様である。開催の意図として、演奏団体である「初めて満州における日本人の専門交響管弦楽団」としてその前年に設立されていた新京音楽院側の宣伝的意味合いもあったのではないかという見方をされている。⁽²⁵⁾それは、副館長であった藤山が、オーケストラや混声合唱団、音楽学校までを内包する国民情操教育機関、「新京音楽協会」の常務理事であったことから裏付けられる。⁽²⁶⁾新京音楽協会は、「碑雑なる廢頽音楽の反乱を防止し高調なる興国音楽を勃興せしむること」「首都市民の情操生活の健全なる発達に寄与すること」「音楽を通じて民族協和の精神を高揚すること」の三点を活動の目的とした国家的な音楽団体であった。時代により、人々が音楽に求めるものは異なるであろうが、当時は音楽が国威高揚の道具として意識されていたようである。故に、「博物館の夕」で行われたこのミュージアム・コンサートも政治的意味合いがあったのではないかと考えられる。

次に、博物館教育論形成期において、棚橋は、郷土博物館の必要要件の一つとして、ミュージアム・コンサートを挙げている。しかし、具体的な開催にあたっての方策等は論じられておらず、博物館が行う多種多様な活動の一つの例として挙げているにとどまっている。

1990年代後半の博物館教育論の中では、鷹野が博物館の教育普及活動の例としてミュージアム・コンサートを扱っているが、考察はなされていない。また、守井や里見は前述の教育普及活動ではなく、集客の手段としてや、多様化する博物館活動の一つのイベントとして、博物館経営の立場でミュージアム・コンサートを捉えてえる。

金山が、野田市郷土歴史博物館において展開した中山直治特別展に関連したミュージアム・コンサートは、童話の普及を通して「まちおこし」を行ったものであった。もちろん童話作家、山中直治という音楽に直結する素材があったからに他ならないが、地域博物館における、地域文化に根ざしたミュージアム・コンサート実施の好例と言えるであろう。

最後に美術館におけるミュージアム・コンサート論に考を移したい。井出は、美術館におけるミュージアム・コンサートの開催について、舞踏、パフォーマンスと共に、場所や、ジャン

ル、企画内容について言及している。しかし、根本的に美術館においてコンサート等を行う意義や有用性については論じておらず、ミュージアム・コンサートを行う際の希望的あり方を述べているに過ぎない。美術館学芸員の清水は、「美術館でのパフォーマンスは企画の段階から学芸員が携わった上で積極的に行うべき」としているがそこにはやはり、明確な教育的意義があるべきではないだろうか。ミュージアム・コンサートを含むパフォーマンスの開催が、単に客寄せとしてではなく、展示と関連する、もしくは展示への興味を喚起するもの、館のコンセプトを象徴するものでなくてはならないと筆者は考えている。そういった点で、特別展と音楽の関連性の持たせ方を具体的に述べた上でミュージアム・コンサートを新しい「展示表現方法」へと昇華させている松本のミュージアム・コンサート論は、評価できるであろう。

博物館学史においてミュージアム・コンサートの捉え方は、一様ではない。ミュージアム・コンサートを教育普及活動の一つとして位置付け、例として挙げている論文は散見するが、その教育的意義や有用性等が論じられておらず、実施にあたっての理念や方策などは現場の判断に委ねられているといったのが現状である。

以上の事柄を鑑みるに、やはりミュージアム・コンサートについての研究は行われておらず、未踏の研究分野であることが分かる。では実際に、現代の博物館・美術館でのミュージアム・コンサートはどのように行われているのであろうか。次章では、ミュージアム・コンサートの実態について分析していく。

第2章 近年におけるミュージアム・コンサートの分類とその傾向

1. ミュージアム・コンサートの分類

先ず初めに、ミュージアム・コンサートの実態を掴むために、各博物館・美術館の年報から得られた情報を末尾【表 1】にまとめた。そして、各館が、ミュージアム・コンサートをいかなる形態や目的で開催しているのかという点に着目し、暫定的ではあるが以下のように分類を試みた。

① 開催目的による分類

各年報を見る限り、ミュージアム・コンサートは開催目的により、展示関連型、イベント型、市民交流型の三つに分類出来る。

展示関連型とは、その名の通り何らかの形で展示と演奏する音楽に繋がりを持たせたものである。美術作品の特別展や企画展に付随するかたちで企画されるものが多く、社会教育施設分科会の「博物館の整備・運営の在り方について」⁽²⁷⁾に書かれている通り、教育普及活動に位置付けられている。

イベント型とは、博物館へ足を運んでもらうきっかけ作り等のために行われているコンサートで、展示や館の特性とは関係なく多種多様なプログラムで企画されている。特徴として、演奏される曲に選ばれているのは、誰もが聞いたことのあるクラシック等の名曲用いた、親しみやすいものが多い。博物館で一番多く行われているミュージアム・コンサートは、このタイプである事が年報から窺えた。

市民交流型は演奏会を通し、気軽に集まれる雰囲気を出し、市民相互のあるいは、異なるコミュニティの人同士の交流を促進する目的のものである。事例として、野田市郷土歴史博物館が行っているミュージアム・コンサートは、演奏と演奏の合間に市民同士が談笑出来る時間を設け、市民交流の機会を提供している。

② 演奏者による分類

演奏者による分類はプロの音楽家によるコンサートなのか、音大生等のボランティアなのか、またミュージアム・コンサートの開催理念により当該地域出身又は在住の演奏家なのかにより分類出来る。演奏者により、観覧料が発生するであろうし、ミュージアム・コンサートの特色も打ち出すことが出来るのである。

③ 場所による分類

最後に、ミュージアム・コンサートを行う場所による分類である。演奏場所で分けると、概ね展示室型、ロビー・エントランス型、野外・中庭型、付属ホール型の四つに分けることが出来る。

展示室型は、展示室内でミュージアム・コンサートを行うものであり、必然的に①の展示関連型の内容になるものが多い。ロビー・エントランス型は、博物館のロビーやエントランスホールで行うミュージアム・コンサートであり、①のイベント型のもものが頻繁に行われている。開催にあたり、聴衆に立って聴いてもらう場合と、あらかじめ椅子を準備し座って聴いてもらう場合がある。付属ホール型は、博物館が所有しているホールで行われるコンサートであり、博物館が開催するといった点以外で、普通のコンサートホールで行われている演奏会との差異は、あまり見受けられないように感じる。付属ホールの他に、付属の講堂や、視聴覚室等で行われるコンサートも、この型に含むものとする。また、博物館の外で演奏を行う野外・中庭型は、野外博物館や中庭を所有する博物館で行われており、開放的な空間で音楽を楽しむことが出来るものである。

【分類表】

分類基準	分類名
開催目的による分類	展示関連型
	イベント型
	市民交流型
演奏者による分類	プロ
	ボランティア
	当該地域出身演奏者
演奏場所による分類	展示室型
	ロビー・エントランス型
	付属ホール型
	野外・中庭型

2. 館種別のミュージアム・コンサートの傾向と課題

暫定的ではあるが、現段階において入手できたデータから分類を試みた。プロムナードコンサート、フロアコンサート、ギャラリーコンサートなど、様々なタイトルの演奏会が行われ、来館者にとってミュージアム・コンサートの開催が博物館に足を運ぶ一つのきっかけになっているのは事実である。しかし、各博物館・美術館において、ミュージアム・コンサートの方向性は一様ではない。

傾向として、美術館を中心に、頻繁に行われているのが展示関連型のミュージアム・コンサートである。展示と音楽の繋げ方、関連の持たせ方は各館により様々であるが、国立西洋美術館のように展示されている絵画が描かれた時代と、同時代を象徴するまた特徴付ける音楽をプログラムに組み込むことが多いようである。目で絵画を鑑賞し、耳で絵画が描かれた世界の音楽に触れることが出来るという点において、展示関連型のミュージアム・コンサートは、芸術を多角的に捉えることが出来、十分に教育的意義のあるものと考えられる。

イベント型のミュージアム・コンサートは、美術館だけではなく、歴史系の博物館においても開催されており、単に人寄せのためだけではなく、若手演奏家のための演奏場所の施設提供として開催されている事例も見受けられた。これは、博物館と演奏者側双方の利害が一致したうで行われるものであるが、展示や館のコンセプト等に、一切関連のないプログラムのコンサートは、ただ演奏場所を博物館に移しただけと捉えることも出来る。果たして本当に、こういったイベント型のミュージアム・コンサートは博物館が行うべき活動なのだろうか。ミュージアム・コンサートの現状として、今一番多く行われているのがこのイベント型であるが、博物館が「貸しコンサート会場化」している印象は否めない。

筆者は教育施設としての博物館活動として、こういったミュージアム・コンサートの在り方を見直すべきではないかと考える。

まとめ

以上、博物館学史と、実際に行われているミュージアム・コンサートの問題点を見てきた。時代の変遷と共に、人々の音楽への価値観や求めるものは一様ではなく、満州国国立中央博物館で行われた、ミュージアム・コンサートの意味合いは現代とは大きく異なっている。博物館教育論形期における棚橋の論では、ミュージアム・コンサートは郷土愛を育むための一つの娯楽として位置づけられている。しかし、1990年代後半になり、多種多様な博物館活動が展開されていくにつれて、ミュージアム・コンサートは人集めの手段として捉えられていく傾向が窺えた。

美術館のミュージアム・コンサートについては、音楽と美術とは芸術領域として分かれているが、両者は相互に深く関わりあっている側面を持つことから美術館でのコンサートは頻繁に行われ、数々の事例が見受けられた。しかし教育普及活動としての、ミュージアム・コンサートの明確な位置づけや具体的な方策が論じられているのは、松本の論文のみである。

博物館の「貸しコンサート会場化」現象は、今日に至るまで、あまりミュージアム・コンサートの教育的意義について論じられてこなかったことが、原因の一つとして挙げられるのでは

ないだろうか。イベントの一つとして、プロの演奏家を呼び開催するミュージアム・コンサートは、それだけで集客が見込まれるであろうが、社会教育施設である博物館のあり方として本当に良いか疑問である。

勿論、美しい演奏を聴くのは、来館者にとって一つの癒しとなるであろうし、実際に生の楽器の音を耳にすることは、CDやテレビ等より、遥かに醍醐味のあるものである。博物館は誰もが利用することの出来る社会教育施設であることから、ミュージアム・コンサートは、ホールで行われる従来のクラシックのコンサートより、敷居が低く、来館者にとって、気軽に音楽を楽しむことの出来るという利点がある。しかし、博物館で行うならば、音楽ホールでのコンサートでは出来ない、博物館だからこそ可能なコンサートを展開してこそ、ミュージアム・コンサートの意義が生まれてくるのではないだろうか。そのためには、理解ある演奏者と、音楽の専門的知識を有する学芸員の密な連携が、必要不可欠であるのは言うまでもない。

今回は、博物館学史とミュージアム・コンサートの現状を概観するに留まった。ミュージアム・コンサートの分類は、入手出来たデータを基に試みたため、まだまだ再考の余地が多分にある。今後、継続してミュージアム・コンサートの情報を集め、明確な現状の把握と分類を行いたい。そして、博物館の教育普及活動としてミュージアム・コンサートを位置付け、博物館に求められる社会的意義と使命を全うさせ発展につなげるためには、どうあるべきなのか、現場の学芸員や、ミュージアム・コンサートの聴衆へのアンケート調査等を行った上で、考えていきたい。

註

- (1) 社会教育審議会社会教育施設分科会 1990 「博物館の整備・運営のあり方について」
- (2) 名古屋市博物館 1995 『新博物館態勢 満州国の博物館が戦後日本に伝えていること』
名古屋市博物館
- (3) 新京特別市国立中央博物館 1940 『国立中央博物館時報第3号』
- (4) 藤山一雄 1940 『新博物館態勢』 東方国民文庫
- (5) 棚橋源太郎 1932 『郷土博物館』 刀江書院
- (6) 註5に同じ
- (7) 棚橋源太郎 1950 『博物館学綱要』 理想社
- (8) 大堀哲 編 1997 『博物館学教程』 東京堂出版
- (9) 註8に同じ
- (10) 金山喜昭 2003 『博物館学入門—地域博物館学の提唱—』 慶友社
- (11) 金山喜昭 2002 「市民と博物館・学校・行政の連携による新しい地域文化づくり—千葉県野田市における童謡作曲家山中直治の復活の軌跡—」『博物館学雑誌』第27巻第1号
- (12) 金山喜昭 1997 「博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究(前編)—ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略—」『國學院大學博物館學紀要』第21輯
- (13) 註12に同じ
- (14) 金山喜昭 1998 「博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究(中編)—ソーシャル

- ル・マーケティングに基づく新しい行動戦略—」『國學院大學博物館學紀要』第22輯
- (15) 金山喜昭 2002 「市民と博物館・学校・行政の連携による新しい地域文化づくり—千葉県野田市における童謡作曲家山中直治の復活の軌跡—」『博物館学雑誌』第27巻第1号
- (16) 加藤有次 他編 2000 『新版 博物館学講座1 博物館学概論』 雄山閣
- (17) 加藤有次 他編 2000 『新版 博物館学講座3 現代博物館論 現状と課題』 雄山閣
- (18) 註17に同じ
- (19) 井出洋一郎 1995 『美術館学入門』 明星大学出版部
- (20) 清水久夫 2000 「美術館のパフォーマンス」『博物館研究』第33巻8号
- (21) 註20に同じ
- (22) 松本玲子 2004 「美術館でのミュージアム・コンサートの可能性と提言—国立京都近代美術館と山口県立美術館における「シエナ展」関連コンサートより—」『創造学園大学紀要』第1巻
- (23) 註22に同じ
- (24) 犬塚康博 1993 「満州国国立中央博物館とその教育活動」『名古屋市博物館研究紀要』第16巻
- (25) 註24に同じ
- (26) 岩野裕一 1999 『王道楽土の交響楽 満州—知られざる音楽史』 音楽之友社
- (27) 註1に同じ

(國學院大學大学院博士課程前期)

ミュージアム・コンサートに関する一考察

【表1】 国立西洋美術館 年報より

年	回数	入場者数	目的	内容	入場料	場所	演奏者	備考
1999年	1	130	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2001年	1	100	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2002年	1	100	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2003年	1	100	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2004年	1	100	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2005年	4	300	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2006年	1	100	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	

京都市立近代美術館 年報より

年	回数	入場者数	目的	内容	入場料	場所	演奏者
2001年	2	131	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2004年	1	110	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2006年	3	600	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2007年	1	150	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2008年	1	250	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ

岩倉博物館 年報より

年	回数	入場者数	目的	内容	入場料	場所	演奏者	備考
2006年	4	計 390	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2007年	4	計 352	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2008年	2	計 159	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	

神奈川県立歴史博物館 年報より

年	回数	入場者数	目的	内容	入場料	場所	演奏者	備考
2009年	3	計 625	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2010年	3	78	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2011年	1	80	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2012年	2	216	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2013年	1	128	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	

群馬県立歴史博物館 年報より

年	回数	入場者数	目的	内容	入場料	場所	演奏者
2001年	3	307	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2002年	2	144	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2003年	1	150	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2004年	1	150	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2005年	1	150	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2006年	1	150	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2007年	1	150	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2008年	1	150	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ

国立西洋美術館 年報より

年	回数	入場者数	目的	内容	入場料	場所	演奏者	備考
2007年	2	150	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2008年	2	304	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2009年	1	156	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	

世田谷美術館 年報より

年	回数	入場者数	目的	内容	入場料	場所	演奏者
2007年	12	計 2228	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2008年	13	計 2192	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ

神奈川県立近代美術館 年報より

年	回数	入場者数	目的	内容	入場料	場所	演奏者
2003年	1	180	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2005年	3	100	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2006年	2	113	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ
2008年	2	105	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ

野田古道具博物館 年報より

年	回数	入場者数	目的	内容	入場料	場所	演奏者	備考
2007年	3	80	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	
2008年	3	100	芸術文化の発展・普及	「オーストリア・ザザン」の展覧会	無料	ロビー	プロ	

地域振興と文学館

BUNGAUKUKAN in town promotion

渡邊 真衣

WATANABE Mai

1 はじめに

個人記念館や地域文学館など、博物館および類似施設に相当する施設は文学館の中でも大きな割合を占めているが、現在「文学館」と呼ばれている施設のうちどれが博物館に相当するか明確に分類することは困難である。博物館・ミュージアムなどの名称を持つものが必ずしも博物館に相当するとは限らず、その逆もまたあり得る。

特に現在、博物館の名称を観光施設に用いる例が増加している。1990年代には行政主導による「ハコモノ」が全国に造られ、その中に博物館・美術館と言った文化施設も多くあったことは周知の如くである。この時期は観光資源としての「〇〇ミュージアム」が多く設置された時期でもあった。

現代社会においては、史跡名勝はもとより文化財、特産品、はては地域出身の有名人に至るまで、人の注目を集めるものがあれば観光資源として活用される。特に地域との結びつきが強く魅力的な資源があれば、それを地域アイデンティティとして地域全体も観光地化するのは必然と言える。昨今の観光ブーム、地方ブームに伴い、様々な地域でそのアイデンティティとなり得るものを見つけだす、もしくは作り上げることが盛んになっている。例えば映画・テレビドラマなどの舞台となった地域が、『〇〇』の地」として大いに宣伝されるのは既に恒例となっており、また大河ドラマの人气が地域の観光客誘致数に影響を与えているといった実例もある(中村哲 2003)。

博物館のレジャー利用に関する言及が最初に行われたのは棚橋源太郎の『博物館学綱要』であり、以来博物館とレジャーに関する論説も数多く立てられている。ただし近年に見られるこういった観光ミュージアムの始まりは、博物館額的な意義よりも「自ら考え自ら行う地域づくり事業」(通称「ふるさと創生1億円運動」)などに代表される、地方の呼び物を見つけだそう、または作ろうといった風潮によるところが大きい。こういった例の中には、地域全体の総合的なまちおこしの一環としてミュージアムが造られる例も存在する。

例に挙げる『源氏物語』ゆかりの「宇治市源氏物語ミュージアム」と、『坂の上の雲』ゆかりの「坂の上の雲ミュージアム」は、地域とゆかりのある小説をテーマとした文学館の一種であり、ここでは文学に関する地域振興の核とされるこれらの施設を取り上げることで、これらがどういった意味を持ち、何故地域活性化の核となるのかについて考察する。

2 文学館と地域振興

文学館の設立を考える上で、地域との関連を除外することはできない。今日文学館と呼ばれる、またはその一種と考えられる施設の内容が決して一様でないことは事実であり、全国文学館協議会の定める文学との関りという一点を除けば¹⁾、その設立母体、主題、活動内容なども多岐に渡る。そしてこれらのうちでは、設立地域にゆかりのある文学（作者・作品共に）を主題とする地域文学館が圧倒的多数を占めるのである。

1967年設立の東京都近代文学館（2002年閉館）に始まる地域ゆかりの文学作家・作品を主題とする博物館としての施設は、非常に一般的な文学館のイメージと言えよう。また個人の文学者を記念・顕彰する個人記念館型の施設は文学館という施設が登場する以前から存在しているが²⁾、これは明治から昭和初期にかけて増加した、郷土ゆかりの偉人を記念する人物記念館の一種と考えられる。

その一方、日本で初めて「文学館」の名を使った施設である日本近代文学館は、設立地（東京都目黒区）とは無関係に近代文学に関する資料³⁾を収集し利用に供することを主な役割としている。この他に俳句文学館、日本現代詩歌文学館、日本現代紙碑文学館など、いずれも地域を限定せず、特定の文学を対象とする資料館・文学センターとしての機能を有している。

先述の地域文学館においてもゆかりの人物・作品のみが取り上げられるわけではなく、特に特別展などでは、地域の文学的需要を満たす目的から著名な文学者や時事に関する文学が取り上げられることもある。

「文学」というものが示す範囲は非常に広く従って文学館の内容も多岐に渡るが、ここでは仮に、広義の文学館（文庫・図書館・資料館を含む）のうち、地域文学館、個人記念館、また一部の専門文学館など博物館機能を有し、また博物館に相当する活動を行っている施設を「文学博物館」とし、狭義の文学館と定義する。

広義の文学館と文学博物館の境界は非常に漠然としたものである。図書館の資料室や文庫において優れた博物館活動が行われる例もあり、また博物館のうちにも展示設備を備えていながら厳密な意味では博物館とは言い難いものがあるように、両者の間に明快な線を引くことは不可能といえる。

線引きの困難な例として、博物館的な観光施設があげられよう。近年、観光振興の波に伴って様々な試みが行われる中、「〇〇ミュージアム」「〇〇博物館」などの名称を持つ施設が登場するようになった。これらは名称に「ミュージアム」「博物館」などを用いているだけの商業施設から、博物館として登録されているものまで様々であり厳密な分類は困難だが、人の集まる観光地に設置され、博物館を思わせる展示または体験施設を有し、特定の主題に基づく資料を収集・展示する点は共通している。このようなミュージアムは観光客を誘致するために、いかにも魅力を感じさせるようなテーマを設定するが、その中にはある種の文学館も含まれる。

知名度の高い優れた作品・作家が、観光客を引きつける顔として使われる例は、単一の観光施設にとどまらない。作品の舞台・作者の出身地など、地域と文学の間に何らかのゆかりがある場合、地域全体がそれを観光資源として、地域振興の活動を行う例がある。

ただしこのような地域振興という目的が大前提として存在する例には、観光客が期待してい

るであろう作品・作者のイメージを優先するあまり学術的な考証を疎かにする恐れもつきまとう。日本近代文学館の初代館長である中野稔は、著書『文学館感傷紀行』の中で自身が訪れた文学館について語っているが、1997年に訪問したある全国的に有名な作家の記念館について、パネルに引用した文章の出典を明記しないなど展示の学術性を疎かにしていること、作者を過剰に美化・聖化し、最終的に商業化していることについて苦言を呈する（中野稔 1997）。文学館とはあくまでも文学研究の場であると位置づけ「文学館学」を提唱する中野にとって、学術的なリアリティよりも観光客へのアピールを重視する施設のあり方が理解し難いものだったことは、想像に難くない。しかし、このような傾向は人気のある作品・作者を取り上げる文学館であれば皆潜在的に持っている危険であろう。

作品は作者によって生み出されるものであり、その作者・作品を育んだ土地がある。作者はどのような人物か、その土地はどのような場所かと考えるとき、我々は既に作品のイメージなどから形成された想像図を描いており、実際にもその通りであってほしいと思っている。地域の側がこういった来訪者の期待する（または期待していると考える）イメージに忠実に、自らを「〇〇ゆかりの地」としてプロデュースすることもごく一般的な観光サービスと言えようが、これを博物館サービスとして評価できるかは別の問題である。

3 地域と文学観光

特定地域の広告塔として、地域とゆかりのある文学が用いられる例は珍しくない。地域とのつながりが明快であり、大抵の人は実際に手に取ったことはなくとも名前を聞けばわかるような、知名度の高い作家・作品であれば、地域を代表するシンボルとして十分な宣伝効果が期待できる。読書ばなれ、文学ばなれが叫ばれる今日においても、文学作品の持つメディアとしての力はいまだ侮れない。

地域ゆかりの文学関連史跡などの保存、それにちなんだ商品の開発、公共物への名称の使用といった例は全国に存在するが、それは単発的な試みの集合であり、自然発生的なものであった。理由としては、そもそも条件に合致するような、地域の顔として取り上げることを周囲に納得させられるような文学作品は決して多くないこと、また文学作品にそれほどの影響力はないと考えられていたこと⁴⁾などが挙げられよう。

ところが近年、文学をテーマに地域全体を一つの計画のうちに「〇〇ゆかりの地」として整備・観光振興を行う例が現れた。これが可能となったのは、「ふるさと創生 1 億円運動」に代表される 1980 年代後半から 90 年代初頭の地方活性化の動き、また観光地化による景観の破壊・地域住民の生活に対する被害などいわゆる観光被害などの問題から従来の観光の姿勢に対して見直しが叫ばれるようになったことによって、全国挙げて一律の観光地を造るのではなく地域ごとの特色を押し出して観光客を誘致しようという方向に、観光の性格が変化したことによるものであろう。

地域の特色として用いる場合、文学作品には地域との関わりが明確であるという利点がある。特に小説作品について言えば、小説の舞台というアイデンティティは執筆の地や着想を得た（と思われる）地よりも作品との関係がわかりやすく、その作品が残る限り失われることはない。

また訪問者が読書を通して訪れる前からその地域を疑似体験し好奇心を抱くという宣伝効果も期待できよう。

京都府宇治市の「宇治市源氏物語ミュージアム」と、愛媛県松山市の「坂の上の雲ミュージアム」は、それぞれ文学による町づくりを進める上で、中核施設として設置された観光ミュージアムである。この二つは設立目的、背景、また施設の性質などにいくつかの共通点が見られる。

4-1 宇治市源氏物語ミュージアムと宇治市

宇治市源氏物語ミュージアム（以下「源氏物語ミュージアム」）は、京都府宇治市のふるさと創生事業である『源氏物語』のまちづくりの中核・基地として1998年11月に建設された。平安時代の貴族が生活した寝殿造りをモチーフにした地上1階（地下1階）の建物であり、室内の装飾にも平安および源氏物語から派生した装飾が取り入れられている。館内は展示ゾーンと情報ゾーンに分かれ、展示ゾーンのみ有料。

施設内では、六条院の再現模型、調度・服飾品などの展示、人形による物語の場面再現、また宇治十帖のストーリーを紹介する映画の上映などを行っている。また源氏物語および平安文化に関する企画展示、講演会、講座、イベントなども行う。

まちづくり計画の始まりは、1989年「ふるさと創生基金」の用途について市民のアイデアを募集した際、最優秀賞に選ばれた「紫式部文学賞」を契機に源氏物語をテーマにした街づくりの機運が高まったことによる。1993年11月には第1回源氏物語ミュージアム検討委員会開催、およそ1年後の1995年3月に、基本構想が発表された。

源氏物語という作品とこの地を結び付ける取り組みは、現行のまちづくりよりも更に古く、まちづくり計画が始まる10年以上前に刊行された市史には、既に宇治と関りの深いものとして源氏物語が紹介されている（『宇治市史1』）。両者の親密な結びつきには、宇治の地自体の有する観光地としての性質が関与している。

奈良・京都間をつなぐ交通の要衝であり、かつ万葉集にも取り上げられた歌枕でもある宇治の地は、古くから貴族の別業・遊猟の地として行楽地の特性を有していた。また17～18世紀にかけての人口減少・衰退のため、その打開策として観光が重要な位置を占めるようになる。

その一端は、宇治十帖古蹟に見ることができよう。宇治十帖の各巻に対応した名を持つこれらの古蹟は、王朝末期～鎌倉のころに作られた社寺およびその跡・古跡・石仏等から成っており、もちろん源氏物語と直接の関係はない。成立年代も作られた目的も別であろうこれらの古蹟が宇治十帖に仮託された理由には、しかるべき古蹟を作品と結びつけることで、『源氏物語』をしのびながら自然に宇治巡りをさせる為に設定された（『宇治市史1』）、作品の知名度を借りて、聖地・文化財などを保存しようとした先人の知恵である（『宇治市史5』）、などの説が存在する。

少なくとも秋里籬島の手による安永9（1780）年の『都名所図絵』には宇治十帖古蹟の一部が紹介されており、源氏物語にこと寄せた由緒解説が行われている（『新修京都叢書第6巻』）。

改めて指摘するまでもなく源氏物語はフィクションであり、現実の古蹟の由来がこれに由来

することはありえないが⁵⁾、遅くとも18世紀なかばには宇治十帖の古跡が定着していたようである。この時期に宇治が観光地としての性格を前面に押し出して振興を図る必要があったことは先述の通りだが、安藤徹は、当時の観光戦略として宇治十帖古跡を核とする『源氏物語』観光』の存在を想定している（安藤徹 2005）。

これらの伝統的な観光振興策は、現代のまちおこしと直接つながるものではないが、源氏物語が伝統的に宇治観光の目玉として存在し、地域と結びついたものとして存在したことは間違いない。

近代になると、宇治の観光全体について幾つかの問題が現れる。平等院を始めとする多くの文化財を有しているながら、観光資源は個々に点在し、交通の不備によって分断されていた。また観光客は京都・奈良・大阪といった近在の巨大観光地に流れる傾向があり、宇治はあくまでもその途中で立ち寄る場所と言う通過的観光都市の地位に甘んじていた。これらの事情から、観光地の再編成し「観光面」を回復することの必要性があったことは、1973年の時点でも指摘されている（『宇治市史1』）。

源氏物語のまちおこしは、こういった状況を改善すべく、埋もれていた観光資源を見直し、観光客の滞留時間の延長と地域活性化を目的として始められた（総合ユニコム 1999）。

4-2 坂の上の雲ミュージアムと松山市

坂の上の雲ミュージアムは、司馬遼太郎の歴史小説『坂の上の雲』ゆかりの土地、そこに存在する歴史・文化・自然等を活かして回遊性、物語性のあるまちづくりを行う『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり」の中核施設として2007年4月に開館した。上から見ると三角形の形をしており、利用者は正三角形の吹き抜けの周りを巡るスロープを上っていく。建築を担当した安藤忠雄は敷地の形状から三角形の平面を構想したというのが（安藤忠雄 2007）、3と言う数字に3人の主人公を連想する人も多いことだろう。三角形のデザインはフロアのタイルなどにも採用されている。

開館以来、小説『坂の上の雲』、明治という時代、また松山に関する展示を行うほか、それらに関する学習・情報提供の場、市民のイベントの場として利用されている。

フィールドミュージアム構想は、中村時広（松山市長）の就任時の公約として1999年より計画され、選挙公約として提言されたものである。市長の就任後、司馬遼太郎記念財団の上村洋行専務理事等を交えた委員会を組織し基本構想を策定。2002年には小説をまちづくりのテーマとすることについて同財団と協定を交わしている。

文学に関する地域振興の取り組みはこれ以前にも存在するが、こちらは松山にゆかりのある文学を活用する取り組みが複数行われており、現在は主に近年の坂の上の雲のまちづくりと、それ以前から行われている正岡子規の顕彰を中心とする俳句を活用した取り組み、夏目漱石の小説『坊っちゃん』を用いた取り組みが存在する。

松山市は1951年に国際観光温泉文化都市の指定を受けたこともあり、観光振興は道後温泉と松山城を中心とした整備事業を行うことが中心であった。高度経済成長期には100万人を超える観光客が訪れた松山市は、しかし石油ショックの影響などにより、1970年代なかばの観光

客数は下降する一方となった。このような事情から観光行政の転換が検討され、地域の個性を活かした「文化観光」が提言され、これ以降の観光振興には文学を利用した試みも取り入れられるようになった（『松山市史第4巻』）。

松山市は1946年に前年空襲で消失した子規堂を復元し、それ以降子規および弟子の顕彰活動、また俳句に関連したイベントなどをさかんに行之、俳句革新運動の推進者である正岡子規の出身地、俳句のメッカ（俳都）として活動を続けている。1981年に開設された「子規記念博物館」は、展示活動に留まらず子規・俳句に関する活動全般の中核施設として短詩型文学の振興に寄与している。

また夏目漱石が自らの教師体験をもとに執筆した小説『坊っちゃん』も、松山市の地域振興に盛んに取り入れられている。銘菓「坊っちゃん団子」をはじめ、坊っちゃんの名を持つ商品は数多く、坊っちゃんは松山の地域アイデンティティとしてすっかり定着された感がある。行政による取り組みにも、1988年の「坊っちゃん文学賞」制定（市政100周年記念事業）、小説にも登場する小型蒸気機関車「坊っちゃん列車」の県文化財指定（2001年に復元され、観光列車として復活運行されている）、2000年の松山中央公園野球場こと「坊っちゃんスタジアム」の落成など『坊っちゃん』にちなむものは多い。

これらの運動は時代背景・登場人物などに共通点を持つため、現行のまちづくりを行う上でも障害にはならず、むしろその一部として相乗効果が期待できるとの声もある（丹羽2007／山崎・十代田2007）。

4-3 2 施設の共通点

上にあげた2施設の大きな特徴は、1つの作品をテーマとし、物語の舞台に設置されていることであろう。宇治は『源氏物語』の最終章にあたる「宇治十帖」（橋姫、椎本、総角、早蕨、宿木、東屋、浮舟、蜻蛉、手習、夢浮橋）の重要な場面であり、また松山は『坂の上の雲』に登場する3人の主人公（正岡子規、秋山好古、秋山真之）の生まれ故郷として、特に序盤では主要な舞台となる。

このように地域ゆかりの1作品を主題とする施設は文学館全体から見て少数であり、多くの文学館は地域にゆかりのある文学者の記念館、もしくは地域ゆかりの作家・作品を総合的に取り上げる地域文学館であることは、先に述べた通りである⁹⁾。理由としては、地域と明らかな関係性を持ち、かつ幅広い読者層から支持される作品は決して多くないことに加え、あくまでもフィクションである文学作品は実在する作家本人とは異なり現実の事物とのかかわりを持たないことなどが挙げられる。

こういった点から言えば、双方の地域が伝統的にそのアイデンティティとして同一もしくは近似の文学作品を用いて地域振興を行ってきたことは、地域と文学のつながりを強め現実味を与える力になると考えられる。

両施設の目的は地域全体を作品の地と位置づけるまちづくりの核であって、作品を想起させるモチーフを採用した建築や物語世界を忠実に再現した展示などで来館者に作品世界を体験させる一方、物語やその背景にある歴史・文化、またまちづくりの活動に関する情報提供を行う

情報センターとしての役割を持つ。文学世界と地域の結びつきを可視化する地域アイデンティティ主張の場と言えるだろう。

5 総括

少なくとも当該例に関する限り、博物館と類似の機能を持っていることは否定できない。文学というテーマを通じて地域のアイデンティティを展示する行動には、地域博物館の性格と似たところも見て取れるのだが、これらの施設がはたして博物館という施設に該当するかは疑問も残る。たとえば松山市は「フィールドミュージアム構想」の名の通り、まち全体を「屋根のない博物館」に見立て、「松山ならではの文化性や物語性のある『坂の上の雲』の世界が感じ取れるようなまち」をテーマに景観・交通の整備を行うことで、観光客が市内の観光資源を回遊し物語を発見する回遊型観光地とする（神野 2007）。この構想はエコミュージアムを念頭に置いたものであろうが⁷⁾、地域の継承する歴史・文化を住民の手で保存・活用するエコミュージアムの理念と、以前には存在しなかったアイデンティティを地域に付与するフィールドミュージアム構想のあり方は異なるのではないか。

最終的な目的が地域振興と観光誘致であるこれらの施設には、「ミュージアム」である必然性があったのかという疑問も湧く。地域アイデンティティの主張、地域情報の発信という性格は無論博物館（および博物館類似施設）にも必要なものだが、観光・地域活性化の核である以上、テーマパーク的なアミューズメント施設や複合文化施設などの選択肢も存在したと思われる。

アミューズメント施設の種類に、いわゆる博物館と似た展示機能を有する「〇〇ミュージアム」が存在することは先述したが、これらは文化的レジャーとして中高年層の顧客獲得などを期待される一方、静的な展示を中心とするためにテーマパーク等のアミューズメント施設の中では利用者に訴える魅力が弱いと見なされることもある（井出 1995）。

しかし「ミュージアム」という名称に文化的、または地域における歴史・文化の記録・発信を行う場所というイメージがあり、これが地域のアイデンティティを構成するにあたり大いに力になるのは確かであろう。

ただし、これらの例には次のような問題点も考えられる。

すでに触れたが、第一に挙げられるのは、フィクションである文学作品を地域のアイデンティティとして採用することは歴史・文化的な真正性を損なうことにつながるのではないかという問題である。文学が執筆された時期または舞台となった時代の歴史・風俗・社会情勢といったものとのかけがえが深いことは否定できない。しかし 1000 年以上前の時代を舞台とする源氏物語はその実態が現代に残っておらず、逆に近代を舞台とする坂の上の雲には歴史認識などの問題もつきまとう⁸⁾。

また、文学作品は地域のアイデンティティとして本当に適当なのかという問題もある。この点はまちづくりが実行される以前の段階で話し合われたことと思われるが、小説を地域のアイデンティティとして永続的に採用し続けることは果たして可能なのだろうか。

既に述べたように、両地域には以前から文学を用いた振興活動を行ってきた実績がある。ま

たテーマとなった作品はいずれも現在非常に注目を集めていることも間違いない。

たとえば源氏物語は日本を代表する古典と呼ばれ、教科書等で誰もが一度は接する作品であり、また 2008 年には源氏物語千年期として京都をはじめ全国的にキャンペーンが行われた。一方坂の上の雲が多く読者に支持されるベストセラーであることは先述の通りであって、2009 年にはNHKによるドラマ第 1 期が放映された（2010 年 12 月現在、第 2 部が放映中）。

しかしながら、現在注目を集めている作品が数十年、数百年の後に同じように支持されるかは疑問だと言わざるを得ない。執筆千年といわれる源氏物語も一般に高い評価を受けるようになるのは 1900 年前後のことであり（鈴木 2008）、まして「産経新聞」紙上で連載が開始された 1968 年から数えても 50 年に満たない坂の上の雲は、その危険が大きいといえよう。

一過性の振興運動ならば価値の薄くなったテーマを別のものに差し替えることも不可能ではないが、一度施設が作られてしまっている状況では変更も容易ではない。まして半永久的に活動していくべきミュージアム・博物館の立場から言えば、論外である。

最初に述べたように文学館の示す範囲は広く、文学に関する雑多な施設を纏めて「文学館」と呼んでいる。為にその中で博物館、ミュージアムと呼ばれる施設があっても、博物館施設の用を成していない場合もあるのが現状である

これは博物館全体についても言えることであり、我が国における博物館のイメージは未だ「見世物」「展示会場」の意識を脱却し切れていない部分がある。手軽な「〇〇ミュージアム」が作られる背景には設置者側の、展示施設をもち、モノを並べてさえいけば博物館と称することができるといった考えがあるのではないだろうか。加藤有次が「博物館の今日的解釈からすると、それらのすべてを博物館と呼ぶには、少なからず抵抗なしとしない」と評した事態は（加藤 1996）、未だ是正されていない。

註

- 1) 全国文学館協議会の会則によれば、文学館とは「わが国の文学に関する文献・資料の収集・保管、閲覧、展示等の事業を行っている、またはこうした事業を行おうとしている、施設または組織」である。
- 2) 『日本博物館沿革要覧』（野間教育研究所紀要別冊 1981）によれば、文学関係者の個人を記念・顕彰する試みとしては、1906 年設立の鈴屋遺跡保存会による本居宣長の住居を保存する試みが最も古い。
- 3) 「日本近代文学館の設立趣意」（1992.07）では、資料「手稿・文献・図書・定期不定期刊行物」および関係所物件「遺品・建造物」など。
- 4) 後述する『坂の上の雲』を軸とした 21 世紀のまちづくり」でも、当初は小説でまちおこしができるのかどうか懐疑的な意見が多かったという（中村時広 2008.05）
- 5) これについて北村季吟が『菟芸泥赴』の中で、
（略）浮船の明神手ならひの森などいふ事更にうけられずもとより源氏の作物語なれば其あとあるべきにあらず（略）千年上林浄雪に此故を一巻にかきあらはして橋住と名付て

つかはしつるも二十年計のむかしになりぬ（『新修京都叢書第12巻』）

また黒川道祐は『雍州府志』で

（略）今宇治自り御室至ル田間二十帖ノ跡存ス 或ハ小社ヲ建テ或ハ観音石造ヲ安ス然モ
是皆後人之附託ニテ而之ヲ取ルニ足ラ不ル者カ乎（『新修京都叢書第10巻』）

と述べている。共にフィクションであることを指摘するものだが、逆にこれらの古跡が源氏物語ゆかりのものとして一般の認知を得ていたことを示しているとも言えよう。

- 6) 他に1作品を主題とした施設の例には、神奈川県「TBS 星の王子様ミュージアム」、長野県「池波正太郎真田太平記館」などがある。厳密に言えば文学作品ではないが、青森県「小説「津軽」の像記念館」、香川県「二十四の瞳映画村」なども挙げられよう。
- 7) フィールドミュージアム構想では、坂の上の雲ミュージアムがある松山城周辺の市街地を「センターゾーン」、松山市立子規記念博物館のある道後温泉をはじめとする6つの主要な地域を「サブセンターゾーン」、更に小説ゆかりの地を含む単独の地域資源を「サテライト」と設定するなど、エコミュージアムを意識した用語が使われている。
- 8) 坂の上の雲ミュージアムは、歴史観および政治イデオロギーについて非常に慎重であり、特定のそれに肩入れしない姿勢を示している。

参考文献

加藤有次 1996『博物館学総論』雄山閣

新修京都叢書刊行会 1967『新修京都叢書第6巻』臨川書店

新修京都叢書刊行会 1968『新修京都叢書第10巻』臨川書店

新修京都叢書刊行会 1971『新修京都叢書第12巻』臨川書店

中村稔 1997『文学館感傷紀行』新潮社

林屋辰三郎・藤岡謙二郎編 1973『宇治市史1 古代の歴史と景観』宇治市役所

林屋辰三郎・藤岡謙二郎編 1979『宇治市史5 宇治川東部の生活と環境』宇治市役所

松山市史編集委員会 1997『松山市史第4巻』松山市役所

安藤忠雄 2007.09「近代日本の時代精神を伝える場」『新建築』82-11

安藤徹 2005『『源氏物語』のまち・宇治一史蹟と観光文化』立石和弘・安藤徹編『源氏文化の時空』森話社

井出信雄 1995「カルチャーパークの展開による地域振興戦略」『月刊レジャー産業資料』28巻6号（通号345）

鈴木登美 2008『『源氏物語』と文化共同体：メディア・ジャンル・翻訳』『源氏物語と江戸文化：可視化される雅俗』森話社

神野誠 2007「松山市中心地区：坂の上の雲を軸とした都市観光」『新都市』61巻11号（通号730）

中村時広 2008.05「市長講演『坂の上の雲』のまちづくり」『交流人口を活かしたまちづくり：日本年学会年報 2007』Vol.41

中村哲 2003 「観光におけるマスメディアの影響：映像媒体を中心に」『21世紀の観光学』学
文社

丹羽由一 2007 「『坂の上の雲』のまちづくり：地域ブランド構築の視点から」『地域開発』
517

山崎隆之・十代田朗 2007 「観光まちづくりにおける物語性の援用：松山市『坂の上の雲』
を軸とした21世紀のまちづくり」を事例として『日本観光研究学会第22回全国大会論
文集（2007年12月）』

1999 「宇治市源氏物語ミュージアム」『月刊レジャー産業資料』32-2(389)

(國學院大學大学院博士課程後期)

韓国の博物館関連法律

Museum law in Korea

李 文子

LEE Moonja

1. 韓国の博物館法の流れ

1970年代末、博物館法草案がつくられ、1979年10月国会に提出されたが、10・26事態の勃発で国会が解散されることによって1979年の「博物館法」は制定ができなかった。その後1984年に「博物館法」が制定・公布された。また活発な各種の文化活動と施設拡充等で国民の文化享受権が向上されたが、先進国に比べるとまだ改善しなければならないことが多い中「博物館及び美術館振興法」はこのような現状をふまえ博物館及び美術館の活動を振興させるために設けられた。

博物館関連法律の変化

	制定	廃止
国立博物館職制	1949. 12. 12、法律第 234 号	1961. 1. 16
国立博物館職制	1961. 1. 16、法律第 185 号	
国立民族博物館職制	1949. 12. 12、法律第 235 号	1957. 12. 23、大統領令第 1324 号
国立中央博物館職制	1972. 7. 19、法律第 6290 号	1991. 2. 1、大統領令第 13283 号
博物館法	1984. 12. 31、法律第 3775 号	1991. 11. 30、法律第 4410 号
博物館及び美術館振興法	1991. 11. 30、法律第 4410 号	

1979年10月に国会に提出された「博物館法」(以下“旧「博物館法」”という)と1984年に制定・公布された「博物館法」にはあまり差はない。旧博物館法は19条から構成されており、1984年の「博物館法」は20条から構成されている。1984年「博物館法」では第6条で博物館協会に設置、博物館の設置、運営基準、登録及び取消、準博物館施設の指定と解除、博物館に対する指導と助言に関する事項は文化財保護法による文化財委員会の諮問を求めるようにした。この法律は1991年11月「博物館及び美術館振興法」の制定により廃止されるまで、韓国博物館の中で地方自治団体が設立した公立博物館と民法による法人又は大統領令で定める法人が設立した私立博物館以外の準博物館施設に設置、登録と運営、博物館資料の管理等に関する法的基準であった。

両法の目立つ差は旧「博物館法」では、第5条(学芸職員の配置)の中で、学芸職人に対する資格要件を“学士学位を持つ者で、大学で文化公報部令で定める博物館に関する科目の単位を取得したもの”、“大学で2年以上在学し博物館に関する科目の単位を取得した者で2年以上学芸職人を補

韓国の博物館関連法律

助という職務又はこれ以上のもと文化公報部長官が指定した職務に従事した者”、“文化公報部長官が文化公報部令で定めることによって同等以上の資格があると認定したもの”と限定した。しかし、1984年「博物館法」の第5条（学芸職員の配置）ではただ博物館に置かなければならない学芸職人の資格と養成に関して必要な事項は大統領令で定めると規定しただけである。

2. 博物館及び美術館振興法

博物館及び美術館振興法（以下“振興法”という）は国家を代表する博物館及び美術館として国立中央博物館と国立現代美術館に関する事項と公立博物館及び公立美術館、私立博物館及び私立美術館、大学博物館及び大学美術館の登録・管理運営・指導監督について規定している。1991年制定され、1999年と2007年の全面的な改定が行なわれ現在に至っている。9章32条から構成されているが、2010年6月33条（国立博物館文化財団の設立）が新設され12月施行される予定である。⁽¹⁾

博物館及び美術館振興法の変遷

	法律	施行
1991. 11. 30、制定	第4410号	1992. 6. 1
1993. 3. 6、他法改定	第4541号	1993. 3. 6
1994. 1. 7、他法改定	第4718号	1994. 7. 8
1994. 8. 3、他法改定	第4781号	1994. 8. 3
1996. 12. 30、他法改定	第5193号	1997. 1. 1
1997. 12. 13、他法改定	第5453号	1998. 1. 1
1997. 12. 13、他法改定	第5454号	1998. 1. 1
1999. 2. 8、全部改定	第5928号	2000. 2. 9
2000. 1. 12、一部改定	第6130号	2000. 2. 9
2002. 12. 30、他法改定	第6841号	2003. 10. 1
2003. 5. 29、一部改定	第6904号	2004. 1. 1
2004. 9. 23、他法改定	第7217号	2004. 9. 23
2005. 8. 4、他法改定	第7678号	2006. 8. 5
2006. 9. 27、他法改定	第8014号	2007. 9. 28
2007. 4. 11、全部改定	第8347号	2007. 4. 11
2007. 7. 27、一部改定	第8556号	2007. 7. 27
2008. 2. 29、他法改定	第8852号	2008. 2. 29
2008. 3. 21、他法改定	第8976号	2008. 3. 21
2009. 3. 5、一部改定	第9471号	2009. 6. 6
2009. 6. 9、他法改定	第9763号	2010. 3. 10
2010. 5. 31、他法改定	第10331号	2010. 12. 1
2010. 6. 10、一部改定	第10367号	2010. 12. 11

博物館及び美術館振興法

「施行 2010. 3. 10」 「法律第 9763 号」

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この法は博物館と美術館の設立と運営に関して必要な事項を規定し博物館と美術館を健全に育成することによって文化・芸術・学問の発展と一般公衆の文化享有増進に寄与することを目的とする。

第 2 条 (定義)

この法で使用する用語の意味は次の通りである。(改定 2007. 7. 27、2009. 3. 5)

1. “博物館”とは文化・芸術・学問の発展と一般公衆の文化享有増進に役立つために歴史・考古・人類・民俗・芸術・動物・植物・鉱物・科学・技術・産業等に関する資料を収集・管理・保存・調査・研究・展示・教育する施設をいう。
2. “美術館”とは文化・芸術の発展と一般公衆の文化享有の増進に寄与するために博物館の中で特に書画・彫刻・工芸・建築・写真等美術に関する資料を収集・管理・保存・調査・研究・展示・教育する施設をいう。
3. “博物館資料”とは博物館が収集・管理・保存・調査・研究・展示する歴史・考古・人類・民俗・芸術・動物・植物・鉱物・科学・技術・産業等に関する人間と環境の有形的・無形的証拠物として学問的・芸術的価値がある資料の中で大統領令で定める基準に符合するものをいう。
4. “美術館資料”とは美術館が収集・管理・保存・調査・研究・展示する美術に関する資料で学問的・芸術的価値のある資料をいう。

第 3 条 (博物館・美術館の区分)

①博物館はその設立・運営の主体によって次のように区分する。

1. 国立博物館：国家が設立・運営する博物館
2. 公立博物館：地方自治団体が設立・運営する博物館
3. 私立博物館：「民法」、「商法」、その他の特別法によって設立された法人・団体又は個人が設立・運営する博物館
4. 大学博物館：「高等教育法」によって設立された学校又は他の法律によって設立された大学教育課程の教育機関が設立・運営する博物館

②美術館はその設立・運営の主体によって国立美術館、公立美術館、私立美術館、大学美術館に区分し、その設立・運営の主体に関しては第 1 項各号を準用する。

第 4 条 (事業)

①博物館は次の各号の事業を遂行する。(改定 2007. 7. 27)

1. 博物館資料の収集・管理・保存・展示

韓国の博物館関連法律

2. 博物館資料に関する教育及び専門的・学術的調査・研究
 3. 博物館資料の保存と展示に関する技術的調査・研究
 4. 博物館資料に関する講演会・講習会・映写会・展覧会・展示会・発表会・鑑賞会・探査会・踏査等各種行事の開催
 5. 博物館資料に関する複製と各種刊行物の制作と配布
 6. 国内外他の博物館及び美術館との博物館資料・美術館資料・刊行物・プログラムと情報交換、博物館・美術館学芸士交流等の有機的協力
 7. その他博物館の設立目的を達成するために必要な事業
- ②美術館事業に関しては第1項を準用する。この場合第1号から第5号までの規定中“博物館資料”は“美術館資料”とし、第6号及び第7号中“博物館”は“美術館”とする。

第5条 (適用範囲)

この法は資料館、史料館、遺物館、展示場、展示館、郷土館、教育館、文書館、記念館、保存所、民俗館、民俗村、芸術館、文化の家、野外展示公園及びこれに類似した名称と機能を有している文化施設の中で大統領令で定めることによって文化体育観光部長官が認定する施設にも適用する。ただし、他の法律によって登録した施設は除外する。(改定 2008. 2. 29、2009. 3. 5)

第6条 (博物館・美術館学芸士)

- ①博物館と美術館は大統領令で定めることによって第4条による博物館・美術館事業を担当する博物館・美術館学芸士(以下“学芸士”とする)を置くことができる。
- ②学芸士は1級正学芸士、2級正学芸士、3級正学芸士及び準学芸士に区分し、その資格制度の施行方法及び節次等に必要な事項は大統領で定める。
- ③学芸士は国際博物館協議会の倫理綱領と国際協約を守らなければならない。

第7条 (運営委員会)

- ①第16条により登録した国・公立の博物館と美術館(各地方分館を含む)は専門性の提高と公共施設として効率的運営及び経営合理化のためその博物館又は美術館に運営委員会を置く。
- ②運営委員会の構成と運営に必要な事項は大統領令で定める。

第8条 (財産の寄付)

「民法」、「商法」、その他の特別法により設立された法人・団体及び個人は博物館又は美術館設置、博物館資料又は美術館資料の拡充等博物館又は美術館の設立・運営を支援するために金銭又はその他の財産を博物館又は美術館に寄付することができる。

第9条 (博物館及び美術館振興施策樹立)

- ①文化体育部長官は国・公・私立博物館及び美術館の拡充、地域の核心文化施設として支援・育成・学芸士の養成等博物館及び美術館振興のため基本施策を樹立・施行しなければならない。(改定 2008.

韓国の博物館関連法律

2. 29)

②国立博物館と国立美術館を設立・運営する中央行政機関の長は第1項による基本施策に従って所管博物館と美術館振興計画を樹立・施行しなければならない。

③地方自治団体の長は第1項による基本施策に従って該当地方自治団体の博物館及び美術館振興計画を樹立・施行しなければならない。

第2章 国立博物館と国立美術館

第10条 (設立と運営)

①国家を代表する博物館と美術館として文化体育観光部長官所属に国立中央博物館と国立現代美術館を置く。(改定2008. 2. 29)

②民俗資料の収集・保存・展示とこの体系的な調査・研究のために文化体育観光部長官所属に国立民俗博物館を置く。(改定2008. 2. 29)

③国立中央博物館は第4条第1項の事業以外に次の各号の業務を遂行する。(改定2008. 2. 29)

1. 国内外文化財の保存・管理
2. 国内外博物館資料の体系的な保存・管理
3. 国内他の博物館に対する指導・支援及び業務協助
4. 国内博物館の協力網の構成及び運営
5. その他国家を代表する博物館としての機能遂行に必要な業務

④文化体育観光部長官は文化遺産の均衡のとれた、効率的な収集・保存・調査・研究・展示及び文化享有の均衡的な増進を図るために必要な所に国立中央博物館、国立民俗博物館又は国立現代美術館の地方博物館及び地方美術館を置くことができる。(改定2008. 2. 29)

⑤国立現代美術館は第4条第1項の事業以外第3項各号の業務を遂行する。この場合各号の“博物館”は“美術館”とする。

⑥国立民俗博物館は民俗に関して第4条第1項の事業以外第3項各号の業務を遂行する。この場合各号の“博物館”は“民俗博物館”とする。

⑦国立中央博物館と国立現代美術館及び国立民俗博物館の組織と運営等に必要な事項は大統領令で定める。

⑧国立中央博物館には、館長1名を置き、館長は政務職とする。

第11条 (設立協議)

①中央行政機関の長は所管業務と関連して国立博物館又は国立美術館を設立しようとする時は予め文化体育観光部長官と協議しなければならない。(改定2008. 2. 29)

②第1項の協議に必要な事項は大統領令で定める。

第3章 公立博物館と公立美術館

韓国の博物館関連法律

第12条 (設立と運営)

①地方自治団体は地域社会の博物館資料及び美術館資料の購入・管理・保存・展示及び地域文化発展と地域住民の文化享有権増進のために大統領令で定める節次と基準に従って博物館と美術館を設立することができる。

②第1項による博物館と美術館運営に必要な事項は地方自治団体の条例で定める。

第4章 私立博物館と私立美術館

第13条 (設立と育成)

①法人・団体又は個人は博物館と美術館を設立することができる (改定 2007. 7. 27)

②国家又は地方自治団体は第1項に従って博物館及び美術館の設立を助長し、文化遺産の保存・継承及び暢達と文化享有を増進する基盤施設として支援・育成しなければならない。

③私立博物館と私立美術館は第1条及び第2条による目的と機能に符合できるよう設立・運営しなければならない。

第5章 大学博物館と大学美術館

第14条 (設立と運営)

①「高等教育法」により設立された学校又は他の法律によって設立された大学教育課程の教育機関は教育支援施設として大学博物館と大学美術を設立することができる。

②大学博物館と大学美術館は大学の重要な教育支援施設として評価されなければならない。

③大学博物館と大学美術館は博物館資料と美術館資料を効率的に保存・管理し教育・学術資料と活用できるよう支援・育成されなければならない。

第15条 (業務)

大学博物館と大学美術館は第4条1項の事業以外次の各号の業務を遂行する。

1. 教授と学生の研究と教育活動に必要な博物館資料と美術館資料の収集・整理・管理・保存及び展示
2. 博物館資料又は美術館資料の学術的な調査・研究
3. 教育課程に関する効率的な支援
4. 地域文化活動と社会文化教育に対する支援
5. 国・公立博物館及び美術館、他の博物館及び美術館との交流・協助
6. 博物館及び美術館利用の体系的な指導
7. その他教育支援施設として機遂行に必要な業務

第6章 登録

第16条（登録等）

- ①博物館と美術館を設立・運営しようとする者はその設立目的を達成するために必要な学芸士と博物館資料又は美術館資料及び施設を揃えて大統領令で定めることにより、国立博物館及び美術館は文化体育観光部長官に、公立・私立・大学博物館及び美術館は特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事（以下“市・道事”という）に登録することができる。（改定2009. 3. 5）
- ②第1項によって登録した者が登録事項を変更しようとする時は変更登録をしなければならない。
- ③第1項によって学芸士は博物館資料若しくは美術館資料及び施設に関する登録要件と登録及び変更登録に必要な事項は大統領令で定める。

第17条（登録証と登録表示）

- ①文化体育観光部長官又は市・道知事は第16条第1項により登録申請を受け付けると申請人に博物館登録証又は美術館登録証（以下“登録証”という）を交付する（改定2009. 3. 5）
- ②第1項によって登録証を交付された博物館と美術館は大統領令で定めることに従って屋外看板、各種文書、公報物等に登録表示をしなければならない。

第18条（私立博物館・私立美術館の設立計画承認等）

- ①市・道知事は私立博物館又は私立美術館を設立しようとする者が申請をすると大統領令で定めることによって博物館あるいは美術館設立計画を承認することができる。
- ②第1項によって設立計画を承認された者がその設立計画中大統領令で定める重要な事項を変更しようとするなら市・道知事の変更承認を受けなければならない。
- ③市・道知事は第1項と第2項みよって承認、変更承認をしようとする時は予め第20条第1項各号該当事項の所管行政機関の長と協議しなければならない。
- ④市・道知事は第1項によって設立計画の容認を受けた者の事業推進実績が極めて不良な場合は大統領令で定めることよってその承認を取り消すことができる。
- ⑤市・道知事は第1項・第2項及び第4項によって設立計画を承認あるいは変更承認、承認を取り消した場合は遅滞なく第3項によって協議機関又は利害関係がある者にその事実を知らせなければならない。

第19条（遊休空間の活用）

- ①地方自治団体の長はその自治団体所有の遊休空間を「地方財政法」で定めることよって博物館、美術館又は文化の家など地域文化空間に用途変更して活用することができる。
- ②地方自治団体の長は博物館、美術館又は文化の家等を設立・運営しようとする者が第1項よって遊休空間を貸与することを要請する時は無償で貸与することができる。

第20条（他の法律との関係）

- ①市・道知事が第18条第1項と第2項よって私立博物館又は私立美術館設立計画を承認し、変更承認する場合、同条第3項よって各号の次各号のいずれかに該当する事項に関して所管行政機関

韓国の博物館関連法律

の長と協議した時はそれに該当する許可・認可・指定を得、申告又は協議（以下この条で“許可・認可等”という）をしたことにする。（改定 2008. 3. 21、2009. 6. 9）

1. 「国土の計画及び利用に関する法律」第 56 条第 1 項 1 号及び第 2 号による開発行為の許可、同法第 86 条による都市計画施設事業施行者の指定、同法第 88 条による実施計画の認可
 2. 「道路法」第 34 条による道路工事施行又は維持の許可、同法第 38 条による道路の整容許可
 3. 「水道法」第 52 条による専用上水道の認可
 4. 「下水道法」第 16 条による公共下水道に関する工事又は維持の許可
 5. 「農地法」第 34 条による農地専用に許可及び協議
 6. 「山地管理法」第 14 条及び第 15 条による山地専用許可と山地専用申告、「山林資源の造成及び管理に関する法律」、第 36 条第 1 項・第 4 項による立木、伐採等の許可・申告及び「山林保護法」第 9 条第 1 項及び第 2 項第 1 号・2 号による山林保護区域（山林遺伝子保護区域は除外する）での行為に許可・申告と同法第 11 条第 1 項第 1 号による山林保護区域の指定解除
- ②第 18 条第 1 項による私立博物館又は私立美術館設立計画の承認を得た者がその承認内容を他の目的に用途を変更した場合又は第 22 条による閉館申告をし、第 27 条により登録が取り消しされた場合は第 1 項各号の許可又は認可は取り消しされたことにする。
- ③第 1 項による所管行政機関の長が協議に応ずる場合関連法律で規定したその許可・認可等の基準を違反して協議に応ずることはできない。

第 7 章 管理運営

第 21 条（開館）

第 16 条第 1 項により登録した博物館又は美術館は年間文化体育観光部令で定める日数以上一般公衆が利用できるよう開放しなければならない。（改定 2008. 2. 29）

第 22 条（閉館申告）

- ①登録した博物館又は美術館を運営する者が博物館又は美術館を閉館しようとする時は大統領令で定めることによって文化体育観光部長官又は市・道知事に申告しなければならない。（改正 2009. 3. 5）
- ②文化体育観光部長官又は市・道知事は第 1 項により申告を受け付けた場合はとその登録を取り消さなければならない。（改定 2009. 3. 5）

第 23 条（資料の譲与等）

- ①博物館又は美術館は相互間に博物館資料又は美術館資料を交換・譲与あるいは貸与してその資料の保管を委託することができる。
- ②国家又は地方自治団体は博物館資料又は美術館資料で活用できる資料を「国有財産法」・「地方財政法」又は「物品管理法」により博物館又は美術館に無償又は有償で譲与・貸与し、その資料の保管を委託することができる。

③博物館又は美術館は第2項により博物館資料又は美術館資料を貸与された場合、保管を委託された場合には善良な管理者の義務を果たさなければならない。

④国家又は地方自治団体は第2項により資料の保管を委託する場合には予算の範囲内でその保存・処理及び管理に必要な経費を支援することができる。

第24条 (経費補助等)

①国家又は地方自治団体は第18条第1項によって私立博物館又は私立美術館設立計画承認を得た者には設立に必要な経費を、登録した博物館又は美術館に対しては運営に必要な経費を予算の範囲内で各各補助することができる。

②政府は国営輸送機関による博物館資料又は美術館資料の輸送に関して運賃又はその他の料金を割引し、減税することができる。

③他の法律により設立又は運営に必要な経費等の支援を受けている施設に対しては第1項又は第2項による支援をしないことができる (新設 2009. 3. 5)

第25条 (観覧料と利用料)

①博物館又は美術館は観覧料、その他博物館資料又は美術館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

②公立博物館又は公立美術館の観覧料、その他の博物館資料又は美術館資料の利用に対する対価は地方自治団体の条例で定める。

第8章 指導・監督

第26条 (是正要求と停館)

①文化体育観光部長官又は市・道知事は博物館又は美術館がその施設と管理・運営に関してこの法又は設立目的を違反した時は是正することを要求することができる。 (改定 2009. 3. 5)

②第1項により是正要求をされた博物館又は美術館は正当な事由がない限りそれに従わなければならない。

③文化体育観光部長官又は市・道知事は第1項により是正要求をされた博物館又は美術館が正当な事由なしに従わない場合6ヶ月以内の期間を定め停館を命ずることができる。 (改定 2009. 3. 5)

④文化体育観光部長官又は市・道知事は第1項による是正要求のために必要だと認定するとその施設と管理・運営に関する資料を提出させることができる。 (改定 2009. 3. 5)

第27条 (登録取消)

①文化体育観光部長官又は市・道知事は登録した博物館又は美術館が次の各号いずれかに該当する場合その登録を取り消すことができる。ただし、天災地変又はその他不得意な事由で第3号に該当するようになった場合6ヶ月以内にその事由が解除された場合はそうしない。 (改定 2009. 3. 5)

1. 虚偽又はその他不正な方法で登録した場合

韓国の博物館関連法律

2. 第 16 条第 2 項による変更登録をしなかった場合
 3. 第 16 条 3 項による登録要件を維持することができず第 4 条による事業を遂行することができないと認定される場合
 4. 第 21 条を違反して第 26 条第 1 項による是正要求を受けてもこれに従わない場合
 5. 第 26 条第 3 項による停館命令を受けたにもかかわらず博物館又は美術館を停館しなかった場合
 6. その他この法による博物館又は美術館の設立目的を違反し、博物館資料又は美術館資料を取得・斡旋・仲介・管理した場合
- ②第 1 項により登録が取り消された場合その博物館又は美術館の代表は 7 日以内に登録証を文化体育観光部長官又は市・道知事に返納しなければならない。〈改定 2009. 3. 5〉
- ③第 1 項により博物館又は美術館の登録が取り消されると取り消された日から 2 年以内に取り消された登録事項を再び登録することはできない。

第 28 条 (報告)

- ①第 16 条により登録した国立博物館と美術館の長又は市・道知事毎年大統領令で定めることによつて該当国立博物館と美術館又は管轄博物館と美術館の管理・運営・観覧料と利用料、指導・監督・現状等の運営に現状を翌年 1 月 20 日まで文化体育観光部長官に報告しなければならない。〈改定 2008. 2. 29、2009. 3. 5〉
- ②市・道知事は第 16 条により博物館・美術館の登録又は第 22 条第 2 項又は第 27 条 1 項による登録取り消しの処分をするとその処分の日から 7 日以内に文化体育観光部長官にその事実を報告しなければならない。〈改定 2008. 2. 29〉

第 29 条 (聴聞)

文化体育観光部長官又は市・道知事は次の各号のいずれかに該当する処分をしようとするなら聴聞をしなければならない。〈改定 2009. 3. 5〉

1. 第 18 条第 4 項による設立計画の承認の取消
2. 第 26 条第 3 項による停館命令
3. 第 27 条第 1 項による登録取消

第 9 章 諮問・協力等

第 30 条 (重要事項の諮問)

- ①文化体育観光部長官は次の各号の事項に関して必要な場合「文化財保護法」第 4 条によつて設置された文化財委員会に諮問を求めることができる。〈改定 2008. 2. 29〉
1. 第 9 条第 1 項による博物館と美術館振興のための基本施策
 2. 第 11 条による関係中央行政機関との協議に関する事項
 3. その他博物館又は美術館の振興に関して諮問する必要があると認定される事項
- ②市・道知事は次の各号の事項に関して「文化財保護法」第 71 条第 5 項により該当地方自治団体の

韓国の博物館関連法律

条例により設置された諮問機関又は第32条第1項により設置された博物館協会又は美術館協会に諮問を求めることができる。

1. 第9条第3項による博物館及び美術館振興計画
2. 博物館又は美術館の登録とその取消に関する事項
3. 第18条による私立博物館又は私立美術館の設立計画承認に関する事項
4. その他に博物館又は美術館の振興に関して諮問を求める必要があると認定される事項

第31条 (博物館・美術館協力網)

①文化体育観光部長官は博物館又は美術館に関する資料の効率的な流通・管理及び利用と各種博物館又は美術館の相互協力をはかるための協力体制として次の各号の機能を遂行する博物館・美術館協力網（以下“協力網”という）を構成する。(改定2008. 2. 29)

1. 電算情報体系を通じた資料の流通
2. 博物館資料又は美術館資料の整理・情報処理及び施設等の標準化
3. 統合データベース構築、相互貸与体系構備等博物館又は美術館運営の情報化・効率化
4. その他博物館又は美術館の相互協力に関する事項

②博物館又は美術館はその設立目的を達成するために「地方文化振興法」、「図書館法」及び「文化芸術振興法」により設立された文化院・図書館・文化芸術会館その他の文化施設と協力しなければならない。

③協力網の組織と運営のために必要な事項は大統領令で定める。

第32条 (協会)

①文化体育観光部長官は博物館又は美術館に関する情報資料の交換と業務協助、博物館又は美術館の管理・運営等に関する研究、外国の博物館又は美術館との交流、その他の博物館又は美術館従事者の資質の向上のために必要な場合博物館協会又は美術館協会（以下“協会”という）の法人設立を各各許可することができる。(改定2007. 7. 27、2008. 2. 29)

②国家は第1項による協会の運営に必要な経費を補助することができる。

③協会に関してはこの法に規定されたこと以外は「民法」の中で財団法人の規定を準用する。

第33条 (国立博物館文化財団の設立)

①政府は文化遺産の保存・継承及び利用促進と国民の文化享有増進のために国立文化財団（以下“文化財団”という）を設立する。

②文化財団は法人とする。

③文化財団には定款で定めることによって役員と必要な職員を置く。

④文化財団は次の各号の事業を行なう。

1. 国立博物館公演場運営
2. 文化芸術創作品開発・普及
3. 文化観光商品の開発と製作及び普及

4. 文化商品店、食飲料売店、その他便宜施設の運営
 5. 国家、地方自治団体及び公共機関等から委託された事業
 6. その他文化財団の設立目的に必要な事業
- ⑤文化財団に関してこの法で定めたこと意外には「民法」の中財団法人に関する規定を準用する。
⑥政府は予算の範囲内で文化財団の事業と運営に必要な財政上の支援をすることができる。
⑦政府は文化財団の事業のために必要だと認める場合「国有財産法に関わらず、国有財産を文化財団に無償で貸付し、使用・収益させることができる。〈新設 2010. 6. 10〉

附則

第1条（施行日）

この法は公布6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（国立中央博物館文化財団に関する経過措置）

- ①個の法施行当時「民法」第32条により文化体育観光部長官の許可を受け設立された財団法人国立中央博物館文化財団はこの法施行後1ヶ月以内にこの法による定款を作成し文化体育観光部長官の認可を受けなければならない。
- ②財団法人国立中央博物館財団は第1項による認可を受けた場合はこの法による文化財団の設立登記をしなければならない。
- ③財団法人国立中央博物館文化財団は第2項により設立登記が済んだ場合は「民法」中法人の解散及び清算の規定にも関わらず解散したことにみなす。
- ④この法の施行当時財団法人国立中央博物館文化財団の理事長を含め任職員はこの法による文化財団の任職人とみなし、任員の任期は従前の任命の日から起算する。

〈改定理由〉

国立中央博物館文化財団は文化遺産の保存・継承及び利用促進と国民の文化享有機会増進の等博物館と関連した各種公益事業を遂行しているが、この法ではなく「民法」により設立された財団であるため公益事業の円滑な遂行が困難であるのが現状である。

そこでこの法に国立博物館文化財団の設立のための法的根拠を設け国立博物館講演場の運営、文化芸術創造品の開発・普及及び文化観光商品の開発・制作・普及等の事業を遂行できるようにし、円滑な事業遂行のために政府の財政支援と国有財産の無償貸付・使用・収益を規定することによって国民の多様な文化享有要求に効率的に対応し文化産業の国際競争力確保にも寄与する為である。

附則〈第8347号、2007. 4. 11〉

第1条（施行日）

この法は公布した日から施行する。ただし、第20条第1項第4号の改正規定は2007年9月28日から施行する。

第2条 (施行日に関する経過措置)

附則第1条の但書によって第20条第1項第4号の改定規定が施行される前まではそれに該当する従前の第20条第1項第4号を適用する。

第3条 (処分等に関する一般的経過措置)

この法の施行当時従前の規定による他の行政機関の行為又は行政機関に対する行為はそれに該当する行政機関に行為又は行政機関に対する行為とする。

第4条 (他の法律の改正)

①社会基盤施設に対する民間投資法一部を次のように改定する。

第2条第1号ノ目を次のようにする。

ノ. 「博物館及び美術館振興法」第2条第1号による博物館と美術館

第2条第13号ボ目を次のようにする。

ボ. 「博物館及び美術館振興法」

②相続税及び与税法一部を次のように改定する。

第74条第1項第2号中“博物館及び美術館振興法”を各各“「博物館及び美術館法」”にする。

③租税特例制限法一部を次のように改定する。

第74条第1項第6号中“博物館及び美術館振興法”を“「博物館および美術館法」”にする。

第5条 (他の法令との関係)

この法の施行当時他の法令で従前の「博物館及び美術館振興法」又はその規定を引用した場合、この法の中でそれに該当する規定があるならば従前の規定を代替してこの法あるいはその法の該当規定を引用したことにみなす。

附則 (第8852号、2008. 2. 29) (政府組織法)

第1条 (施行日)

この法は公布した日から施行する。ただし (省略)、附則第6条により改定される法律の中でこの法の施行前に公布されたものの施行日が到来しなかった法律を改定した部分は各各該当の施行日から施行する。

第2条から第5条まで省略

第6条 (他の法律の改正)

①から (258) まで省略

(259) 博物館及び美術館振興法の一部を次のように改定する。

第5条、第9条第1項、第10条第1項・第2項・第4項、第11条第1項、第28条第1項・第2項、第30条第1項、第31条第1項および第32条第1項中“文化観光部長官”を各各“文化体育観光部長官”にする。

第21条中“文化観光部令”を“文化体育観光部令”にする。

(260) から (760) まで省略

第7条省略

韓国の博物館関連法律

附則<第 8976 号、2008. 3. 21> (道路法)

第 1 条 (施行日) この法は公布した日から施行する (但書省略)

第 2 条から第 8 条まで省略

第 9 条 (他の法律の改定)

①から <34> まで省略

<35> 博物館及び美術館振興法一部を次のように改定する。

第 20 条第 1 項第 2 号中 “第 40 条” を “第 38 条” とする。

<36>から<99>まで省略

第 10 条省略

附則<第 9417 号、2009. 3. 5>

第 1 条 (施行日)

この法は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条 (法適用範囲に関する経過措置)

①この法は施行当時他の法律により登録した施設として従前の第 16 条によっても登録した博物館又は美術館に関してはこの法の施行日から 6 ヶ月までは第 5 条及び第 24 条の改定規定にもかかわらずこの法による博物館あるいは美術館とみなし、従前の第 24 条による経費補助等の支援をすることができる。

②文化体育観光部長官又は市・道知事は従前の第 16 条により登録した博物館及び美術館の中この法の施行日から 6 ヶ月が経過した日まで他の法律により登録が取り消されていない施設に関してはこの法による登録を職権で抹消しなければならない。

附則<第 9763 号、2009. 6. 9>

第 1 条 (施行日) この法は公布後 9 ヶ月が経過した日から施行する (但書省略)

第 2 条から第 6 条まで省略

第 7 条 (他の法律の改定)

①から<19>まで省略

<20>博物館及び美術館振興法の一部を次のように改定する。

第 20 条第 1 項第 6 号中 “第 36 条第 1 項・第 4 項及び第 45 条第 1 項・第 2 項による立木伐採等の許可・申告、同法第 46 条第 1 項による保安林の指定解除” を “第 36 条第 1 項・第 4 項による立木・伐採等の許可・申告及び「山林保護法」第 9 条第 1 項及び第 2 項第 1 号・第 2 号による山林保護区域 (山林遺伝資源保護区域は除外する) での行為の許可・申告と同法第 11 条第 1 項第 1 号による山林保護区域の指定解除” とする。

<21>から<61>省略

第 8 条省略

博物館及び美術館振興法施行令

〔施行 2009. 6. 6〕〔大統領令第 21522 号、2009. 6. 4 一部改定〕

第 1 条 (目的)

この令は「博物館及び美術館振興法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 1 条の 2 (博物館資料の基準)

「博物館及び美術館振興法」(以下“法”という)第 2 条第 3 号で“大統領令で定める基準は”次の各号と同じである。

1. 博物館の設立目的達成と法第 4 条の事業遂行のために保存又は活用が可能な証拠物であること
2. 無形的証拠物の場合符号・文字・音声・音響・映像等で表現された資料又は情報であること

第 2 条 (文化施設の認定)

①文化体育観光部長官がこの法第 5 条により法が適用される文化施設を認定する時は法第 4 条第 1 項各号による事業を遂行する目的で設置・運営される動物園又は植物園又は水族館の中で認定しなければならない。〈改定 2008. 2. 29、2009. 6. 4〉

②文化体育観光部長官は第 1 項により法の適用を受ける文化施設を認定する時は、「文化財保護法」による文化財委員会の意見を聞くことができる。〈改定 2008. 2. 29〉

第 3 条 (学芸士資格要件など)

①法第 6 条第 1 項による博物館・美術館学芸士(以下“学芸士”という)資格を取得しようとする者は学芸士の業務の遂行と関連した実務経験等別表 1 の資格要件を備え文化体育観光部長官に資格要件に審査と資格証発給を申請しなければならない。この場合準学芸士資格を取得しようとする者は文化体育観光部長官が実施する準学芸士試験に合格しなければならない。〈改定 2008. 2. 29〉

②文化体育観光部長官は申請人の資格要件を審査した後別表 1 の資格要件を備えた者には資格を交付しなければならない。

③学芸士資格要件の審査、資格証の発給申請と発給等に必要事項は文化体育観光部令で定める。
〈改定 2008. 2. 29〉

第 4 条 (準学芸士試験)

①第 3 条第 1 項後段による準学芸士試験は年 1 回実施することを原則とする。〈改定 2008. 2. 29、2009. 1. 14〉

②第 1 項による準学芸士試験の方法は筆記試験によって共通科目は選択式に、選択科目は記述式に施行する。

③準学芸士試験科目は次の各号と同じ。

1. 共通科目：博物館学及び外国語(英語・仏語・独語・日語・中国語・漢文・スペイン語・ロシア

韓国の博物館関連法律

語及びイタリア語中1科目選択)

2. 選択科目：考古学・美術史学・芸術学・民俗学・書紙学・韓国史・人類学・自然史・科学史・文化史・保存科学及び展示企画論中2科目選択)

④準学芸士試験は毎科目100点満点を基準にして科目40点以上と全科目平均60点以上を得点した者を合格者とする。

⑤準学芸士試験に願書提出と合格証発給、その他の実施にあたって必要な事項は文化体育観光部令で定める。(改定 2008. 2. 29)

第5条 (学芸士運営委員会)

文化体育観光部長官は第3条による学芸士資格要件の審査又はその他の学芸士制度の施行に必要な事項を審議するためにその所属に博物館・美術館学芸士運営委員会を構成することができる。(改定 2008. 2. 29)

第6条 (博物館・美術館運営委員会)

①法第7条第1項により登録した国公立博物館又は美術館に置く博物館・美術館運営委員会(以下“運営委員会”とする)は委員長1名を含め10名以上15名以内の委員で構成する。

②運営委員会の委員長は委員の中で互選する。

③運営委員会の委員は該当博物館・美術館が所在地域の文化・芸術界の人士の中でその博物館・美術館の長が委嘱する者とその博物館・美術館の長になる。

④運営委員会は次の各号の事項を審議する。

1. 博物館・美術館の運営と発展のための基本方針に関する事項
2. 博物館・美術館の運営改善に関する事項
3. 博物館・美術館の後援に関する事項
4. 他の博物館・美術館と各種文化施設との業務協力に関する事項

第7条 (協議)

①中央行政機関の長はこの法第11条第2項により国立博物館又は国立美術館を設立する時は次の各号の書類を添付し、文化体育観光部長官に協議を要請しなければならない。(改定 2008. 2. 29)

1. 事業計画書
2. 施設の明細書及び平面図
3. 博物館資料及び美術館資料内訳書
4. 組織及び定員

②地方自治団体の長は法第12条第1項により公立博物館又は公立美術館を設立しようとする時は第1項の各号の書類を添付し文化体育観光部長官に協議を要請しなければならない。(改定 2008. 2. 29)

第8条 (登録申請等)

韓国の博物館関連法律

①法第16条第1項により博物館または美術館を登録しようとする者は登録申請書に次の各号の書類を添付し国立博物館及び美術館は文化体育観光部長官に、公立・私立・大学博物館及び美術館は管轄特別市長・広域市長・道知事又は特別自治道知事（以下“市・道知事”という）に提出（電子文書による提出を含む）しなければならない。〈改定 2007. 12. 31、2009. 6. 4〉

1. 施設明細書
2. 博物館資料及び美術館資料の目録
3. 学芸士名簿
4. 観覧料及び資料の利用料

②文化体育観光部長官又は市・道知事は第1項により登録をすると法第17条第1項により文化体育観光部令で定める登録証を発給しなければならない。〈改定 2008. 2. 29、2009. 6. 4〉

第9条（変更登録）

①法第16条第2項により登録事項を変更しようとする者はその登録事項が変更された日から14日以内に変更登録申請書に文化体育観光部令で定める具備書類を添付し文化体育観光部長官・市・道知事に提出（電子文書による転出を含む）しなければならない。〈改定 2007. 12. 31、2008. 2. 29、2009. 6. 4〉

②文化体育観光部長官又は市・道知事は第1項により変更登録をすると変更された登録証を発給しなければならない。〈改定 2009. 6. 4〉

第10条（登録要件）

法第16条第3項による博物館又は美術館の登録は博物館又は美術館の所蔵資料、施設規模等により第1種博物館又は美術館、第2種博物館又は美術館に区分し登録するが、各各の登録要件は別表2と同じである。

第11条（登録表示）

第8条第2項により登録証を交付された博物館又は美術館は法第17条第2項により屋外看板等に“文化体育観光部長官又は〇〇市・道登録第〇〇号”を表示しなければならない。

〈改定 2009. 6. 4〉

第12条（私立博物館又は私立美術館の設立計画承認申請）

①法第18条第1項により私立博物館又は私立美術館の設立計画の承認を受けようとする者は設立計画承認申請書に次の各号の書類を添付し市・道知事に提出（電子文書を含む）しなければならない。

〈改定 2007. 12. 31〉

1. 事業計画書
2. 土地の調書（位置・地番・地目・面積・所有権外の権利明細、所有者の姓名・住所・地上権・地域圏・傳賃権・抵当権・使用貸借・土地に関するその他の権利を持つ者の姓名・住所を書くこと）
3. 建物の調書（位置・大地地番・建物構造・床面積・延面積、所有権外の権利明細、所有者の姓名・

韓国の博物館関連法律

住所、建物に関するその他の権利を持つ者の姓名・住所を書くこと)

4. 位置図
5. 概略設計図
6. 博物館資料・美術館資料の目録と内訳書

②法第18条第2項により設立計画の変更承認を受けようとする者は設立計画変更承認申請書に文化体育観部令で定める書類を添付し市・道知事に提出（電子文書による提出を含む）しなければならない。〈改定 2007. 12. 31、2008. 2. 29〉

第13条（重要事項の変更）

法第18条第2項で“大統領令で定める重要な事項”とは承認された該当設立計画の中で下記のいずれかに該当する事項をいう。

1. 博物館・美術館の名称及び別表2による種類・類型
2. 博物館・美術館の設立位置及び面積
3. 展示室・野外展示場又は収蔵庫施設の位置及び面積
4. 展示室・野外展示場又は収蔵庫施設を除外した施設的面積（該当面積の10分の1以上の面積を変更する場合に限定する）
5. 事業施行期間（該当事業期間を3ヶ月以上延長する場合に限定する）

第14条（設立計画承認等の協議）

①市・道知事は法第18条第3項により所管行政機関の長に設立計画承認又は変更承認の協議を要請する時には各第12条第1項又は同条第2項による書類の写しを添付しなければならない。

②第1項により協議の要請を受けた所管行政機関は特別な事由がない場合協議要請を受けた日から30日以内に意見を知らせなければならない。

第15条（設立計画承認の取消）

法第18条第4項により市・道知事は第12条による設立計画の承認又は変更承認を受けた者がその承認内容を1年以内に推進しない場合、正当な事由なしで6ヶ月以上事業推進を中断した場合是正を命ずることができ、是正命令に従わない場合はその承認を取り消すことができる。

第16条（貸館及び便宜施設）

①登録した博物館又は美術館は必要な場合その設立目的に支障を及ぼさない範囲内でその施設の一部を貸館することができる。その場合貸館日数は法第21条による年間開放日数の3分の1を超過することはできない。

②登録した博物館又は美術館はその設立目的を達成するために必要な範囲内で売店・記念品販売所、その他の便宜施設を設置し運営することができる。

第17条（閉館申告）

韓国の博物館関連法律

登録した博物館又は美術館を閉館した者は法第22条第1項により閉館直ちに閉館申告書に登録証を添付し文化体育観光部長官又は市・道知事に申告しなければならない。〈改定 2009. 6. 4〉

第18条（是正要求及び停館）

①文化体育観光部長官又は市・道知事は法第26条第1項により是正を要求しようとする時は該当博物館又は美術館に違反した内容、是正する事項と是正期限等を明確にし書面で知らせなければならない。〈改定 2009. 6. 4〉

②文化体育観光部長官又は市・道知事は法第26条3項により停館を命じる時はその事項と停館期間等を明確にし書面で知らせなければならない。〈改定 2009. 6. 4〉

第19条（公告）

文化体育観光部長官又は市・道知事は次の各号の事項が発生した場合は7日以内に公告しなければならない。〈改定 2009. 6. 4〉

1. 法第16条第1項による博物館又は美術館の登録
2. 法第18条第1項による私立博物館又は私立美術館設立計画の承認
3. 法第18条第4項による私立博物館又は私立美術館の設立計画承認の取消
4. 法第27条第1項による博物館又は美術館登録の取消

第20条（協力網構成等）

①法第31条第1項により博物館・美術館協力網は博物館協力網と美術館協力網に区分する。

②博物館協力網と美術館協力網は各各中央館と地域代表館を置くが、博物館協力網の中央館は国立中央博物館と国立民俗博物館が、美術館協力網の中央館は国立現代美術館になり博物館協力網と美術館協力網の地域代表館は市・道知事が指定し中央館に知らせなければならない。

③文化体育観光部長官は法第31条第1項により博物館・美術館協力網の機能を効率的に遂行するために協力網運営計画を樹立し施行することができる。

附則<第20253語、2007. 9. 10>

第1条（施行日）この令は公布した日から施行する。

第2条（他の法令との関係）この令は当時他の令で従前の「博物館及び美術館施行令」又はその規定を引用した場合この令の中でそれに該当する規定がある時は従前の規定を代替してこの令又はこの令の該当規定を引用したことにみなす。

附則<第20506号、2007. 12. 31>（電子的業務処理の活性化のため国有財産法施行令等一部改定）
この令は公布した日から施行する。

附則<第20676号、2008. 2. 29>（文化体育観光部とその所属機関職制）

第1条（施行日）この令は公布した日から施行する。

韓国の博物館関連法律

第2条から第4条まで省略

第5条（他の法令の改定）

①から<36>まで省略

<37>博物館及び美術館施行令の一部を次のように改定する。

第2条第1項・第2項、第3条第1項前段及び後段・第2項、第4条第1項後段、第5条、第7条第1項各号以外の部分・第2項、第20条第3項の中“文化観光部長官”を各各“文化体育観光部長官”にする。

第3条第3項、第4条第5項、第8条第2項、第9条第1項、第12条第2項の中“文化観光部令”を各各“文化体育観光部令”にする。

附則<第21261号、2009. 1. 14>

この令は公布した日から施行する。

附即<第21522号、2009. 6. 4>

この令は公布した日から施行する。

博物館及び美術館施行規則

「施行 2009. 6. 6」 「文化体育観光部令第 35 号、2009. 6. 3 一部改定」

第 1 条 (目的)

この規則は「博物館及び美術館振興法」と同法施行令で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条 (学芸士資格要件審査及び資格証発給申請書等)

①「博物館及び美術館振興法」(以下“法”という)第 6 条第 1 項と同法施行令(以下“令”という)第 3 条第 1 項による博物館・美術館学芸士(以下“学芸士”という)の等級別資格を取得しようとする者は別紙第 1 号の書式の学芸士資格要件審査及び資格証発給申請書に次の各号の書類の中で該当書類と証明写真 2 枚を添付し文化体育観光部長官に提出しなければならない<改定 2008. 3. 6>

1. 該当機関で発給した在職経歴証明書及び実務経歴確認書
2. 学芸士資格写し
3. 最終学校卒業証明書
4. 最終学校学位証写し

②第 1 項第 1 号による在職経歴証明書と実務経歴確認書は各各別紙第 2 号書式と別紙第 3 号書式に従う。

③令第 3 条第 2 項による学芸士資格証は別紙第 4 号の書式に従う。

第 3 条 (願書及び手数料)

①令第 4 条第 1 項による準学芸士試験に応試しようとする者は別紙第 5 号書式の準学芸士試験応募願書を作成し文化体育観光部長官に提出しなければならない。<改定 2008. 3. 6、2008. 8. 27>

1. 削除<2008. 8. 27>
2. 削除<2008. 8. 27>

②準学芸士試験に応試しようとする者は文化体育観光部長官が定めることに従い応募手数料を出さなければならない。<改定 2008. 8. 27>

第 4 条 (博物館・美術館学芸士運営委員会構成及び運営)

①令第 5 条による博物館・美術館学芸士運営委員会は博物館・美術館及び学界等の人士の中で文化体育観光部長官が委嘱する 10 名以内の委員で構成する。<改定 2008. 3. 6>

②第 1 項による博物館・美術館学芸士運営委員会は次の各号の事項を審議する。

1. 準学芸士試験の基本方向
2. 学芸士資格取得申請者の等級別学芸士資格要件の審査
3. 令別表 1 による経歴認定対象機関の認定
4. 削除<2009. 6. 3>

韓国の博物館関連法律

第5条（登録申請等）

①令第8条第1項による博物館又は美術館登録申請書は別紙第6号書式に従い、登録申請書に添付する書類の書式は次の各号の通りである。

1. 施設明細書：別紙第7号書式
2. 博物館資料又は美術館資料の目録：別紙第8号書式
3. 学芸士名簿：別紙第9号書式
4. 観覧料及び資料の利用料：別紙第10号書式

②令第8条第2項による博物館又は美術館登録証は別紙第11号書式に従う。

第6条（変更登録申請書等）

①令第9条第1項による変更登録申請書は別紙第6号書式に従う。

②令第9条第1項で“文化体育観光部令で定める具備書類”とは次の各号の書類をいう。〈改定 2008. 3. 6〉

1. 登録証（博物館・美術館の名称、所在地、設立者及び代表者の姓名・住所が変更になった場合で定める）
2. 登録事項の変更を証明する書類1部（施設明細書、博物館資料又は美術館資料の目録、学芸士名簿、観覧料及び資料の利用料が変更になった場合は2部）

第7条（私立博物館又は私立美術館設立計画承認申請書）

①令第12条による私立博物館又は私立美術館の設立計画承認申請書と設立計画変更申請書は別紙第12号書式に従う。

②令第12条第2項で“文化体育観光部令で定める書類”とは設立計画承認事項の変更を証明する書類をいう。〈改定 2008. 3. 6〉

第8条（開放日数）

法第16条第1項により登録した博物館又は美術館は法第21条により年間90日以上開放し、1日開放時間は4時間以上でなければならない。

第9条（閉館申告）

令第17条による博物館又は美術館の閉館申告書は別紙第13号書式に従う。

第10条（登録博物館及び登録美術館の運営現状報告書）

法第28条による登録博物館及び登録美術館の運営現状報告書は別紙第14号書式に従う。

附則<第169号、2007. 9. 19>

この規則は公布した日から施行する。

韓国の博物館関連法律

附則<第1号、2008. 3. 6> (文化体育観光部とその所属機関職制施行規則)

第1条 (施行日) この規則は公布した日から施行する。

第2条 省略

第3条 (他の法令の改定)

①から⑬まで省略

⑭博物館及び美術館振興法施行規則一部を次のように改定する。

第2条第1項各号の以外の部分、第3条第1項各号以外の部分、第4条第1項の中“文化観光部長官”を各各“文化体育観光部長官”にする。

第6条第2項各号の以外の部分及び第7条第2項の中“文化観光部令”を各各“文化体育観光部令”にする。

別紙第1号書式第1ページ、別紙第4号書式、別紙5号書式前の部分、別紙第14号書式第1頁の中“文化観光部長官”を各各“文化体育観光部長官”にする。

⑮から<24>まで省略

附則<第14号、2008. 8. 27>

この規則は公布した日から施行する。

附則<第35号、2009. 6. 3>

この規則は2009年6月6日から施行する。

(國學院大學大学院後期課程)

渡金双龍文

表紙の図案は、古墳時代の大刀の把頭である。
双龍環より取材し、博物館学研究室のシンボルマーク
として使用する目的で、デフォルメしたものである。

國學院大學

博物館學紀要 第35輯

発行日 平成23年3月31日

発行所 〒150-8440 東京都渋谷区東4-10-28

電話 (03) 5466-0268 (直通)

國學院大學博物館学研究室

編集権代表者 青木 豊

印刷 有限会社 ト レ ス

國學院大學
博物館學紀要

2010年度 第35輯

目次

平成21年度文部科学省「組織的な大学改革推進プログラム」 採択による高度博物館学教育に至る経緯と実践	青木 豊	1
千葉県博物館設置構想の推進と現状	前川 公秀	19
山高信離とその仕事 —博物館長になった旗本—	小寺 瑛広	39
宮本馨太郎先生と博物館学	落合 知子	63
資料の伝統的保存法 —曝書・曝涼を中心に—	大谷 歩	71
卷子本展示序論	河合 奈々瀬	83
教育普及活動と特殊ボランティア育成の試み —特に鉄砲隊と武者行列を通して—	小西 雅徳	97
野外博物館再考 —「遺跡・史跡野外博物館」と「民家野外博物館」の峻別—	齊藤 千秋	123
野外博物館のバリアフリーについての—考察—	中村 千恵	133
ミュージアム・コンサートに関する—考察—	松林 有紀	145
地域振興と文学館	渡邊 真衣	157
韓国の博物館関連法律	李 文子	167